

有価証券報告書

(2015年度) 自 2015年4月1日
至 2016年3月31日

ソニー株式会社

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年6月17日
【事業年度】	2015年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）
【会社名】	ソニー株式会社
【英訳名】	SONY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 平井 一夫
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 村上 敦子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 村上 敦子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

【目次】

表紙	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 沿革	3
3 事業の内容	5
4 関係会社の状況	9
5 従業員の状況	15
第2 事業の状況	16
1 業績等の概要	16
2 生産、受注及び販売の状況	16
3 対処すべき課題	16
4 事業等のリスク	18
5 経営上の重要な契約等	32
6 研究開発活動	32
7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	36
第3 設備の状況	63
1 設備投資等の概要	63
2 主要な設備の状況	64
3 設備の新設、除却等の計画	68
第4 提出会社の状況	69
1 株式等の状況	69
(1) 株式の総数等	69
(2) 新株予約権等の状況	70
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	94
(4) ライツプランの内容	94
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	94
(6) 所有者別状況	95
(7) 大株主の状況	96
(8) 議決権の状況	97
(9) ストック・オプション制度の内容	98
2 自己株式の取得等の状況	105
3 配当政策	106
4 株価の推移	106
5 役員の状況	107
6 コーポレート・ガバナンスの状況等	113
第5 経理の状況	124
1 連結財務諸表等	125
(1) 連結財務諸表	125
(2) その他	207
2 財務諸表等	209
(1) 財務諸表	209
(2) 主な資産及び負債の内容	226
(3) その他	226
第6 提出会社の株式事務の概要	227
第7 提出会社の参考情報	228
1 提出会社の親会社等の情報	228
2 その他の参考情報	228
第二部 提出会社の保証会社等の情報	230
[監査報告書]	

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
決算年月		2012年3月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月
売上高及び営業収入	百万円	6,493,083	6,795,504	7,767,266	8,215,880	8,105,712
営業利益（損失）	百万円	△65,663	226,503	26,495	68,548	294,197
税引前利益（損失）	百万円	△80,911	242,084	25,741	39,729	304,504
当社株主に帰属する当期純利益（損失）	百万円	△455,038	41,540	△128,369	△125,980	147,791
包括利益（損失）	百万円	△426,469	325,798	121,978	34,317	△44,915
純資産額	百万円	2,481,658	2,672,004	2,783,141	2,928,469	3,124,410
総資産額	百万円	13,299,691	14,211,033	15,333,720	15,834,331	16,673,390
1株当たり純資産額	円	2,016.61	2,168.62	2,163.63	1,982.54	1,952.79
基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益（損失）	円	△453.42	41.32	△124.99	△113.04	119.40
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益（損失）	円	△453.42	38.79	△124.99	△113.04	117.49
自己資本比率	%	15.2	15.4	14.7	14.6	14.8
自己資本利益率	%	△19.9	2.0	△5.8	△5.5	6.2
株価収益率	倍	—	39.7	—	—	24.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	516,305	476,165	664,116	754,640	749,089
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△882,886	△705,280	△710,502	△639,636	△1,030,403
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	260,570	88,528	207,877	△263,195	380,122
現金・預金及び現金同等物 期末残高	百万円	894,576	826,361	1,046,466	949,413	983,612
従業員数	人	162,700	146,300	140,900	131,700	125,300

- (注) 1 当社及び当社の連結子会社（以下「ソニー」）の連結経営指標等は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法（以下「米国会計原則」）によって作成されています。
- 2 2011年度、2013年度及び2014年度の株価収益率については、1株当たり当社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載していません。
- 3 売上高及び営業収入には、消費税等は含まれていません。
- 4 純資産額は米国会計原則にもとづく資本合計を使用しています。
- 5 1株当たり純資産額、自己資本比率及び自己資本利益率は、当社株主に帰属する資本合計を用いて算出しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
決算年月		2012年 3月	2013年 3月	2014年 3月	2015年 3月	2016年 3月
売上高	百万円	2,572,123	2,101,015	2,187,566	2,072,735	2,064,233
経常利益又は経常損失(△)	百万円	△86,863	△109,553	△9,793	181,389	165,856
当期純利益又は当期純損失(△)	百万円	△166,963	38,610	△24,599	12,509	205,164
資本金	百万円	630,923	630,923	646,654	707,038	858,867
発行済株式総数	千株	1,004,638	1,011,950	1,044,708	1,169,773	1,262,494
純資産額	百万円	1,828,265	1,870,921	1,875,044	2,020,956	2,482,659
総資産額	百万円	3,861,163	3,862,596	4,060,142	3,849,826	3,690,139
1株当たり純資産額	円	1,810.11	1,838.39	1,784.82	1,718.35	1,957.61
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	円 (円)	25.00 (12.50)	25.00 (12.50)	25.00 (12.50)	— (—)	20.00 (10.00)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	円	△166.37	38.40	△23.95	11.22	165.75
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	36.06	—	10.70	163.10
自己資本比率	%	47.0	48.1	45.9	52.2	66.9
自己資本利益率	%	△8.7	2.1	△1.3	0.6	9.2
株価収益率	倍	—	42.8	—	284.3	17.5
配当性向	%	—	65.2	—	—	12.3
従業員数	人	16,576	15,531	14,642	12,286	10,511

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 2011年度及び2013年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載していません。

3 2014年度は配当を実施していないため、配当性向は記載していません。

2 【沿革】

年月	経過
1946年5月	電気通信機及び測定器の研究・製作を目的とし、東京都中央区日本橋に資本金19万円をもって東京通信工業㈱を設立。
1947年2月	本社及び工場を東京都品川区に移転。
1955年8月	東京店頭市場に株式公開。
1958年1月	社名をソニー㈱と変更。
12月	東京証券取引所上場。
1960年2月	米国にSony Corporation of Americaを設立。
1961年6月	米国でADR（米国預託証券）を発行。
1968年3月	米国CBS Inc.との合弁により、シービーエス・ソニーレコード㈱を設立（当社50%出資）。（1988年1月 当社100%出資、1991年4月 ㈱ソニー・ミュージックエンタテインメントに社名変更）
1970年9月	ニューヨーク証券取引所上場。
1979年8月	米国 The Prudential Insurance Co. of Americaとの合弁により、ソニー・ブルーデンシャル生命保険㈱を設立（当社50%出資）。（1991年4月 ソニー生命保険㈱に社名変更、1996年3月 当社100%出資）
1984年7月	ソニーマグネスケール㈱の株式を東京証券取引所市場第二部に上場。（1996年10月 ソニー・プレジジョン・テクノロジー㈱に社名変更、2004年4月 ソニーマニュファクチュアリングシステムズ㈱に社名変更、2012年4月 ソニーイーエムシーエス㈱（2016年4月 ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ㈱に社名変更）と統合）
1987年7月	ソニーケミカル㈱（2006年7月 ソニー宮城㈱と統合し、ソニーケミカル&インフォメーションデバイス㈱に社名変更、2012年10月 デクセリアルズ㈱に社名変更）の株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
1988年1月	米国CBS Inc.のレコード部門であるCBS Records Inc.を買収。（1991年1月 Sony Music Entertainment Inc.に社名変更、2008年12月 Sony Music Holdings Inc.に社名変更）
1989年11月	米国Columbia Pictures Entertainment, Inc.を買収。（1991年8月 Sony Pictures Entertainment Inc.に社名変更）
1991年11月	㈱ソニー・ミュージックエンタテインメントの株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
1993年11月	㈱ソニー・コンピュータエンタテインメント（2016年4月 ㈱ソニー・インタラクティブエンタテインメントに社名変更）を設立。
1994年4月	事業本部制を廃止し、新たにカンパニー制を導入。
1997年6月	執行役員制を導入。
1999年4月	カンパニーを統合・再編し、新たにネットワークカンパニー制を導入。
2000年1月	上場子会社3社（㈱ソニー・ミュージックエンタテインメント、ソニーケミカル㈱（現：デクセリアルズ㈱）、ソニー・プレジジョン・テクノロジー㈱（現：ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ㈱））を株式交換により完全子会社化。（2012年9月 ソニーケミカル&インフォメーションデバイス㈱（現：デクセリアルズ㈱）を含むケミカルプロダクツ関連事業を㈱日本政策投資銀行に売却）
2001年4月	組立系設計・生産プラットフォーム会社ソニーイーエムシーエス㈱（現：ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ㈱）を設立。 半導体設計・生産プラットフォーム会社ソニーセミコンダクタ九州㈱（2011年11月 ソニー白石セミコンダクタ㈱と統合し、ソニーセミコンダクタ㈱に社名変更、2016年4月 ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング㈱に社名変更）を設立。
10月	Telefonaktiebolaget LM Ericsson（以下「エリクソン」）とソニー㈱の携帯電話端末事業における合弁会社Sony Ericsson Mobile Communications AB（以下「ソニー・エリクソン」）を設立（当社50%出資）。（2012年2月 当社100%出資、Sony Mobile Communications ABに社名変更）
2002年10月	上場子会社アイワ㈱を株式交換により完全子会社化（2002年12月 吸収合併）。
2003年6月	委員会等設置会社へ移行。

年月	経過
2004年4月	ソニーフィナンシャルホールディングス(株) (以下「SFH」。ソニー生命保険(株)、ソニー損害保険(株)及びソニー銀行(株)を子会社とする持株会社) を設立。(2007年10月 SFHの株式を東京証券取引所市場第一部に上場)
	Samsung Electronics Co., Ltd. (以下「Samsung」) と液晶ディスプレイパネル製造を行う合弁会社 S-LCD Corporationを設立(当社50%マイナス1株出資)。(2012年1月 ソニーが保有する持分全てをSamsungに売却)
8月	ソニーの海外音楽制作事業において、Bertelsmann AGと合弁会社 SONY BMG MUSIC ENTERTAINMENTを設立(当社50%出資)。(2008年10月 当社100%出資、2009年1月 Sony Music Entertainmentに社名変更)
2005年4月	Sony Corporation of America及び米国の複数投資家グループなどからなるコンソーシアムが Metro-Goldwyn-Mayer Inc. を買収。
10月	ネットワークカンパニー制を廃止し、事業本部・事業グループなどからなる新組織を導入。
12月	ソニーコミュニケーションネットワーク(株) (2006年10月 ソネットエンタテインメント(株)に社名変更、2013年7月 ソネット(株)に社名変更) の株式を東京証券取引所マザーズに上場。
2007年2月	本社を東京都港区に移転。
2008年1月	ソネット(株)が東京証券取引所マザーズから市場第一部へ市場変更。 (2013年1月 ソネット(株)につき、公開買付による株式の取得及び株式交換を経て、完全子会社化)
2013年4月	オリンパス(株)と医療事業における合弁会社ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ(株)を設立。(当社51%出資)
2014年7月	ソニーがVAIOブランドを付して運営するPC事業を、ソニーから日本産業パートナーズ(株)に譲渡。

3 【事業の内容】

ソニーは、2015年度の組織変更にもとまない、主にその他分野及びデバイス分野を従来構成していた事業を再編し、業績報告におけるビジネスセグメント区分の変更を行いました。この再編に関連して、従来のその他分野に含まれていた日本のディスク製造事業を音楽分野に、ソネット株式会社及びその子会社をモバイル・コミュニケーション（以下「MC」）分野にそれぞれ統合しました。また、従来のデバイス分野に含まれていた純正車載オーディオ機器をホームエンタテインメント&サウンド（以下「HE&S」）分野に移管しました。さらに、担当執行役の変更にもとまない、従来のその他分野に含まれていた医療事業をイメージング・プロダクツ&ソリューション（以下「IP&S」）分野に統合しました。以上のセグメント変更にもとまない、各分野の過年度の売上高及び営業収入ならびに営業利益（損失）を当年度の表示に合わせて組替再表示しています。

ソニーは、MC、ゲーム&ネットワークサービス（以下「G&NS」）、IP&S、HE&S、デバイス、映画、音楽、金融及びその他の事業から構成されており、セグメント情報はこれらの区分により開示されています。MC分野では、主として携帯電話の製造・販売、インターネット関連サービス事業などを行っています。G&NS分野には、主として家庭用ゲーム機の製造・販売、ネットワークサービス事業、ソフトウェアの制作・販売などが含まれます。IP&S分野には、主としてデジタルイメージング・プロダクツ事業、プロフェッショナル・ソリューション事業、医療事業が含まれます。HE&S分野には、主としてテレビ事業、オーディオ・ビデオ事業が含まれます。デバイス分野には、主として半導体事業、コンポーネント事業が含まれます。映画分野では主として映画製作、テレビ番組制作、メディアネットワーク事業を行っています。音楽分野では主として音楽制作、音楽出版、映像メディア・プラットフォーム事業を行っています。金融分野では主として日本市場における個人向け生命保険及び損害保険を主とする保険事業ならびに日本における銀行業を行っています。その他分野は、海外のディスク製造事業、PC事業等の様々な事業活動から構成されています。ソニーの製品及びサービスは、一般的にはそれぞれのオペレーティング・セグメントにおいて固有のものであります。

2016年3月31日現在の子会社数は1,327社、関連会社数は110社であり、このうち連結子会社（変動持分事業体を含む）は1,297社、持分法適用会社は102社です。

なお、当社の連結財務諸表は米国会計原則にもとづいて作成しており、関係会社の情報についても米国会計原則の定義にもとづいて開示しています。「第2 事業の状況」及び「第3 設備の状況」においても同様です。

MC、G&NS、IP&S、HE&S、デバイス、映画、音楽、金融及びその他の各分野の事業内容ならびに主要会社は次のとおりです。

事業区分及び主要製品		主要会社
モバイル・コミュニケーション		
	携帯電話 インターネット関連サービス事業	ソニーモバイルコミュニケーションズ㈱ ソネット㈱ Sony Mobile Communications AB Beijing SE Potevio Mobile Communications Co., Ltd.
ゲーム&ネットワークサービス		
	ゲーム機 ソフトウェア ネットワークサービス事業	㈱ソニー・コンピュータエンタテインメント Sony Computer Entertainment America LLC Sony Computer Entertainment Europe Limited Sony Network Entertainment International LLC Sony Network Entertainment Europe Limited
イメージング・プロダクツ&ソリューション		
デジタル イメージング・ プロダクツ	コンパクトデジタルカメラ ビデオカメラ レンズ交換式一眼カメラ	当社、ソニーイーエムシーエス㈱ ソニーマーケティング㈱ Sony Electronics Inc. Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd. Sony Europe Limited Sony Technology (Thailand) Co., Ltd. 索尼（中国）有限公司 索尼数字产品（无锡）有限公司 上海索広電子有限公司
プロフェッショナル・ ソリューション	放送用・業務用機器	当社、ソニーイーエムシーエス㈱ ソニービジネスソリューション㈱ Sony Electronics Inc. Sony Europe Limited 索尼（中国）有限公司 上海索広映像有限公司
メディカル	医療用・研究用機器	当社、ソニーイーエムシーエス㈱ ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ㈱
ホームエンタテインメント&サウンド		
テレビ	液晶テレビ	当社、ソニーイーエムシーエス㈱ ソニービジュアルプロダクツ㈱ ソニーマーケティング㈱ Sony Electronics Inc. Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd. Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd. Sony Europe Limited 索尼（中国）有限公司 上海索広映像有限公司
オーディオ・ ビデオ	家庭用オーディオ ブルーレイディスクプレーヤー ／レコーダー メモリ内蔵型携帯オーディオ	当社、ソニーイーエムシーエス㈱ ソニービデオ&サウンドプロダクツ㈱ ソニーマーケティング㈱ Sony Electronics Inc. Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd. Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd. Sony Europe Limited 索尼（中国）有限公司

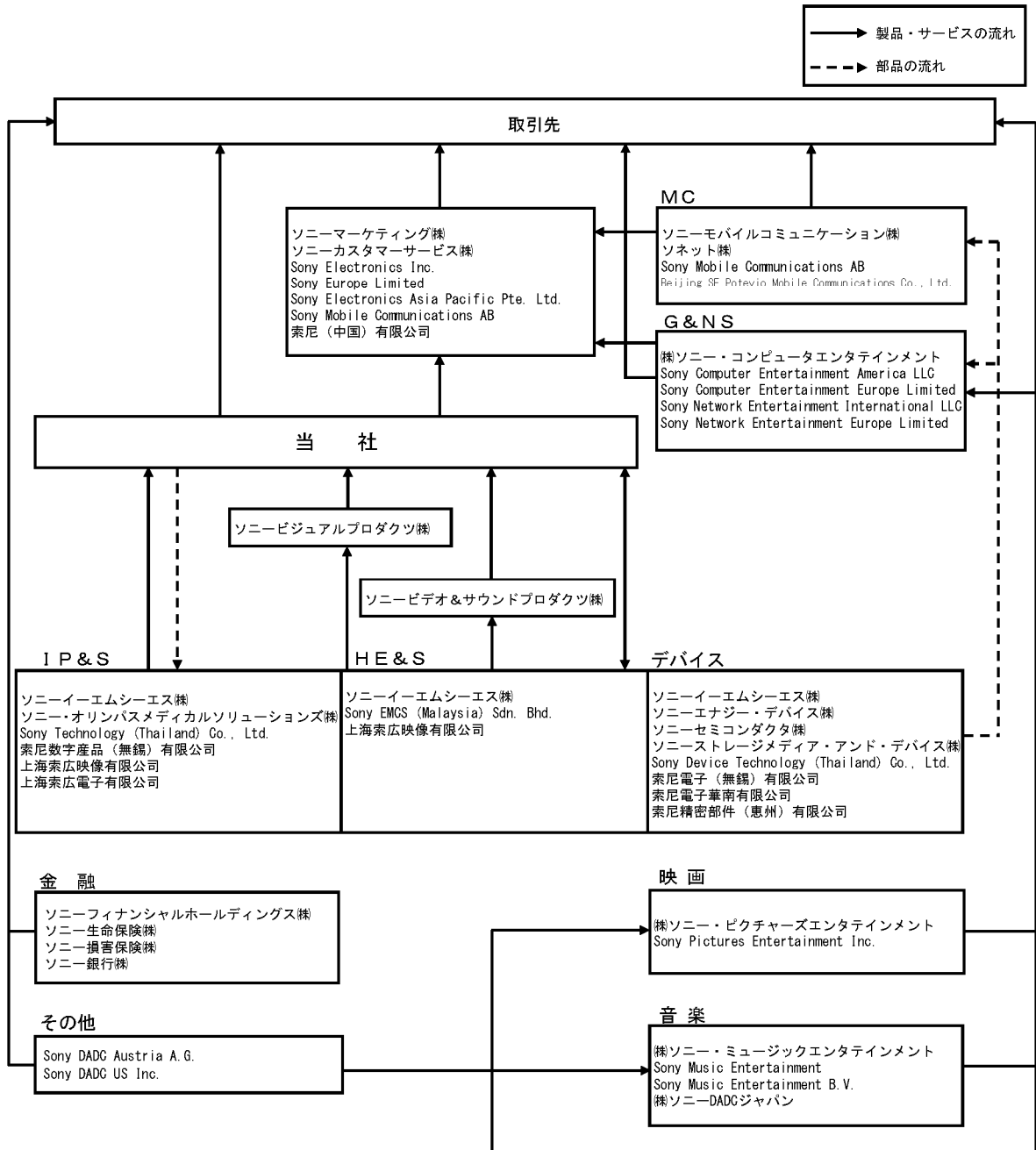
事業区分及び主要製品		主要会社
デバイス		
半導体	イメージセンサー カメラモジュール	当社、ソニーセミコンダクタ㈱ Sony Device Technology (Thailand) Co., Ltd. 索尼電子華南有限公司 索尼精密部件(惠州)有限公司
コンポーネント	電池 記録メディア	当社、ソニーイーエムシーエス㈱ ソニーエナジー・デバイス㈱ ソニーストレージメディア・アンド・デバイス㈱ ソニーマーケティング㈱ Sony Electronics Inc. Sony Europe Limited 索尼(中国)有限公司 索尼電子(無錫)有限公司 索尼精密部件(惠州)有限公司
映画		
映画製作	映画作品の製作・買付・配給・販売	㈱ソニー・ピクチャーズエンタテインメント Sony Pictures Entertainment Inc.
テレビ番組制作	テレビ番組の制作・買付・販売	
メディア ネットワーク	テレビ、デジタルのネットワークオペレーション	
音楽		
音楽制作	パッケージ及びデジタルの音楽制作物の販売 アーティストのライブパフォーマンスからの収入	㈱ソニー・ミュージックエンタテインメント Sony Music Entertainment Sony Music Entertainment B.V.
音楽出版	楽曲の詞、曲の管理及びライセンス	
映像メディア・ プラットフォーム	アニメーション作品の制作・販売 音楽・映像関連商品のソリューション提供	㈱ソニーDADCジャパン ㈱アニプレックス
金融		
	生命保険 損害保険 銀行	ソニーフィナンシャルホールディングス㈱ ソニー生命保険㈱ ソニー損害保険㈱ ソニー銀行㈱
その他		
	上記カテゴリーに含まれない製品やサービス PC事業 海外ディスク製造事業 その他の事業	当社、ソニーマーケティング㈱ Sony DADC Austria A.G. Sony DADC US Inc.

[ビジネスセグメントの関連性]

国内及び海外の製造会社が製造した一部の半導体を、MC分野、G&NS分野、IP&S分野の会社に供給しています。

音楽分野及びその他分野のディスク製造では、国内及び海外の製造会社が製造した一部のパッケージメディアを、映画分野、音楽分野及びG&NS分野の会社に供給しています。

事業の系統図は次のとおりです。



4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
(株)アニプレックス	東京都千代田区	480	音 楽	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等・・・・・・無
ソニーイーエムシーエス (株) *3,6	東京都港区	100	MC、I P & S HE & S、デバイス	100.0	・ 当社製品の製造会社です。 ・ 当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 当社へ所有建物の一部を事務所用として賃貸しています。 ・ 当社から製造設備を賃借しています。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
ソニーエナジー・デバイス (株)	福島県郡山市	100	デバイス	100.0	・ 当社製品の製造会社です。 ・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
ソニー・オリンパスメディ カルソリューションズ(株)	東京都八王子市	50	I P & S	51.0	・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています ・ 役員の兼任等・・・・・・有
ソニー企業(株)	東京都中央区	100	その他	100.0	・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 当社へ所有建物の一部を事務所用として賃貸しています。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
ソニー銀行(株) *5	東京都千代田区	31,000	金 融	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等・・・・・・有
ソニーグローバルソリュー ションズ(株)	東京都品川区	100	全社 (共通)	100.0	・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
(株)ソニー・コンピュータエ ンタテインメント *7	東京都港区	100	G & N S	100.0	・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
ソニー生命保険(株) *3,5	東京都港区	70,000	金 融	100.0 (100.0)	・ 当社へ所有建物の一部を事務所用として賃貸しています。 ・ 役員の兼任等・・・・・・無
ソニーセミコンダクタ (株) *3,8	熊本県菊池郡	24,250	デバイス	100.0	・ 当社製品の製造会社です。 ・ 当社所有の土地・建物の一部を工場用として賃借しています。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
ソニー損害保険(株) *5	東京都大田区	20,000	金 融	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等・・・・・・有
(株)ソニーDADCジャパン	静岡県榛原郡	480	音 楽	100.0	・ 役員の兼任等・・・・・・有
(株)ソニー・ピクチャーズ エンタテインメント	東京都港区	480	映 画	100.0 (66.7)	・ 役員の兼任等・・・・・・有
ソニービジネスソリューシ ョン(株)	東京都港区	100	I P & S、デバイス	100.0	・ 当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
ソニービジュアルプロダク ツ(株) *3	東京都品川区	10	HE & S	100.0	・ 当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
ソニービデオ&サウンドプロダクツ(株)	東京都品川区	10	HE & S	100.0	・当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・役員の兼任等・・・・有
ソニーフィナンシャルホールディングス(株) *4, 5	東京都港区	19,900	金 融	60.0	・役員の兼任等・・・・有
ソニーマーケティング(株)	東京都港区	100	MC、I P & S HE & S、デバイス その他	100.0	・当社製品の国内における販売会社です。 ・当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・役員の兼任等・・・・有
(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント	東京都千代田区	100	音 楽	100.0	・役員の兼任等・・・・有
(株)ソニー・ミュージックコミュニケーションズ	東京都新宿区	480	音 楽	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・無
(株)ソニー・ミュージックマーケティング	東京都千代田区	480	音 楽	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・無
(株)ソニー・ミュージックレーベルズ	東京都千代田区	480	音 楽	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・無
ソニーモバイルコミュニケーションズ(株)	東京都品川区	3,000	MC	100.0	・当社製品の国内における販売会社です。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・役員の兼任等・・・・有
ソネット(株)	東京都品川区	7,970	MC	100.0	・当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・役員の兼任等・・・・有
(株)フロンテッジ	東京都港区	100	その他	60.0	・当社製品の広告宣伝の一部を請け負っています。 ・役員の兼任等・・・・有
フェリカネットワークス(株)	東京都品川区	6,285	I P & S	57.0	・当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・役員の兼任等・・・・有
Altair Semiconductor Ltd.	イスラエル シャロン	米ドル 901,592	デバイス	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・無
Beijing SE Potevio Mobile Communications Co., Ltd.	中国 北京	千円 210,016	MC	51.0 (51.0)	・当社製品の中国における製造会社です。 ・役員の兼任等・・・・無
Califon Productions, Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 1	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・無
Columbia Pictures Industries, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 101	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・無
CPE Holdings, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・無
CPT Holdings, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・無
Culver Digital Distribution Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 100	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・無
C3D Corp.	アメリカ デラウェア	米ドル 154	その他	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・無
Gaikai Inc.	アメリカ カリフォルニア	千米ドル 106,882	G & N S	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・無

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
Jeopardy Productions, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Lot, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Quadra Productions, Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 1	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
SCEA Trading Latin America LLC *9	アメリカ カリフォルニア	—	G & N S	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
SCEA Trading LLC *10	アメリカ カリフォルニア	—	G & N S	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Screen Gems, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 101	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
上海索広電子有限公司	中国 上海	千元 118,696	I P & S	70.0 (70.0)	・当社製品の中国における製造会社 です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
上海索広映像有限公司	中国 上海	千元 850,719	I P & S、HE & S	70.0 (70.0)	・当社製品の中国における製造会社 です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Americas Holding Inc. *3	アメリカ デラウェア	千米ドル 10	全社 (共通)	100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Brasil Ltda.	ブラジル アマゾンナス	千リアル 248,557	MC、I P & S HE & S、デバイス	100.0	・当社製品のブラジルにおける製 造・販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Capital Corporation	アメリカ デラウェア	米ドル 500	その他	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
索尼 (中国) 有限公司	中国 北京	千元 1,006,936	MC、I P & S HE & S、デバイス	100.0 (100.0)	・当社製品の中国における販売会社 です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Computer Entertainment America LLC *11	アメリカ カリフォルニア	—	G & N S	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Computer Entertainment Europe Limited	イギリス ロンドン	千ポンド 75,077	G & N S	100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Computer Entertainment Hong Kong Limited *12	中国 香港	千香港ドル 4,000	G & N S	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Corporation of America *3	アメリカ ニューヨーク	百万米ドル 11,317	その他	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Corporation of Hong Kong Ltd. *3	中国 香港	千米ドル 142	MC、I P & S HE & S、デバイス	100.0 (100.0)	・当社製品の東アジア地域における 販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony DADC Austria A.G.	オーストリア アニフ	千ユーロ 3,664	その他	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony DADC US Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	その他	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
索尼数字产品 (無錫) 有限公司	中国 江蘇	千元 485,584	MC、I P & S	100.0 (100.0)	・当社製品の中国における製造会社で す。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Deutschland GmbH	ドイツ ベルリン	千ユーロ 110,006	その他	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Device Technology (Thailand) Co., Ltd.	タイ パトゥムターニー	百万バーツ 1,062	デバイス	100.0 (100.0)	・当社製品のタイにおける製造会社で す。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd. *3	シンガポール	千米ドル 118	I P & S、HE & S デバイス	100.0 (100.0)	・当社製品のシンガポールにおける販 売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
索尼電子華南有限公司	中国 広東	千米ドル 73,140	デバイス	100.0 (100.0)	・当社製品の中国における製造会社 です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Electronics Inc. *3	アメリカ デラウェア	米ドル 570	MC、I P & S HE & S、デバイス	100.0 (100.0)	・当社製品の米国における製造・販 売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Electronics JSC *13	ロシア モスクワ	千ロシア ルーブル 745	MC、I P & S HE & S、デバイス	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Electronics (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール	千米ドル 181,974	MC、I P & S HE & S、デバイス	100.0 (100.0)	・当社製品のシンガポールにおける 製造・販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Electronics Vietnam Company Limited	ベトナム ホーチミン	百万ベトナム ドン 16,527	MC、I P & S HE & S、デバイス	100.0 (100.0)	・当社製品のベトナムにおける販売 会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
索尼電子(無錫)有限公司	中国 江蘇	千元 804,460	デバイス	100.0 (100.0)	・当社製品の中国における製造会社 です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア スランゴール	千マレーシ アドル 35,000	HE & S	100.0 (100.0)	・当社製品のマレーシアにおける製 造会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Entertainment Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	その他	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Europe Limited *3	イギリス サリー	千ユーロ 56,596	MC、I P & S HE & S、デバイス	100.0 (100.0)	・当社製品の欧州における製造・販 売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Film Holding Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Global Treasury Services Plc	イギリス ロンドン	千米ドル 8,073	全社(共通)	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Global Treasury Services (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンコク	千米ドル 14,592	全社(共通)	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
SONY INDIA PRIVATE LIMITED	インド ニューデリー	千インドル ピー 554,860	MC、I P & S HE & S、デバイス	100.0 (100.0)	・当社製品のインドにおける販売会 社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony International (Hong Kong) Ltd.	中国 香港	千米ドル 2,000	I P & S、HE & S デバイス	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Korea Corporation	韓国 ソウル	百万韓国 ウォン 2,662	MC、I P & S HE & S、デバイス	100.0 (100.0)	・当社製品の韓国における販売会社 です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Latin America, Inc.	アメリカ フロリダ	米ドル 1	I P & S、HE & S デバイス	100.0 (100.0)	・当社製品のラテンアメリカにおけ る販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony MIDDLE EAST & AFRICA FZE	アラブ首長国連邦 ドバイ	千米ドル 9,799	MC、I P & S HE & S、デバイス	100.0 (100.0)	・当社製品の中近東地域における販 売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Mobile Communications AB	スウェーデン ルンド	千ユーロ 100,000	MC	100.0 (100.0)	・当社製品のスウェーデンにおける 製造・販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Music Entertainment	アメリカ デラウェア	—	音 楽	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Music Entertainment B.V.	オランダ 北ホラント	千ユーロ 34	音 楽	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Music Holdings Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 2,500	音 楽	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
Sony Network Entertainment Europe Limited *14	イギリス ロンドン	ポンド 1	G & N S	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Network Entertainment International LLC *15	アメリカ カリフォルニア	—	G & N S	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony of Canada Ltd.	カナダ オンタリオ	千カナダドル 75,668	MC、I P & S HE & S、デバイス	100.0	・当社製品のカナダにおける販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Overseas Holding B.V.	オランダ バートホーフフェドルプ	千ユーロ 181,512	全社（共通）	100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Pictures Animation Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 100	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Pictures Cable Ventures I Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Pictures Entertainment Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 110	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Pictures Home Entertainment, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Pictures Releasing Corporation	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Pictures Releasing International Corporation	アメリカ カリフォルニア	米ドル 25,000	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Pictures Television, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Pictures Worldwide Acquisitions Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 100	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
索尼精密部件（惠州）有限公司	中国 広東	千米ドル 79,354	デバイス	100.0 (100.0)	・当社製品の中国における製造会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Taiwan Limited	台湾 台北	千台湾ドル 9,000	MC、I P & S HE & S、デバイス	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Technology (Thailand) Co., Ltd.	タイ アユタヤ	千バーツ 570,880	MC、I P & S HE & S、デバイス	100.0 (100.0)	・当社製品のタイにおける製造会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
索尼物流貿易（中国）有限公司	中国 上海	千米ドル 7,663	全社（共通）	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Supply Chain Solutions (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア スランゴール	千マレーシア アドル 30,500	全社（共通）	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony U.S. Funding Corporation	アメリカ デラウェア	米ドル 107	その他	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
SPE Corporate Services Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 2	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Tandem Licensing Corp.	アメリカ デラウェア	米ドル 1,000	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
TriStar Pictures, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
TriStar Television, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
その他	1,196社				

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
エムスリー㈱	東京都港区	1,531	その他	39.4	・役員の兼任等・・・・・・・・有
その他	101社				

- (注) 1 「主な事業の内容」には、セグメントの名称を記載しています。
- 2 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内書です。
- *3 特定子会社に該当します。
- *4 有価証券報告書を提出しています。
- *5 当社はソニーフィナンシャルホールディングス㈱の株式を60%保有しています。ソニーフィナンシャルホールディングス㈱は、ソニー銀行㈱、ソニー生命保険㈱、ソニー損害保険㈱の株式を、それぞれ100%保有しています。
- *6 2016年4月1日、ソニーイーエムシーエス㈱が、社名をソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ㈱に変更しました。
- *7 2016年4月1日、㈱ソニー・コンピュータエンタテインメントが、社名を㈱ソニー・インタラクティブエンタテインメントに変更しました。
- *8 2016年4月1日、ソニーセミコンダクタ㈱が、社名をソニーセミコンダクタマニュファクチャリング㈱に変更しました。
- *9 2016年4月1日、SCEA Trading Latin America LLCが、社名をSony Interactive Entertainment America Trading Latin America LLCに変更しました。
- *10 2016年4月1日、SCEA Trading LLCが、社名をSony Interactive Entertainment America Trading LLCに変更しました。
- *11 2016年4月1日、Sony Computer Entertainment America LLCが、社名をSony Interactive Entertainment America LLCに変更しました。
- *12 2016年4月1日、Sony Computer Entertainment Hong Kong Ltd.が、社名をSony Interactive Entertainment Hong Kong Ltd.に変更しました。
- *13 2015年9月2日、CJSC Sony Electronicsが、社名をSony Electronics JSCに変更しました。
- *14 2016年4月1日、Sony Network Entertainment Europe Limitedが、社名をSony Interactive Entertainment Network Europe Limitedに変更しました。
- *15 2016年4月1日、Sony Network Entertainment International LLCが、社名をSony Interactive Entertainment Network America LLCに変更しました。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2016年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
エレクトロニクス	88,500
映画	8,700
音楽	7,900
金融	9,400
その他	4,700
全社（共通）	6,100
合計	125,300

- (注) 1 MC、G&NS、IP&S、HE&S及びデバイス分野においては、同一の従業員が複数の事業に従事しているため、「エレクトロニクス」として記載しています。
- 2 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。
- 3 2015年度末の従業員数は、映画、音楽及び金融分野での人員増加がありましたが、東アジア（日本除く）における生産調整やモバイル事業で実施した構造改革などにより、エレクトロニクスにおいて人員が減少した結果、前年度末に比べ約6,400名減少し、約125,300名となりました。

(2) 提出会社の状況

2016年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
10,511	43.4	18.5	9,354,904

セグメントの名称	従業員数（人）
エレクトロニクス	6,535
全社（共通）	3,976
合計	10,511

- (注) 1 2015年度末の従業員数は、主にビデオ&サウンド事業の分社化により、前年度末に比べ1,775名減少し、10,511名となりました。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

(3) 労働組合の状況

ソニーの労働組合員数は全従業員数の約23%であり、労使関係は良好です。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

業績の概要については「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

ソニーの生産・販売品目は極めて多種多様であり、エレクトロニクス機器、ゲーム機やゲームソフト、音楽・映像ソフト等は、その性質上、原則として見込生産を行っています。なお、ソニーはエレクトロニクス5分野（エレクトロニクスはMC分野、G&NS分野、IP&S分野、HE&S分野、及びデバイス分野の合計）においては、市場の変化に柔軟に対応して生産活動を行っていることから、生産状況は販売状況に類似しています。このため生産及び販売の状況については「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」におけるエレクトロニクス5分野の業績に関連付けて示しています。

3【対処すべき課題】

ソニーのマネジメントが認識している経営課題とそれに対処するための取り組みは以下のとおりです。

世界経済の回復は、金融の混乱が増す中、一段と弱まっており、先進国の回復が控えめであり、新興国の見通しもばらつきがあり、総じてこれまで20年間と比べると弱い状況です。先進国では、人口動態の悪化トレンドや生産性の低い伸びなどが、経済活動のより力強い回復を阻んでいます。新興国の中では、中国及びその他アジアでは高い成長が見込まれますが、ブラジル、ロシア、及びその他の原油輸出国は困難なマクロ経済環境にあります。さらに、地政学的紛争、政治的不和、テロなどに関連した経済以外の要因による不安が、一部の国や地域にのしかかっており、世界の経済活動に大きな影響を及ぼす可能性もあります。

ソニーをとりまく経済環境は、主にエレクトロニクス事業における、競合他社からの価格低下の圧力、一部の主要製品における市場の縮小及び商品サイクルの短期化といった要因によって不透明性が増しています。

これらの状況の下、ソニーは2015年2月18日に中期経営方針を発表し、株主資本利益率（以下「ROE」）を最も重視する経営指標に据え、中期経営計画の最終年度となる2017年度に、ソニーグループ連結で、ROE10%以上、営業利益5,000億円以上を達成することを目標とし、以下の基本方針のもと、高収益企業への変革を進めていきます。

事業運営の基本方針

- ・ 一律には規模を追わない収益性重視の経営
- ・ 各事業ユニットの自立と株主視点を重視した経営
- ・ 事業ポートフォリオの観点から各事業の位置づけを明確化

事業の特性、市場環境などを踏まえ、各事業を、事業ポートフォリオの観点から「成長牽引領域」、「安定収益領域」、「事業変動リスクコントロール領域」と位置付けた上で、ソニーグループ全体のROE目標に紐づいた、事業ごとの投下資本利益率（ROIC）の目標値を設定し、収益性を重視した事業運営を行います。

2016年4月14日以降に発生した平成28年（2016年）熊本地震の影響により、主にデジタルカメラや監視カメラ向けのイメージセンサー及びディスプレイデバイスの基幹工場であるソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)熊本テクノロジーセンターにおける生産活動に支障が生じました。今後、従業員の安全を第一にしながら、早期の復旧に努めていきます。

環境中期目標 「Green Management（グリーンマネジメント）2020」

2015年6月にソニーは、2016年度～2020年度のグループ環境中期目標 「Green Management（グリーンマネジメント）2020」を策定しました。この中期目標では、以下の3点を注力すべき重点項目とし、環境負荷を低減するための様々な施策を推進します。

- ・ エレクトロニクス事業においては、2020年度までに製品の年間消費電力量の平均30%削減（2013年度比）、エンタテインメント事業では、コンテンツの活用を通じて全世界で数億人以上に持続可能性の課題を伝えることをめざすなど、各事業領域で特色を活かした目標を策定し、施策を推進
- ・ 製造委託先や部品調達先に温室効果ガス排出量や水使用量などの削減を求めるなど、バリューチェーン全体における環境負荷低減の働きかけを強化
- ・ 再生可能エネルギーの導入を加速

ソニーグループは、2050年までに自社の事業活動及び製品のライフサイクルを通して「環境負荷ゼロ」を達成することを長期的ビジョンとして掲げています。「Green Management 2020」は、「環境負荷ゼロ」達成のために、2020年度までに成し遂げなければならないことを2050年から逆算して定めています。2015年度までの環境中期目標「Green Management 2015」では、ほぼ全ての項目において目標数値を達成しており、今回の「Green Management 2020」策定により、「環境負荷ゼロ」達成に向けた環境負荷低減活動をさらに加速していきます。

また、ソニーはWWF（世界自然保護基金）が実施する温室効果ガス排出削減プログラムであるクライメート・セイバーズ・プログラムに2016年度以降も引き続き参加します。気候変動にかかる目標については、その難易度及び進捗状況について、WWF及び第三者認証機関による検証を受けています。

グループ環境中期目標「Green Management（グリーンマネジメント）2020」及び環境への取り組みの詳細は、ソニーのCSRレポート（http://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr_report/）をご参照ください。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあると考えております。なお、当該事項は、本書提出日現在において入手し得る情報にもとづいて判断したものです。

- (1) ソニーはエレクトロニクス事業を中心に一層激化する競争を克服しなければなりません。

ソニーのエレクトロニクス事業は、新規参入を含む競合他社と、価格や機能を含む様々な要素で競い合っています。イメージセンサーのように、現在圧倒的な競争力を持つ分野においても競合他社がソニーの技術力に追い付き、その優位性を保てなくなる可能性もあります。また、コンシューマーエレクトロニクス事業においては、変化し一層多様化する消費者の嗜好に訴求する製品を作るため、あるいは、消費者の多くがソニーと同種の製品をすでに所有しているという状況に対処するために、ソニーはより優れた技術を開発し、消費者の嗜好を予測し競争力ある価格と特長を持った、魅力的で差別化された製品を迅速に開発する必要があります。ソニーは、様々なコンシューマー製品において、一層激化する競合企業との価格競争、小売業者の集約化及び製品サイクルの短期化による価格低下圧力の高まりに直面しています。ソニーの業績は、変化し一層多様化する消費者の嗜好に合った製品を、効率的に開発し、様々な販売チャネルを通じて、競争力のある価格で提供し続けるソニーの能力に依存しています。もし、ソニーが技術的、あるいはその他の競争力を持つ分野においてその優位性を保てなくなる場合、ソニーのコンシューマー製品に対して頻繁に影響を及ぼす価格下落について効果的に予測し対応できない場合、既存の事業モデルあるいは消費者の嗜好が変化した場合、又はコンシューマー製品の平均販売単価の下落スピードが製造原価削減のスピードを上回った場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (2) ソニーは、競争力を維持し消費者の需要を喚起するため、既存の製品、半導体、コンポーネント、及びサービスへの影響を管理しながら、新しい製品、半導体、コンポーネント、及びサービスの頻繁な導入及び切り替えを適切に管理しなければなりません。

ソニーは、非常に変化が激しく厳しい競争環境におかれているコンシューマーエレクトロニクス製品やネットワークサービス、ならびに携帯電話業界において、成熟市場及び成長市場の両方で、製品、イメージセンサーなどの半導体やコンポーネント、サービス、及び技術を導入し、これらを拡充することにより、消費者の需要を喚起し続けていく必要があります。新製品、半導体やコンポーネント、及びサービスの導入及び切り替えの成功は、開発をタイムリーにかつ成功裡に完了させること、市場における認知度、ソニーが効果的なマーケティング戦略を企画・実行する能力、ソニーが新製品や生産立ち上げにともなうリスクを管理できる能力、新製品のためのアプリケーションソフトウェアが入手できること、予測される製品需要に沿って購入契約や在庫水準を効果的に管理できること、予測される需要を満たす適正な数量の製品を確保できること、導入初期における新製品、半導体やコンポーネント、及びサービスの品質その他の問題に関するリスクなど、数多くの要素に依拠しています。加えて、スマートフォンやその中のイメージセンサー、ゲーム機器のような既存の製品やサービスの市場は、顧客の嗜好の変化や、新しい、あるいは競合する技術の導入などにより縮小する可能性があります。このような状況において、ソニーは、魅力的な新しい製品やサービスを提供するとともに、既存の製品やサービスの付加価値向上を継続して図ることで消費者の需要の変化に対応する必要があります。したがって、新たな製品、半導体やコンポーネント、及びサービスの頻繁な導入及び切り替えを適切に管理できない場合、ソニーの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (3) ソニーは、より高度に専門化した企業や経営資源において優位性を有する企業との競争にさらされています。

ソニーは、業種の異なる複数のビジネス分野に従事しており、さらにそれぞれの分野において数多くの製品・サービス部門を有するため、大規模な多国籍企業から、数少ないビジネス領域に特化し高度に専門化した企業にいたるまで、業界の既存企業や新規参入企業などの多くの企業と競争しています。加えて、ソニーの外部委託生産パートナーが、現在ソニーの供給業者として生産している製品の市場に自社ブランドで参入し、当該市場で競合相手となる可能性もあります。また、既存の及び潜在的な競合他社がソニーより高度な財務・技術・労働・マーケティング資源を有する可能性があり、いくつかの事業領域で競合他社と同程度の資金投入や投資もしくは製品の値下げを行うことができない可能性もあります。このように、既存及び新規参入の競合他社に対して効果的に対応できない場合、ソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (4) ソニーの研究開発投資が想定した成果をもたらさない可能性があります。

ソニーは、消費者の嗜好の変化や急速な技術革新という特徴をもつ厳しい市場で競争しています。技術革新が進み、技術的な模倣が比較的容易になったことにより、新しい製品やサービスが陳腐化するスピードが早まり、熾烈な競争と継続的な価格下落につながる傾向が強まっています。このような環境の下、ソニーは、製品の競争力を強化するため、特にイメージセンサー及びゲーム&ネットワークサービス（以下「G&NS」）分野といった成長分野において、高水準の研究開発投資を継続的に行っている一方で、成熟していると考えられる、あ

るいは成長余地が限られている市場における費用を抑制する予定です。しかしながら、ソニーが成長市場を特定し、その市場の主たる傾向を成功裡に評価できる保証はなく、このような研究開発投資が革新的な技術を生み出さなかったり、想定した成果を十分迅速にもたらさなかったり、又は競合企業が技術開発に先行する可能性があります。その結果、市場のニーズに合った競争力のある新製品やサービスをタイムリーに商品化できない場合、ソニーの業績及び評判に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (5) ソニーの事業構造の変革は多額の費用を必要としますが、その目的が達成できない可能性があります。

ソニーは、収益性、事業の自立性、株主価値、事業ポートフォリオ全体の中で明確に定義された各事業の位置づけに焦点を当てた経営体質強化施策を継続して実施しています。ソニーは2013年度、2014年度及び2015年度にそれぞれ806億円、980億円及び383億円の構造改革費用を計上しました。2016年度には、約120億円の構造改革費用を計上する見込みですが、景気後退の影響や、事業売却を含む不採算事業からの撤退などにより、追加的にもしくは将来において多額の構造改革費用を計上する可能性があります。これらの構造改革費用は、主として、売上原価、販売費及び一般管理費、又はその他の営業損益（純額）に計上され、ソニーの営業損益及び当社株主に帰属する当期純損益に悪影響を及ぼします（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『19 構造改革にかかる費用』参照）。ソニーは、製造オペレーションの最適化、外部委託生産の活用、グループ全体の販売費及び一般管理費の削減、間接部門及び情報処理業務の外部委託化、セールス&マーケティング、生産、物流、調達、品質、研究開発などの機能にわたるビジネスプロセスの最適化に向けた取り組みを継続的に行っています。

内的又は外的な要因により、前述の構造改革施策による効率性の向上及びコスト削減が予定どおり実現しない可能性があり、また構造改革による効果が現れたとしても市場環境の予想以上の悪化により、収益性の改善が予定している水準に達しない可能性もあります。構造改革の目的達成を妨げ得る内的な要因には、構造改革計画の変更、利用可能な経営資源を効果的に用いて構造改革を実行できないこと、事業部門間の連携ができないこと、新しい業務プロセスや戦略の実行の遅れ、構造改革実施後のビジネスオペレーションを効果的に管理及び監視できないこと、などがあります。一方、外的な要因には、例えば、労働規制、労働組合との間の協約、及び日本における労働慣行を含む地域ごとの法律や規制上の制約による、追加的又は予期せぬ負担などがあり、これらの影響により、ソニーが構造改革を計画どおりに実行できない可能性があります。構造改革プログラムを完全に成功裡に実行できない場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。加えて、構造改革費用の支出により、営業キャッシュ・フローが減少する可能性があります。

- (6) ソニーによる買収、第三者との合弁ならびに出資は成功しない可能性があります。

ソニーは、技術獲得や効率的な新規事業開発のため、又は事業の競争力強化のため、買収、第三者との合弁及びその他の戦略的出資を積極的に実施しています。例えば、ソニーは2016年2月に、LTE（Long Term Evolution）技術に特化した製品の開発と販売を行うAltair Semiconductor社を買収しました。また、ソニーは、投下資本の軽減、営業費用の削減、ならびにリスクの第三者との共有による軽減を目的として、これまでに第三者との合弁を実施してきましたが、今後もその可能性があります。さらに、ソニーは、当初の目的を既に達成したなどの理由により、合弁事業の持分を売却したり、合弁パートナーの持分を買収したりすることがあります。例えば、ソニー及びマイケル・ジャクソン遺産管理財団であるEstate of Michael Jackson（以下「MJ財団」）は、ソニーがSony/ATV Music Publishing LLC（以下「Sony/ATV」）の100%の持分を保有するため、MJ財団の保有する50%の持分を取得する旨の法的拘束力を有する基本合意書を2016年3月に、最終契約を2016年4月に締結しました。（本取引の完了は、政府当局及び監督官庁の承認などの取得を含む諸手続きの完了が条件となります。）

ソニーが事業買収を実施し、それを統合するにあたり、多額の費用が生じる可能性があります。加えて、ソニーは、戦略上の目的や予定していた売上増加及び費用削減を実現できない可能性や、買収先事業において核となる人材を確保できない可能性もあります。また、買収した事業に関連する債務を承継することにより、ソニーの業績は悪影響を受ける可能性があります。

ソニーは、現在、いくつかの合弁会社や戦略的パートナーシップに出資を行っており、また、将来新たな出資を行う可能性があります。ソニーと相手企業が競争状況の変化や、戦略や文化の違い、シナジー実現の失敗その他の理由により共通の財務目的を達成できない場合、ソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、ソニーと相手企業が共通の財務目的を達成する過程にあったとしても、パートナーシップの期間中、ソニーの業績に短期的又は中期的な悪影響を及ぼす可能性があります。これらの合弁や戦略的出資企業について、ソニーが利害の対立に直面するリスクやキャッシュ・フローへの支配権を含む合弁及びその他の戦略的出資に対する支配権を十分に確保できないリスクがあり、またソニー固有の技術やノウハウが漏洩するリスクも増加します。また、ソニーブランドを使用する合弁会社の行為もしくは事業活動により、ソニーの評判が傷つけられる可能性があります。さらに、合弁事業の業績などの結果によっては、ソニーは追加的な出資や債務保証を求められる可能性や、合弁事業の相手企業を買収、売却あるいは、合弁解消に至る可能性もあります。加えて、持分法適用関連会社への投資価値が投資簿価を下回り、それが一時的でないかと判断される場合には、ソニーは減損を計上する

ことになり、契約その他の理由によりそれらの会社の株式等を処分できない場合には、損失が膨らむ可能性があります。

- (7) ソニーには、生産能力増強のための設備投資もしくは出資を回収できないリスクがあります。

ソニーは、エレクトロニクス事業において、製造設備に対する投資を継続的に行っています。こうした例として、特にスマートフォンに使用するイメージセンサーの需要に対応する目的で行うイメージセンサー製造設備に対する追加投資があげられます。ソニーは、2014年3月にルネサスエレクトロニクス(株)から半導体関連資産を約75億円で取得し、ソニーセミコンダクタ(株)山形テクノロジーセンターを設立しました。また、2015年度に(株)東芝から半導体関連施設、設備及びその他関連資産を190億円で取得する契約を締結し、そのうち2016年3月までに167億円で相当する資産を取得しました。ソニーは、イメージセンサーの生産能力増強のために2015年度に約2,050億円を投資し、2016年度にも約700億円を投資する見込みです。しかしながら、市場環境の変化にともない需要が減少し、想定した販売規模を達成できない場合、あるいは供給過剰により製品の単価が下落した場合、ソニーがこうした設備投資もしくは出資の一部又は全部について、回収することができない、あるいは回収できるとしても想定より長い期間を要する可能性があります。特に、イメージセンサーについては、売上の多くをスマートフォンに依存しており、スマートフォン市場における消費者の需要及び競争環境、あるいは主要顧客の営業方針、業績及び財政状態によっては、想定した販売規模が達成できない可能性があります。これらの場合、当該設備投資もしくは出資を行った資産が減損の対象になり、ソニーの収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (8) ソニーの売上や収益性は卸売事業者や小売事業者ならびにその他の再販売事業者の業績に影響を受ける可能性があります。

ソニーは、卸売事業者や小売事業者ならびにその他の再販売事業者に依存しており、その多くが競合他社の製品を同時に取り扱っています。例えば、ソニーモバイルコミュニケーションズ(株)は多くの国でスマートフォンの販売について携帯電話キャリアを通じた販売に依存しています。多くの卸売事業者や小売事業者ならびにその他の再販売事業者の業績及び財政状態は、オンライン小売業者との競争や低迷する経済環境に悪影響を受けてきました。

ソニーは、卸売事業者や小売事業者ならびにその他の再販売事業者に対して、これらの業者がソニーの製品を市場に導入し、販売を促進するインセンティブを与えるプログラムに資金を投入しています。しかしながら、これらのプログラムによって消費者が競合他社の製品の代わりにソニー製品を買うように促されることで、大きな利益や追加収入を生むことを保証するものではありません。また、携帯電話キャリアを通じて販売されるソニーのスマートフォンは、キャリアからの補助金を受ける場合がありますが、今後もそのような補助金が継続する保証はなく、また、これらのキャリアとの契約更新、あるいは別のキャリアとの契約を締結するにあたって、従来と同額の補助金で合意できる保証はありません。

ソニーは多くの製品を自社のオンラインストアや直営店を通じて消費者に直接販売しています。一部の卸売事業者や小売事業者はソニーの直接販売が、彼らのソニー製品の販売代理店や再販売事業者としての営業上の利害と対立すると受け取る可能性があります。そのような場合には、再販売事業者がソニー製品を取り扱ったり、販売するためにリソースを投入する意欲を阻害したり、ソニー製品の取り扱いを限定的なものにとどめたり、中止したりする可能性があります。

これらの卸売事業者や小売事業者ならびにその他の再販売事業者の財政状態が悪化したり、これらの事業者がソニー製品を取り扱うことを中止したり、ソニー製品に対する需要が不透明になるなどの要因により、これらの事業者がソニー製品の発注やマーケティング、販売奨励金、販売を減少させるような場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

- (9) 外部のビジネスパートナーへの依存度が高まることにより、ソニーの、財務上のリスク、ブランドイメージや評判を傷つけるリスク、及びその他のリスクが高まる可能性があります。

限られた経営資源の中で迅速な事業展開や業務効率化を図る必要性が高まっていることから、ソニーは部品及びコンポーネント、ソフトウェア、ならびにネットワークサービスに関して、外部の供給業者及びビジネスパートナーへの依存度が高まっています。また、モバイル製品及びテレビ向けのアンドロイドOSなどのソフトウェア技術や、サービスを提供する外部のビジネスパートナーにも依存しています。その結果、ソニーの製品やサービスが、部品及びコンポーネント、ソフトウェア、又はネットワークサービスに関する品質問題の影響を受ける可能性があります。加えて、外部のソフトウェア技術への依存は、ソニーが製品を競合の製品と差異化することをより困難にする可能性があります。また、ソニーの製品及びサービスに使用される外部の部品及びコンポーネント、ソフトウェア、ならびにネットワークサービスが、著作権又は特許侵害で訴訟を受ける可能性があります。さらに、ソニーをとりまく経済環境は、特にエレクトロニクス事業における、競合他社からの価格低下の圧力、一部の主要製品における市場の縮小及び商品サイクルの短期化といった要因によって不透明性が増しています。このような環境において、外部のビジネスパートナーが、ソニー製品やサービスに対するサポートを打ち切ったり、契約条件を変更したり、ソニーの製品やサービスではなく、ソニー以外の競合他社及びエレクトロニクス分野以外の顧客への製品やサービスを優先したりする可能性があります。部品及びコンポーネント、ソフトウェア、ならびにネットワークサービスに関する外部の供給業者及びビジネスパートナーへの依存に起因する問題は、ソニーの業績や、ブランドイメージ又は評判に悪影響を及ぼすことがあります。また、ソニーではコンシューマーエレクトロニクス事業において、製品や部品の供給に関し外部委託生産を活用しています。ソニーがこのような外部委託関係を円滑に運営できない場合、又は自然災害、サイバー攻撃、あるいはその他の事象がソニーのビジネスパートナーに影響を及ぼす場合、ソニーの生産活動に支障を与える可能性があります。また、ソニーは目標生産量や品質水準に到達できない、又はソニー固有の技術やノウハウが漏洩するリスクが生じる可能性があります。加えて、ソニーは、資材調達・物流・販売・データ処理・人事・経理その他のサービスなど広範囲な業務を外部のビジネスパートナーに委託しています。外部のビジネスパートナーが法規制を十分に遵守しなかった場合や、第三者の知的所有権を侵害した場合、もしくは事故、自然災害、サイバー攻撃、あるいは経営破綻によりその事業やサービスが停止した場合には、ソニーの事業に影響を及ぼす可能性もあります。さらに、ビジネスパートナーの情報セキュリティへの侵害があった場合、ソニーの専有情報、知的財産ならびに従業員の情報、及びソニーの顧客、供給業者ならびにその他のビジネスパートナーに関連するデータを含むソニーのビジネス情報への不正なアクセスが行われる可能性があります。

- (10) ソニーは市況変動が大きい部品やコンポーネントの調達及び需要変動の大きい製品、部品やコンポーネントの在庫管理を効率的に行う必要があります。

エレクトロニクス事業において、ソニーはモバイル製品向けチップセットなどの半導体や液晶パネルなど、大量の部品やコンポーネントを自社製品に使用しています。これら部品やコンポーネントの供給量や価格の変動は、ソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。例えば、部品やコンポーネントの供給不足や、原材料の価格変動が生じた場合、これらの価格が高騰しソニーの製品原価が上昇する可能性があります。また、ソニーが一社に調達を依存している部品やコンポーネントが供給不足になったり、その出荷が遅延した場合や、カスタムコンポーネントの生産能力に限界があったり、新しい技術を使用する製品やコンポーネントの初期生産能力に制約がある場合には、ソニー又はビジネスパートナーの生産事業所での稼働調整又は稼働停止の可能性があります。

ソニーは消費者需要の予測にもとづいて事前に決定した生産量及び在庫計画に沿って部品やコンポーネントを発注していますが、そうした消費者需要の変動は大きく、また予測が難しいものです。不正確な消費者需要予測や不十分な経営管理により在庫不足もしくは過剰在庫が発生し、その結果生産計画に混乱が生じて売上の機会損失や在庫調整につながる可能性もあります。ソニーでは、部品、コンポーネントや製品が陳腐化したり、在庫が使用見込みを上回ったり、もしくは在庫の帳簿金額が正味実現可能価額を上回る場合、在庫の評価減を行います。例えば、2013年度においては、PC事業収束の発表にともない、将来の生産終了によって余剰となった手元部品在庫の評価減174億円や仕入先の発注済部品に対する補償費用80億円を計上しました。2014年度においては、PlayStation®TV（以下「PS TV」）の販売台数が当初の想定に達しなかったため、PlayStation®Vita（以下「PS Vita」）及びPS TV用の部品に対する評価減112億円を計上しました。さらに、過去においては自然災害により供給業者が影響を受け、その結果、部品及びコンポーネントの供給不足が発生したことがあり、将来も同様の状況に起因する供給不足が発生する可能性があります。過去にこのような売上機会の損失及び在庫調整、ならびに部品及びコンポーネントの供給不足がソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼしたことがあり、将来も及ぼす可能性があります。

(11) ソニーの売上及び収益性は、ソニーの主要市場の経済や雇用などの動向に敏感です。

ソニーの売上及び収益性は、ソニーが事業を営む主要市場の経済、雇用、その他の動向に敏感です。これらの市場が深刻な景気後退に陥り、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。2015年度のソニーの売上高及び営業収入（以下「売上高」）において、日本、欧州、米国における構成比はそれぞれ28.6%、23.2%、21.4%でした。

ソニーの業績は、消費者及び法人顧客の需要や、小売事業者・卸売業者及び再販事業者の業績に依存しています。ソニーの主要市場における経済状況の悪化や今後悪化するという見通しにより、最終消費者の購買、消費意欲が低下した結果、消費が低迷する可能性があります。また、キャッシュ・フローの不足、資金調達の困難、消費者の需要減などから経営が悪化した法人顧客やその他のビジネスパートナーからのソニーの製品やサービスに対する需要が減少する可能性があります。経営が悪化した法人顧客によるソニーに対する義務の不履行も、ソニーの業績やキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性もあります。ソニーの外部供給業者も同様の困難を被り、ソニーに対する契約義務の履行能力に影響を受ける可能性があります。その結果、ソニーが競争的な価格で製品やサービスを調達できなくなる場合には、ソニーの業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

また、世界的な景気動向は、その他の様々な影響を与える可能性があります。例えば、構造改革費用の積み増し、年金及びその他の退職給付債務にかかる費用の増加及び追加的な資金拠出、資産の減損の追加的な計上などを通じて、ソニーの業績、財政状態及びキャッシュ・フローに悪影響を及ぼしたことがあり、将来も及ぼす可能性があります。

(12) ソニーの業績及び財政状態は外国為替変動の影響を受ける可能性があります。

ソニーの製品の多くは開発、製造された国・地域と異なる国・地域で販売されるため、ソニーの業績と財政状態は外国為替相場の変動に影響を受けます。例えば、エレクトロニクス事業においては、研究開発費や本社間接費は主に円で、原材料、部品及びコンポーネントの調達や外部委託生産を含む製造費用は主に米ドル及び円で発生しています。売上は日本・米国・欧州・中国・新興国市場を含むその他地域に分散して発生し、それぞれの地域の通貨で計上されています。結果として、特に米ドルに対する大幅な円安及びユーロ安や、ユーロに対する大幅な円高、及び新興国通貨に対する米ドル高はソニーの業績に悪影響をこれまでも及ぼしており、今後も及ぼす可能性があります。また、ソニーの連結損益計算書は世界中の各子会社の現地通貨ベースの業績を円換算して作成されていることから、外国為替相場の変動が、かかる換算にともないソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。さらに、近年では中国や新興国市場を含むその他地域におけるビジネス拡大とともに、これら地域の通貨の米ドル及び円に対する為替レートの変動の影響も大きくなっています。中長期的な為替レート水準の変化は、ソニーの経営資源のグローバルな配分を妨げたり、研究開発、資材調達、生産、物流、販売活動を、為替レート変化の影響後でも収益をあげられるように遂行する能力を低下させる可能性があります。

また、ソニーは、輸出入取引により生じる短期の外貨建債権債務（純額）の大部分を取引予定の事前にヘッジしていますが、かかるヘッジ活動によっても、為替レートの変動リスクを完全に取り除くことはできません。

さらに、ソニーの連結貸借対照表は世界中の各子会社の現地通貨ベースの資産及び負債を円換算して作成されるため、米ドルやユーロならびにその他の外国通貨に対して円高が進行すると、ソニーの自己資本に悪影響を与える可能性があります。

(13) 格付けの低下や国際金融市場における深刻かつ不安定な混乱状況は、ソニーの資金調達や資金調達コストに悪影響を及ぼす可能性があります。

ソニーの業績及び財政状態の悪化は、ソニーの信用格付け評価にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。格付けの低下は、資金調達コストの上昇を招き、ソニーのコマーシャルペーパー（以下「CP」）及び中長期債市場からの受諾可能な条件での調達に悪影響を与える可能性があります。

また、国際金融市場が深刻かつ不安定な混乱状況に陥った場合、金融その他の資産価格全般に下落圧力が生じたり、資金調達に影響が生じる可能性があります。従来、ソニーは、営業キャッシュ・フロー、CP及び中長期債などのその他の債券の発行、銀行やその他の融資機関からの借入金などにより資金を調達してきました。しかしながら、将来にわたってこのような資金源から受諾可能な条件でソニーの必要を満たすのに十分な資金調達が可能となる状況が継続するという保証はありません。

その結果、ソニーは弁済期限到来時のCPや中長期債の返済、その他事業遂行上必要ある場合や必要な流動性を賄うために、金融機関と契約しているコミットメントラインや資産の売却など代替的な資金源を活用する可能性があります。そのような資金源から受諾可能な条件でソニーの必要を満たすのに十分な資金調達ができない可能性があります。その結果、ソニーの業績、財政状態及び流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (14) ソニーは、様々な国で事業を行うことのリスクにさらされています。

ソニーは、世界各地において事業活動を行っており、このような国際的な事業遂行には課題が生じることもあります。例えば、エレクトロニクス事業において、中国やその他のアジアの国々において製品、部品及びコンポーネントを生産、調達しているため、これらの地域外の市場に製品を供給するのに必要な時間が長くなり、変化する消費者需要に対応することがより難しくなる可能性があります。さらにソニーは、複数の国において、ソニーにとって望ましくない政治的・経済的な要因により、事業を企画・管理する上で困難に直面する可能性があります。この例としては、武力紛争、外交関係の悪化、当該国・地域内での文化的・宗教的な摩擦、期待される行動規範からの逸脱、現地の各種法規制や貿易政策及び税法の不遵守、ならびに十分なインフラの欠如などがあります。加えて、特に、主要な市場及び地域における現地部品調達規制・事業及び投資許認可要件・為替管理・輸出入管理・資産国有化・海外での事業及び投資からの利益の本国送金制限などの現地の法規制や貿易政策及び税法の変更は、ソニーの業績に影響を与える可能性があります。例えば、ソニーやパートナーが生産活動を行う中国やその他の国々において、労働争議の発生及び労働法制や政策の変更など労働環境が著しく変化した場合、ソニーの製品及び部品の生産や出荷の妨害、人件費の高騰あるいは優秀な従業員の不足が発生することなどにより、ソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。不安定な国際又は国内政治・軍事情勢が今後生じた場合、ソニーやそのビジネスパートナーの事業活動が阻害されたり、消費者の購買意欲を低下させたりすることにより、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、一部の国において、前述の要因や、自然災害及び疫病などその他の要因による混乱から回復するのに要する時間が長くなる可能性があります。さらに、ソニーの事業活動にとって引き続き重要である一部の新興国市場において前述のリスクの影響を受けやすいことが、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

- (15) ソニーの成功は、技術やマネジメントなどの分野における有能な人材の採用・確保に依存しています。

ソニーが、ますます競争が激しくなる市場において、ネットワーク関連製品、ゲーム機やソフトウェア、映画、テレビ番組や音楽などのコンテンツ、又は金融商品を含む製品やサービスの開発、設計、製造、マーケティング及び販売において継続的に成功を収めるためには、経営陣やその他のマネジメント、ハードウェアやソフトウェアエンジニアなどクリエティブで有能な人材を惹きつけ確保することが必要となります。しかしながら、このような有能な人材に対する需要は強く、ソニーが将来の事業に必要な人材を採用・確保できない可能性があります。加えて、事業分離や構造改革ならびにその他の事業構造変革の施策により、経験豊かな人材やノウハウが意図せず喪失してしまう可能性があります。そのような事態が生じた場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

- (16) ソニーはハードウェア、ソフトウェア、エンタテインメント・コンテンツ、ならびにネットワークサービスの競争力を向上させるための、異なる事業ユニット間の事業戦略及びオペレーションの統合に成功しない可能性があります。

ソニーは、市場における差異化を図り、それにより、売上の拡大及び収益性の向上を図るために、ハードウェア、ソフトウェア、エンタテインメント・コンテンツ、ならびにネットワークサービスの統合を促進させることが不可欠であると考えています。例えば、2016年4月、(株)ソニー・コンピュータエンタテインメントとソニー・ネットワークエンタテインメントインターナショナルは、両社の有する全てのハードウェア、ソフトウェア、コンテンツ、ネットワークサービスの各事業組織のオペレーションを統合した新会社「ソニー・インタラクティブエンタテインメントLLC」を設立しました。しかしながら、この戦略は、ネットワークサービス技術の継続的な発展（ソニー内外を問わず）、ソニーの様々な事業ユニットや販売チャネルにおける戦略及びオペレーション上の連携と適切な優先順位付け、業界内や、ネットワークに接続可能なソニーの製品や事業ユニット間における技術やインターフェース規格の標準化に依存しています。さらに、新規参入企業も多く、継続的に変化する厳しい競争環境において、消費者にとって革新的で魅力あるユーザーインターフェースをもち、ネットワークプラットフォームにシームレスに接続可能なハードウェアを、より高い性能かつ競争力のある価格で提供し続ける必要があります。また、ソニーは競争力があり差異化された、ソニー自身の、又は主要な映画製作及びテレビ制作会社、音楽レーベル会社やゲーム制作会社などの第三者からライセンスを受けた、音楽・映像・ゲームコンテンツを提供することが不可欠であると考えています。ソニーがこの戦略の実行に成功しない場合、ソニーの評判、競争力及び収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (17) ソニーのオンライン上の事業活動は、法規制の対象となっており、これによりオペレーションにかかるコストが増加したり活動が制限されたりする可能性があります。

ソニーは、エレクトロニクス及びエンタテインメント製品の販売・マーケティング、エンタテインメント領域に関するネットワークサービス、金融サービス、インターネットプロバイダサービスなど、オンライン上の事業活動を広範囲にわたって行っており、関連する法規制による制約を受けています。この法規制には、プライバシー、消費者保護、重要インフラ保護、侵害の告知、データの保存及び保護、データの越境・移転、コンテンツ及び放送関連規制、名誉毀損、年齢確認その他のオンライン上の児童保護、アクセスのしやすさ、cookieなどのソ

フトウェアの最終ユーザーのPC又は他の情報端末へのインストール、価格設定、広告（成人及び児童向け）、租税、著作権や商標権、販促、及び課金などに関わるものが含まれています。これらの法規制（オンライン上の事業活動に対処するために制定された法規制やインターネット普及以前に制定されたものを含むその他のオンライン上の事業活動にも適用される法規制）の運用は、各国により異なり、また、多くの場合、法規制そのものが不明確・不確定であったり、今後変更されたりする可能性があります。ソニーはこれらの法規制遵守のために多額の費用を計上する可能性があります。また、これらの法規制を遵守できなかった場合、多額の罰金、その他の法的責任、ソニーの評判への悪影響などが生じる可能性があります。さらに、これらの法規制遵守のために行われるオンライン上の事業活動の変更や制限はソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。加えて、関連する法規制の変更を予測できなかった場合、オンライン上の事業活動を保護する法令の変更が生じた場合、又はこのような保護範囲を狭めるような解釈を裁判所が行った場合、ソニーの法的責任に対するリスクが増加し、法規制遵守のための費用の増加もしくは一部のオンライン上の事業活動に対する制限につながる可能性があります。

- (18) ゲームハードウェアを始めとするコンシューマー製品の売上は特に消費者需要の季節性の影響を受けます。

ソニーのG & N S分野が提供するハードウェア（PlayStation®4、PlayStation®3、ならびにPS Vitaなど）は種類が比較的少ない上に、これら及びその他の製品の需要に占める年末商戦の比率が高くなります。ソニーのその他のコンシューマー製品も年末商戦需要に依存しています。その結果、特にこの時期において、他社との競争状況や市場環境の変化、有力ゲームソフトウェアタイトルを含むコンシューマー製品の発売遅延、ハードウェアの供給不足などが生じた場合、ソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。

- (19) G & N S分野の売上及び収益性は主にプラットフォームの普及の成否に依存しており、この普及はソニー及び外部の事業者により制作されるものを含むソフトウェアラインアップの充実度の影響を受けています。

G & N S分野の売上及び収益性には、プラットフォームの普及の成否が重要な影響を及ぼします。この普及は、ソニー及び第三者により制作されたものを含む魅力的なソフトウェアの品揃えや、ネットワーク・ゲーム、クラウド・ゲームやデジタルコンテンツの配信を含むオンラインサービスが消費者に提供されるか否かに影響されます。外部のゲームソフトウェアの開発事業者や開発・販売事業者がソフトウェアの開発や供給を定期的に実施し続ける保証はなく、全く実施されない可能性もあります。ソフトウェア開発の中断や遅れ、又は新しいオンラインサービスの提供の遅れはソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。

- (20) ソニーの映画、音楽及びG & N S分野などのコンテンツ事業は、増加し続ける違法デジタルコピーや違法ダウンロードの影響を受けています。

デジタル技術、デジタルメディアの利用、ならびに世界的なインターネットの普及により、ソニーの映画、音楽及びG & N S分野などのコンテンツ（発売前のもも含む）の著作権を違法デジタルコピー及び偽造から保護することが難しくなってきました。特に、コンテンツ著作権者の許可なくインターネットやその他のサービス経由でデジタルメディアファイルの複製、転送やダウンロードが可能なソフトウェア及び技術によって、高品質なデジタルメディアファイルの不正な作成、送信や再配信がより簡単にできるようになってきているため、従来の著作権をベースとするビジネスモデルが逆風を受け、脅かされ続けています。こうしたコンテンツの不正入手が可能であることは、正規製品の売上減少や売価の低下圧力につながり、ソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。ソニーは、知的財産の保護支援、映画、テレビ番組、音楽、ゲームなどの正規のデジタル配信のための新しいサービスの開発や著作権のあるコンテンツの不正なデジタル配信への対抗のために費用を計上しており、今後も引き続き費用を計上します。こうした動向はソニーの短期的な費用の増加にもつながり、また、想定している効果を達成できない可能性もあります。

- (21) 映画及び音楽分野の業績は、消費者に全世界で受け入れられるかどうか、競合作品やその他の娯楽の有無により変動します。

映画及び音楽分野の業績は、作品が消費者に全世界で受け入れられるかどうかという予測が難しい要因に左右され、変動する可能性があります。映画作品やテレビ番組の製作・制作ならびに番組の放送は、それらの作品が消費者にどの程度受け入れられるか分かる前に多額の投資を行わなければなりません。同様に、音楽分野でもアーティスト自身やその作品が消費者にどう受け入れられるか確定する前に多額の投資を行わなければなりません。さらに、映画及び音楽分野における作品の商業的成功は、同時期もしくは近接した時期に公開された他の競合作品、ならびに、それらに代わり、消費者が享受できる娯楽及びレジャー活動に影響を受ける可能性があります。特に大型期待作品をはじめ、映画作品やテレビ番組の業績が想定を下回った場合、公開もしくは放映した年度の映画分野の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、作品の公開当初の業績と、それに続く映像ソフトやテレビ局など流通市場から得られる収入には高い相関性がみられることから、将来における映画分野の業績にも悪影響を及ぼす可能性があります。同様に、音楽作品の業績が想定を下回った場合、作品をリリースした年度の音楽分野の業績に対して、悪影響を及ぼす可能性があります。

- (22) エンタテインメント・コンテンツの製作・制作、取得ならびにマーケティング費用の高騰は、音楽及び映画分野の業績に悪影響を与える可能性があります。

音楽分野の成功は消費者に長期にわたって受け入れられるアーティスト、ソングライター及び楽曲版權のカatalogの発掘及び育成に大きく依存しており、有能な新規アーティストやソングライターを発掘・育成できない場合、音楽分野の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。音楽業界各社間における販売競争の激化に加え、このようなアーティストを発掘し、契約を締結し維持するための競争も激化しています。映画分野では、トップ・タレントに対する高い需要が映画作品やテレビ番組の製作・制作費用の高騰につながっています。映画作品やテレビ番組を獲得するための競争は激しく、映画作品やテレビ番組の取得費用が上昇する可能性があります。映画分野の作品の製作・制作費用及び取得費用の増加は、これらのマーケティング費用の増加とともに、映画分野の業績に悪影響を与える可能性があります。

- (23) 新たな技術や配信プラットフォームによる消費行動の受容は、音楽分野及び映画分野の業績に悪影響を与える可能性があります。

急速な技術変化や消費者による新たな技術の受容は、消費者がエンタテインメント作品を取得し視聴するタイミングや方法に影響を与えています。CD、DVDならびにブルーレイディスクなどのパッケージメディアフォーマットの全般的な成熟化や、音楽・映像コンテンツのデジタル配信への移行、小売事業者の展示スペースをめぐる競争の激化などの業界全体の動向により、音楽及び映像パッケージメディア売上が全地域で減少しており、今後も減少する可能性があります。定額利用によるストリーミング配信やデジタルダウンロードといった、デジタル配信からの収入は、パッケージメディア売上の減少を十分に補完しない可能性があります。このような状況は、音楽及び映画分野、ディスク製造事業の業績に影響を与えてきており、今後も影響を与える可能性があります。さらに、直近の音楽業界において、デジタルダウンロードの売上が年々減少し続けています。ストリーミング配信がこの減少を相殺するのに十分な利用者を獲得できない場合、音楽分野の業績は悪影響を受ける可能性があります。

- (24) 広告市場の変化、あるいはテレビ放送契約を更新できないこともしくは更新時における条件悪化により、映画分野の業績が悪影響を受ける可能性があります。

広告市場の景気は特定の広告主や業界の経済的見通し、広告主の支出の優先順位、及び一般的な経済状態によって変動し、映画分野のテレビ事業の収入に悪影響を与える可能性があります。世界的なテレビネットワークを含む映画分野のテレビ事業の売上のかなりの部分は、多様なプラットフォーム上での広告収入が占めています。そのため、広告市場に対する宣伝広告支出額全体が減少した場合、映画分野のメディアネットワーク収入に直接的な悪影響を与える可能性があります。映画分野の売上には、顧客である米国内外のテレビネットワークから得られる映画作品やテレビ番組の放映権収入が含まれます。広告市場の景気が後退した場合、これら外部のテレビネットワークの収入が低迷し、ソニーの映像コンテンツの放映権収入に悪影響を与える可能性があります。

さらに、世界的なテレビネットワークでの放映は、外部のケーブルテレビ、衛星テレビやその他の放送システムに依存しています。これらの放送ネットワーク業者とのテレビ放送契約を更新できないこともしくは更新時における契約条件の悪化は、映画分野における世界的なテレビネットワークからの広告収入や視聴料収入に悪影響を与える可能性があります。

- (25) 映画分野の業績はストライキによる影響を受ける可能性があります。

映画分野及びその供給業者の一部は、脚本家、監督、俳優、その他のアーティストや専門職・技術スタッフなど、労働協約が適用される、映画作品やテレビ番組の企画・制作に欠かせない専門的技能を有する労働組合員に依存しています。新たな合意や契約締結にいたる見通しが不確実であること、又はそれらが成立しないことによってもたらされる労働組合によるストライキが生じた場合、あるいはストライキ、サボタージュやロックアウトの可能性が生じた場合、製作活動の遅延や停止を招く可能性があります。こうした遅延や停止は、その期間の長さによっては、将来予定されている映画やテレビ番組作品の公開の遅延や中断をもたらす可能性があり、映画分野の業績やキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性があります。また、労働協約が合意に至らない場合や好ましくない条件で更新された場合、映画分野における費用が増加し、業績に悪影響を与える可能性があります。

(26) 金融分野は、法規制が厳格な業界で事業を遂行しており、新しい法令や監督官庁の施策などが、事業遂行の自由度を妨げ、ソニーの金融分野の業績に悪影響を与える可能性があります。

ソニーの金融分野は、日本における保険や銀行といった法規制や監督の厳格な業界で事業を行っています。法規制・政策などの将来における改正・変更や、それが与える影響は予測が不可能であり、また、こうしたことが法規制遵守に対応するための費用の増加や事業活動に対する制約にもつながる可能性があります。ソニーという共通のブランドを用いて各会社が事業を行っているため、ソニーの金融分野のいずれかの事業において法規制違反などが発生した場合には、ソニーの金融分野における事業全体の評判に悪影響を及ぼす可能性があります。また、法規制遵守のための追加費用が生じ、ソニーの金融分野の業績に悪影響を与える可能性もあります。なお、ソニー株式会社は、連結子会社であるソニーフィナンシャルホールディングス㈱（以下「SFH」）から財務支援又は融資ローンの形態による資金を受け取ることに、日本の監督官庁の指針による制約を受けています。これらの指針が変更された場合、ソニー株式会社がSFHから資金を受け取り使用することに関しさらに制約を受ける可能性があります。

(27) 金融分野の業績及び財政状態は、金利の変動により悪影響を受ける可能性があります。

ソニーの金融分野においては、生命保険事業及び損害保険事業における保険引受債務、ならびに銀行事業における預金、借入金その他の債務など、各事業の負債の状況に鑑み、運用資産を適切に管理するため、資産負債の総合管理（以下「ALM」）を行っています。ALMは、長期的な資産負債のバランスを考慮しながら、安定的な収益を確保することを目的としています。ソニーの金融分野がALMを適切に遂行できない場合、あるいはALMにより合理的に対処することができるレベルを超えて市場環境に大きな変化があった場合には、ソニーの金融分野の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。特にソニー生命保険㈱（以下「ソニー生命」）においては、通常、契約者に対して負う債務の期間が、長期日本国債を中心とした運用資産の投資期間よりも長期であるため、低金利又はマイナス金利の状況においては、残存する保険契約の予定利率（保険料計算用）は一般的に変化しない一方で、ソニー生命の投資ポートフォリオからの収益が減少する傾向があります。その結果、ソニー生命の収益性と保険契約債務を履行し続ける長期的な能力に悪影響が生じる可能性があります。さらに、最低毎事業年度に1回、責任準備金及び繰延保険契約費の評価に用いる保険数理上の前提の見直しが求められます。このため、金利の変動によりソニー生命の資産運用利回りが悪化した場合、特に利率変動型終身保険において責任準備金の追加計上や繰延保険契約費の前倒し償却が必要となる可能性もあります。その場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(28) ソニーの業績及び財政状態は、株価の下落により、特に金融分野において悪影響を受ける可能性があります。

金融分野において、ソニー生命では、最低毎事業年度に1回、変額保険の最低死亡保証にかかる責任準備金及び繰延保険契約費の評価に用いる保険数理上の前提の見直しが求められます。このため、株価の下落などでソニー生命の特別勘定の資産運用利回りが悪化した場合には、責任準備金の追加計上や繰延保険契約費の前倒し償却が必要となる可能性もあります。その場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

金融分野以外において、ソニーが保有している株式の公正価値の下落は、現金支出をとみなさない減損損失の計上につながることもあります。その場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(29) 金融分野の投資ポートフォリオは、株価及び金利変動リスク以外の様々なリスクにさらされています。

ソニーの金融分野では日本の短期国債や地方債、国内社債、外国公社債、国内株式、貸付金、不動産など、様々な投資資産を保有する一方、安定した投資収益を確保するため、日本の長期国債を中心とした資産ポートフォリオを構成しています。金利及び株価変動リスクに加え、ソニーの金融分野の投資ポートフォリオは、為替リスク、信用リスク及び不動産投資リスクなど、様々なリスクにさらされており、そのようなリスクが金融分野の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、ソニー銀行㈱（以下「ソニー銀行」）では、2016年3月末において住宅ローンが貸出金の92.0%又は総資産の57.7%を占めており、ソニー銀行の住宅ローンに関して不良債権が増加したり、担保設定されている不動産の価値が減少した場合、貸倒引当金の積み増しが必要となる可能性があります。

(30) ソニーの金融分野において、保険金・給付金の支払い実績が見積りと乖離することにより、将来の責任準備金の積み増しを余儀なくされる場合があります。

ソニーの生命保険事業及び損害保険事業においては、保険業法及び保険業法施行規則に従い、将来の保険金・給付金の支払いに備えた責任準備金を積み立てています。これらの責任準備金は、保険契約の保障対象となる事象の頻度や時期、支払うべき保険金・給付金の額、保険料収入を原資に購入される資産の運用益など、多くの前提と見積りにもとづいて計算されています。これらの前提と見積りは本質的に不確実なものであるため、最終的に支払うべき保険金・給付金の額や支払時期、又は保険金・給付金の支払いより前に、保険契約債務に対応した資産が想定していた水準に達するかどうかを正確に判断することは困難です。保険契約の保障対象となる事象の

頻度と時期及び支払う保険金・給付金の額は、以下のようなコントロール困難な多くのリスクと不確実な要素に影響されます。

- ・ 死亡率、疾病率など、計算の前提と見積りの根拠となる傾向の変化
- ・ 信頼に堪えるデータの入手可能性、及びそのデータを正確に分析する能力
- ・ 適切な料率・価格設定手法の選択と活用
- ・ 法令上の基準、保険金査定方法及び医療費の変化

保険事業における実績が計算の前提条件や見積りよりも大きく悪化した場合、責任準備金の積立てが不足する可能性があります。また、責任準備金の積立水準に関するガイドラインや基準などに変更があった場合には、より厳しい計算の前提や見積り又は保険数理計算にもとづいて責任準備金の積み増しが必要となる可能性があります。これら責任準備金の繰入額の増加は、金融分野における業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

さらに、日本における大地震などの大規模災害や感染症などの疫病の発生により、責任準備金の積み立て前提を超える保険金の支払が生じた場合、もしくは、何らかの要因によって、最低保証付きの変額個人年金保険にかかるリスクヘッジの有効性が損なわれた場合など、金融分野の業績及び財政状態は悪影響を受ける可能性があります。

- (31) ソニーの設備や情報システムは、大規模な災害、停電、違法行為などにより、被害を受ける可能性があります。また、これらの予期できない大惨事にともなうサプライチェーンや生産活動の混乱及び法人顧客からの需要減などがソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

ソニーの本社及び半導体生産設備のような最先端デバイス製造拠点の多くは、他国よりも地震のリスクが比較的高い日本の国内にあります。日本において大地震が起きた場合、特にソニーの本社がある東京や、完成品の製造事業所が所在する東海地方及び半導体製造事業所が所在する九州地方及び東北地方で起きた場合には、建物や機械設備、棚卸資産や、製造事業所における生産活動の中断などを含めて、ソニーの事業は大きな被害を受ける可能性があります。例えば、2016年4月14日以降に発生した平成28年（2016年）熊本地震の影響で、半導体製造事業所の建物や機械装置、棚卸資産に損傷があり、生産活動が中断しました。半導体部品の供給の遅れの結果、デバイス分野及びI P & S分野の2016年度の売上高は、地震の前に見込まれていた水準より減少する見込みです。

また、ネットワークや情報通信システムインフラ、研究開発、資材調達、製造、映画やテレビ番組の制作・制作、物流、販売、ならびにオンラインやその他のサービスに使用されるソニーや外部サービスプロバイダ及びビジネスパートナーの世界各地にあるオフィスや設備は、自然災害、伝染病などの疫病、テロ行為、サイバー攻撃、大規模停電、大規模火災などの予期できない大惨事により、破壊されたり、一時的に機能が停止したり、混乱に陥ったりする可能性があります。これらのオフィスや設備のいずれかが前述の大惨事により重大な損害を受けた場合、営業活動の停止、設計・開発・生産・出荷・売上計上の遅れ、オフィスや設備の修繕・置換えにかかる多額の費用計上などが生じる可能性があります。加えて、ソニーに原材料、部品及びコンポーネントを供給する事業者がかかる大惨事の被害を受けた場合、原材料、部品及びコンポーネントの供給が滞り、それによりソニーの製造拠点は稼働調整や停止を余儀なくされ、出荷が滞り新製品の導入が遅れるなどの影響を受ける可能性があります。また、ソニーは、原材料、部品及びコンポーネントの価格高騰や法人顧客の需要減少の影響を受ける可能性があります。これらにより、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

加えて、ソニーの営業活動においてコンピュータシステムやネットワーク及びオンラインサービスの役割がさらに重要になりつつあるなか、ソフトウェア又はハードウェアの欠陥など、前述のもしくはそれ以外の予測できない出来事から生じるコンピュータシステムやネットワーク及びオンラインサービス停止のリスクが高まっています。例えば、2014年度において、サイバー攻撃によりソニーの映画分野のネットワーク及びITインフラに深刻な障害が生じました。

類似した出来事が発生した場合、主要な事業オペレーションの停止、財務報告あるいは設計・開発・生産・出荷・売上計上の遅れ、設備やネットワーク及び情報システムのセキュリティ強化や修繕・置換えにかかる多額の費用計上などが生じる可能性もあり、さらに、ソニーが加入している保険はその結果発生する費用や損失を十分に補填できない可能性があります。また、ソニーが将来、十分な保険契約を維持できない可能性や、支払保険料が増加する可能性があります。これらの場合には、ソニーの業績及び財政状態に悪影響がある可能性があります。

- (32) ソニーのネットワーク上にある、あるいは外部のサービスプロバイダやビジネスパートナーのネットワーク上にある、ソニーが保有あるいは管理しているデータの消失、破壊、漏洩、悪用、改変、又はこれらの情報への不正なアクセスがあった場合、あるいはソニーの情報セキュリティに対するその他の侵害があった場合、その情報の保管の場所や形式にかかわらず、ソニーのブランドイメージ及び評判や事業への悪影響がある可能性や、ソニーが法的な、あるいは規制当局に対する責任を追及される可能性があります。

ソニーの専有情報、知的財産ならびに従業員の情報を含む、ただしそれらに限定されないソニーのビジネス情報や、顧客、供給業者ならびにその他のビジネスパートナーに関連するデータを含む情報の取得、保管、処理、転送に使用するコンピュータシステムやネットワーク、ならびにオンラインサービスといった情報技術を広範に活用することは、ソニーならびに外部のサービスプロバイダ及びビジネスパートナーにとって業務上不可欠です。ソニーの、あるいは第三者の情報技術のシステムを通じて取得、保管、処理、あるいは転送される情報のセキュリティは、悪意をもった第三者や人為的もしくは自然の事象により侵害を受けたり、ソニーもしくは外部のサービスプロバイダやその他のビジネスパートナーの従業員の故意又は不注意による行為もしくは不作為の影響を受けたりする可能性があります。サイバー攻撃がますます高度化し、悪意をもった第三者がより容易にツールやリソースを利用できるようになりつつあることから、不正な侵入を防止あるいは検知したり、不正な侵入に対応したり、データへのアクセスを制限したり、データの破壊、改変、あるいは流出を防止したり、そういった攻撃の悪影響を抑制したりするためにソニーが行っている対策、セキュリティへの取り組みや管理が、不正アクセスに対して、完全に安全な情報セキュリティを確保できる保証はありません。その結果、知的財産といった専有情報、従業員の情報、顧客、供給業者やその他のビジネスパートナーに関連するデータを含むソニーのビジネス情報の消失、破壊、漏洩、悪用、改変、又は承諾を得ない第三者によるアクセスが発生し、ソニー、あるいは外部のサービスプロバイダ及びその他のビジネスパートナーの情報システムが破壊される可能性があります。また、悪意を持った第三者が、ソニーが認知することなく、外部のビジネスパートナーのネットワーク、及びその結果として外部のビジネスパートナーの情報にアクセスするためのプラットフォームとして、ソニーのネットワークに不正にアクセスする可能性があります。ソニーは過去に、高度かつ明確に標的を定めた攻撃の対象になったことがあります。例えば、2014年度に、ソニーの映画分野がサイバー攻撃の対象となり、結果的に従業員やその他の情報を含むソニーのビジネス情報が不正にアクセスされ、窃取され、漏洩され、データが破壊されました。加えて、ソニーのネットワークサービス及びオンラインゲーム事業ならびに複数の子会社のウェブサイトが様々な意図や専門性を持つ個人や集団によってサイバー攻撃の対象となり、いくつかの事例においては、顧客情報が不正にアクセスされ、実際に窃取され、又は窃取の可能性が生じ、漏洩されました。

加えて、ソニーあるいはその代理で第三者が保有あるいは管理しているソニーのビジネス情報及びその他のデータは、それらがネットワーク上に保管されていない場合でも、またそれらのデータの保管の場所や形式にかかわらず、悪意をもった第三者や人為的もしくは自然の事象により侵害を受けたり、消失、破壊、漏洩、悪用、改変、又はこれらの情報への不正なアクセスといった形で、ソニーの従業員もしくは外部のサービスプロバイダの故意又は不注意による、行為もしくは不作為の影響を受ける可能性があります。

さらに、ソニーもしくはそのサービスプロバイダやビジネスパートナーが提供するネットワーク製品やオンラインサービスを含む製品やサービスの機密性、完全性ならびに可用性が、悪意を持つ第三者や人為的もしくは自然の事象により侵害を受ける可能性や、ソニーの従業員、外部のサービスプロバイダやビジネスパートナーの故意又は不注意による作為もしくは不作為による影響を受ける可能性があります。例えば、ソニーのオンラインサービスやウェブサイトは、高度な技術を持ち潤沢なりソースを有する第三者などによるDoS（サービス停止）攻撃やその他の攻撃の対象となったことがあります。

サイバー攻撃の結果であるか否かにかかわらず、ソニーが保有あるいは管理する、あるいはソニーの代理で保有あるいは管理されているデータについてのいかなる消失、破壊、漏洩、悪用、改変、あるいは不正なアクセスや、ソニーの製品やサービスの停止を含むソニーの情報セキュリティに対するその他の侵害の結果、システムの破損の修復、外部専門家の雇用、新たな人員の配置、従業員の教育、ならびに不正にアクセスされたデータの所有者である第三者に対する補償や報奨金を含む多額の復旧費用がかかる可能性があります。加えて、ソニーのネットワークやオンラインサービスへの破壊行為によって、ネットワーク及びオンラインサービスに依存している事業が重大な打撃を受け、その結果、売上の喪失、ビジネスパートナー及びその他の第三者との関係の悪化、ならびに顧客の維持や顧客の勧誘の失敗に結びつく可能性があります。サイバー攻撃であるか否かにかかわらず、情報セキュリティが侵害された場合には、知的財産を含む専有情報の不正漏洩、改変、破壊あるいは悪用による競争力の低下にともなう売上の喪失や、顧客の維持や顧客の勧誘の失敗、重要なビジネスプロセスや情報セキュリティシステムの破壊、あるいはマネジメントの関心や経営資源の分散につながる可能性があります。さらに、これらの破壊や侵害行為がメディアの報道に悪影響をもたらし、ソニーのブランドイメージや評判を傷つける可能性があります。また、ソニーは訴訟、及び規制当局による調査や規制措置を含む法的措置の対象となる可能性や、付帯的な法的費用や将来的な調停、判決、罰金の対象となる可能性があります。ソニーが加入しているサイバー攻撃に対する保険は費用や損失の全額を補填できない可能性があり、したがって、サイバー攻撃がソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。たとえ実際に情報セキュリティへの侵害がなくても、ますます高度化し増加しつつあるサイバー攻撃への対策には、将来、これらの防止、検知、対応、管理のための、あるいはその他の多額の費用がかかる可能性があります。これらの費用には、サイバー攻撃に対する新たな技術の導入、外部専門家の雇用、新たな人員の配置や従業員の教育などが含まれます。これらの費用も、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

- (33) 現在もしくは将来における訴訟及び規制当局による法的手続が不利な結果に終わった場合、ソニーの事業が悪影響を受ける可能性があります。

ソニーは、様々な国において事業の遂行に関して、訴訟及び規制当局による法的手続に服するリスクにさらされています。訴訟及び規制当局による法的手続は、ソニーに多額かつ不確定な損害賠償や事業活動の制約をもたらすことがあります。その発生の可能性や影響の程度を予測するには相当の期間を要する場合があります。例えば、公正な競争に反する市場慣行に関する政府の監督が、訴訟や規制当局による法的手続につながる可能性があります。多大な法的責任や規制当局による不利な措置が課された場合や、訴訟及び規制当局による法的手続への対応に多大なコストがかかった場合、ソニーの評判や業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (34) ソニーは製品品質や製造物責任による財務上のリスクや評判を損なうリスクにさらされています。

急速な技術の進化や、モバイル製品及びオンラインサービスに対する需要増にともない、コンシューマー製品、ノンコンシューマー製品、部品及びコンポーネント、半導体、ソフトウェア、ならびにネットワークサービスなどのソニーの製品・サービスは一層高機能かつ複雑になっています。ソニーが製品品質を維持しても、技術の急速な進展や、モバイル製品及びオンラインサービスの需要増加に対応できない可能性があり、製造物責任問題に関するリスクが高まる可能性があります。その結果、ソニーの評判に悪影響を及ぼし、製品回収やアフターサービスなどの費用が発生する可能性があります。加えて、既存の製品及びサービスへの販売後のアップグレード、機能の拡充、又は新機能の導入に成功しない可能性や、既存の製品及びサービスを、他の技術及びオンラインサービスと便利かつ効果的に連携させ続けることができない可能性があります。そのため、ソニーの既存の製品及びサービスについて、顧客満足度を維持できない可能性や、需要の減少、競争力の低下、あるいは陳腐化を招く可能性があり、その結果、ソニーの評判や業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、根拠のあるなしにかかわらず、ソニーの製品に関連する健康面や安全性の問題に関する申立て又は訴訟は、直接的に、もしくはソニーのブランドイメージや高品質な製品やサービスを提供する企業という評価への影響の結果として、ソニーの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。これらの問題は、ソニーが製造したか否かに関係なく、ソニーが直接顧客に販売する製品のみならず、半導体を含むソニー製の部品が搭載された他社製品においても生じる可能性があります。

- (35) ソニーの業績及び財政状態は退職給付債務により悪影響を受ける可能性があります。

ソニーは、確定給付年金制度に関する会計基準に従い、確定給付年金制度ごとの予測給付債務から年金制度資産の公正価値を差し引いた金額を未積立年金債務として認識しています。年金数理純損益については、従業員の平均残存勤務年数にわたり規則的に償却することにより年金費用に含めています。運用収益の悪化による年金制度資産価値の減少や、割引率の低下、昇給率の増加やその他の年金数理計算前提となる比率の変動による予測給付債務増加にともない未積立年金債務が増加し、その結果、売上原価又は販売費及び一般管理費として計上される年金費用が増加する可能性があります。

ソニーの業績及び財政状態は、国内及び海外年金制度の積立状況から悪影響を受ける可能性があります。特にソニーの年金の大部分を占める国内年金は約30%を持分証券に投資しており、不利な株式市場環境及びクレジット市場のボラティリティが、ソニーの年金制度資産及び将来見積年金負債に対して悪影響を与える可能性があります。その結果として、ソニーの業績及び財政状態は、悪影響を受ける可能性があります。

さらにソニーの業績及び財政状態は、日本の確定給付企業年金法の年金積立要求により悪影響を受ける可能性があります。この確定給付企業年金法により、ソニーは定期的な財政再計算や年次の財政決算を含む年金財政の検証を行うことが求められています。年金制度資産の公正価値に対して法定の責任準備金が超過した場合、また法令もしくは特別な政令などにより猶予された期間内に制度資産の公正価値が回復しない場合には、ソニーは年金制度への追加拠出が必要となり、キャッシュ・フローを減少させる可能性があります。同様に、海外の年金制度資産についても各国の法令にもとづき追加拠出が必要となる場合、キャッシュ・フローを減少させる可能性があります。また、今後、法令が定める掛金の更新にもなると年金制度資産の長期期待収益率などの前提を見直した際、年金への拠出金の水準が引上げられ、ソニーのキャッシュ・フローに対して悪影響を及ぼす可能性があります。

- (36) 繰延税金資産に対して評価性引当金を計上している税務管轄におけるさらなる損失の発生、ソニーが繰延税金資産を最大限に利用できないこと、追加的な税金負債あるいは税率の変動が当社株主に帰属する当期純損益及びソニーの財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ソニーは、日本及び様々な税務管轄において法人税を課されており、通常の営業活動において最終的な税額の決定が不確実な状況が多く生じ、このような状況が長期間に及ぶ場合もあります。ソニーの税金引当や税金資産、税金負債の帳簿価額の計算は高度な判断と見積り（将来の課税所得の見積りを含む）を必要とします。

繰延税金資産は、税務管轄ごとに評価されます。一部の税務管轄において、ソニーは繰越欠損金に対応するものを含めた繰延税金資産のうち、50%超の可能性をもって回収可能ではないと結論付けられたものに対して評価

性引当金を計上しています。2016年3月31日時点において、ソニーは主に(1)日本の当社とその連結納税グループ及び日本の一部子会社の地方税、(2)米国のSony Americas Holding Inc.とその連結納税グループ、(3)スウェーデンのSony Mobile Communications AB、ならびに(4)英国のSony Europe Limitedにおいて評価性引当金を計上しています。評価性引当金を計上した税務管轄において損失を計上し続けた場合、税金費用の戻し入れは計上されず、当社株主に帰属する当期純損益及びソニーの財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、ソニーが税務戦略を実行できない場合、営業活動や税務戦略から繰越欠損金を使用するために十分な課税所得を適切な税務管轄内で将来に生み出せない場合、あるいは繰越欠損金の使用を法的に制限される場合に、繰延税金資産は未使用のまま消滅、又は回収できず、将来において利用可能な税金支出の減額ができなくなる可能性があります。評価性引当金を計上せずに残存している繰延税金資産のいずれかが、50%超の可能性をもって未使用のまま消滅し将来の課税所得と相殺することができない場合や他の理由で回収ができない場合には、ソニーは追加の評価性引当金を認識しなければならず、税金費用が増加します。繰延税金資産が未使用のまま消滅した時点あるいは追加の評価性引当金が計上された期間において、当社株主に帰属する当期純損益及びソニーの財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産及び評価性引当金の評価において、連結会社間の移転価格に関して調整される不確実な税務ポジションの決定が重要な要素となります。ソニーは、日本及び様々な税務管轄において法人税を課されており、通常の営業活動において連結会社間を含む多くの取引がありますが、最終的な税額の決定は不確実です。ソニーは、税務当局から税務申告に対して継続的な調査を受けており、その結果、法人税の引当の妥当性を決定する税務調査の結果を受けて起こり得る悪影響を定期的に評価しています。これらの評価には高度な判断が要求され、翌期以降に追加的な証拠が入手可能になることにより、ソニーの不確実な税務ポジションの最終的な結果とそれにもなう評価性引当金の計上が、当社株主に帰属する当期純損益及びソニーの財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

一部の税務管轄において、繰越欠損金の使用は翌期以降の課税所得に対する一定の水準に制限されています。したがって、ソニーは、課税所得が発生した税務管轄において、重要な繰越欠損金があるにも関わらず税金の支払いが発生するため税金費用を計上し、その後も利用可能な繰越欠損金を保有し続ける可能性があります。

上記に加え、ソニーの将来における実効税率は、法定税率の変更や異なる法定税率が適用される各国での利益の割合の変化、又は繰越欠損金及び繰越税額控除の使用制限や制約を含む租税法規の改正やそれらの解釈の変更などにより不利な影響を受ける可能性があります。

- (37) ソニーは、営業権、無形固定資産もしくはその他の長期性資産の減損を計上する可能性があります。

ソニーは多くの営業権、無形固定資産及びエレクトロニクス事業における製造施設及び設備を含む長期性資産を保有しています。これらの資産については、業績の悪化や時価総額の減少、減損の判定に用いられる高度な判断を必要とする見積り・前提の変更により、減損を計上する可能性があります。営業権及び耐用年数が確定できない非償却性無形固定資産については、年一回第4四半期及び減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損の判定を行います。事象又は状況の変化とは、設定された事業計画の下方修正や実績見込みの大幅な変更、あるいは外的な市場や産業固有の変動などです。なお、国際的な競争環境の激化や技術動向の急激な変化により、減損の判定に用いられる見積り、前提及び判断が変動し、減損の計上の可能性が増加することがあります。保有しかつ使用する長期性資産及び処分予定の長期性資産の回収可能性は、個々の資産又は資産グループの簿価が回収できなくなる可能性を示す事象や状況(営業権や無形固定資産に関する上記の事象や状況を含む)の変化が生じた場合に検討されます。資産又は資産グループの帳簿価額が減損していると判断された場合、簿価が公正価値を超える部分について、減損を認識します。例えば、2013年度において、ソニーはデバイス分野における電池事業の長期性資産の減損321億円、その他分野における日本及び米国以外のディスク製造事業の長期性資産及びディスク製造事業全体の営業権の減損256億円、ならびにその他分野におけるPC事業の長期性資産の減損128億円を計上しました。2014年度において、モバイル・コミュニケーション分野に関連する営業権の減損1,760億円を計上しました。さらに、2015年度において、デバイス分野の電池事業及びカメラモジュール事業の長期性資産の減損をそれぞれ306億円及び596億円計上しました。このような減損損失の計上は、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (38) ソニーは第三者の知的財産権の侵害を追及され、重大な損害賠償責任を負う可能性があります。

ソニーの製品は広範囲にわたる技術を利用しています。その技術が第三者の保有する知的財産権を侵害しているという主張がソニーに対してなされており、今後なされる可能性もあります。特に、市場競争が激しくなり、一層多くの知的財産を用いた新規技術やより高度な技術が製品に搭載されることで、自らの製品やサービスを守るため、あるいは競争優位を追求するための事業戦略として、競合他社又はそれ以外の特許権者からかかる主張がなされる可能性があります。かかる主張により、和解やライセンス契約の締結あるいは多額の損害賠償金を支払うことが必要となった場合や、ソニーの製品の一部について一時的又は恒久的に市場での販売が差し止められることとなった場合は、ソニーの評判や業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(39) ソニーは第三者の知的財産権につき必要なライセンスを継続して取得できない可能性があります。また、ソニーの事業遂行に必要な知的財産権につき、継続して十分な保護を受けたり、行使したりできない可能性があります。

多くのソニー製品は第三者の特許その他の知的財産権のライセンス供与を受けて設計されています。過去の経験や業界の慣行により、将来的に必要なかつビジネスに有効な様々な知的財産権のライセンスの供与を受け又は更新できるとソニーは考えていますが、全く供与されない、又は受諾可能な条件で供与されない可能性があります。そのような場合には、ソニーは、製品の設計変更や、営業・販売の断念を余儀なくされる可能性があります。さらに、ソニーの知的財産権は、これらに関して紛争が生じたり、無効にされたりする可能性があります。また、ソニーの知的財産権が、ソニーの競争力を維持するうえで十分ではない可能性があります。そのような場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(40) ソニーは、環境や労働安全衛生、人権などの社会的責任に関する広範な法規制の対象となっており、これによりオペレーションにかかるコストが上昇したり、ソニーの活動が制限されたり、評判に影響を及ぼす可能性があります。

ソニーは、大気汚染、水質汚染、有害物質の使用の管理、廃止、削減や一部製品の省エネ、廃棄物管理、製品や電池、包装材料のリサイクル、土壌浄化、従業員や消費者の安全衛生、調達や生産工程における人権侵害といった課題に関する法規制を含む、特に環境や労働安全衛生、人権などの社会的責任に関する広範囲な法規制の対象となっています。例えば、ソニーは以下のような法規制を遵守することが求められています。

- ・有害物質の使用規制の指令（“The Restriction of Hazardous Substances “RoHS” Directive”）、電気・電子機器の廃棄に関する指令（“The Waste Electrical and Electronic Equipment “WEEE” Directive”）、エネルギー関連製品に対するエコデザイン要求指令（“The ecodesign requirements for Energy-related Products (“ErP”) Directive”）、ならびに化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則（“The Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals “REACH” regulation”）など、EUが施行した環境に関する法規制
- ・温室効果ガス排出量に関する開示、温室効果ガス排出削減、炭素税やエレクトロニクス製品の省エネなど気候変動問題に関する法規制や政策
- ・米国のドッド・フランク・ウォール街改革及び消費者保護に関する法律の第1502条により、ソニーが製造する製品の機能又は生産に必要な「紛争鉱物とその派生物」に関して年次情報開示の必要があります。「紛争鉱物」とは、スズ鉱石 (cassiterite)、タンタル鉱石 (columbite-tantalite)、金 (gold)、タングステン鉱石 (wolframite) と、米国政府によってコンゴ民主共和国あるいはその周辺国で紛争の資金源になると規定されたその他の鉱物を指します。

加えて、企業の社会的責任に対する消費者の関心が全世界的に高まり、特にアジア地域で操業するエレクトロニクス業者や製品の製造/設計委託業者における労働環境を含む労働慣行に関する関心が持たれています。

これらの社会的責任に関する法規制がより強化され、また将来新たな法規制が導入される可能性があります。さらに、新興国を含むその他の国々において、上記と同様の環境に対する法規制が施行されつつあり、その結果、ソニーにおいて法規制の遵守にかかる費用が増加する可能性があります。また、様々な分野における既存又は新たな法規制にソニーが対応していないとみなされた場合には、罰金、刑罰、法的制裁、その他の費用や原状回復義務の対象になる可能性があります。ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、法規制を遵守できない場合や、消費者の関心が高まっているこれらの問題にソニーが適切な対応をとることができないとみなされた場合には、それが法的に求められているかどうかに関わらず、ソニーの評判が傷つけられる可能性があります。その結果、消費者が製品の購入にあたって他社製品を選択する場合にも、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

PS3[®]及びPS4[™]ハードウェアを含むソニーのDVDビデオプレーヤー機能付製品は、米国のDolby Laboratories Licensing Corporationとのライセンス契約にもとづきライセンスを供与されている、DVD規格上特定されている技術に関する特許に大きく依存しています。PS3[®]及びPS4[™]ハードウェアを含むソニーのブルーレイディスクプレーヤー機能付製品は、DVD規格上特定されている技術に関する上記の特許に加え、米国のMPEG LA LLC及びOne-Blue, LLCとのライセンス契約にもとづきライセンスを供与されている、ブルーレイディスク規格上特定されている技術に関する特許にも大きく依存しています。また、ソニーのスマートフォン製品は、MPEG LA LLC及びVia Licensing Corporationとのライセンス契約にもとづきライセンスを供与されている、特定のコーデック規格上の技術に関する特許、ならびに米国のQualcomm Incorporated及び日本の株式会社NTTドコモとのライセンス契約にもとづきライセンスを供与されている、通信規格団体により特定されているCDMA関連技術に関する特許に大きく依存しています。

6 【研究開発活動】

ソニーは、2014年5月の経営方針説明会にて、デバイス技術及び情報処理技術のそれぞれの領域で、ソニーが強みをもっている技術を一層強化し、エレクトロニクスのコア事業の差異化を実現するとともに、ホーム及びモバイルの領域で、「ライフスタイルを変える」「人々の生活をより豊かにする」新規製品・サービスの創造を行っていくことを発表しました。

具体的には、デバイス技術については、イメージセンサー、バッテリー及び低消費電力技術に、情報処理技術については認識、ナチュラルUI及び信号処理技術に注力し、これらの技術をもとに家庭などの空間で自由に映像や音楽を楽しむ、必要な情報にアクセスできる「Life Space UX（ライフ スペース ユーエックス）」と、モバイル領域における「ウェアラブル」の開発を進めていきます。

デバイス技術及び情報処理技術の開発加速を目的に、2014年4月1日付の機構改革において、ソニー本社が直轄する研究開発組織である、R&D プラットフォーム及びソフトウェア設計本部を統合してRDS プラットフォームに再編し、デバイス&マテリアル研究開発本部、システム研究開発本部を新設しました。

RDS プラットフォームは、人々に感動をもたらすためにクリエイティビティを発揮して、イノベーションを引き起こすことをミッションとし、最先端技術を追求しそれらを統合することで、新しい顧客価値を創造します。

2015年度の研究開発費は、前年同期に比べ39億円（0.8%）増加の4,682億円となりました。金融分野を除く売上高に対する比率は前年同期の6.5%から6.7%になりました。この増加は、主に、成長領域であるデバイス分野におけるイメージセンサー事業の拡大にともない、デバイス分野の研究開発費が増加したことによるものです。

一方、安定収益領域及び事業変動リスクコントロール領域に位置づけられる、MC分野、I P & S分野及びH E & S分野では、規模を問わず収益性を重視する経営方針への転換により、コスト削減への取り組みが加速し研究開発費は減少しました。

研究開発費の主な内訳は次のとおりです。

項目	2014年度 (億円)	2015年度 (億円)	増減率 (%)
MC	910	781	△14.2
G & N S	891	919	+3.1
I P & S	673	641	△4.8
H E & S	493	448	△9.1
デバイス	1,048	1,310	+25.0
コーポレートR&D	381	325	△14.7

なお、2015年度の主な研究開発活動及び成果には、以下のものがあげられます。

ソニーは、解像・感度・フォーカス性能の三要素を高いレベルで実現したレンズ交換式デジタル一眼カメラα7シリーズ『α7R II』を発売しました。

『α7R II』は、世界初の35mmフルサイズ裏面照射型 Exmor R[®]（エクスマア アール）CMOSイメージセンサーを搭載し、ギャップレスオンチップレンズや反射を低減するARコーティング付きシールガラスと組み合わせることで、集光率を大幅に向上しました。これにより、有効約4240万画素という高解像度ながら、高感度・低ノイズ性能と広いダイナミックレンジを実現し、常用ISO100～25600、拡張ISO50～102400の広い感度域をカバーしつつ、ノイズの少ない

高精細な撮影が可能です。また読み出し回路を大幅に強化し、伝送速度の速い銅配線を採用したことで、従来機比約3.5倍の高速読み出しを実現しました。

『α7R II』は世界最多399点像面位相差AFセンサーによるファストハイブリットAF、最高4.5段分の補正効果を実現する光学式5軸ボディ内手ブレ補正機能、画素加算のない全画素読み出しによる高解像度4K動画の本体記録機能などを搭載することで、あらゆるシーンで高解像性能を引き出すことができます。

ソニーは、最大960fpsのスーパースローモーション機能を搭載し、プロフェッショナルの映像体験を可能にするデジタルスチルカメラ サイバershott®『RX100 IV』と『RX10 II』の2機種を発売しました。

両機に搭載されている、メモリー一体1.0型積層型CMOSイメージセンサー Exmor RS®は、高速信号処理回路部に画素部を重ね合わせた積層構造を1.0型で採用し、1.0型のサイズを生かして高速信号処理回路部の面積を大幅に増やしたことで信号処理のスピードが飛躍的に向上しました。さらにメモリー（DRAM）を搭載したことで従来の裏面照射型CMOSイメージセンサーと比べて約5倍以上のデータ読み出し速度を達成しています。

両機はこの新開発イメージセンサーの搭載により、コンパクトデジタルカメラでありながら、わずか2秒間（960fps）の動きを80秒（40倍）ものスローモーション映像で記録・再生できるため、肉眼では捉えきれない動きの激しいスポーツシーンや鳥が飛び立つ瞬間を、スーパースローモーション機能で捉えらるるといった、新しい映像体験を手軽に楽しむことができます。

ソニーは業務用ビデオカメラで培ったイメージング技術をコンパクトなボディに凝縮し、スーパースローモーションなどの映像体験を提供する次世代カメラで、高速・高画質撮影の楽しみをより多くのお客様に提供していきます。

ソニーは、スポーツ中継やスタジオ番組制作に最適な、4K/HD対応システムカメラ『HDC-4300』を発売しました。

『HDC-4300』は、世界初となる2/3型3板式4Kイメージセンサーを搭載し、1920×1080のフルHD映像を、最大479.52/400fpsのフレームレートで撮影可能で、マルチポートAVストレージユニットで記録することにより、8倍速のスーパースローモーション映像を再生できます。イメージセンサーブロックは、4K CMOSイメージセンサーと、新規開発のプリズムを含む光学システムに3枚の4Kイメージセンサーを正確に貼り合わせる超高精度な独自の固着技術をもって実現しました。

このプリズムを搭載した『HDC-4300』は、次世代放送の映像制作規格（ITU-R BT.2020）に対応し、高精細で幅の広い色域での色再現が可能です。被写界深度が求められるスポーツなどの映像を隅々までとらえることができ、奥行きのある競技場では、画面中央の選手だけでなく、その後方にいる選手達の動きも鮮明に映し出します。

ソニーは、スポーツ中継など4Kライブ制作に適した『HDC-4300』の導入を通じ、4K制作環境の拡大を推し進めながら、さらなる4K関連機器の市場での普及・拡大に取り組んでいきます。

ソニーは、透明感のある音色で空間を満たし、リラックス空間を創出するグラスサウンドスピーカー『LSPX-S1』を発売しました。

『LSPX-S1』は、ソニー独自のスピーカー駆動技術を進化させたアドバンスド パーティカル ドライブ テクノロジーを搭載し、より透明感のある音色と小型化を同時に実現しています。低歪み、高応答性を実現した新開発の加振器で有機ガラス管の端面を加振することにより、人の細かな息遣いや楽器の音色の質感描写に優れ、まるで誰かが目の前で歌い演奏しているような新しい体験を生み出します。また、有機ガラス全体が円筒状の音源となり、離れた場所でも音の減衰が少なく、部屋中どこからでも上質な音楽が楽しめる新しい音楽空間を作り出します。

『LSPX-S1』は、高音質なワイヤレス再生が可能なLDAC®（エルダック）に対応し、Bluetooth経由で従来の技術に比べ最大約3倍の情報量を伝送可能です。また、高音質デジタルアンプ技術のS-Master®、圧縮音源の高音域補完技術のDSEE®を搭載し、かつClearAudio+®によるソニー独自の様々なデジタル信号処理技術を用いて、アドバンスド パーティカル ドライブ テクノロジーの特長を最大限伸ばすように最適化しています。

『LSPX-S1』は空間そのものを活用して、新しい体験を創出するコンセプト「Life Space UX」の商品群のひとつで、リビングルームや書斎、寝室など住空間に溶け込むデザインで、包み込むような温かい光とともに、新しい音体験を提供します。

ソニーは、「2016 International CES」（国際家電ショー：2016年1月6日～1月9日、米国ネバダ州ラスベガス）において、4K/HDR（ハイダイナミックレンジ）コンテンツの魅力を引き出す新開発の独自の薄型バックライト技術Slim Backlight Drive™を搭載した4K液晶テレビ ブラビア®「X93Dシリーズ」を発表しました。

従来、直下型LEDバックライトでしか実現できなかった格子状の高精度部分駆動をソニー独自のバックライトシステム構造により可能としました。また、高コントラスト技術 X-tended Dynamic Range® PROと広色域技術 TRILUMINOS® Displayを合わせることで、高輝度・高コントラスト性能と高い色再現性を実現します。

また、ブラビア「X93Dシリーズ」は4K/HDRコンテンツの高画質化とデザインの薄型化を高度に両立しており、壁掛け時には壁から映像だけが浮かび上がるような一体感を生み出します。さらに、見たいコンテンツに素早くアクセスできるソニー独自のUIや音声検索により、多様なコンテンツを直感的に楽しめる新たな視聴体験を提案します。

ソニーは、これまで培ってきた4Kテレビの高画質技術と、高輝度・高コントラストで色調豊かな映像を表現するHDR技術を融合することで、臨場感あふれるリアルな映像表現をさらに追求していきます。

ソニーは、携帯通信関連・国際展示会「Mobile World Congress 2016」（2016年2月27日～3月2日、スペイン、バルセロナ）において、リアルタイムでユーザーの行動を把握することで好みや行動を理解し、有益な情報を提供する「Xperia®スマートプロダクツ」の商品発表及び参考展示を行いました。

「Xperia Ear」は、耳に装着し、Bluetooth又はNFC（Near Field Communication）でスマートフォンと接続してハンズフリーで使用する、新しいコミュニケーションの形を提案する商品です。ソニーのボイステクノロジーと近接センサーを組み合わせ、音声で指示を出すことにより、通話、インターネット検索、メッセージの読み上げ、ナビゲーションなどをハンズフリーで行うことができます。

参考展示された「Xperia Eye」は、首から下げたり、衣服に装着したりすることで、ハンズフリーで撮影を楽しめるコンパクトカメラです。ソニーの持つカメラ技術及びセンシング技術を最小の形状にまとめ、360°球面レンズの搭載により日常の自然な雰囲気を撮影できます。また、顔や声で撮影タイミングを検知するインテリジェントシャッターで、撮影タイミングを意識せずに写真を撮ることができます。

「Xperia Projector」は、プロジェクターで映し出したスクリーンに直接触れたり、声やジェスチャーで操作したりすることで、家族全員が一緒に楽しみながらコミュニケーションをとれる空間を提供します。直観的に操作できるユーザーインターフェースを用いて、家族にフォーカスした新しいコミュニケーションスタイルを提案します。

「Xperia Agent」は、ユーザーの声に反応し、人々の日常を声としぐさでアシストします。ユーザーに合った情報を提供したり、通話やSNSなどのコミュニケーションをアシストしたり、家電をコントロールすることで、生活を便利にすることをめざします。

ソニーはこれらのコミュニケーションデバイスを、よりパーソナライズされ、より高い知能と機能を備えた、ユーザーの持つ能力を拡張させるツールへと進化させていきます。

ソニーは、「プレイステーション 4」（PS4®）の魅力高め、ゲーム体験をさらに豊かにするバーチャルリアリティ（VR）システム「PlayStation®VR（プレイステーション ヴィーアール）」（以下、PS VR）を2016年10月より発売する予定です。

PS VRは、本体のVRヘッドセットを頭部に被ると、迫力のある3D空間がプレイヤーを取り囲み、頭部の動きや位置にあわせて映像が360度全方向にリアルタイムに変化しつつ、ソニー独自開発の3Dオーディオ技術により、仮想空間内の音響も連動して変化します。

さらに、ワイヤレスコントローラー（DUALSHOCK®4）やPlayStation®Moveモーションコントローラーを用いることにより、仮想空間内を探検する、仮想キャラクターと交流を図るなど、自らアクションを起こしゲームの世界の中に自身が存在しているかのような感覚を楽しむことができます。

PS VRは仮想空間内の大迫力のスクリーンにて、PS4®用ソフトウェアタイトルはもちろん、映像コンテンツ、シェアプレイやLive from PlayStationといったソーシャル機能など、PS4®の様々なコンテンツや機能が楽しめるシネマティックモードも搭載しています。

さらに、PS VRでは全天球カメラなどで撮影された360度全方向を見渡せる写真や動画も楽しむ事ができます。VRヘッドセットを装着してこれらのコンテンツをPS4®のメディアプレーヤーで再生すると、あたかもその空間に自分が存在しているかのような体験が手軽に味わえます。

ソニーは、ソフトウェアラインアップの拡充を通してPS VRの魅力高め、VR市場の創造に貢献していきます。

ソニー、オリンパス株式会社（以下「オリンパス」）、ソニーとオリンパスの医療事業合弁会社であるソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社（以下「ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ」）の3社は、2013年より4K外科手術用内視鏡システムを連携して開発・商品化し、「VISERA 4K UHD」のブランド名で、オリンパスより発売しました。本製品は、光源部分、内視鏡からモニターまで、最先端の4K技術と各種ノウハウが組み込まれた、これまでにない外科手術用内視鏡システムです。

ソニーは、最先端のデジタルイメージング技術及び4K映像関連の各種技術・ノウハウなどの提供に加え、医療用4Kモニター及び4Kレコーダーの製品開発を担当しました。4Kカメラヘッドにはソニー製の4K Exmor R CMOSイメージセンサーや画像・信号処理技術、小型化技術などが組み込まれ、高精細な映像と高い機能性を実現しています。さらに、ソニーの4K映像伝送技術は、内視鏡とモニター間でほぼ遅延のない4K映像伝送を実現することにも寄与しています。

オリンパスは、内視鏡のトータルカンパニーとして、外科手術に対応した各種内視鏡製品を開発し、提供しました。本製品では、オリンパスの有する高度な光学技術が、主に高解像硬性腹腔・胸腔鏡や4K高輝度光源装置に活かされています。

ソニー・オリンパスメディカルソリューションズは、ソニーとオリンパスが有するコア技術やノウハウを融合し、内視鏡システムの目に相当する4Kカメラヘッドや、撮影した映像を制御する4Kカメラコントロールユニット等、本システムの主幹となる製品の基礎的な技術開発を担当しました。

ソニー、オリンパス及びソニー・オリンパスメディカルソリューションズは、次世代の外科手術用内視鏡分野において、今後も各社の有する技術やノウハウを融合し、シナジー効果を最大限に発揮させることで、世界の医療の発展に貢献していきます。

ソニーは技術・研究開発を起点に社会とコミュニケーションをとりながらオープンな環境で、技術にもとづく新たなコンセプトを核として未来のライフスタイルや価値をユーザーと共創していくプログラム、「Future Lab Program™ (フューチャー・ラボ・プログラム)」を新たに開始しました。

このプログラムは従来の技術・研究開発を進展させたソニーとして初めて取り入れる新たな手法で、社内で開発中のコンセプトプロトタイプをユーザーの皆様に紹介し、フィードバックやインスピレーションを反映しながら進化させるものです。

世界最大のクリエイティブ・ビジネス・フェスティバル「SXSW (サウス バイ サウスウエスト) Interactive 2016」(2016年3月11日～3月15日、米国テキサス州オースティン)に特設会場 (Sony's Future Lab Program at SXSW) を設け、Future Lab Programのコンセプトプロトタイプを紹介しました。

ソニーは新たな技術・研究開発の取り組みとなるFuture Lab Programを通じて、未来のライフスタイルの共創や変革をめざしていきます。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

米国会計原則にしたがった連結財務諸表の作成は、決算日における資産・負債の報告金額及び偶発資産・負債の開示、及び報告期間における収益・費用の報告金額に影響を与えるような、マネジメントによる見積り・前提を必要とします。ソニーは、継続的に、過去のデータ、将来の予測及び状況に応じ合理的と判断される範囲での様々な前提にもとづき見積りを評価します。これらの評価の結果は、他の方法からは容易に判定しえない資産・負債の簿価あるいは費用の報告金額についての判断の基礎となります。実際の結果は、これらの見積りと大きく異なる場合があります。ソニーは、会社の財政状態や業績に重要な影響を与え、かつその適用にあたってマネジメントが重要な判断や見積りを必要とするものを重要な会計方針であると考えます。ソニーは、以下に述べる項目を会社の重要な会計方針として考えています。

投資

ソニーの投資は、原価法あるいは持分法により会計処理されている負債及び持分証券を含みます。投資価値に一時的でない下落が認められた場合は減損を認識し、その投資は公正価値まで評価減されます。ソニーは、個々の有価証券の一時的でない減損を判定するため、投資ポートフォリオを定期的に評価しています。公正価値の下落が一時的であるか否かを判断するにあたっては、公正価値が取得原価を下回っている期間及びその程度、発行企業の財政状態、業績、事業計画及び将来見積りキャッシュ・フロー、公正価値に影響するその他特定要因、発行企業の信用リスクの増大、ソブリンリスクならびに公正価値の回復が見込まれるのに十分な期間までソニーが保有し続けることができるか否かなどを考慮します。

公正価値が容易に算定できる売却可能証券の減損の判定において、公正価値が長期間（通常6ヵ月間）取得価額に比べ20%以上下落した場合、公正価値の下落が一時的でないとして推定されます。この基準は、その公正価値の下落が一時的でない有価証券を判定する兆候として採用されています。公正価値の下落が一時的でないとして推定された場合でも、下落期間又は下落率を上回る、公正価値の下落が一時的であることを裏付ける十分な根拠があれば、この下落は一時的であると判断されます。一方で、公正価値の下落が20%未満又は長期間下落していない場合でも、公正価値の下落が一時的でないことを示す特定要因が存在する場合には、減損が認識されることがあります。

満期保有目的の負債証券に一時的でない減損が発生した場合、損益に認識される一時的でない減損の金額は、この負債証券を売却する意思があるかどうか、又は償却原価まで価値を回復する前にこの負債証券の売却が必要となる可能性の方が高いかどうかにより左右されます。負債証券がこのいずれかの基準を満たす場合、損益に認識される一時的でない減損金額は、減損測定日における負債証券の償却原価と公正価値の差額全額です。これらの2つの基準を満たさない負債証券の一時的でない減損については、損益に認識される正味金額は償却原価とソニーの将来キャッシュ・フローの最善の見積りを、負債証券の減損前における計算上の実効金利を用いて割り引くことにより計算される正味現在価値の差額にあたる信用損失です。減損測定日における負債証券の公正価値と正味現在価値の差額は累積その他の包括利益に計上されます。一時的でない減損が損益に認識された負債証券の未実現損益は累積その他の包括利益の独立した項目として計上されます。

投資の公正価値の下落が一時的であるか否かの判定は、多くの場合、主観的であり、発行企業の業績予想、事業計画及び将来キャッシュ・フローに関するある特定の前提及び見積りが必要とされます。したがって、現在、投資価値の下落が一時的であると判断している有価証券について、継続的な業績の低迷、将来の世界的な株式市況の大幅悪化あるいは市場金利変動の影響等の事後情報の評価にもとづき、将来、公正価値の下落が一時的でないとして判断され、投資の未実現評価損が費用として認識され将来の収益を減額する場合があります。

棚卸資産の評価

ソニーは低価法により棚卸資産を評価します。棚卸資産原価と正味実現可能価額（すなわち、通常の事業過程における見積販売価格から、合理的に予測可能な完成及び処分までの費用を控除した額）の差額を評価減計上します。ソニーは、部品や製品が陳腐化したり、在庫量が使用見込みを上回ったり、又は在庫の帳簿価額が正味実現可能価額を上回る場合、在庫の評価減を行います。市場環境が予測より悪化してさらなる値下げが必要な場合には、将来において追加の評価減計上が必要となります。

長期性資産の減損

ソニーは、保有して使用される長期性資産及び処分予定の長期性資産又は資産グループの簿価について、それが回収できなくなる可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、減損の有無を検討しています。保有して使用される長期性資産は割引前将来キャッシュ・フローと長期性資産又は資産グループの簿価を比較することにより減損の検討が行われています。この検討は、主として製品カテゴリーごと（例：液晶テレビ）、特定の場合には、企業ごとの将来キャッシュ・フローの見積りにもとづいて行われます。資産又は資産グループ

の簿価が減損していると判断された場合、簿価が公正価値を超える部分について、減損を認識します。公正価値は将来見積キャッシュ・フロー（純額）の現在価値、又は比較可能な市場価格により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来見積キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永続価値（ターミナル・バリュー）を決定する際に適用される永続成長率、適切な市場における比較対象の決定、比較対象に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定など多くの見積り・前提を使用します。

マネジメントは将来キャッシュ・フロー及び公正価値の見積りは合理的であると考えています。しかしながら、ソニーのビジネスや前提条件の予測不能な変化によって見積りの変更となることにより、将来キャッシュ・フローや公正価値が減少し、長期性資産の評価に悪影響を与える可能性があります。

企業結合

ソニーは取得法の適用時に、みなし取得価格を識別可能資産及び引受負債に割り当て、残余の取得価格は営業権として計上しています。取得価格の割当てでは、識別可能資産及び引受負債、特に無形固定資産の公正価値の決定に重要な見積りが使用されます。通常、独立した外部の第三者が評価プロセスに関与します。重要な見積り及び前提は、収益及び将来キャッシュ・フローの計上時期及び金額、将来キャッシュ・フローに固有のリスクを反映した割引率、ならびにターミナル・バリューを決定する際に適用される永続成長率等を含みます。

見積りや前提には固有の不確実性が含まれるため、この取得価格は異なる金額で評価され、取得資産及び引受負債に割り当てられる可能性があります。実際の結果が異なる可能性があること又は予想しない事象及び状況はこのような見積りに影響を与える可能性があることから、営業権を含む取得資産の減損損失の計上又は引受負債の増加が必要となる可能性があります。

営業権及びその他の無形固定資産

営業権及び耐用年数が確定できない非償却性無形固定資産は、年一回第4四半期及び減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損の判定を行います。事象又は状況の変化とは、設定された事業計画の下方修正や実績見込みの大幅な変更、あるいは外的な市場や産業固有の変動などで、それらはマネジメントにより定期的に見直されています。

2016年3月31日において、ソニーは営業権の定性的評価を行わず、減損の可能性を判定するために報告単位の見積公正価値とその報告単位の営業権を含む帳簿価額の比較をとまう二段階の定量的手続を行いました。報告単位とは、ソニーの場合、オペレーティング・セグメントあるいはその一段階下のレベルを指します。報告単位の公正価値がその帳簿価額を上回る場合、その報告単位の営業権は減損していないとみなされ、第二ステップは行われません。報告単位の帳簿価額がその公正価値を上回る場合には、減損金額を測定するため、営業権の減損判定のための第二ステップを行います。営業権の減損判定のための第二ステップでは、報告単位の営業権の公正価値と帳簿価額を比較し、帳簿価額がその公正価値を超過する場合には、その超過分を減損損失として認識します。営業権の公正価値は、企業結合により認識される営業権の価額と同じ手法により決定されます。つまり、あたかも報告単位が企業結合により取得され、報告単位の公正価値が取得のために支払われた対価であるかのように、報告単位の公正価値は未認識の無形固定資産を含む全ての資産、負債に割り当てられます。耐用年数が確定できない非償却性無形固定資産の減損判定では、公正価値と帳簿価額を比較し、帳簿価額がその公正価値を超過する場合には、その超過分を減損損失として認識します。

営業権の減損判定の第一ステップにおける報告単位の公正価値や、第二ステップにおける報告単位の個々の資産・負債（未認識の無形固定資産を含む）の公正価値の決定は、その性質上、判断をとまうものであり、多くの場合、重要な見積り・前提を使用します。同様に、非償却性無形固定資産の公正価値の決定においても、見積り・前提が使用されます。これらの見積り・前提は減損が認識されるか否かの判定及び認識される減損金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

これらの減損判定において、ソニーは、社内における評価を行い、またマネジメントが妥当と判断する場合には第三者による評価を活用するとともに、一般に入手可能な市場情報を考慮に入れています。報告単位及び非償却性無形固定資産の公正価値は通常、割引キャッシュ・フロー分析により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永続成長率、利益倍率、類似企業の決定、類似企業に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定等多くの見積り及び前提を使用します。営業権を持たない報告単位も含めて、報告単位の公正価値の総額に対するソニーの時価総額を考慮し、適切なコントロール・プレミアムとともに、個々の報告単位に配分されない全社に帰属する資産と負債も考慮します。

将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）に使用される前提は、それぞれの報告単位における見込み及び中期計画にもとづいており、過去の経験、市場及び産業データ、現在及び見込まれる経済状況を考慮しています。永続成長率は主に中期計画の3ヵ年予測期間後のターミナル・バリューを決定するために使用されています。映画分野の報告単位など、特定の報告単位においては、より長い見込期間、及び予測期間最終年度の見積キャッシュ・フローに適用される利益倍率を用いた出口価格にコントロール・プレミアムを加

味したターミナル・バリューを使用しています。割引率は類似企業の加重平均資本コストにより算出されています。

営業権を持つ全ての報告単位において、公正価値が帳簿価格を超過していたため、営業権の減損は生じていないとみなされ、第二ステップは行われませんでした。全ての報告単位において公正価値は帳簿価額を少なくとも10%以上超過しています。また、耐用年数の確定できない非償却性資産においても、公正価値が帳簿価格を超過していたため、減損は生じていないとみなされました。

2016年3月31日現在のセグメントごとの営業権の帳簿価額は以下のとおりです。

	金額 (単位：百万円)
MC	3,286
G & N S	152,293
I P & S	8,337
デバイス	56,771
映画	221,517
音楽	161,772
金融	2,314
合計	606,290

上述の中期計画を除く、2015年度の減損判定における、ソニーの報告単位の見積公正価値への影響に関する感応度分析を含む重要な前提の検討は下記のとおりです。

・割引率は6.3%から10.0%の範囲です。他の全ての前提を同一とし、割引率を1%増加させた場合においても、営業権の減損判定の第一ステップが不合格になることはありませんでした。

・エレクトロニクス分野及び金融分野の報告単位におけるターミナル・バリューに適用された永続成長率はおおよそ1.0%から1.5%の範囲です。音楽分野及び映画分野の報告単位における中期計画を超える期間の永続成長率はそれぞれ0%から3.0%、4.0%から4.5%の範囲です。他の全ての前提を同一とし、永続成長率を1%減少させた場合においても、営業権の減損判定の第一ステップが不合格になることはありませんでした。

・映画分野の報告単位におけるターミナル・バリューの算定に使用される利益倍率は9.0です。他の全ての前提を同一とし、利益倍率を8.0まで減少させた場合においても、営業権の減損判定の第一ステップが不合格になることはありませんでした。

マネジメントは、営業権の減損判定に使用した公正価値の見積りに用いられた前提は合理的であると考えています。しかしながら、将来の予測不能なビジネスの前提条件の変化による、将来キャッシュ・フローや公正価値の下落を引き起こすような見積りの変化が、これらの評価に不利に影響し、結果として、将来においてソニーが営業権及びその他の無形固定資産の減損を認識することになる可能性があります。

退職年金費用

従業員の退職年金費用及び債務は、最新の統計数値にもとづく割引率、退職率及び死亡率を含む特定の前提条件に加え、年金制度資産の長期期待収益率及びその他の要因にも左右されます。特に割引率と長期期待収益率は、期間退職・年金費用及び退職給付債務を決定する上で、二つの重要な前提条件です。前提条件は、少なくとも年に一度、又はこれらの重要な前提条件に重大な影響を与えるような事象の発生又は状況の変化があった場合に評価されます。

米国会計基準にしたがって、前提条件と実際の結果が異なる場合は、その差異が累積され将来期間にわたって償却されます。これにより実際の結果は、通常、将来認識される退職年金費用及び退職給付債務に影響します。マネジメントはこれらの前提条件が適切であると考えていますが、実際の結果との差異や前提条件の変更が、ソニーの退職給付債務及び将来の退職年金費用に影響を及ぼす可能性があります。

ソニーの主要な年金制度は国内年金制度です。個別の海外年金制度に関して、年金制度資産及び退職給付債務の国内及び海外総額にとって重要性のあるものではありません。

ソニーは2016年3月31日現在の国内年金制度の退職給付債務の決定において、0.6%の割引率を適用しました。割引率は、現在利用可能かつ退職給付債務の満期までの期間において利用可能であると見込まれる高格付けの債券の収益率情報を使用し、給付の見込支払額と時期を考慮して決定されます。この収益率情報には、公

表されている市場情報及び複数の格付け機関から提供される数値が使用されています。この0.6%の割引率は2014年度に使用された1.0%から0.4ポイントの低下となり、昨今の日本における市場金利状況を反映していません。

年金制度資産の長期期待収益率を決定するため、ソニーは、現在及び見込みの資産配分に加え、様々な種類の年金制度資産に関する過去及び見込長期収益率も考慮しています。ソニーの年金運用方針は、退職給付債務の性質が長期的であることにより見込まれる債務の増加や変動リスク、各資産クラスの収益とリスクの分散及びその相関を考慮して定められます。各資産の配分は、慎重かつ合理的に考慮した流動性及び投資リスクの水準に沿って、収益を最大化するように設定されます。年金運用方針は、直近のマーケットのパフォーマンス及び過去の収益を適切に考慮して定められているのに対し、ソニーが使用する運用前提条件は、対応する退職給付債務の性質が長期的であるのに合わせて長期的な収益を達成できるように設定されています。国内年金制度における2015年3月31日及び2016年3月31日現在の年金資産の長期期待収益率は、それぞれ3.0%でした。2014年度及び2015年度の実際の収益率は、それぞれ11.4%及び-1.3%でした。実際の収益率が見込収益率を下回った要因としては、年間を通じて世界的に株式市場が不調であったことに加え、円高による外貨建て資産時価が低くなったことなどが挙げられます。実際の結果と年金制度資産の長期期待収益との差異は、累積され、退職年金費用の一部として将来の平均残存勤務年数にわたって償却されます。その結果、毎年の退職年金費用のボラティリティが軽減されています。2015年3月31日及び2016年3月31日現在における、ソニーの国内年金制度についての年金制度資産の損失を含む年金数理純損失は、それぞれ2,185億円及び3,893億円でした。2015年度において、退職給付債務の決定に使用した割引率が前年を下回った影響や年金制度資産の実際の収益率が長期期待収益率を下回ったことにより、年金数理純損失は増加しました。

以下の表は、他の前提条件を2016年3月31日より一定とした場合の、2016年度における国内年金制度の割引率と年金制度資産の長期期待収益率の変動による影響を表しています。

前提条件の変更	予測給付債務	退職年金費用	当期純利益
割引率 0.25ポイント増/0.25ポイント減	-/+415億円	-/+19億円	+/-13億円
年金制度資産の長期期待収益率 0.25ポイント増/0.25ポイント減	—	-/+17億円	+/-11億円

繰延税金資産の評価

繰延税金資産の帳簿価額は、入手可能な証拠にもとづいて50%超の可能性で回収可能性がないと考えられる場合、評価性引当金の計上により減額することが要求されます。したがって、繰延税金資産にかかる評価性引当金計上の要否は、繰延税金資産の回収可能性に関連するあらゆる肯定的及び否定的証拠を適切に検討することにより定期的に評価されます。この評価に関するマネジメントの判断は、それぞれの税務管轄ごとの当期及び累積損失の性質、頻度及び重要性、不確実な税務ポジションを考慮した将来の収益性予測、税務上の簿価を超える資産評価額、繰越欠損金の法定繰越可能期間、過去における繰越欠損金の法定繰越可能期間内の使用実績、繰越欠損金及び繰越税額控除の期限切れを防ぐために実行される慎重かつ実行可能な税務戦略を特に考慮します。

日本の当社及び一部子会社、米国のSony Americas Holding Inc.（以下「SAHI」）及びその連結納税グループ、スウェーデンのSony Mobile Communications AB、英国のSony Europe Limited（以下「SEU」）、ブラジルにおける一部子会社及び他の税務管轄における一部の会社は、それぞれ累積で税引前損失を計上しています。累積損失の計上は、繰延税金資産の回収可能性を評価するにあたり、繰延税金資産に対する評価性引当金は計上不要であると判断することが困難な重要な否定的証拠とみなされます。

当社、SAHI、(株)ソニー・コンピュータエンタテインメント、Sony Computer Entertainment Europe Limited及びSEUに関して回収可能とみなされている繰延税金資産の金額は、連結会社間の移転価格に関して50%超の可能性をもって調整される不確実な税務ポジションを考慮しています。これらの移転価格は、米国、英国及び日本での二国間事前確認制度（Bilateral Advance Pricing Agreements、以下「APAs」）の申請を受けて、関係する政府間で検討されています。ソニーは、貸借対照表日時点での様々な法人間の繰延税金資産の配分や金額を含む税務処理に関して、これらの政府間交渉による最終的な結果を見積もることが要求されます。ソニーは見積もられた税金費用を、通常これらの手続の進捗や移転価格の税務調査の進捗に応じて見直し、必要に応じて見積りを調整しています。

事前確認制度による交渉は、マネジメントによる損益配分の現在の見積評価と異なる結果となる場合があり、その配分がソニーの繰延税金資産の金額又は回収可能性に有利もしくは不利な影響をもたらす、評価性引

当金の計上金額が見直される可能性があります。その結果、追加的な証拠が入手可能となり、不確実な税務ポジションに対する引当とともに評価性引当金の評価を調整する可能性があります。

繰延税金資産の評価に関する見積りは、貸借対照表日時点で適用されている税制や税率にもとづいており、また、ソニーの財務諸表及び税務申告書で認識されている事象に関して将来に起こり得る税務上の結果についてのマネジメントの判断と最善の見積り、様々な税務戦略を実行する能力、一定の場合における将来の結果に関する予測、事業計画及びその他の見込みを反映しています。ソニーが事業を行っているそれぞれの税務管轄における現在の税制や税率の改正は、実際の税務上の結果に影響を与える可能性があります。市場経済の悪化やマネジメントによる構造改革の目標未達は、将来における業績に影響を与える可能性があります。そして、これらのいずれかが、繰延税金資産の評価に影響を与える可能性があります。将来の結果が計画を下回る場合、APAsの交渉が現在の損益配分に関する予想と異なる結果となる場合、及び税務戦略の選択肢が実行可能ではなくなる場合や売却を予定する資産の価値が税務上の簿価を下回ることになる場合には、繰延税金資産を回収可能額まで減額するために、将来において追加的な評価性引当金の計上が要求される可能性があります。一方、将来の業績改善やビジネス構造の変革といった他の要因によって、関連する質的要因や不確実性を考慮した上で、税金費用の戻し入れをともなう評価性引当金の取崩しが計上される可能性があります。現在の見込みにおいて予想していないこれらの要因や変化は、評価性引当金が計上又は取崩される期間において、ソニーの業績又は財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

映画会計

映画会計においては、作品ごとの予想総収益を見積もる過程でマネジメントの判断が必要となります。この予想総収益の見積りは次の2点において重要となります。第一に、映画作品が製作され関連する費用が資産化される際に、その繰延映画製作費の公正価値が減損し、回収不能と見込まれる額を評価減する必要があるかどうかを決定するため、マネジメントは発生時に費用化される配給関連費用を含む追加で発生する費用を控除した予想総収益を見積もる必要があります。第二に、ある映画作品に関する売上原価として認識される繰延映画製作費の額は、その映画作品がそのライフサイクルにおいて様々な市場で公開されることから、予想総収益に対する当該年度の収益実績額の割合にもとづいています。

マネジメントが各作品の予想総収益を見積もる際に基礎とするのは、同種の過去の作品の収益、主演俳優あるいは女優の人気度、その作品の公開される予測映画館数、DVD、テレビ放映及びその他の付随マーケットでの期待収益ならびに将来の売上に関する契約などです。この見積りは、各作品の直近までの実現収益及び将来予測収益にもとづいて定期的に見直されます。例えば、公開当初数週間の劇場収入が予想を下回った場合には、通常、劇場、DVD、及びテレビ放映の生涯収益などを下方に修正することになります。そのような下方修正を行わなかった場合、当該期間における映画製作費の償却費の過少計上になる可能性があります。

保険契約債務

保険契約債務は、主として個人保険契約に関連しており、保有する契約から将来発生が予測される債務に見合う額が引当てられています。これらの債務はマネジメントの高度な判断と見積りを必要とし、将来の資産運用利回り、罹患率、死亡率及び契約脱退率等についての予測にもとづき平準純保険料式の評価方法により算定されます。保険契約債務は1.0%から4.5%の範囲の利率を適用して計算されており、市場環境や期待投資利益などの要素が反映されています。保険契約債務の見積りに使用される罹患率、死亡率及び契約脱退率は、保険子会社の実績あるいは保険数理上の種々の統計表に拠っています。通常は、これらの前提条件は契約時に固定されますが、前提条件と実績が大きく異なる場合、あるいは前提条件を大きく変更する場合には、ソニーは保険契約債務の追加計上を必要とする可能性があります。

生命保険ビジネスにおける契約者勘定

生命保険ビジネスにおける契約者勘定は、勘定預り金累積元本に付与利息を加えたものから、引出額、経費及び危険保険料を差し引いた額を表しており、ユニバーサル保険及び投資契約等から構成されています。ユニバーサル保険には、利率変動型終身保険及び変額保険が含まれています。利率変動型終身保険に対する付与利率は1.9%から2.0%です。変額保険については、保険契約の価値は投資ユニットの観点から表示されます。各ユニットは資産ポートフォリオに関連しており、ユニットの価値の増減は、関連する資産ポートフォリオの価値にもとづいています。投資契約には、主に一時払養老保険契約、一時払学資保険契約及び年金開始後契約が含まれています。投資契約に対する付与利率は、0.1%から6.3%です。

(2) 経営成績の分析

営業概況

	2014年度 (億円)	2015年度 (億円)	増減率 (%)
売上高及び営業収入	82,159	81,057	△1.3
持分法による投資利益	39	22	△42.9
営業利益	685	2,942	+329.2
税引前利益	397	3,045	+666.5
当社株主に帰属する当期純利益（損失）	△1,260	1,478	—

連結業績

売上高

2015年度の売上高及び営業収入（以下「売上高」）は、前年度比1.3%減少し、8兆1,057億円となりました。この減収は、当年度において、「プレイステーション 4」（以下「PS4®」）のソフトウェアが大幅な増収となったゲーム&ネットワークサービス（以下「G&NS」）分野や米ドルに対する円安の影響などがあつた音楽分野において増収となりましたが、スマートフォンの販売台数が大幅に減少したモバイル・コミュニケーション（以下「MC」）分野において大幅な減収となったことなどによるものです。売上高の内訳の詳細については、後述の「分野別営業概況」をご参照ください。

2015年度の米ドル、ユーロに対する平均円レートはそれぞれ120.1円、132.6円となり、前年度の平均レートに比べ、米ドルに対しては8.5%の円安、ユーロに対しては4.7%の円高となりました。

（後述の「売上原価」、「研究開発費」及び「販売費及び一般管理費」に関する売上高に対する比率分析において、「売上高」については、売上高のうち、純売上高及び営業収入のみが考慮されており、金融ビジネス収入は除かれています。これは、「金融ビジネス費用」は連結財務諸表上、売上原価や販売費及び一般管理費とは別に計上されていることによります。さらに、後述の比率分析のうち、セグメントに関するものについては、セグメント間取引を含んで計算されています。）

売上原価、販売費及び一般管理費、その他の営業損（純額）

2015年度の売上原価は、前年度に比べ1,083億円（2.1%）減少して5兆1,669億円となり、売上高に対する比率は前年度の73.9%から73.4%に改善しました。前年度の売上原価にはG&NS分野におけるPlayStation®Vita（以下「PS Vita」）やPlayStation®TV（以下「PS TV」）用の部品に対する評価減112億円が含まれていました。

研究開発費（売上原価に全額含まれる）は、前年度に比べ39億円（0.8%）増加の4,682億円となり、売上高に対する比率は、前年度の6.5%に対して2015年度は6.7%になりました。

販売費及び一般管理費は、主に広告宣伝費の削減や構造改革費用の減少により、前年度に比べ1,195億円（6.6%）減少して1兆6,919億円になりました。販売費及び一般管理費の売上高に対する比率は前年度の25.4%から24.0%に改善しました。

その他の営業損（純額）は、前年度に比べ1,345億円（74.0%）改善し、472億円を計上しました。この大幅な改善は、減損計上額が減少したことなどによるものです。当年度のその他の営業損（純額）には、カメラモジュール事業の長期性資産の減損596億円及び電池事業の長期性資産の減損306億円がデバイス分野に、Sony Music Entertainment（以下「SME」）が持分法適用会社であったOrchard Media, Inc.（以下「The Orchard」）を100%子会社とした結果、既に保有していた持分51%を公正価値により再評価したことによる利益151百万米ドル（181億円）が音楽分野に含まれています。また、ロジスティクス事業に関する合併事業開始に関連して、事業の一部を売却したことによる123億円の売却益が全社（共通）及びセグメント間取引消去に含まれています。なお、前年度のその他の営業損（純額）にはMC分野において営業権の減損1,760億円が、全社（共通）及びセグメント間取引消去において御殿山テクノロジーセンターの土地及び建物の一部売却にともなう売却益148億円が計上されていました。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『20 連結損益計算書についての補足情報』参照）

持分法による投資利益

営業損益に含まれる持分法による投資利益は、前年度に比べ17億円（42.9%）減少し、22億円となりました。これは主に、その他分野に含まれるインタートラスト・テクノロジー社の持分法投資損益の悪化によるものです。

営業利益

2015年度の営業利益は、前年度比2,256億円（329.2%）増加し、2,942億円となりました。この大幅な増益は、MC分野、その他分野、G&NS分野、イメージング・プロダクツ&ソリューション（以下「IP&S」）分野、音楽分野及び、ホームエンタテインメント&サウンド（以下「HE&S」）分野での大幅な改善などによるものです。一方、デバイス分野、金融分野及び映画分野においては、損益が大幅に悪化しました。

2015年度の構造改革費用（純額）は、前年度に比べ598億円減少し、383億円となりました。

その他の収益及び費用

2015年度のその他の収益は、前年度から418億円（166.6%）増加し、668億円となりました。一方、その他の費用は前年度に比べ26億円（4.9%）増加し、565億円となりました。その他の収益からその他の費用を差し引いた純額は、前年度に比べ391億円改善し、103億円の収益となりました。これは主に、有価証券売却益の増加によるものです。当年度の有価証券売却益にはオリンパス㈱の株式の一部売却にともなう売却益468億円及び前述のロジスティクス事業に関する合弁事業開始に関連した売却益27億円が含まれています。なお、前年度の有価証券売却益には㈱スクウェア・エニックス・ホールディングスの株式の売却益48億円が含まれていました。

為替差損（純額）は、ほぼ前年度並みの206億円を計上しました。なお、受取利息及び配当金は前年度に比べ4億円（3.4%）減少して125億円となりました。支払利息は前年度に比べ17億円（7.1%）増加し、253億円となりました。

税引前利益

2015年度の税引前利益は、前年度に比べ2,648億円（666.5%）増加し、3,045億円となりました。

法人税等

2015年度の法人税等は、948億円を計上し、実効税率は31.1%となりました。当年度の実効税率が日本の法定税率を下回ったのは、日本の連結納税グループ及び海外の一部の子会社における繰延税金資産に対して評価性引当金が増加したものの、主に、税率の低い海外子会社及び保険事業において利益が計上されたこと、一部の国内子会社における地方税の繰延税金資産に対する評価性引当金の戻し入れならびに、日本の法人税率の引き下げにともなう繰延税金負債の取り崩しによるものです。なお、前年度は税金費用を887億円計上し、ソニーの実効税率は日本の法定税率を上回りました。これは、税金に関する米国会計基準にしたがって、その他の包括利益の計上にとまない一部税金費用の戻し入れを計上したものの、評価性引当金を計上しているソニー㈱及び日本の連結納税グループにおいて計上した損失に対して税金費用の戻し入れを計上しなかったこと、ならびに前年度に計上された税務上損金に算入されない営業権の減損によるものです。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『21 法人税等』参照）

当社株主に帰属する当期純損益

当社株主に帰属する当期純損益（非支配持分に帰属する当期純利益を除く）は、前年度の1,260億円の損失に対し、1,478億円の利益となりました。

非支配持分に帰属する当期純利益は、前年度に比べ151億円（19.6%）減少し、2015年度は619億円の利益となりました。この減少は主に、非支配持分が40%であるSFHにおいて利益が減少したことによるものです。

基本的及び希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純損失は前年度はいずれも113.04円の損失に対し、2015年度は基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益が119.40円の利益、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益が117.49円の利益になりました。（1株当たり当社株主に帰属する当期純損益の詳細については、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『22 基本的及び希薄化後EPSの調整表』参照）

分野別営業概況

以下の情報はセグメント情報にもとづきます。各分野の売上高及び営業収入は、セグメント間取引を含みません。（「第5 経理の状況」 連結財務諸表注記『28 セグメント情報』参照）

ビジネスセグメント情報

売上高及び営業収入

	2014年度 (億円)	2015年度 (億円)	増減率 (%)
MC	14,102	11,275	△20.0
G&NS	13,880	15,519	+11.8
I P & S	7,239	7,112	△1.7
HE & S	12,381	11,590	△6.4
デバイス	9,271	9,358	+0.9
映画	8,787	9,381	+6.8
音楽	5,592	6,176	+10.4
金融	10,836	10,731	△1.0
その他	3,866	3,332	△13.8
全社（共通）及びセグメント間取引消去	△3,795	△3,418	—
連結合計	82,159	81,057	△1.3

営業利益（損失）

	2014年度 (億円)	2015年度 (億円)	増減率 (%)
MC	△2,176	△614	—
G&NS	481	887	+84.3
I P & S	418	721	+72.7
HE & S	241	506	+109.8
デバイス	890	△286	—
映画	585	385	△34.2
音楽	606	873	+44.1
金融	1,933	1,565	△19.0
その他	△950	20	—
小計	2,029	4,057	+100.0
全社（共通）及びセグメント間取引消去 *	△1,344	△1,115	—
連結合計	685	2,942	+329.2

* 全社（共通）及びセグメント間取引消去には、各セグメントに配賦されない本社の構造改革費用及びPC事業の収束に付随して発生した販売会社の規模縮小にともなう構造改革費用が含まれています。また、ソニーモバイルの支配権取得時にエリクソンから取得した無形資産である知的財産権のクロスライセンス契約等の知的財産の償却費を含むその他本社費用が含まれています。

MC分野

2015年度のMC分野の売上高は、前年度比20.0%減少し、1兆1,275億円となりました。この減収は、収益構造の改善に向け、スマートフォンの高付加価値モデルへの集中による製品ミックスの改善があったものの、売上規模を追わない戦略を徹底することにより、スマートフォンの販売台数が大幅に減少したためです。

営業損失は、前年度比1,561億円縮小し、614億円となりました。この大幅な損失縮小は、主に前年度に営業権の減損1,760億円*を計上していたことによるものです。また、主にコストの米ドル建て比率が高いことによる米ドル高の損益に対する悪影響や構造改革費用の増加などがありましたが、前述のスマートフォンの販売台数の減少の影響を製品ミックスの改善及び費用削減で補いました。

* ソニーは2014年7月にMC分野の中期計画の見直しに着手し、2014年9月にMC分野における実績や事業環境の変化、及びモバイル事業の市場や競争環境が大きく変化したことを踏まえ、MC分野の中期計画を変更しました。この新しい中期計画では、一部地域における戦略の見直しや、高付加価値ラインアップへの集中を含み、以前の中期計画と比べて将来キャッシュ・フローが低くなる見込みです。その結果、MC事業の公正価値が減少していると判断しました。

主要製品の売上台数は以下のとおりです。

主要製品の売上台数

	2014年度 (万台)	2015年度 (万台)	台数増減 (万台)	増減率 (%)
スマートフォン	3,910	2,490	△1,420	△36.3

G&NS分野

2015年度のゲーム分野の売上高は、前年度比11.8%増加し、1兆5,519億円となりました。当年度において、「プレイステーション 3」（以下「PS3®」）のソフトウェア及びハードウェアは減収となりましたが、ネットワークを通じた販売を含むPS4®のソフトウェアの増収及びPS4®のハードウェアの販売台数の増加などにより、分野全体で大幅な増収となりました。

営業利益は、前年度比406億円増加し、887億円となりました。コストの米ドル建て比率が高いことによる米ドル高の損益に対する悪影響、及びPS3®のソフトウェアの減収の影響がありましたが、PS4®のソフトウェアの増収及びPS4®ハードウェアのコスト削減の影響、前年度にPS VitaやPS TV用の部品に対する評価減112億円の計上があったことなどにより、分野全体で大幅な増益となりました。

製品部門別の外部顧客向け売上高及び主要製品の売上台数は以下のとおりです。

製品部門別の外部顧客向け売上高

	2014年度 (百万円)	構成比 (%)	2015年度 (百万円)	構成比 (%)	増減率 (%)
ハードウェア	733,757	56.8	721,829	48.8	△1.6
ネットワーク	351,467	27.2	529,318	35.8	+50.6
その他	206,922	16.0	228,628	15.4	+10.5
合計	1,292,146	100.0	1,479,775	100.0	+14.5

主要製品の売上台数

	2014年度 (万台)	2015年度 (万台)	台数増減 (万台)	増減率 (%)
据置型ハードウェア (PS4®)	1,480	1,770	+290	+19.6

I P & S 分野

2015年度のI P & S分野の売上高は、前年度比1.7%減少し、7,112億円となりました。デジタルカメラ*における高付加価値モデルへのシフトによる製品ミックスの改善があったものの、市場縮小の影響によるビデオカメラ及びデジタルカメラの販売台数の減少などにより、分野全体では前年度並みとなりました。

営業利益は、前年度比304億円増加し、721億円となりました。デジタルカメラにおける製品ミックスの改善及び費用の削減などにより、分野全体で大幅な増益となりました。

* 上記のデジタルカメラには、コンパクトデジタルカメラ、レンズ交換式一眼カメラ、交換レンズが含まれています。

製品部門別の外部顧客向け売上高及び主要製品の売上台数は以下のとおりです。

製品部門別の外部顧客向け売上高

	2014年度 (百万円)	構成比 (%)	2015年度 (百万円)	構成比 (%)	増減率 (%)
デジタルイメージング・プロダクツ	432,594	60.1	418,232	59.4	△3.3
プロフェッショナル・ソリューション	271,903	37.8	262,675	37.3	△3.4
その他	15,641	2.1	23,561	3.3	+50.6
合計	720,138	100.0	704,468	100.0	△2.2

主要製品の売上台数

	2014年度 (万台)	2015年度 (万台)	台数増減 (万台)	増減率 (%)
デジタルカメラ ** (デジタルイメージング・プロダクツ事業)	850	610	△240	△28.2

** 「主要製品の売上台数」のデジタルカメラは、コンパクトデジタルカメラ、及びレンズ交換式一眼カメラを含みます。

HE & S 分野

2015年度のHE & S分野の売上高は、前年度比6.4%減少し、1兆1,590億円となりました。液晶テレビの高付加価値モデルへのシフトによる製品ミックスの改善及び為替の影響があったものの、液晶テレビの販売台数の減少及び市場縮小にともなう家庭用オーディオ・ビデオの販売台数の減少などにより、分野全体で減収となりました。

営業損益は、前年度比265億円増加し、506億円となりました。コストの米ドル建て比率が高いことによる米ドル高の損益に対する悪影響や前述の減収の影響などがありましたが、主に、コスト削減及び製品ミックスの改善により、分野全体で大幅な増益となりました。

なお、テレビについては、売上高*は、前年度比4.5%減少し、7,978億円となりました。これは、高付加価値モデルへのシフトによる製品ミックスの改善があったものの、収益構造の改善に向け売上規模を追わない戦略を徹底することにより液晶テレビの販売台数が減少したこと、及び為替の影響などによるものです。営業利益**については、コストの米ドル建て比率が高いことによる米ドル高の損益に対する悪影響及び販売台数の減少の影響などがありましたが、主に、コスト削減や製品ミックスの改善により、前年度比175億円増加し、258億円となりました。

* テレビの売上高には営業収入は含まれておりません。

** 分野全体に含まれる構造改革費用は製品カテゴリーには配賦されておらず、テレビの営業損益には含まれていません。

製品部門別の外部顧客向け売上高及び主要製品の売上台数は以下のとおりです。

製品部門別の外部顧客向け売上高

	2014年度 (百万円)	構成比 (%)	2015年度 (百万円)	構成比 (%)	増減率 (%)
テレビ	835,068	67.6	797,764	69.1	△4.5
オーディオ・ビデオ	396,814	32.1	354,946	30.7	△10.6
その他	3,804	0.3	2,375	0.2	△37.6
合計	1,235,686	100.0	1,155,085	100.0	△6.5

主要製品の売上台数

	2014年度 (万台)	2015年度 (万台)	台数増減 (万台)	増減率 (%)
液晶テレビ	1,460	1,220	△240	△16.4

デバイス分野

2015年度のデバイス分野の売上高は、前年度比0.9%増加し、9,358億円となりました。当年度において、電池事業の減収の影響がありましたが、為替の影響、カメラモジュール及びイメージセンサーの増収などにより、分野全体ではほぼ前年度並みとなりました。なお、外部顧客に対する売上高は、前年度比5.6%増加しました。

営業損益は、前年度の890億円の利益に対し、当年度は286億円の損失となりました。この大幅な損益の悪化は、為替の好影響がありましたが、596億円の長期性資産の減損を含むカメラモジュール事業の悪化、306億円の長期性資産の減損を含む電池事業の悪化、ならびに減価償却費及び研究開発費の増加などによるものです。カメラモジュール事業においては、将来の需要見込みの減少といった要因を踏まえ2016年度以降の中期計画を見直し、当年度第4四半期において減損判定を行った結果、長期性資産の計上金額の全額を回収する十分な将来キャッシュ・フローが得られないと判断したため、減損を計上しました。電池事業においては、競合他社との競争激化といった要因を踏まえ当年度第3四半期において減損判定を行った結果、長期性資産の計上金額の全額を回収する十分な将来キャッシュ・フローが得られないと判断したため、減損を計上しました。

製品部門別の外部顧客向け売上高は以下のとおりです。

製品部門別の外部顧客向け売上高

	2014年度 (百万円)	構成比 (%)	2015年度 (百万円)	構成比 (%)	増減率 (%)
半導体	501,015	69.0	558,983	72.9	+11.6
コンポーネント	217,935	30.0	197,316	25.7	△9.5
その他	7,010	1.0	10,458	1.4	+49.2
合計	725,960	100.0	766,757	100.0	+5.6

棚卸資産

エレクトロニクス5分野合計（MC分野、G&NS分野、I P & S分野、HE & S分野、及びデバイス分野の合計）の2015年度末の棚卸資産は、前年度末比365億円（6.5%）増加の5,999億円となりました。

外部顧客に対する売上高の地域別分析

エレクトロニクス5分野合計の2015年度の外部顧客に対する地域別売上高は、前年度に比べ、日本で6%、米国で19%の増加となり、欧州で3%、中国で3%、アジア・太平洋地域（日本及び中国を除く）では13%、その他地域では30%の減少となりました。全地域の合計で3%の減少となりました。

日本においては、スマートフォンなどの売上が増加しました。米国においては、ネットワークサービスなどの売上が増加しました。欧州、中国、アジア・太平洋地域、その他地域においては、スマートフォンなどの売上が減少しました。

地域別の生産状況

エレクトロニクス5分野合計の2015年度の年間全生産高の約61%が自社生産、約39%が社外への生産委託によるものです。

年間自社生産高のうち、約37%は日本における生産であり、半導体、業務用機器、コンポーネント（電池、記録メディアなど）などを生産しました。日本の年間自社生産高のうち約86%は輸出されました。中国における生産高は年間自社生産高の約42%で、そのうちの約70%は輸出されました。日本と中国を除いたアジアでは年間自社生産高の約19%を生産し、そのうちの約55%が米州、日本、欧州、中国向けに出荷されました。年間自社生産高の約1%が米州と欧州で生産され、ほとんどがそれぞれ生産された地域で販売されました。

映画分野

映画分野の業績は、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とするSony Pictures Entertainment（以下「SPE」）の円換算後の業績です。ソニーはSPEの業績を米ドルで分析しているため、一部の記述については「米ドルベース」と特記してあります。

2015年度の映画分野の売上高は、前年度比6.8%増加し、9,381億円となりました（米ドルベースではほぼ前年度並み）。米ドルベースでは、為替の影響、及び映画製作の減収がありましたが、メディアネットワーク及びテレビ番組制作が増収となり、ほぼ前年度並みとなりました。映画製作は「007 スペクター」及び「モンスター・ホテル2」が全世界で好調だったことにより劇場興行収入が増加したものの、映像ソフト収入が「アメィジング・スパイダーマン2」、「22 ジャンプストリート」及び「天国は、ほんとうにある」が好調だった前年度に比べ減少したことにより減収となりました。メディアネットワークの増収は主に、インド及び英国での広告収入の増加によるものです。テレビ番組制作の増収は主に、「ブレイキング・バッド」、「ブラックリスト」及び「ベター・コール・ソウル」の会員制ビデオ・オン・デマンドのライセンス収入が増加したことによるものです。

営業利益は、前年度に比べ200億円減少し、385億円となりました。この減益は、前述のメディアネットワークにおけるインド及び英国の増収の影響や全世界で好調だった「モンスター・ホテル2」の劇場興行収入の貢献があったものの、前述の映像ソフト収入の減少や「ザ・ウォーク」及び「The Brothers Grimsby」の劇場興行収入が想定を下回った影響ならびに為替の悪影響があったことなどによるものです。

2015年度末の未認識の放映権収入は約19億米ドルでした。すでに完成した映画作品やテレビ番組を放送局に提供する契約を放送局との間で締結しているため、SPEは今後10年間この金額を収入として計上することができると見込んでいます。現在の収益認識の基準及びSPEの方針にもとづき、SPEでは各作品が放送可能となった年度において、放映権収入として認識されます。

ビジネス部門別の外部顧客向け売上高

	2014年度 (百万円)	構成比 (%)	2015年度 (百万円)	構成比 (%)	増減率 (%)
映画製作	434,253	49.6	447,355	47.8	+3.0
テレビ番組制作	252,456	28.8	270,115	28.9	+7.0
メディアネットワーク	189,605	21.6	218,357	23.3	+15.2
合計	876,314	100.0	935,827	100.0	+6.8

音楽分野

音楽分野の業績は、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とするSMEの円換算後の業績、円ベースで決算を行っている日本の㈱ソニー・ミュージックエンタテインメントの業績、及びソニーが株式の50%を保有する音楽出版事業の合弁会社であり、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とするSony/ATV Music Publishing LLC*（以下「Sony/ATV」）の円換算後の業績を連結したものです。

* ソニー及びマイケル・ジャクソン遺産管理財団であるEstate of Michael Jackson（以下「MJ財団」）は、ソニーがSony/ATVの100%の持分を保有するため、MJ財団の保有する50%の持分を取得する旨の法的拘束力を有する基本合意書を2016年3月14日に、最終契約を2016年4月18日に締結しました。本取引の完了は、政府当局及び監督官庁の承認などの取得を含む諸手続きの完了が条件となります。

2015年度の音楽分野の売上高は、主に米ドルに対する円安の影響により、前年度比10.4%増加し、6,176億円となりました（前年度の為替レートを適用した場合、5%の増収）。前年度の為替レートを適用した場合の増収は、主にモバイル機器向けゲームアプリケーションが好調だった映像メディア・プラットフォームの大幅な増収によるものです。音楽制作においては、パッケージ及びデジタルダウンロード売上の世界的な減少があったものの、ストリーミング配信売上の増加がそれを上回りました。なお、当年度には、アデルの最新アルバム「25」の記録的なヒットがありました。その他にヒットした作品には、ワン・ダイレクションの「メイド・イン・ザ・A.M.」、デヴィッド・ボウイの「★」（ブラックスター）、メーガン・トレイナーの「タイトル」などがあります。

営業利益は、前年度比267億円増加し、873億円となりました。前述の音楽制作におけるパッケージ及びデジタルダウンロード売上の減少による悪影響がありましたが、The Orchardの既に保有していた持分51%を公正価値により再評価したことによる利益を計上したことや前述の音楽制作におけるストリーミング配信売上及び映像メディア・プラットフォームの増収などにより、増益となりました。

ビジネス部門別の外部顧客向け売上高

	2014年度 (百万円)	構成比 (%)	2015年度 (百万円)	構成比 (%)	増減率 (%)
音楽制作	383,350	70.9	412,718	68.7	+7.7
音楽出版	70,959	13.1	71,258	11.8	+0.4
映像メディア・プラットフォーム	86,195	16.0	116,993	19.5	+35.7
合計	540,504	100.0	600,969	100.0	+11.2

金融分野

ソニーの金融分野には、SFH及びSFHの連結子会社であるソニー生命保険㈱（以下「ソニー生命」）、ソニー損害保険㈱（以下「ソニー損保」）、ソニー銀行㈱（以下「ソニー銀行」）等の業績が含まれています。

以下に掲載されているソニー生命の業績は米国会計原則に則ったものであり、SFH及びソニー生命が日本の会計原則に則って個別に開示している業績とは異なります。

2015年度の金融ビジネス収入は、ほぼ前年度並みの1兆731億円となりました。これは、ソニー生命において、保有契約高の拡大にともない保険料収入が増加したものの、株式相場下落にともない、特別勘定における運用損益が悪化したことなどによるものです。ソニー生命の収入は、ほぼ前年度並みの9,526億円となりました。

営業利益は、主にソニー生命の減益により、前年度に比べ368億円減少し、1,565億円となりました。ソニー生命の営業利益は、前年度に比べ392億円減少し、1,388億円となりました。この減益は、金利の大幅な低下や株式相場下落にともない、繰延保険契約費償却額及び責任準備金繰入額が増加したことなどによるものです。

金融分野を分離した経営成績情報

以下の表は、金融分野の経営成績情報及び金融分野を除くソニー連結の経営成績情報です。この金融分野を分離した要約情報は、ソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則では要求されていませんが、金融分野はソニーのその他の分野とは性質が異なるため、ソニーはこの情報を金融分野を除く業績の分析に用いており、このような表示が連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。なお、以下の金融分野と金融分野を除くソニー連結の金額には両者間の取引（非支配持分を含む）を含んでおり、これらの相殺消去を反映した後のものがソニー連結の金額です。

要約損益計算書（3月31日に終了した1年間）

科目	金融分野		金融分野を除くソニー連結		ソニー連結	
	2014年度 金額(百万円)	2015年度 金額(百万円)	2014年度 金額(百万円)	2015年度 金額(百万円)	2014年度 金額(百万円)	2015年度 金額(百万円)
金融ビジネス収入	1,083,629	1,073,069	—	—	1,077,604	1,066,319
純売上高及び営業収入	—	—	7,141,492	7,044,415	7,138,276	7,039,393
売上高及び営業収入	1,083,629	1,073,069	7,141,492	7,044,415	8,215,880	8,105,712
金融ビジネス費用及び営業費用	889,540	915,881	7,218,528	6,909,651	8,151,253	7,813,753
持分法による投資利益（損失）	△782	△645	4,703	2,883	3,921	2,238
営業利益（損失）	193,307	156,543	△72,333	137,647	68,548	294,197
その他の収益・費用－純額	—	—	△20,987	20,755	△28,819	10,307
税引前利益（損失）	193,307	156,543	△93,320	158,402	39,729	304,504
法人税等その他	42,184	37,741	63,094	71,451	165,709	156,713
金融分野の当期純利益	151,123	118,802	—	—	—	—
金融分野を除くソニー連結の当期純利益（損失）	—	—	△156,414	86,951	—	—
当社株主に帰属する当期純利益（損失）	—	—	—	—	△125,980	147,791

その他分野

2015年度の売上高は、前年度比13.8%減少し、3,332億円となりました。この大幅な減収は、2014年7月に譲渡したPC事業の売上が前年度に計上されていたことなどによるものです。

営業損益は、前年度の950億円の損失に対し、当年度は20億円の利益となりました。この大幅な損益改善は、主に構造改革費用やアフターサービス費用などを含むPC事業収束にともなう費用が減少したことや、前年度に過年度実績にもとづく配賦によりPC事業に計上された販売会社の固定費が含まれていたことなどによるものです。

構造改革

厳しい経営環境の中、ソニーはエレクトロニクス事業の再生を実現するため、様々な変革に取り組み大規模な構造改革を完遂しました。これらの取り組みにより、2015年度において、本社・販売会社では2013年度比で1,000億円以上の固定費削減効果を達成しました。また、ソニーはMC分野について2014年9月と2015年2月に構造改革の計画を策定、発表し、2016年度以降の研究開発費やマーケティング費用などの経費削減効果を2014年度比で年間900億円以上と見込んでいます。大規模な構造改革は完遂したものの、競争環境は今後も一層厳しくなるとみており、事業の規模や環境の変化を考慮して、常にコスト水準や収益構造の見直しを行い、ソニーが適切だと考えるコスト削減を継続します。

2015年度の構造改革費用は、前年度の980億円に対し、383億円となりました。（2015年度の金額には、構造改革に関する資産の減価償却費17億円が含まれています。前年度には、構造改革に関する資産の減価償却費を73億円計上しました。）2015年度の構造改革費用は、前年度比598億円（61.0%）減少しました。2015年度の383億円の費用のうち274億円は人員関連の費用です。連結損益計算書上、この費用は主に販売費及び一般管理費に計上されています。人員関連の費用は前年度に比べ48.6%減少しました。2015年度の構造改革費用は、主に、MC分野の構造改革によるものです。2014年度の構造改革費用は、前述のとおり、主にエレクトロニクス事業とソニー本社の構造改革によるものです。

（「第2 事業の状況」で記載している構造改革費用は、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『19 構造改革にかかる費用』に記載されている「構造改革に関連する資産の減価償却費」を含んでいます。）

為替変動とリスク・ヘッジ

2015年度の米ドル、ユーロに対する平均円レートはそれぞれ120.1円、132.6円と前年度の平均レートに比べ米ドルは8.5%の円安、ユーロは4.7%の円高となりました。

2015年度の連結売上高は、前年度に比べ1.3%減少し、8兆1,057億円となりました。前年度の為替レートを適用した場合、4%の減収となりました。前年度の為替レートを適用した場合の情報については、この章の最後の注記をご参照ください。

連結営業利益は、前年度比2,256億円増加し、2,942億円となりました。一方、前年同期の為替レートを適用した場合は、前年同期に比べ約2,725億円の増加となります。連結営業損益における為替変動の悪影響は、主にエレクトロニクス5分野において生じたものです。

前述の5分野ごとの為替変動による売上高及び営業損益への影響については、以下の表をご参照ください。また、詳細については、「業績等の概況」の分野別概況における各分野の分析をご参照ください。為替の影響が大きかった分野やカテゴリーについて、その影響に言及しています。

		2014年度 (億円)	2015年度 (億円)	増減	前年同期の 為替レートを 適用した 場合の増減	為替変動に よる影響額 (億円)
MC分野	売上高	14,102	11,275	△20.0%	△20%	△24
	営業損失	△2,176	△614	+1,561億円	+2,236億円	△675
G&NS分野	売上高	13,880	15,519	+11.8%	+10%	+302
	営業利益	481	887	+406億円	+883億円	△477
IP&S分野	売上高	7,239	7,112	△1.7%	△5%	+206
	営業利益	418	721	+304億円	+319億円	△16
HE&S分野	売上高	12,381	11,590	△6.4%	△8%	+237
	営業利益	241	506	+265億円	+631億円	△367
デバイス分野	売上高	9,271	9,358	+0.9%	△6%	+649
	営業利益（損失）	890	△286	△1,176億円	△1,423億円	+247

なお、映画分野の売上高は前年度比6.8%増加の9,381億円となりましたが、米ドルベースでは、ほぼ前年並みでした。音楽分野の売上高は前年度比10.4%増加の6,176億円となりましたが、前年度の為替レートを適用した場合、約5%の増収でした。詳細な分析は、「経営成績の分析」の「映画分野」及び「音楽分野」をご参照ください。ソニーの金融分野は、円ベースのSFHを連結しています。同分野の事業のほとんどが日本で行われていることから、ソニーは金融分野の業績の分析を円ベースでのみ行っています。

2015年度のエレクトロニクス5分野において、米ドルに対する1円の円高の影響は、売上高では約180億円の減少、営業損益では約70億円の増加と試算されます。ユーロに対する1円の円高の影響は、売上高では約90億円、営業損益では約50億円の減少と試算されます。（「第2 事業の状況」『4 事業等のリスク』参照）

ソニーの連結業績は、主に生産地と販売地の通貨が異なることから生ずる為替変動リスクにさらされています。これらの変動によるリスクを軽減するため、ソニーは一貫したリスク管理方針に従い、先物為替予約、通貨オプション契約を含むデリバティブを利用しています。ソニーが行っているこれらのデリバティブは、主に当社及び当社の子会社の予想される外貨建て取引及び外貨建て売上債権や買入債務から生じるキャッシュ・フローの為替変動によるリスクを低減するために利用されています。

ソニーは、総合的な財務サービスを当社及び当社の子会社・関連会社に提供することを目的として、Sony Global Treasury Services Plc（以下「SGTS」）をロンドンに設立しています。為替変動リスクにさらされている当社及び全ての子会社が、リスク・ヘッジのための契約をSGTSとの間で結ぶことがソニーの方針となっており、当社及び当社の子会社のほとんどはこの目的のためにSGTSを利用しています。為替リスク集中の原則にもとづき、SGTSとソニー(株)がソニーグループ全体の相殺後のほとんどの為替変動リスクをヘッジしています。ソニーの方針として、金融機関との為替デリバティブ取引は、リスク管理のため、原則としてSGTSに集中しております。SGTSはグループ外の信用の高い金融機関との間で外国為替取引を行っています。ほとんどの外国為替取引は、実際の輸出入取引が行われる前の予定された取引や債権・債務に対して行われます。一般的には、実際の輸出入取引が行われる1ヵ月前から3ヵ月前までの間にヘッジを行っています。ソニーは金融機関との外国為替取引を主にヘッジ目的のために行っています。ソニーは、金融分野を除き、売買もしくは投機目的でこれらのデリバティブを利用していません。金融分野においては、主にALMの一環としてデリバティブを活用しています。

また、特にエレクトロニクス5分野では、為替変動が業績に与える影響を極力小さくするために、海外において市場により近い地域での資材・部品調達、設計、生産を推進しています。

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動は、当初累積その他の包括利益に計上され、ヘッジ対象取引が損益に影響を与える時点で損益に振替えられます。一方、ヘッジ会計の要件を満たさない先物為替予約、通貨オプション契約、及びその他のデリバティブは時価評価され、その変動は、ただちにその他収益・その他費用に計上されます。2015年度末における外国為替契約の想定元本の合計及び負債に計上された公正価値（純額）の合計は、それぞれ1兆8,352億円、25億円となっています（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『15 デリバティブ及びヘッジ活動』参照）。

注：この章において、為替変動による売上高への影響（映画分野と音楽分野を除く）は、前年度及び当年度における平均為替レートの変動を主要な取引通貨建て売上高に適用して為替変動影響額を算出しています。為替変動による営業損益への影響は、売上高への為替変動影響額から、同様に算出した主要な取引通貨建て売上原価ならびに販売費及び一般管理費への影響額を差し引いています。なお、映画分野及び音楽分野のSME及びSony/ATVの業績は、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結した上で円換算しているため、為替変動影響額は前年度と当年度における対米ドル平均為替レートの変動を米ドルベースの業績に適用して算出しています。この情報は米国会計基準に則って開示されるソニーの連結財務諸表を代替するものではありません。しかしながら、これらの開示は、投資家の皆様にソニーの営業概況をご理解頂くための有益な分析情報と考えております。

所在地別の業績

所在地別の業績は、企業のセグメント及び関連情報に関する開示にもとづく地域（顧客の所在国）別情報について、前述の「分野別営業概況」に含め関連付けて分析的に記載しています。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『28 セグメント情報』参照）

(3) 財政状態の分析

資産

2015年度末の総資産は、前年度末に比べ8,391億円（5.3%）増加し、16兆6,734億円となりました。金融分野を除いたソニー連結の総資産は、前年度末に比べ146億円（0.2%）増加し、5兆9,566億円となりました。金融分野では8,257億円（8.2%）増加し、10兆9,155億円となりました。

流動資産

2015年度末の流動資産は、ほぼ前年度末並みの4兆1,967億円となりました。金融分野を除いたソニー連結の流動資産は、前年度末比380億円（1.3%）減少し、2兆8,736億円となりました。

金融分野を除いたソニー連結の現金・預金及び現金同等物は、前年度末に比べ80億円（1.1%）増加し、2015年度末において7,499億円となりました。（後述の「キャッシュ・フローの状況の分析」参照）

金融分野を除いたソニー連結の受取手形及び売掛金（貸倒・返品引当金控除後）は、前年度末に比べ461億円（5.2%）減少し、8,478億円となりました。この減少は主に、為替の影響によるものです。

金融分野を除いたソニー連結のその他流動資産は、ほぼ前年度末並みの1兆2,727億円となりました。

棚卸資産は、前年度末に比べて177億円（2.7%）増加し、6,831億円となりました。

金融分野における2015年度末の流動資産は、主にソニー生命及びソニー銀行において現金・預金及び現金同等物が増加したことにより前年度末比395億円（3.1%）増加の1兆3,281億円となりました。

投資及び貸付金

投資及び貸付金は、前年度末に比べ7,027億円（8.2%）増加し、2015年度末において9兆2,341億円となりました。

金融分野を除いたソニー連結の投資及び貸付金は、前年度末に比べ860億円（21.8%）減少し、3,092億円となりました。この減少は主に、オリンパス株の株式の一部を売却したことによるものです。

2015年度末の金融分野の投資及び貸付金は、前年度末比7,873億円（9.6%）増加の9兆50億円となりました。これは主として、ソニー生命において投資及び貸付金が増加したことによるものです。（後述の「投資有価証券」参照）

有形固定資産（減価償却累計額控除後）

2015年度末の有形固定資産は、前年度末に比べ815億円（11.0%）増加し、8,208億円となりました。

2015年度の金融分野を除いたソニー連結の有形固定資産は、前年度末比808億円（11.2%）増加の、8,015億円となりました。2015年度の金融分野を除いたソニー連結の設備投資額（有形固定資産の増加額）は、前年度に比べ2,090億円（127.9%）増加し、3,724億円となりました。この増加は主に、デバイス分野においてイメージセンサーの生産能力増強のための設備投資を行ったことによるものです。

金融分野の有形固定資産は、前年度末に比べ7億円（4.3%）増加し、2015年度末において180億円となりました。

その他の資産

2015年度末のその他の資産は、主に営業権が増加したことにより、前年度末比600億円（2.9%）増加し、2兆1,205億円となりました。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『10 営業権及び無形固定資産』参照）

負債

2015年度末の流動負債及び固定負債合計は、前年度末に比べ6,409億円(5.0%)増加し、13兆5,415億円となりました。金融分野を除いたソニー連結の流動負債及び固定負債合計は、前年度末に比べ458億円(1.1%)減少し、4兆477億円となり、金融分野では6,880億円(7.8%)増加し、9兆5,287億円となりました。

流動負債

2015年度末の流動負債は、前年度末に比べ852億円(1.8%)増加し、4兆8,308億円となりました。金融分野を除いたソニー連結の流動負債は、前年度末に比べ429億円(1.6%)減少し、2015年度末において2兆6,265億円となりました。

金融分野を除いたソニー連結の短期借入金及び1年以内に返済期限が到来する長期借入債務は、前年度末に比べ284億円(13.2%)増加し、2,435億円となりました。

金融分野を除いたソニー連結の支払手形及び買掛金は、前年度末比713億円(11.5%)減少し、5,510億円となりました。これは主にMC分野において支払手形及び買掛金が減少したことによるものです。

2015年度末の金融分野の流動負債は、前年度末比1,308億円(6.3%)増加の2兆2,092億円となりました。

固定負債

2015年度末の固定負債は、前年度末に比べ5,557億円(6.8%)増加し、8兆7,108億円となりました。

金融分野を除いたソニー連結の固定負債は、前年度末に比べ29億円(0.2%)減少し、1兆4,211億円となりました。また、金融分野を除いたソニー連結の長期借入債務は、前年度末に比べ1,456億円(21.7%)減少し、5,255億円となりました。この減少は、2015年度において転換社債型新株予約権付社債の発行を行った一方で、普通社債や銀行借入の返済を行ったことなどによるものです。2015年度末の金融分野の固定負債は、前年度末に比べ5,572億円(8.2%)増加し、7兆3,195億円となりました。これは、ソニー生命における保有契約高の増加により保険契約債務が増加したことなどによるものです。

有利子負債

2015年度末の短期借入金と長期借入債務を合わせた有利子負債残高合計は、前年度末に比べ401億円

(4.3%)減少し、8,935億円となりました。金融分野を除いたソニー連結の有利子負債残高合計は、前年度末に比べ1,172億円(13.2%)減少し、7,691億円となりました。

償還可能非支配持分

2015年度末の償還可能非支配持分は、前年度末に比べ22億円(42.5%)増加し、75億円となりました。

当社株主に帰属する資本

2015年度末の当社株主に帰属する資本は、前年度末に比べ1,463億円(6.3%)増加し、2兆4,633億円となりました。利益剰余金は、当社株主に帰属する当期純利益1,478億円の計上により、前年度末比1,226億円(15.1%)増加の9,363億円となりました。一方、累積その他の包括利益は、主に年金債務調整額が1,706億円減少したことや外貨換算調整額が828億円減少したことにより、前年度末に比べ2,680億円(69.6%)悪化し、6,533億円の損失となりました。なお、2015年度末の当社株主に帰属する資本比率は、前年度末の14.6%から0.2ポイント改善し14.8%となりました。

金融分野を分離した財務情報

以下の表は、金融分野の財務情報、金融分野を除くソニー連結の財務情報、及びソニー連結の財務情報です。この情報は、ソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則では要求されていませんが、金融分野はソニーのその他の分野とは性質が異なるため、ソニーはこの情報を金融分野を除く業績の分析に用いており、このような表示が連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。なお、以下の金融分野と金融分野を除くソニー連結の金額には両者間の取引(非支配持分を含む)を含んでおり、これらの相殺消去を反映した後のものがソニー連結の金額です。

要約貸借対照表

(単位：百万円)	金融分野		金融分野を除く ソニー連結		ソニー連結	
	2014年度	2015年度	2014年度	2015年度	2014年度	2015年度
資産						
流動資産	1,288,614	1,328,144	2,911,602	2,873,611	4,197,901	4,196,727
現金・預金及び現金同等物	207,527	233,701	741,886	749,911	949,413	983,612
有価証券	933,424	943,195	3,307	3,202	936,731	946,397
受取手形及び売掛金（貸倒・返品引 当金控除後）	7,266	9,743	893,847	847,788	899,902	853,592
その他	140,397	141,505	1,272,562	1,272,710	1,411,855	1,413,126
繰延映画製作費	—	—	305,232	301,228	305,232	301,228
投資及び貸付金	8,217,715	9,004,981	395,189	309,184	8,531,353	9,234,083
金融ビジネスへの投資（取得原価）	—	—	111,476	111,476	—	—
有形固定資産	17,305	18,047	720,694	801,485	739,285	820,818
その他の資産	566,216	564,357	1,497,805	1,559,646	2,060,560	2,120,534
繰延保険契約費	520,571	511,834	—	—	520,571	511,834
その他	45,645	52,523	1,497,805	1,559,646	1,539,989	1,608,700
計	10,089,850	10,915,529	5,941,998	5,956,630	15,834,331	16,673,390
負債及び資本						
流動負債	2,078,414	2,209,232	2,669,475	2,626,546	4,745,590	4,830,750
短期借入金	6,351	93,398	215,175	243,543	221,525	336,940
支払手形及び買掛金	—	—	622,215	550,964	622,215	550,964
銀行ビジネスにおける顧客預金	1,872,965	1,912,673	—	—	1,872,965	1,912,673
その他	199,098	203,161	1,832,085	1,832,039	2,028,885	2,030,173
固定負債	6,762,310	7,319,461	1,424,028	1,421,128	8,155,024	8,710,752
長期借入債務	44,460	34,567	671,104	525,507	712,087	556,605
未払退職・年金費用	24,534	29,082	274,220	433,302	298,753	462,384
保険契約債務その他	6,381,886	6,910,535	—	—	6,381,886	6,910,535
その他	311,430	345,277	478,704	462,319	762,298	781,228
償還可能非支配持分	—	—	5,248	7,478	5,248	7,478
金融分野の株主に帰属する資本	1,247,840	1,385,515	—	—	—	—
金融分野を除くソニー連結の株主に帰 属する資本	—	—	1,733,233	1,796,891	—	—
当社株主に帰属する資本	—	—	—	—	2,317,077	2,463,340
非支配持分	1,286	1,321	110,014	104,587	611,392	661,070
計	10,089,850	10,915,529	5,941,998	5,956,630	15,834,331	16,673,390

投資有価証券

売却可能証券及び満期保有目的証券に区分されるものの未実現評価損益は次のとおりです。

項目	2016年3月31日現在（単位：百万円）			
	取得原価	未実現 評価益	未実現 評価損	公正価値
金融ビジネス：				
売却可能証券				
負債証券				
ソニー生命	1,126,057	232,240	△100	1,358,197
ソニー銀行	602,027	9,285	△3,715	607,597
その他	50,987	267	△9	51,245
持分証券				
ソニー生命	13,735	12,248	△10	25,973
ソニー銀行	—	—	—	—
その他	730	2,978	—	3,708
満期保有目的証券				
負債証券				
ソニー生命	5,382,999	2,027,169	—	7,410,168
ソニー銀行	8,254	242	—	8,496
その他	71,250	21,769	—	93,019
計	7,256,039	2,306,198	△3,834	9,558,403
金融ビジネスを除くその他のビジネス：				
売却可能証券	33,914	55,455	△22	89,347
満期保有目的証券	—	—	—	—
計	33,914	55,455	△22	89,347
連結合計	7,289,953	2,361,653	△3,856	9,647,750

2016年3月31日現在、ソニー生命が保有する負債証券及び持分証券の未実現評価損の総額は1億円でした。ソニー生命は、原則として、国内外の公社債に投資しており、その多くはStandard & Poor's Ratings Services（以下「S&P」）、Moody's Investors Service（以下「ムーディーズ」）等の格付け会社によりBBB、又は同等以上に格付けされています。

2016年3月31日現在、ソニー銀行が保有する負債証券の未実現評価損の総額は37億円でした。このうち12ヵ月超継続して未実現評価損の状況にある有価証券に関するものは19.4%です。ソニー銀行は、原則として、日本の国債、社債及び外国債券に投資しており、その多くはS&P、ムーディーズ等の格付け会社によりBBB、又は同等以上に格付けされています。

これらの未実現評価損は多数の有価証券から構成されており、個々の有価証券の未実現評価損に金額的な重要性はありません。さらに、個々の公正価値の下落金額及び下落率とも僅少であり、公正価値の下落は一時的であると判定されていることから、これらの未実現評価損を認識した有価証券の中に、減損の基準に合致したものはありません。

2016年3月31日現在、ソニー生命が保有する償還期日を有する有価証券のうち、未実現評価損（1億円）を有するものの満期日は、以下のとおりです。

1年以内	34.4%
1年超5年以内	—
5年超10年以内	—
10年超	65.6%

2016年3月31日現在、ソニー銀行が保有する償還期日を有する有価証券のうち、未実現評価損（37億円）を有するものの満期日は、以下のとおりです。

1年以内	18.4%
1年超5年以内	46.2%
5年超10年以内	35.4%
10年超	—

2014年度及び2015年度において、ソニー生命が計上した売却可能証券の実現利益（純額）は、それぞれ93億円及び193億円です。

ソニーは通常の事業において、多くの非公開会社の株式を長期の投資有価証券として保有し、これらは投資有価証券その他に含まれています。2016年3月31日におけるこれらの非公開会社に対する投資の簿価合計は718億円です。非上場会社の持分証券は公正価値が容易に算定できない場合、主に取得原価で計上されています。非上場会社に対する投資の価値が下落したと評価され、その下落が一時的でないとは判断される場合は直ちに減損を認識し、公正価値まで評価減を行います。

2014年度及び2015年度において実現した減損は、総額でそれぞれ9億円及び36億円計上されました。このうち、2014年度及び2015年度において、それぞれ1億円が、金融分野の子会社により金融ビジネス収入として計上されています。金融分野の子会社以外の実現した減損額は、主として金融分野以外の戦略投資に関するもので、その他の費用として計上されています。この戦略投資は、主にソニーが新技術の開発及びマーケティングのために戦略的関係を有する日本及び米国所在の企業に関するものです。これらの減損の計上は、過去2年間において、これら新技術の開発及び販売に成功しなかったため、これらの企業の業績が以前の見通しより悪化したことにより、これらの企業の公正価値の下落が一時的でないとは判断されたことにもとづくものです。個々の減損につき、金額的に重要性のあるものではありません。

有価証券の減損が生じたと判断された場合には、その公正価値にもとづく価額まで評価減を行います。活発な市場における取引価格が入手可能な有価証券の公正価値は、減損の判断が行われた時点での未調整の取引価格にもとづき測定されます。前述以外の有価証券の公正価値は通常、類似特性を持った有価証券の取引価格にもとづき測定され、もしくは、価格決定モデル、割引キャッシュ・フロー法、又は市場参加者が価格決定に使用するであろう前提に関するマネジメントの重要な判断もしくは見積りを必要とする類似評価手法を用いて算定されます。過去2年間において計上された減損は、個々の有価証券に固有な要因及び状況によるもので、他の有価証券に対して重要な影響を与えるものではありません。

金融分野の投資額は主にソニー生命とソニー銀行により構成されています。2016年3月31日現在、ソニー生命、ソニー銀行の投資額はそれぞれ金融分野全体の投資額の約92%及び約6%を占めています。

借入債務、オペレーティング・リースによる最低賃借料、契約債務及び偶発債務

2016年3月31日現在におけるソニーの既発債務及び契約債務は以下のとおりです。（「注記」は、連結財務諸表注記）

項目	期限別支払額（単位：百万円）				
	合計	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上
既発債務及び契約債務					
短期借入債務(注記12)	149,272	149,272	—	—	—
長期借入債務(注記9、12)					
キャピタル・リース債務	43,248	17,838	12,623	8,945	3,842
その他長期借入債務	701,025	169,830	272,144	70,958	188,093
その他長期借入債務に係る利息	16,224	6,102	7,004	2,169	949
オペレーティング・リース取引による最低賃借料(注記9)	306,772	59,236	78,942	64,574	104,020
契約債務(注記27)					
映画作品及びテレビ番組の製作又は配給権購入のための予定支払額	138,586	95,705	39,746	2,553	582
音楽アーティストならびに音楽ソフトやビデオの制作・販売会社との長期契約	54,199	24,618	15,719	6,900	6,962
広告宣伝の権利に関する長期スポンサーシップ契約	15,727	5,071	9,825	159	672
長期番組供給契約	25,741	10,938	12,268	2,535	—
音楽出版子会社の持分取得基本合意	84,549	84,549	—	—	—
その他の契約債務	101,448	58,320	29,523	10,803	2,802
生命保険ビジネスにおける保険契約債務	19,096,699	458,534	1,003,760	1,096,997	16,537,408
その他及び契約者勘定(注記11)*					
総未認識税務ベネフィット(注記21)**	104,902	—	—	—	—
合計	20,838,392	1,140,013	1,481,554	1,266,593	16,845,330

* 生命保険ビジネスにおける保険契約債務その他及び契約者勘定の期限別支払額は、保険契約者等に対する将来の予測支払額です。これらの支払額は罹患率、死亡率及び契約脱退率等の予測にもとづいて算定されています。上記の金額は割引現在価値ではありません。上記の合計金額の19兆967億円は、主として金銭の時間的価値の違いにより、連結貸借対照表の計上額である6兆8,630億円より大きくなっています。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『11 保険関連科目』参照）

** 総未認識税務ベネフィットの合計額は、未認識税務ベネフィットに関する会計基準にもとづく総未認識税務ベネフィットに関する負債を示しています。ソニーは、この負債のうち、1年以内に解決する残高はないと予想しています。それ以外の残高の1,049億円については、様々な税務当局との合意の時期の不確実性により、その解決時期を合理的に見積もることはできません。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『21 法人税等』参照）

以下の項目は、上記の表及び下記の2016年3月31日現在における契約債務の総額には含まれていません。

- ・ 将来における年金支払の合計額については、現時点では確定できないため、含まれていません。なお、ソニーは2015年度において、給付建年金制度に対して日本国内制度で約110億円、海外制度で約60億円を拠出する予定です。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『16 年金及び退職金制度』参照）
- ・ 金融子会社が提供する、顧客に対する貸付契約にもとづく貸付の未実行残高は、現時点では顧客による借入金額を予測できないため、上記の表には含まれていません。なお、2016年3月31日現在、これらの貸付未実行残高は約306億円です。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『27 契約債務、偶発債務及びその他』参照）
- ・ 特定の部品組立業者及び生産受託業者からの購入は、ソニーにおける製造のための供給の継続及び最善の価格を達成するために通常の業務過程に組み込まれており、典型的な拘束力を有する購入義務ではないことか

ら含まれていません。購入義務は、ソニーに対して法的拘束力を有する、物品あるいはサービスの購入に関する契約義務として定義されます。これらの義務には購入数量や価格、取引時期に関する条項など、重要な条項が含まれますが、違約金の支払をとまわずに解約できる契約は含まれません。購入には、ソニーが特定の部品組立業者との間で締結している、これらの部品組立業者のために部品を含む物品を調達し、関連する再購入の際に支払から控除する契約が含まれます。これにより、在庫リスクを最小化する、ソニーのフレキシブルなサプライチェーン・マネジメントと、これらの会社との間における相互に利点のある調達関係の実現が可能となります。業界の慣行にしたがい、ソニーが提供する需要予測や生産計画にもとづき、部品組立業者から技術的基準を満たす部品の購入を行っています。

訴訟及び製品保証を含む保証債務については、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『27 契約債務、偶発債務及びその他』をご参照ください。

オフバランス取引

ソニーは流動性と資金調達手段の確保、及びクレジットリスクを軽減するためにオフバランス取引を行っています。

これらの取引は、ソニーが売掛債権に対する支配を放棄したことから、売却として会計処理されます。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『7 金融資産の移転』参照）また、一部の売掛債権売却プログラムには変動持分事業体（以下「VIE」）が関与していますが、ソニーは第一受益者ではないためこれらのVIEを連結対象とはしていません。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『23 変動持分事業体』参照）

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

営業活動によるキャッシュ・フロー：2015年度において営業活動から得た現金・預金及び現金同等物（純額）は、前年度比56億円（0.7%）減少し、7,491億円となりました。

金融分野を除いたソニー連結では、2,628億円の受取超過となり、前年度比409億円（13.5%）の受取の減少となりました。この減少は、非資金調整項目（有形固定資産の減価償却費及び無形固定資産の償却費、その他の営業損、繰延税額、ならびに持分法による投資利益）を加味した後の当期純利益が前年度に比べて増加したことや、支払手形及び買掛金の減少額が前年度に比べて縮小するなどのキャッシュ・フローを改善させる要因を、デバイス分野において棚卸資産の増加額が拡大したことにより、棚卸資産が前年度の減少から増加に転じるなどのキャッシュ・フローを悪化させる要因が上回ったことによるものです。

金融分野では4,953億円の受取超過となり、前年度比356億円（7.7%）の受取の増加となりました。この増加は、主にソニー生命における保険料収入の増加によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー：2015年度において投資活動に使用した現金・預金及び現金同等物（純額）は、前年度比3,908億円（61.1%）増加し、1兆304億円となりました。

金融分野を除いたソニー連結では、3,349億円の支払超過となり、前年度比2,313億円（223.2%）の支払の増加となりました。この増加は、主に半導体製造設備等の固定資産の購入が増加したことによるものです。一方で、オリンパス(株)の株式の一部売却による収入などもありました。

金融分野では6,940億円の支払超過となり、前年度比1,571億円（29.3%）の支払の増加となりました。この増加は、主にソニー生命における投資及び貸付が前年度に比べて増加したことによるものです。

金融分野を除く営業活動及び投資活動による連結キャッシュ・フローの2015年度における支払超過の合計*は、前年度の受取超過から2,721億円悪化し、721億円の支払超過となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー：財務活動による現金・預金及び現金同等物（純額）は、前年度の2,632億円の支払超過に対し、2015年度は3,801億円の受取超過となりました。

金融分野を除いたソニー連結では、前年度の3,154億円の支払超過に対し、2015年度は1,448億円の受取超過となりました。これは、主に2015年度において新株式及び転換社債型新株予約権付社債の発行を行ったことによるものです。一方で、長期借入の返済などの支払を増加させる要因もありました。

金融分野では2,249億円の受取超過となり、前年度比1,805億円（406.6%）の受取の増加となりました。この増加は、ソニー生命における短期借入金及び契約者勘定の増加幅が前年度に比べて拡大したことや、ソニー銀行における顧客預金が減少から増加に転じたことなどによるものです。

現金・預金及び現金同等物：以上の結果、為替変動の影響を加味した2016年3月末の現金・預金及び現金同等物期末残高は9,836億円となりました。金融分野を除いたソニー連結の2016年3月末における現金・預金及び現金同等物期末残高は、2015年3月末に比べ80億円（1.1%）増加し、7,499億円となりました。ソニーは各子会社に資金余剰、もしくは資金不足が生じた場合にはSGTSを通じてグローバルに資金の貸し借りを行うことでグループ内の資金を有効活用するシステムを整えています。一部の地域において資金の移動が現地の法律により制限されることはありますが、影響を受ける金額は軽微と考えています。（「第2 事業の状況」『7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析』の『(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析』の“キャッシュ・マネジメント”を参照）なお、ソニーではこの他に円換算で総額5,225億円（2016年3月末時点）の未使用の金融機関とのコミットメントラインを保持しており、十分な流動性を継続的に確保していると考えています。金融分野の2016年3月末における現金・預金及び現金同等物期末残高は、2015年3月末に比べ262億円（12.6%）増加し、2,337億円となりました。

* ソニーは、その経営指標として用いる「金融分野を除く営業活動及び投資活動による連結キャッシュ・フローの合計」を開示情報に含めています。この情報は、金融分野を除く事業が流動性の保持、借入金の返済、及び配当金の支払いに必要な資金を確保できるかを評価するために重要な情報と考えています。この情報は金融分野を分離したキャッシュ・フロー情報をもとに作成しています。これらのキャッシュ・フロー情報はソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則で要求されているものではなく、また米国会計原則に則って作成されているものではありません。金融分野の大部分を構成する、日本で上場している金融持株会社のSFHと傘下の子会社は独自に流動性を確保しているため、金融分野のキャッシュ・フローはこの情報に含まれていません。この情報は他の企業の開示情報と比較できない可能性があります。また、この指標は負債返済に必要な元本返済支出の控除は行っておらず、裁量支出に使用可能な残余キャッシュ・フローを表しているものではないという限界があります。したがって、ソニーはこの情報を連結キャッシュ・フロー計算書に対する補足情報として、投資や利用可能な融資枠、及び流動性に関する情報とあわせて開示しており、連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。

連結キャッシュ・フロー計算書と「金融分野を除く営業活動及び投資活動による連結キャッシュ・フローの合計」の差異の照合調整表は以下のとおりです。

科目	2014年度 金額（億円）	2015年度 金額（億円）
連結キャッシュ・フロー計算書上の営業活動から得た 現金・預金及び現金同等物（純額）	7,546	7,491
連結キャッシュ・フロー計算書上の投資活動に使用した 現金・預金及び現金同等物（純額）	△6,396	△10,304
	1,150	△2,813
控除：金融分野における営業活動から得た 現金・預金及び現金同等物（純額）	4,597	4,953
控除：金融分野における投資活動に使用した 現金・預金及び現金同等物（純額）	△5,369	△6,940
消去 **	78	105
金融分野を除く営業活動及び投資活動から得た又は使用した（△） 連結キャッシュ・フローの合計	2,000	△721

** 消去は主にセグメント間の配当金の支払いです。

金融分野を分離したキャッシュ・フロー情報（監査対象外）

以下の表は、金融分野のキャッシュ・フロー情報、金融分野を除くソニー連結のキャッシュ・フロー情報、及びソニー連結のキャッシュ・フロー情報です（監査対象外）。このキャッシュ・フロー情報は、ソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則では要求されていませんが、金融分野はソニーのその他の分野とは性質が異なるため、ソニーはこの情報を金融分野を除く業績の分析に用いており、このような表示が連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。なお、以下の金融分野と金融分野を除くソニー連結の金額には両者間の取引（非支配持分を含む）を含んでおり、これらの相殺消去を反映した後のものがソニー連結の金額です。

要約キャッシュ・フロー計算書

科目	金融分野		金融分野を除く ソニー連結		ソニー連結	
	2014年度 金額(百万円)	2015年度 金額(百万円)	2014年度 金額(百万円)	2015年度 金額(百万円)	2014年度 金額(百万円)	2015年度 金額(百万円)
営業活動から得た現金・預金 及び現金同等物（純額）	459,719	495,283	303,659	262,783	754,640	749,089
投資活動に使用した現金・預金 及び現金同等物（純額）	△536,920	△694,031	△103,630	△334,900	△639,636	△1,030,403
財務活動から得た又は使用した （△）現金・預金及び現金同等 物（純額）	44,396	224,922	△315,415	144,751	△263,195	380,122
為替相場変動の現金・預金及び 現金同等物に対する影響額	—	—	51,138	△64,609	51,138	△64,609
現金・預金及び現金同等物純増 加・減少(△)額	△32,805	26,174	△64,248	8,025	△97,053	34,199
現金・預金及び現金同等物 期首残高	240,332	207,527	806,134	741,886	1,046,466	949,413
現金・預金及び現金同等物 期末残高	207,527	233,701	741,886	749,911	949,413	983,612

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

以下の基本方針及び数値情報は、独自に流動性を確保している金融分野を除いたソニーの連結事業にもとづいて説明しています。なお、金融分野については当該項目の最後に別途説明しています。

流動性マネジメントと資金の調達

ソニーは、事業活動に必要な流動性を保ちながら健全なバランスシートを維持することを財務の重要な目標と考えています。ソニーは、現金・預金及び現金同等物（以下「現預金等」。ただし、国の規制等で資金の移動に制約があるものを除く）及びコミットメントラインの未使用額を合わせた金額を流動性として位置づけており、連結月次売上高の50%及び半年以内に期限が到来する債務返済額の合計額を、十分にカバーできる流動性を通年にわたり維持することを基本方針としています。

流動性の保持に必要な資金は、営業活動及び投資活動（資産売却を含む）によるキャッシュ・フローの合計及び現預金等でまかないますが、ソニーは必要に応じて金融・資本市場からの資金調達を行う能力も有しています。また金融・資本市場の流動性がなくなった場合でも、ソニーは現預金等及び金融機関とのコミットメントラインを使用することによって十分な流動性を維持することができると現時点では考えています。

ソニーは、主として当社及びSGTSを通じて、金融・資本市場からの資金調達を行っています。

当社及びSGTSは運転資金需要に対応するため、市場環境によって左右されることはありますが、日本・米国・欧州の各市場へアクセス可能なコマーシャルペーパー（以下「CP」）のプログラム枠を有しています。2015年度末時点で当社とSGTSは、円換算で合計8,380億円分のCPプログラム枠を保有していますが、2015年度は年間を通じてCPの発行実績はありません。

ソニーは通常は上記の普通社債、CPに加え、シンジケートローンを含めた銀行借入などの手段を通じて調達を行っています。市場が不安定な混乱状況に陥り、前述の手段により十分な資金調達ができなくなった場合に備え、ソニーは、多様な金融機関との契約によるコミットメントラインも保持しています。2015年度末の未使用のコミットメントラインの総額は円換算で5,225億円です。未使用のコミットメントラインの内訳は、日本の銀行団と結んでいる3,000億円の円貨コミットメントライン（2018年7月満期）、日本の銀行団と結んでいる1,500百万米ドルの複数通貨建コミットメントライン（2018年12月満期）、外国の銀行団と結んでいる475百万米ドルの複数通貨建コミットメントライン（2016年3月満期。2016年4月1日、金額を500百万米ドルに変更し、2017年3月満期に更新。）であり、全て当社及びSGTSが借入主体となっています。これらの目的は、金融・資本市場の混乱期においても機動的・安定的な資金調達を可能とし十分な流動性を確保することです。

グループ全体の主要な資金調達に関する金融機関との契約において、ソニーの格付けが低下した場合に、強制的に早期弁済を求められるものではありません。また、これら契約のうち一部のコミットメントライン契約については、ソニーの格付けにより借入コストが変動する条件が含まれているものがありますが、未使用のコミットメントラインからの借入を禁ずる条項を含んでいるものではありません。また、ほとんどの借入金に用途制限はありませんが、例外として一部に米国連邦準備制度理事会などの規制に従い、米国の証券取引所に上場されている有価証券や米国の店頭市場において取引されている有価証券の取得に関して用途制限があります。

当社は2015年7月21日に公募等による新株式8,720万株の発行（2,860億円）及び転換社債型新株予約権付社債の発行（1,200億円）により合計4,060億円を調達しました。さらに、2015年8月18日に公募にともなう第三者割当による新株式480万株の発行により157億円を調達しました。公募等による新株式発行及び第三者割当による新株式発行により調達した資金は、1,880億円をデバイス分野における設備投資資金に、残額をデバイス分野における研究開発費に充当します。転換社債型新株予約権付社債の発行により調達した資金は、510億円をデバイス分野における設備投資資金に、残額を長期借入債務の返済に充当します。

格付け

ソニーは、流動性及び資本政策に対する財務の柔軟性を確保し、金融・資本市場を通じた十分な資金リソースへのアクセスを保持するため、安定した一定水準の格付けの維持を重要な経営目標の一つと位置づけています。

ソニーは、グローバルな資本市場から円滑な資金調達を行うにあたり、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン(株)（以下「S&P」）及びムーディーズ・ジャパン(株)（以下「ムーディーズ」）の2社より格付けを取得しています。また、日本国内の資本市場からの調達にあたっては、日本の格付会社である(株)格付投資情報センター及び(株)日本格付研究所からも格付けを取得しています。

またソニーは現時点において、引き続き金融・資本市場を通じた十分な資金リソースへのアクセスを保持していると考えています。（将来の格付け低下によるリスクについては、「第2 事業の状況」『4 事業等のリスク』参照）

キャッシュ・マネジメント

ソニーはSGTSを中心にグローバルな資金管理を行っています。資本取引に規制があり資金移動を制限されている国や地域は一部存在しますが、大部分の子会社における資金の過不足は、SGTSにより純額ベースで運用又は調達しています。ソニーは資金の効率化をめざし、各子会社に資金余剰が出た場合はSGTSに預け、また各子会社に資金不足が生じた場合にはSGTSを通じて資金の貸し借りをを行うことで、余剰資金を活用し、外部借入を削減することができます。関係会社間の効率的な資金移動が制限されている国や地域では、ソニーはSGTSの外に資金を残していますが、必要な流動性資金はキャッシュ・フローや外部からの借入（もしくはその両方）によって調達しています。ソニーは、海外に所在する移動を制限されている資金が、ソニー全体の流動性や財務状況ならびに業績に重大な影響を与えるとは考えていません。

金融分野

SFH、ソニー生命、ソニー損保、ならびにソニー銀行の各マネジメントは、業務の遂行にともなう支払義務を履行するのに十分な流動性を確保することが重要だと認識しています。ソニー生命、ソニー損保、ならびにソニー銀行は、法令（保険業法及び銀行法など）や金融庁及びその他関係規制当局の定める各種規制を遵守することに加え、それに準拠した社内規程を制定、運用しながら、十分な現預金等を準備し、支払能力を確保することに努めています。ソニー生命及びソニー損保は、受取保険料を主な資金の源泉とし、有価証券を中心とした投資を行うにあたり、保険金等の円滑な支払等に十分な水準の流動性を確保しています。ソニー銀行は、顧客からの円貨・外貨建て預金を主な資金の源泉とし、住宅ローンを中心とする貸出と主に市場性のある有価証券投資を行う中で、円滑な決済等に必要な水準の流動性を確保しています。外貨建て顧客預金で得られた資金は、同じ通貨建の金融商品に投資されています。

なお、金融分野の子会社は、保険業務、銀行業務の公共性から、その信用を維持し、契約者や預金者の保護を確保することが保険業法、銀行法で定められております。したがって、金融分野の子会社と金融分野以外のソニーグループ会社間で資金の貸借を行うことは厳格に制限されており、金融分野の子会社は、上記のSGTSを介したグローバルなキャッシュ・マネジメントからも隔離されています。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

ソニーは、生産部門の合理化及び品質向上、ならびに生産設備の増強を目的とした設備投資のほか、研究開発の強化を図るため継続して投資を行っています。

当年度の設備投資額の内訳は次のとおりです。

セグメントの名称	2015年度 (自2015年4月1日 至2016年3月31日) 金額(百万円)
エレクトロニクス	387,763
映画	23,193
音楽	9,804
金融	8,061
その他、全社(共通)	40,116
合計	468,937

- (注) 1 MC、G&NS、IP&S、HE&S及びデバイス分野について、「エレクトロニクス」として記載しています。
- 2 金額は有形固定資産及び無形固定資産の増加額であり、消費税等は含まれていません。
- 3 企業結合により生じた増加額は含まれていません。

当年度の設備投資額は、4,689億円となりました。主な内訳は、エレクトロニクス事業で半導体や新製品の生産設備を中心に3,878億円、映画分野で232億円、音楽分野で98億円、金融分野で81億円、その他で400億円でした。なお、設備の除却等については重要なものではありません。

2【主要な設備の状況】

ソニーは、多種多様な事業を国内外で行っており、その設備の状況はセグメントごとの数値とともに主たる設備の状況を開示する方法によっています。なお、ソニーの連結財務諸表は米国会計原則にもとづき作成されており、有形固定資産には、リース取引の契約内容が一定のキャピタル・リースの条件に該当する場合の最低リース料支払総額の現在価値又はリース資産の公正価値が含まれています。

当年度末における主要な設備の状況は次のとおりです。

(1) セグメント内訳

2016年3月31日現在

セグメントの名称	帳簿価額（百万円）				従業員数 （人）
	土地 （面積千㎡）	建物及び 構築物	機械装置・ その他の資産	合計	
エレクトロニクス	23,841 (2,916)	105,397	591,981	721,219	88,500
映画	9,726 (358)	26,128	105,591	141,445	8,700
音楽	45,353 (3,036)	18,553	176,734	240,640	7,900
金融	8,896 (4)	4,138	34,808	47,842	9,400
その他、全社（共通）	33,891 (768)	89,630	161,905	285,426	10,800
合計	121,707 (7,082)	243,846	1,071,019	1,436,572	125,300

(注) 1 MC、G&NS、IP&S、HE&S及びデバイス分野について、「エレクトロニクス」として記載しています。

2 金額には消費税等は含まれていません。

3 「機械装置・その他の資産」は、機械装置及びその他の有形固定資産、建設仮勘定ならびに無形固定資産です。

4 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。

5 ソニーは、情報関連及びその他の機器、工場施設、事務所、倉庫、従業員の住居施設及びその他の資産の一部を賃借しています。これらリース資産については、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『9 リース』に記載しています。

(2) 提出会社の状況

2016年3月31日現在

事業所名 (主な所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)				従業員数 (人)
			土地 (面積千㎡)	建物及び 構築物	機械装置・ その他の 資産	合計	
本社 (東京都港区)	G&NS、I P&S、 デバイス、 その他、全社 (共通)	デジタルカメラ及 び電子部品等の研 究設備、本社設備	2,275 (40)	30,634	76,654	109,563	3,489
ソニーシティ大崎 (東京都品川区)	I P&S、 全社 (共通)	非接触 I C 用研究 設備	— (—)	1,717	1,145	2,862	1,151
御殿山テクノロジーセンター (東京都品川区)	デバイス、 全社 (共通)	研究設備	1,967 (6)	1,733	235	3,935	120
厚木テクノロジーセンター (神奈川県厚木市)	I P&S、デバイス、 全社 (共通)	半導体及び放送 用・業務用ビデオ 機器等の研究設備	763 (160)	21,145	17,504	39,412	5,524
湘南テクノロジーセンター (神奈川県藤沢市)	全社 (共通)	本社設備	3,595 (25)	2,632	33	6,261	78
仙台テクノロジーセンター (宮城県多賀城市)	デバイス、 全社 (共通)	記録メディア等の 研究設備	483 (120)	9,568	1,237	11,288	149
有明ビジネスセンター (東京都江東区)	全社 (共通)	オーディオ機器の 研究設備	— (—)	137	2	139	—

(注) 1 金額には消費税等は含まれていません。

2 「機械装置・その他の資産」は、機械装置、その他の有形固定資産、建設仮勘定及び無形固定資産です。

3 国内子会社より賃借している設備を含んでいます。

4 上記のほか、土地及び建物の一部を関係会社以外より賃借しており、賃借中の当該土地の面積は33千㎡です。

5 上記のほか、土地、建物及び構築物等を主として国内関係会社に貸与しています。

(3) 主要な国内子会社の状況

2016年3月31日現在

主な子会社及び事業所名 (主な所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)				従業員数 (人)
			土地 (面積千㎡)	建物及び 構築物	機械装置・ その他の 資産	合計	
ソニーイーエムシーエス㈱ 幸田サイトほか (東京都港区)	エレクトロ ニクス	電子機器等の製 造設備	5,543 (480)	11,347	17,863	34,753	3,600
ソニーセミコンダクタ㈱ 長崎テクノロジーセンターほか (熊本県菊池郡)	エレクトロ ニクス	半導体等の製造 設備	14,748 (966)	57,006	284,163	355,917	6,600
ソニーエナジー・デバイス㈱ 本宮事業所ほか (福島県郡山市)	エレクトロ ニクス	電池等の製造設 備	1,778 (131)	2,294	2,729	6,801	1,500
ソニーモバイルコミュニケーシ ョンズ㈱ (東京都品川区)	エレクトロ ニクス	携帯電話等の製 造設備	- (-)	2,457	90,970	93,427	6,500
㈱ソニー・コンピュータエンタ テインメント (東京都港区)	エレクトロ ニクス	家庭用ゲーム 機・クラウド関 連ソフトウェア	- (-)	1,329	84,845	86,174	1,700
㈱ソニー・ミュージックエンタ テインメント (東京都千代田区)	音楽	自社利用ソフト ウェア	45,139 (361)	15,142	25,507	85,788	2,200
ソニー生命保険㈱ (東京都港区)	金融	自社利用ソフト ウェア	4,126 (4)	1,963	19,439	25,528	7,300
ソニーグローバルソリューションズ㈱ (東京都品川区)	全社 (共 通)	自社利用ソフト ウェア	- (-)	102	19,387	19,489	500

(注) 1 MC、G&NS、IP&S、HE&S及びデバイス分野について、「エレクトロニクス」として記載
しています。

2 金額には消費税等は含まれていません。

3 「機械装置・その他の資産」は、機械装置及びその他の有形固定資産、建設仮勘定ならびに無形固定資産
です。

4 提出会社より賃借している設備を含んでいます。

5 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。

6 ソニーモバイルコミュニケーションズ㈱及び㈱ソニー・ミュージックエンタテインメントの各数値は連結決
算数値です。

(4) 主要な在外子会社の状況

2016年3月31日現在

主な子会社及び事業所名 (主な所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)				従業員数 (人)
			土地 (面積千㎡)	建物及び 構築物	機械装置・ その他の 資産	合計	
Sony Corporation of America (アメリカ ニューヨーク)	エレクトロ ニクス	電子機器等の製 造設備	424 (112)	866	6,795	8,085	3,300
	映画	映画、テレビ番 組、ビデオソフ ト等の製作・製 造設備	9,726 (358)	26,128	105,592	141,446	8,700
	音楽	ミュージック・ カタログ等	215 (2,674)	3,412	151,897	155,524	5,200
	その他、全 社 (共通)	社屋及び機械装 置等	1,994 (512)	17,336	13,623	32,953	4,700
Sony Europe Limited (イギリス サリー)	エレクトロ ニクス	社屋及び販売設 備等	2,649 (79)	4,157	4,365	11,171	2,500
Gaikai Inc. (アメリカ カリフォルニア)	エレクトロ ニクス	クラウド関連ソ フトウェア	- (-)	41	10,400	10,441	100
Sony Computer Entertainment America LLC (アメリカ カリフォルニア)	エレクトロ ニクス	クラウド関連設 備等	- (-)	5,306	4,681	9,987	1,700
Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd. (マレーシア スランゴール)	エレクトロ ニクス	電子機器等の製 造設備	540 (143)	2,141	7,192	9,873	8,600
索尼電子 (無錫) 有限公司 (中国 江蘇省)	エレクトロ ニクス	半導体等の製造 設備	- (-)	947	3,547	4,494	5,800
索尼電子華南有限公司 (中国 広東省)	エレクトロ ニクス	半導体等の製造 設備	- (-)	1,486	3,181	4,667	4,000

(注) 1 MC、G&NS、IP&S、HE&S及びデバイス分野について、「エレクトロニクス」として記載
しています。

2 金額には消費税等は含まれていません。

3 「機械装置・その他の資産」は、機械装置及びその他の有形固定資産、建設仮勘定ならびに無形固定資産
です。

4 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。

5 Sony Corporation of Americaの各数値は連結決算数値です。

3【設備の新設、除却等の計画】

ソニーは、多種多様な事業を国内外で行っており、設備の新設・拡充の計画はセグメントごとの数値を開示する方法によっています。

2016年度（自2016年4月1日 至2017年3月31日）におけるセグメントごとの設備投資計画（新設・拡充）は次のとおりです。

セグメントの名称	2016年度 設備投資計画金額 (百万円)	設備等の主な内容・目的
エレクトロニクス	240,000	半導体を中心とした生産設備投資
映画	27,000	映画製作に関わる設備、IT関連設備投資など
音楽	10,000	IT関連設備投資など
金融	15,000	IT関連設備投資など
その他、全社（共通）	63,000	IT関連設備投資など
合計	355,000	

(注) 1 MC、G&NS、IP&S、HE&S及びデバイス分野について、「エレクトロニクス」として記載しています。

2 金額には消費税等は含まれていません。

3 上記の設備投資額の支払いは、主として自己資金等により賅う予定です。

2016年度の設備投資額は、主にエレクトロニクス事業における設備投資の減少により前年度に比べ約24%減少の約3,550億円となる見通しです。主な内容は、半導体を中心とした生産設備投資です。

一方、除却等については、経常的な設備の更新のための除却及び売却を見込んでいます。

なお、上記の設備投資計画は、本書提出日現在において入手可能な情報から得られたソニーのマネジメントの判断にもとづいています。したがって、これらの設備投資計画のみに全面的に依拠することは控えるようお願いします。実際の設備投資は、様々な重要な要素により、これら計画とは大きく異なる結果となり得ます。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,600,000,000
計	3,600,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2016年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2016年6月17日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,262,493,760	1,262,588,460	東京・ニューヨーク 各証券取引所	単元株式数 は100株
計	1,262,493,760	1,262,588,460	—	—

(注) 1 東京証券取引所については市場第一部に上場されています。

2 「提出日現在発行数」には、提出日の属する月(2016年6月)に新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定にもとづき新株予約権を発行しています。

[1] 第12回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2006年6月22日）		
	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数	6,996個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	699,600株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 4,756円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2006年11月16日から2016年11月15日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 4,756円 1株当たり資本組入額 2,378円	同左
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) *1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[2] 第13回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2006年6月22日）		
	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数	9,720個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	972,000株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 40.05米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2006年11月17日から2016年11月16日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 40.05米ドル 1株当たり資本組入額 20.03米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) *1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[3] 第14回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2007年6月21日）		
	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数	4,561個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	456,100株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 5,514円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2007年11月14日から2017年11月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,514円 1株当たり資本組入額 2,757円	同左
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の承認の日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) *1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[4] 第15回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2007年6月21日）		
	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数	10,635個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,063,500株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 48.15米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2007年11月14日から2017年11月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 48.15米ドル 1株当たり資本組入額 24.08米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の承認の日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) *1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[5] 第16回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2008年6月20日）		
	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数	4,864個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	486,400株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,987円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2009年11月18日から2018年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 2,987円 1株当たり資本組入額 1,494円	同左
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) *1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[6] 第17回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2008年6月20日）		
	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数	9,918個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	991,800株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 30.24米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2009年11月18日から2018年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 30.24米ドル 1株当たり資本組入額 15.12米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) *1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[7] 第18回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2009年6月19日）		
	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数	4,118個 *1	4,064個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	411,800株 *2	406,400株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,595円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2010年12月9日から2019年12月8日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 2,595円 1株当たり資本組入額 1,298円	同左
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) *1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[8] 第19回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2009年6月19日）		
	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数	10,812個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,081,200株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 29.56米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2010年12月9日から2019年12月8日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 29.56米ドル 1株当たり資本組入額 14.78米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) *1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[9] 第20回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2010年6月18日）		
	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数	5,210個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	521,000株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,945円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2011年11月18日から2020年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 2,945円 1株当たり資本組入額 1,473円	同左
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) *1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[10] 第21回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2010年6月18日）		
	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数	11,004個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,100,400株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 35.48米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2011年11月18日から2020年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 35.48米ドル 1株当たり資本組入額 17.74米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) *1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[11] 第22回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2011年6月28日）		
	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数	3,517個 *1	3,448個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	351,700株 *2	344,800株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,523円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2012年11月22日から2021年11月21日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 1,523円 1株当たり資本組入額 762円	同左
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) *1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[12] 第23回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2011年6月28日）		
	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数	10,772個 *1	10,595個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,077,200株 *2	1,059,500株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 19.44米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2012年11月22日から2021年11月21日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 19.44米ドル 1株当たり資本組入額 9.72米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) *1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[13] 第24回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2012年6月27日）		
	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数	3,710個 *1	3,469個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	371,000株 *2	346,900株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 932円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2013年12月4日から2022年12月3日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 932円 1株当たり資本組入額 466円	同左
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) *1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[14] 第25回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2012年6月27日）		
	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数	6,809個 *1	6,661個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	680,900株 *2	666,100株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 11.23米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2013年12月4日から2022年12月3日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 11.23米ドル 1株当たり資本組入額 5.62米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) *1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[15] 第26回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2013年6月20日）		
	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数	7,251個 *1	7,130個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	725,100株 *2	713,000株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,007円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2014年11月20日から2023年11月19日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 2,007円 1株当たり資本組入額 1,004円	同左
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) *1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[16] 第27回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2013年6月20日）		
	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数	8,037個 *1	7,940個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	803,700株 *2	794,000株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 20.01米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2014年11月20日から2023年11月19日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 20.01米ドル 1株当たり資本組入額 10.01米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) *1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[17] 第28回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2014年6月19日）		
	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数	8,506個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	850,600株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,410.5円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2015年11月20日から2024年11月19日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 2,410.5円 1株当たり資本組入額 1,205.3円	同左
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) *1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[18] 第29回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2014年6月19日）		
	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数	8,262個 *1	8,222個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	826,200株 *2	822,200株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 20.67米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2015年11月20日から2024年11月19日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 20.67米ドル 1株当たり資本組入額 10.34米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) *1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[19] 第30回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2015年6月23日）		
	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数	11,875個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,187,500株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 3,404円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2016年11月19日から2025年11月18日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。また、権利行使期間内であっても、下記「新株予約権の行使の条件」記載の制限に服するものとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 3,404円 1株当たり資本組入額 1,702円	同左
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約（以下「割当契約」という。）に定める条件及び制限に服するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当契約の規定にもとづく制限に服するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) *1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[20] 第31回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2015年6月23日）		
	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数	11,205個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,120,500株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 27.51米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2016年11月19日から2025年11月18日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。また、権利行使期間内であっても、下記「新株予約権の行使の条件」記載の制限に服するものとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 27.51米ドル 1株当たり資本組入額 13.76米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 ③その他当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約（以下「割当契約」という。）に定める条件及び制限に服するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当契約の規定にもとづく制限に服するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) *1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

- *2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。
- *3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定にもとづき新株予約権付社債を発行しています。

[21] 130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（社債間限定同順位特約付）

取締役会決議日（2015年6月23日） 代表執行役 社長 兼 CEOの決定日（2015年6月30日）		
	事業年度末現在 （2016年3月31日）	提出日の前月末現在 （2016年5月31日）
新株予約権の数	120,000個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	23,961,661株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1百万円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2015年9月1日から2022年9月28日 までとする。 *4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,008円 *3 1株当たり資本組入額 2,504円	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	*5	同左
新株予約権付社債の残高	1,200億円	同左

(注) *1 新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額（注記3で定義される。）で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

*2 注記3により転換価額（注記3で定義される。）が調整される場合には、社債の額面金額の総額を調整後転換価額で除した数に調整されるものとする。

*3 本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という）は、当初5,008円とする。

当社は、本新株予約権付社債の発行後、時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合、当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合、時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合により当社の発行済普通

株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

また、当社は、本新株予約権付社債の発行後、各事業年度において1株あたり25円を超える特別配当（以下「特別配当」という）を実施する場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

また、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割を行うとき。

②上記①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由が発生するとき。

③当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

④金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

⑤転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

さらに転換価額は、組織再編行為による繰上償還又は上場廃止等による繰上償還に定める公告を行った場合、本新株予約権付社債の要項に従い減額される。

*4 本新株予約権付社債の新株予約権者は、2015年9月1日から2022年9月28日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

①当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日

②振替機関が必要であると認めた日

③組織再編行為による繰上償還、上場廃止等による繰上償還、130%コールオプション条項に定めるところにより2022年9月28日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降

④当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降

⑤組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間

*5 ①当社は、当社が組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。）は、組織再編行為による繰上償還に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、下記②に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。本新株予約権付社債の要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

②承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。

(イ)承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ)承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ)承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記(ニ)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ニ)承継新株予約権が付された承継社債の転換価額

承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、注記3に準じた調整又は減額を行う。

(ホ)承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。

(ヘ)承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日（当社が注記4⑤に定める行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌営業日のうちいずれか遅い日）から注記4に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。

(ト)承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(チ)その他の承継新株予約権の行使の条件

各承継新株予約権の一部については、行使請求することができない。

(リ)承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2011年4月1日～ 2012年3月31日 *1	2	1,004,638	2	630,923	2	837,611
2012年4月1日～ 2013年3月31日 *2	7,312	1,011,950	-	630,923	7,005	844,616
2013年4月1日～ 2014年3月31日 *3	32,758	1,044,708	15,731	646,654	15,731	860,347
2014年4月1日～ 2015年3月31日 *3	125,065	1,169,773	60,383	707,038	60,383	920,731
2015年4月1日～ 2016年3月31日 *4,5	92,721	1,262,494	151,829	858,867	151,829	1,072,560

(注) *1 新株予約権の行使による増加です。

*2 2013年1月1日付のソネットエンタテインメント(株) (現：ソネット(株)) との株式交換にともなう新株発行によるものです。

*3 新株予約権の行使（ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使を含む）による増加です。

*4 2015年7月21日を払込期日とする有償一般募集（発行価格：3,420.5円、発行価額（払込金額）：3,279.44円、資本組入額：1,639.72円）及び8月18日を払込期日とする有償第三者割当（発行価格（払込金額）：3,279.44円、資本組入額：1,639.72円、割当先：野村証券株式会社）による増加は以下のとおりです。

・発行済株式総数増減数：92,000千株

・資本金増減額：150,854百万円

・資本準備金増減額：150,854百万円

*5 新株予約権の行使による増加は以下のとおりです。

・発行済株式総数増減数：721千株

・資本金増減額：975百万円

・資本準備金増減額：975百万円

6 当事業年度の末日後2016年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数、資本金及び資本準備金が、以下のとおり増加しています。

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年4月1日～ 2016年5月31日	95	1,262,588	100	858,968	100	1,072,661

(6) 【所有者別状況】

2016年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	4	122	100	3,189	984	460	562,262	567,121	—
所有株式数（単元）	836	2,627,092	261,456	296,953	6,898,988	1,767	2,515,725	12,602,817	2,212,060
所有株式数の割合（%）	0.01	20.85	2.07	2.36	54.74	0.01	19.96	100.00	—

- (注) 1 株主名簿上の自己名義株式1,048,045株は、「個人その他」に10,480単元及び「単元未満株式の状況」に45株含まれています。なお、自己株式1,048,045株は株主名簿記載上の株式数であり、2016年3月31日現在の実保有株式数は1,047,745株であります。
- 2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の中には、(株)証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ195単元及び77株含まれています。

(7) 【大株主の状況】

2016年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
Citibank as Depository Bank for Depository Receipt Holders *1 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	アメリカ・ニューヨーク (東京都千代田区丸の内2-7-1)	111,327	8.82
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口) *2	東京都中央区晴海1-8-11	66,963	5.30
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) *2	東京都港区浜松町2-11-3	56,645	4.49
JPMorgan Chase Bank 380055 *3 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	アメリカ・ニューヨーク (東京都中央区月島4-16-13)	39,737	3.15
State Street Bank and Trust Company *3 (常任代理人 香港上海銀行)	アメリカ・ボストン (東京都中央区日本橋3-11-1)	28,167	2.23
The Bank of New York Mellon SA/NV 10 *3 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	ベルギー・ブリュッセル (東京都千代田区丸の内2-7-1)	20,654	1.64
State Street Bank West Client - Treaty 505234 *3 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	アメリカ・ノースウインシー (東京都中央区月島4-16-13)	18,696	1.48
State Street Bank and Trust Company 505223 *3 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	アメリカ・ボストン (東京都中央区月島4-16-13)	16,923	1.34
State Street Bank and Trust Company 505225 *3 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	アメリカ・ボストン (東京都中央区月島4-16-13)	16,442	1.30
Goldman, Sachs & Co. Reg *3 (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券(株))	アメリカ・ニューヨーク (東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー)	15,803	1.25
計	—	391,358	31.00

(注) *1 ADR (米国預託証券) の受託機関であるCitibank, N.A. の株式名義人です。

*2 各社の所有株式は、全て各社が証券投資信託等の信託を受けている株式です。

*3 主として欧米の機関投資家の所有する株式の保管業務を行うとともに、当該機関投資家の株式名義人となっています。

4 三井住友信託銀行(株)から2014年4月4日付の大量保有報告書の写しが当社に送付され、2014年3月31日現在で以下のとおり当社株式を保有している旨の報告を受け現在に至っていますが、当社としては当事業年度末現在における株主名簿では確認ができていません。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式の数の割合 (%)
三井住友信託銀行(株)及び 共同保有者2社	52,312	5.04

5 ブラックロック・ジャパン(株)から2014年7月22日付の大量保有報告書の写しが当社に送付され、2014年7月15日現在で以下のとおり当社株式を保有している旨の報告を受け現在に至っていますが、当社としては当事業年度末現在における株主名簿では確認ができていません。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式の数の割合 (%)
ブラックロック・ジャパン(株)及び 共同保有者8社	52,314	5.01

- 6 当事業年度末後の2016年5月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、Capital Research and Management Companyが2016年5月13日現在で以下のとおり当社株式を保有している旨が記載されていますが、当社としては当事業年度末現在における株主名簿では確認ができていません。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式の数の割合 (%)
Capital Research and Management Company	86,520	6.85

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2016年3月31日現在

区 分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内 容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,047,700	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,259,234,000	12,592,340	—
単元未満株式	普通株式 2,212,060	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	1,262,493,760	—	—
総株主の議決権	—	12,592,340	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の「株式数」の欄には、㈱証券保管振替機構名義の普通株式が19,500株含まれています。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る普通株式の議決権の数が195個含まれています。

② 【自己株式等】

2016年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
ソニー㈱ (自己保有株式)	東京都港区港南1- 7-1	1,047,700	—	1,047,700	0.08
計	—	1,047,700	—	1,047,700	0.08

(注) 株主名簿上は当社名義となっていますが、当社が実質的に所有していない普通株式が300株あり、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」に含まれています。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しています。

当該制度は、当社の執行役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対してストック・オプション付与を目的として新株予約権を発行することが、会社法第236条、第238条及び第239条の規定にもとづき、2006年6月22日、2007年6月21日、2008年6月20日、2009年6月19日、2010年6月18日、2011年6月28日、2012年6月27日、2013年6月20日、2014年6月19日、2015年6月23日及び2016年6月17日開催の定時株主総会においてそれぞれ決議されたものです。

当該制度の内容は次のとおりです。

決議年月日	2006年6月22日
付与対象者の区分及び人数	第12回普通株式新株予約権 当社の取締役 11名 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 98名 当社及び当社関係会社の従業員 477名 第13回普通株式新株予約権 当社の執行役 2名 当社関係会社の取締役 9名 当社関係会社の従業員 500名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2007年6月21日
付与対象者の区分及び人数	第14回普通株式新株予約権 当社の取締役 10名 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 85名 当社及び当社関係会社の従業員 333名 第15回普通株式新株予約権 当社の執行役 2名 当社関係会社の取締役 34名 当社関係会社の従業員 704名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2008年6月20日
付与対象者の区分及び人数	第16回普通株式新株予約権 当社の取締役 12名 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 79名 当社及び当社関係会社の従業員 338名 第17回普通株式新株予約権 当社の執行役 2名 当社関係会社の取締役 36名 当社関係会社の従業員 566名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2009年6月19日
付与対象者の区分及び人数	第18回普通株式新株予約権 当社の取締役 12名 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 79名 当社及び当社関係会社の従業員 299名 第19回普通株式新株予約権 当社の執行役 3名 当社関係会社の取締役 45名 当社及び当社関係会社の従業員 651名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2010年6月18日
付与対象者の区分及び人数	第20回普通株式新株予約権 当社の取締役 12名 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 75名 当社及び当社関係会社の従業員 292名 第21回普通株式新株予約権 当社の執行役 3名 当社関係会社の取締役 33名 当社及び当社関係会社の従業員 626名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2011年6月28日
付与対象者の区分及び人数	第22回普通株式新株予約権 当社の執行役 4名 当社関係会社の取締役 70名 当社及び当社関係会社の従業員 306名 第23回普通株式新株予約権 当社の執行役 3名 当社関係会社の取締役 53名 当社及び当社関係会社の従業員 641名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2012年6月27日
付与対象者の区分及び人数	第24回普通株式新株予約権 当社の執行役 8名 当社関係会社の取締役 49名 当社及び当社関係会社の従業員 312名 第25回普通株式新株予約権 当社の執行役 2名 当社関係会社の取締役 48名 当社及び当社関係会社の従業員 624名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2013年6月20日
付与対象者の区分及び人数	第26回普通株式新株予約権 当社の執行役 6名 当社関係会社の取締役 48名 当社及び当社関係会社の従業員 333名 第27回普通株式新株予約権 当社の執行役 2名 当社関係会社の取締役 19名 当社及び当社関係会社の従業員 617名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2014年6月19日
付与対象者の区分及び人数	第28回普通株式新株予約権 当社の執行役 7名 当社関係会社の取締役 67名 当社及び当社関係会社の従業員 294名 第29回普通株式新株予約権 当社の執行役 1名 当社関係会社の取締役 23名 当社及び当社関係会社の従業員 534名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2015年6月23日
付与対象者の区分及び人数	第30回普通株式新株予約権 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 89名 当社及び当社関係会社の従業員 648名 第31回普通株式新株予約権 当社の執行役 1名 当社関係会社の取締役 21名 当社及び当社関係会社の従業員 546名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2016年6月17日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,500,000株を上限とする。*1
発行する新株予約権の総数	35,000個を上限とする。*2
新株予約権の行使時の払込金額	*3
新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当日より1年を経過した日から、当該割当日より10年を経過する日まで。
新株予約権の行使の条件	①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降本新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	—

(注) *1 注記2により各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記記載の本新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

*2 本新株予約権の付与株式数は100株とする。ただし、総会決議の日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。
 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

- *3 本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」）は、当初、以下のとおりとする。

①当初行使価額

(イ) 行使価額を円建てとする場合

本新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」）の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が、(a) 本新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）、又は (b) 本新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額とする。

(ロ) 行使価額を米ドル建てとする場合

本新株予約権の割当日の前10営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均（以下「基準円価額」）を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート（以下「基準換算レート」）で換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、基準円価額が、(a) 本新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額、又は (b) 本新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

②行使価額の調整

本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円又は1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議にもとづかないもの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	33,935	110,214,650
当期間における取得自己株式	3,692	10,544,803

(注) 当期間における取得自己株式には、2016年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

会社法第155条第13号による普通株式の取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	—	—
当期間における取得自己株式	—	—

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	16,200	55,922,400	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)	1,313	4,041,647	—	—
保有自己株式数	1,047,745	—	1,051,437	—

(注) 1 当期間における処理自己株式には、2016年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2 当期間における保有自己株式数には、2016年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元は、継続的な企業価値の増大及び配当を通じて実施していくことを基本と考えています。安定的な配当の継続に努めたいと、内部留保資金については、成長力の維持及び競争力強化など、企業価値向上に資する様々な投資に活用していく方針です。

なお、配当金額については、連結業績の動向、財務状況ならびに今後の事業展開等を総合的に勘案し、決定していきます。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としています。配当の決定機関は、原則として、中間配当及び期末配当ともに取締役会です。

当事業年度の期末配当金については、2016年4月28日開催の取締役会決議により、2016年5月に1株につき10円の配当を実施しました。また、2015年10月29日開催の取締役会決議により、2015年12月に1株につき10円の中間配当を実施しましたので、年間配当金は20円となります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当金は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2015年10月29日 取締役会決議	12,612	10.0
2016年4月28日 取締役会決議	12,614	10.0

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
決算年月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月
最高(円)	2,727	1,750	2,413	3,450.0	3,970.0
最低(円)	1,253	772	1,497	1,588.0	2,199.0

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2015年10月	11月	12月	2016年1月	2月	3月
最高(円)	3,568.0	3,525.0	3,259.0	3,066.0	2,924.0	2,997.0
最低(円)	2,912.5	3,147.0	2,887.0	2,361.0	2,199.0	2,313.5

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5 【役員の状況】

男性19名 女性1名 (役員のうち女性の比率5.0%)

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	指名委員	平井 一夫	1960年12月22日生	1984年4月 (株)CBS・ソニー (現 (株)ソニー・ミュージックエンタテインメント) 入社 1996年7月 Sony Computer Entertainment America LLC EVP & COO 1997年10月 (株)ソニー・コンピュータエンタテインメント 執行役員 1999年4月 Sony Computer Entertainment America LLC プレジデント & COO 2003年8月 Sony Computer Entertainment America LLC プレジデント & CEO 2006年12月 (株)ソニー・コンピュータエンタテインメント 代表取締役 社長 兼 グループCOO Sony Computer Entertainment America LLC チェアマン 2007年6月 (株)ソニー・コンピュータエンタテインメント 代表取締役 社長 兼 グループCEO 2009年4月 当社執行役 EVP 2011年4月 当社代表執行役 副社長 2011年9月 (株)ソニー・コンピュータエンタテインメント 代表取締役 会長 2012年4月 当社代表執行役 社長 兼 CEO (現在) 2012年6月 当社取締役 (現在)	*2	12
取締役	報酬委員	吉田 憲一郎	1959年10月20日生	1983年4月 当社入社 2000年7月 ソニーコミュニケーションネットワーク(株) (現 ソネット(株)) 入社 2001年5月 ソニーコミュニケーションネットワーク(株) 執行役員 2005年4月 ソニーコミュニケーションネットワーク(株) 代表取締役 執行役員社長 2013年12月 当社執行役 EVP CSO 兼 デピュティCFO 2014年4月 当社代表執行役 EVP CFO 2014年6月 当社取締役 (現在) 2015年4月 当社代表執行役 副社長 兼 CFO (現在)	*2	33
取締役	取締役会議長、指名委員会議長	永山 治	1947年4月21日生	1971年4月 (株)日本長期信用銀行 入行 1978年11月 中外製薬(株) 入社 1985年3月 中外製薬(株) 取締役 1987年3月 中外製薬(株) 常務取締役 1989年3月 中外製薬(株) 代表取締役副社長 1992年9月 中外製薬(株) 代表取締役社長 2006年1月 F.Hoffmann-La Roche Ltd. 拡大経営委員会 委員 (現在) 2010年6月 当社取締役 (現在) 2012年3月 中外製薬(株) 代表取締役会長 最高経営責任者 (現在)	*2	4

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	監査委員会議長	二村 隆章	1949年10月25日生	1974年10月 Arthur Young & Co. 東京事務所入社 1980年10月 監査法人朝日会計社 大阪支社出向 1983年10月 Arthur Young ロサンゼルス事務所出向 1989年5月 監査法人朝日新和会計社 パートナー 1993年7月 太田昭和監査法人 入社 1997年5月 太田昭和監査法人 シニアパートナー 2008年8月 新日本有限責任監査法人 常務理事 2012年6月 当社取締役 (現在) 2016年3月 中外製薬㈱ 社外監査役 (現在)	*2	1
取締役	報酬委員会議長	原田 泳幸	1948年12月3日生	1972年4月 日本NCR㈱ 入社 1980年11月 横河・ヒューレット・パッカード㈱ 入社 1983年1月 Schlumberger Group 取締役 1994年10月 アップルコンピュータジャパン㈱ 取締役 1997年4月 アップルコンピュータ㈱ 代表取締役社長 Apple Computer, Inc. 副社長 2005年3月 日本マクドナルドホールディングス㈱ 代表取締役会長兼社長兼CEO 日本マクドナルド㈱ 代表取締役会長兼社長 兼CEO 2013年6月 当社取締役 (現在) ㈱ベネッセホールディングス 取締役 2014年3月 日本マクドナルドホールディングス㈱ 取締役会長 日本マクドナルド㈱ 取締役会長 2014年6月 ㈱ベネッセホールディングス 代表取締役会長 兼社長 (現在) 2014年10月 ㈱ベネッセコーポレーション 代表取締役社長 (現在)	*2	1
取締役		伊藤 穰一	1966年6月19日生	1995年8月 ㈱デジタルガレージ設立 代表取締役 2006年8月 ㈱CGMマーケティング (現 ㈱BI.Garage) 取締役 (現在) 2006年9月 ㈱デジタルガレージ 取締役 (現在) 2011年4月 Massachusetts Institute of Technology (MIT) Media Lab 所長 (現在) 2012年6月 The New York Times Company 社外取締役 (現在) 2013年6月 当社取締役 (現在)	*2	—
取締役		Tim Schaaff [ティム・シャーフ]	1959年12月5日生	1982年12月 New England Digital Corporation 入社 1991年7月 Apple Computer, Inc. 入社 1998年 Apple Computer, Inc. バイス・プレジデント 2005年12月 Sony Corporation of America シニア・バイス・プレジデント 2006年11月 当社技術開発本部副本部長 2008年6月 Sony Media Software and Services Inc. プレジデント 2009年12月 Sony Network Entertainment International LLC プレジデント 2013年6月 当社取締役 (現在) 2014年1月 スタートアップ・アドバイザー (現在) 2015年7月 Intertrust Technologies Corporation チーフ・プロダクト・オフィサー (現在)	*2	5

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	監査委員	松永 和夫	1952年2月28日生	1974年4月 通商産業省(現 経済産業省) 入省 2004年6月 原子力安全・保安院長 2005年9月 大臣官房総括審議官 2006年7月 大臣官房長 2008年7月 経済産業政策局長 2010年7月 経済産業事務次官 2012年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 特任教授(現在) 2013年6月 住友商事㈱ 社外取締役(現在) 高砂熱学工業㈱ 社外取締役(現在) 2014年6月 当社取締役(現在) 橋本総業㈱(現 橋本総業ホールディングス ㈱) 社外取締役(現在) 一般財団法人中東協力センター 理事長 (現在) 2016年4月 三菱ふそうトラック・バス㈱ 取締役副会長 (現在)	*2	1
取締役	指名委員	宮田 孝一	1953年11月16日生	1976年4月 ㈱三井銀行 入行 2003年6月 ㈱三井住友銀行 執行役員 2006年10月 ㈱三井住友銀行 常務執行役員 2009年4月 ㈱三井住友銀行 取締役兼専務執行役員 2010年4月 ㈱三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員 2010年6月 ㈱三井住友フィナンシャルグループ 取締役 2011年4月 ㈱三井住友フィナンシャルグループ 取締役社長(現在) ㈱三井住友銀行 取締役(現在) 2014年6月 当社取締役(現在)	*2	—
取締役	指名委員、 報酬委員	John V. Roos [ジョン・ルース]	1955年2月14日生	1980年10月 O' Melveny and Myers法律事務所 アソシエイト 1985年2月 Wilson Sonsini Goodrich & Rosati法律事務所 アソシエイト 1988年2月 Wilson Sonsini Goodrich & Rosati法律事務所 パートナー 2000年2月 Wilson Sonsini Goodrich & Rosati法律事務所 マネージングディレクター・オブ・プロフェッ ショナルサービスーズ 2005年2月 Wilson Sonsini Goodrich & Rosati法律事務所 CEO 2009年8月 駐日米国大使 2013年9月 Salesforce.com, inc. 社外取締役(現在) 2013年10月 The Roos Group, LLC CEO(現在) 2013年12月 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ グローバ ル・アドバイザーボード 委員(現在) 2014年4月 Centerview Partners LLC シニア・アドバイザー(現在) 2014年6月 当社取締役(現在) 2015年5月 Geodesic Capital ファウンディング・パート ナー(現在)	*2	—
取締役	監査委員	桜井 恵理子	1960年11月16日生	1987年6月 Dow Corning Corporation 入社 2008年5月 東レ・ダウコーニング㈱ 取締役 2009年3月 東レ・ダウコーニング㈱ 代表取締役会長・CEO (現在) 2011年5月 Dow Corning Corporation リージョナル・プレ ジデント - 日本/韓国(現在) 2014年6月 当社取締役(現在) 2015年6月 ㈱三井住友フィナンシャルグループ 社外取締役(現在)	*2	—
計						56

(注) 1 永山 治、二村隆章、原田泳幸、伊藤穰一、松永和夫、宮田孝一、John V. Roos及び桜井恵理子の各氏は、社外取締役です。

*2 2016年6月17日開催の定時株主総会の終結の時から2016年度に関する定時株主総会の終結の時までです。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役	社長 (CEO)	平井 一夫	(1) 取締役の 状況参照	同左	同左	同左
代表執行役	副社長 (CFO)	吉田 憲一郎	(1) 取締役の 状況参照	同左	同左	同左
執行役	副社長 (R&Dプラットフォーム 担当、エナジー事業、ス トレージメディア事業担 当)	鈴木 智行	1954年8月19日生	1979年4月 当社入社 2004年6月 当社業務執行役員 2005年6月 当社業務執行役員 SVP 2006年4月 当社半導体事業グループ副本部長 2010年4月 ソニーモバイルディスプレイ(株) 代表取締役社長 2011年6月 当社研究開発プラットフォーム 担当 2012年4月 当社執行役 EVP 当社半導体事業、デバイス事業、 アドバンスデバイステクノロジ ープラットフォーム担当 2013年6月 当社デバイスソリューション事 業、R&Dプラットフォーム、共通ソ フトウェア設計担当 2015年4月 当社執行役 副社長 (現在) 2016年4月 当社R&Dプラットフォーム担当、エ ナジー事業、ストレージメディア 事業担当 (現在)	*	1
執行役	EVP (法務、コンプライア ンス、広報、CSR、渉外担 当)	神戸 司郎	1961年12月18日生	1984年4月 当社入社 2010年6月 当社業務執行役員 SVP 当社広報、CSR担当 (現在) 2014年4月 当社渉外担当 (現在) 当社ブランド担当 2014年6月 当社執行役 EVP (現在) 当社法務、コンプライアンス担当 (現在)	*	1
執行役	EVP (生産・物流・調達・品 質・環境担当、エンジ ニアリングプラットフォー ム担当)	今村 昌志	1957年1月8日生	1979年4月 当社入社 2009年6月 当社業務執行役員 SVP 当社パーソナル イメージング& サウンド事業本部長 2011年8月 当社ホームエンタテインメント 事業本部長 2012年4月 当社ホームエンタテインメント& サウンド事業本部長 2014年7月 当社グループ役員 ソニービジュアルプロダクツ(株) 代表取締役社長 2015年4月 当社執行役 EVP (現在) 当社生産・物流・調達・品質・環 境担当、エンジニアリングプラッ トフォーム担当 (現在)	*	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役	EVP (イメージング・プロダクツ&ソリューション事業担当)	石塚 茂樹	1958年11月14日生	1981年4月 当社入社 2004年8月 ソニーイーエムシーエス(株) 執行役員常務 2007年6月 当社業務執行役員 SVP 2009年6月 当社デバイスソリューション事業本部長 2012年4月 当社デジタルイメージング本部長(現在) 2015年4月 当社執行役 EVP (現在) 当社イメージング・プロダクツ&ソリューション事業担当 (現在) 2016年1月 当社プロフェッショナル・ソリューション&サービス本部長(現在)	*	3
執行役	EVP (ゲーム&ネットワークサービス事業担当)	Andrew House [アンドリュー・ハウス]	1965年1月23日生	1990年10月 当社入社 1995年4月 (株)ソニー・コンピュータエンタテインメント (現 (株)ソニー・インタラクティブエンタテインメント) 転籍 2005年9月 当社グループ・エグゼクティブ 2009年5月 Sony Computer Entertainment Europe Ltd. 社長 兼 CEO 兼 Co-CEO 2011年9月 (株)ソニー・コンピュータエンタテインメント 代表取締役 社長 兼 グループCEO 2013年4月 当社ネットワークエンタテインメント事業担当 2013年6月 (株)ソニー・ミュージックエンタテインメント 取締役 (現在) 2016年4月 当社執行役 EVP ゲーム&ネットワークサービス事業担当 (現在) Sony Interactive Entertainment LLC 社長 兼 グローバルCEO (現在) (株)ソニー・インタラクティブエンタテインメント 代表取締役 社長 (現在)	*	—
執行役	EVP (映画・音楽事業担当)	Michael Lynton [マイケル・リントン]	1960年1月1日生	2004年1月 Sony Pictures Entertainment Inc. 入社、会長 兼 CEO (現在) 2004年6月 当社グループ役員 2012年6月 Sony Entertainment Inc. CEO (現在) Sony Corporation of America CEO (現在) 2016年4月 当社執行役 EVP 映画・音楽事業担当 (現在)	*	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役	EVP (ホームエンタテインメント&サウンド事業担当、コンシューマーAVセールス&マーケティング担当)	高木 一郎	1958年12月26日生	1981年4月 当社入社 2011年6月 当社業務執行役員 SVP 2014年7月 当社ビデオ&サウンド事業本部長 ソニービジュアルプロダクツ(株) 代表取締役副社長 2015年4月 当社グループ役員 ソニービジュアルプロダクツ(株) 代表取締役社長 (現在) 2015年10月 ソニービデオ&サウンドプロダクツ(株) 代表取締役社長 (現在) 2016年4月 当社執行役 EVP ホームエンタテインメント&サウンド事業担当、コンシューマーAVセールス&マーケティング担当 (現在)	*	—
執行役	EVP (モバイル・コミュニケーション事業担当)	十時 裕樹	1964年7月17日生	1987年4月 当社入社 2002年2月 ソニー銀行(株) 代表取締役 2005年6月 ソニーコミュニケーションネットワーク(株) (現 ソネット(株)) 取締役 兼 執行役員 専務 2012年4月 ソネットエンタテインメント(株) (現 ソネット(株)) 代表取締役 執行役員専務 2013年4月 ソネットエンタテインメント(株) 代表取締役 執行役員副社長 CFO 2013年12月 当社業務執行役員 SVP 当社事業戦略、コーポレートディベロップメント、トランスフォーメーション担当 2014年11月 当社グループ役員 ソニーモバイルコミュニケーションズ(株) 代表取締役社長 兼 CEO (現在) 2015年6月 ソネット(株) 取締役 会長 2016年4月 当社執行役 EVP モバイル・コミュニケーション事業担当 (現在) ソネット(株) 代表取締役 執行役員 社長 (現在)	*	—
執行役	EVP (人事、総務担当)	安部 和志	1961年4月23日生	1984年4月 当社入社 2001年10月 Sony Ericsson Mobile Communications バイス・プレジデント 2006年4月 Sony Corporation of America シニア・バイス・プレジデント 2014年11月 当社業務執行役員 SVP 2016年6月 当社執行役 EVP (現在) 当社人事、総務担当 (現在)	*	1
計						50

(注) * 選任後、2016年度に関する定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時までです。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(以下の記述は、連結会社の企業統治にかかるものです。)

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスの状況に関する最新の情報は、東京証券取引所へ提出の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において開示しており、以下のWebサイトにてご覧頂けます。

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/library/governance.html>

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

<企業統治の体制>

当社は、中長期的な企業価値の向上をめざした経営を推進するための基盤としてコーポレート・ガバナンスが極めて重要なものであるとの考えのもと、コーポレート・ガバナンス体制の構築とそのさらなる強化に取り組んでいます。この目的を踏まえ、次の二つを実施することで、効率的なグループ経営の実現に継続的に取り組んでいます。

(i) 執行側から独立した社外取締役が相当数を占める取締役会が、指名、監査及び報酬の各委員会を活用しながら、経営に対する実効性の高い監督を行い、健全かつ透明性のある経営の仕組みを構築・維持する。

(ii) 取締役会がグループ経営に関する基本方針その他重要事項について決定するとともに、執行役に対して、それぞれの責任範囲を明確にしたうえで業務執行に関する決定権限を大幅に委譲することにより迅速な意思決定を可能にする。

上記に照らして、当社は、下記のとおり、会社法上の「指名委員会等設置会社」を経営の機関設計として採用しており、法令に定められた要件に加え、業務執行の監督機関である取締役会の執行側からの独立性や活発な議論を可能にする規模の維持・確保のための事項、各委員会がより適切に機能するための事項などの独自の工夫を追加しています。

<「指名委員会等設置会社」形態を採用する理由>

当社は、2003年に商法（当時）上の「委員会等設置会社」へ移行する前から独自に導入してきた執行役員制、指名委員会・報酬委員会制度、取締役会議長とCEOの分離、取締役会の監督機能の強化及び執行責任の明確化と一層の権限委譲の実現により、ソニーグループのコーポレート・ガバナンスのさらなる強化を図ってまいりました。同様の趣旨から、2003年6月に改正商法下の「委員会等設置会社」に移行し、2006年5月1日に施行された会社法の制度下でも、「委員会設置会社」（2015年5月1日に施行された改正会社法により「指名委員会等設置会社」に名称変更）形態を現時点において当社にとって最も適切な機関設計として採用・維持しています。

② 会社の機関の内容

当社は、法定機関として、株主総会で選任された取締役からなる取締役会、及び取締役会に選定された取締役からなる指名・監査・報酬の各委員会、ならびに取締役会で選任された執行役を設置しています。これらの法定機関に加え、特定の担当領域において業務を遂行する執行役員を設置しています。

<各機関の主な役割>

■取締役会

- ・ ソニーグループの経営の基本方針の決定
- ・ ソニーグループの業務執行の監督
- ・ 各委員会メンバーの選定・解職
- ・ 執行役の選解任及び代表執行役の選定・解職

■指名委員会

- ・ 取締役の選解任議案の決定
- ・ CEO及び執行役ならびにそれらに準ずる者の後継者計画の評価

■監査委員会

- ・ 取締役・執行役の職務執行の監査
- ・ 会計監査人の選解任・不再任にかかる株主総会議案の内容の決定、報酬の承認ならびに監査の方法及び結果の相当性の評価等を通じての会計監査人の監督

■報酬委員会

- ・取締役、執行役及び執行役員の個人別報酬の方針、ならびにかかる方針にもとづく取締役及び執行役の個人別報酬の額及び内容の決定

※報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬に関して、以下本項(2)-③に記載のとおり、基本方針を定めております。なお、この基本方針につきましては、株主へ送付した「第99回定時株主総会招集ご通知」に添付の事業報告においても開示しています。この事業報告は以下のWebサイトにてご覧頂けます。

http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/stock/shareholders_meeting/Meeting99/99_ogm_J.pdf

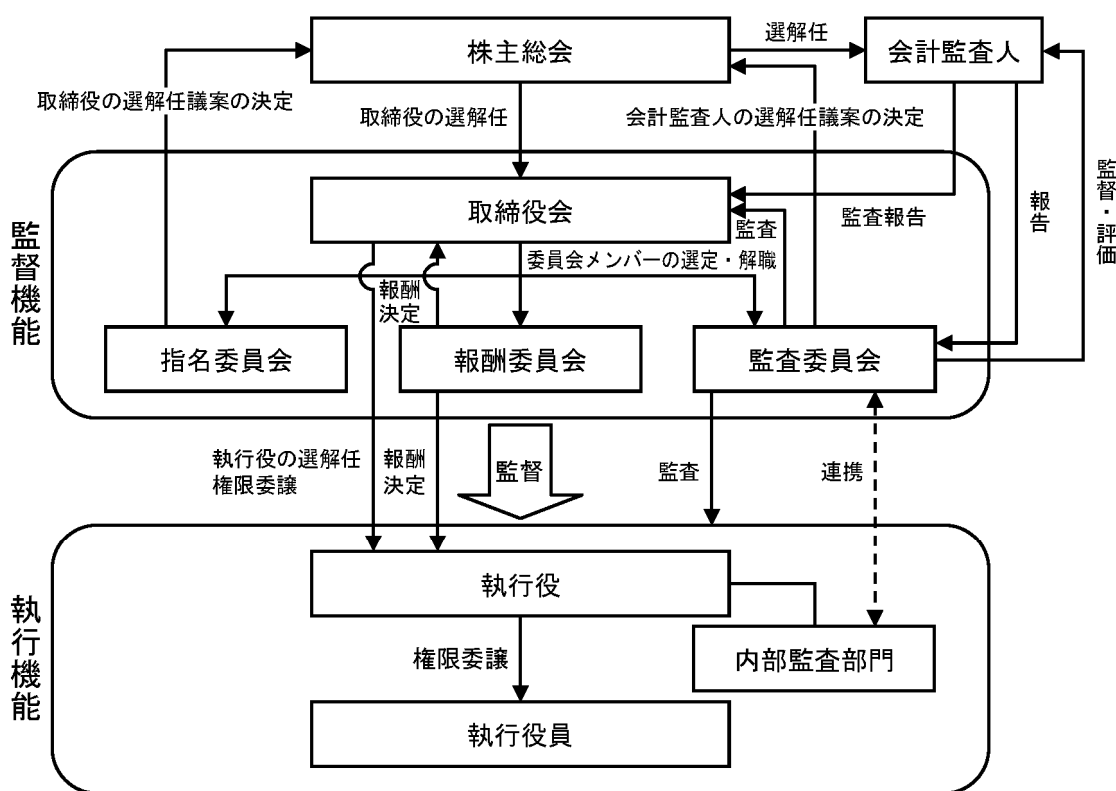
■執行役

- ・取締役会から授権された範囲での、ソニーグループの業務執行の決定及び遂行

■執行役員

- ・ビジネスユニット、本社機能、研究開発など、特定領域についての取締役会及び執行役が決定する基本方針にもとづく担当業務の遂行

(模式図：会社の機関)



<ソニー独自の工夫>

当社では、ガバナンス強化のため、法令に定められた要件に加え、取締役会の執行側からの独立性や活発な議論を可能にする規模の維持・確保のための事項、各委員会がより適切に機能するための事項などを取締役会規定に盛り込み、制度化しています。その主なものは、以下のとおりです。

- 取締役会議長・副議長と代表執行役の分離
- 社外取締役の再選回数の制限
- 各委員会議長の社外取締役からの選定
- 利益相反の排除や独立性確保に関する取締役の資格要件の制限
- 指名委員会の1名以上は執行役兼務の取締役とすること
- 原則として、報酬委員の1名以上は執行役兼務の取締役とすること
- 報酬委員へのソニーグループのCEO、COO及びこれに準ずる地位を兼務する取締役の就任禁止
- 原則として、監査委員の他の委員会メンバーとの兼任の禁止
- 取締役の員数を10名以上20名以下とすること

<各機関の人員構成>

2016年6月17日現在における各機関の人員構成は、以下のとおりです。

- 取締役会： 11名（社外8名）
- 指名委員会： 4名（社外3名）
- 監査委員会： 3名（社外3名、うち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者1名）
- 報酬委員会： 3名（社外2名）
- 執行役： 11名（代表執行役2名）

※ 監査委員 二村隆章氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、二村隆章氏は、米国証券取引所法に定めるAudit Committee Financial Expert要件を満たしていません。

<会議体の開催状況及び社外取締役の活動状況>

2015年度の1年間（2015年4月1日～2016年3月31日）において、取締役会は8回、指名委員会は5回、監査委員会は6回、報酬委員会は5回開催されました。

取締役会への出席状況については、当年度に在籍した社外取締役9名は、永山治氏及び伊藤穰一氏を除き、在任期間中に開催された当年度の取締役会の全てに出席しています（永山治氏及び伊藤穰一氏のいずれも8回中7回に出席）。また、委員会への出席状況については、委員会に所属する当年度に在籍した社外取締役8名は、永山治氏を除き、当年度において開催された各委員会の全てに出席しています（指名委員会に所属する永山治氏は、当年度開催された当委員会5回のうち4回に出席）。なお、監査委員会に所属する当年度に在籍した社外取締役3名は、在任期間中に開催された当年度の監査委員会の全てに出席しました。

③ 内部統制システム、リスク管理体制の整備及びソニーグループの業務の適正を確保するための体制整備の状況

2006年4月26日開催の取締役会において、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる当社及びソニーグループの内部統制及びガバナンスの枠組みに関する事項（損失の危険の管理に関する規程その他の体制及びソニーグループの業務の適正を確保するための体制を含む）につき、現体制を確認のうえ、かかる体制を継続的に評価し、適宜改善することを決議しました。また、2009年5月13日及び2015年4月30日開催の取締役会において、かかる体制を改定・更新し、現体制がかかる体制に沿っていることを確認のうえ、引き続き継続的に評価し、適宜改善することを決議しました。2015年4月30日開催の取締役会において確認・決議された内容は、以下のWebサイトで公開しています。

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/library/tousei.html>

<米国企業改革法に関するガバナンス>

当社は、米国証券取引委員会（SEC）に登録しているため、米国企業改革法（Sarbanes-Oxley Act：SOX法）の適用を受けます。

SOX法にもとづく義務の1つとして、当社のCEO及びCFO（以下「マネジメント」）は、SECに提出する年次報告書Form 20-Fに、財務諸表の適正性、情報開示に関する統制と手続き、及び財務報告に係る内部統制に関する所定の事項の証明書を添付する義務があります。

当社では、「情報開示に関する統制と手続き（Disclosure Controls and Procedures）」として、主要なビジネスユニット、子会社、関連会社及び社内部署から潜在的な重要事項の報告を受け、ソニーグループにとっての重要性に照らして開示を検討する仕組みを構築しています。この仕組みの設計・運営と適正な財務報告の担保に関し、ソニーグループ本社機能の主要部分を所管する責任者により構成される「ディスクロージャーコミッティ」という諮問機関が設置されており、マネジメントを補佐しています。

また、2006年度からは、財務報告に係る内部統制に関するマネジメントの報告書をForm 20-Fに含めることも義務付けられました。これを遵守するため、当社は、内部統制に関する必要な文書化・内部テスト・評価等のグローバルな活動を監督・評価する、ソニーグループ本社機能の主要部分を所管する責任者により構成される組織横断的な運営委員会を設置しました。そして、評価の結果、マネジメントは、2016年3月31日時点におけるソニーにおける財務報告に係る内部統制は有効であるとの結論に至りました。

④ 社外取締役の員数、社外取締役（又はその者が他の会社等の役員・使用人の場合における当該会社等）と当社の人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係について

当社は、取締役会による経営に対する実効性の高い監督を実現するために、取締役会の相当部分につき、取締役会規定に定める以下の資格要件を満たした社外取締役により構成されるよう、指名委員会において検討を重ねた上で選任議案を決定しています。

上述のとおり、2016年6月17日時点での取締役全11名のうち、会社法に定める社外取締役は8名であり、2015年度の在任取締役及び2016年6月17日時点での在任取締役は、いずれも以下の資格要件を満たします。また、2016年6月17日時点の社外取締役のいずれについても、東京証券取引所所有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届出を行っております。

<取締役共通の資格要件>

- ・ ソニーグループの重要な事業領域においてソニーグループと競合関係にある会社（以下「競合会社」）の取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人でないこと、また競合会社の3%以上の株式を保有していないこと。
- ・ 取締役候補に指名される前の過去3年間、ソニーグループの会計監査人の代表社員、社員であったことがないこと。
- ・ そのほか、取締役としての職務を遂行する上で、重大な利益相反を生じさせるような事項がないこと。

<社外取締役の追加資格要件>

- ・ 取締役もしくは委員として受領する報酬・年金又は選任前に提供を完了したサービスに関して選任後に支払われる報酬以外に、過去3年間のいずれかの連続する12ヵ月間において12万米ドルに相当する金額を超える報酬をソニーグループより直接に受領していないこと。
- ・ ソニーグループとの取引額が、過去3年間の各事業年度において、当該会社の当該事業年度における年間連結売上上の2%又は100万米ドルに相当する金額のいずれか大きいほうの金額を超える会社の取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人でないこと。

当社の社外取締役の2016年6月17日時点での当社株式の保有状況は、前述の「第4 提出会社の状況 5 役員状況」に記載のとおりです。

なお、当社の定款規定にもとづき、社外取締役全員及び業務執行取締役でない取締役1名との間でそれぞれ締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりです。

- ・ 社外取締役及び業務執行取締役でない取締役は、この契約締結後、会社法第423条第1項により当社に対し損害賠償義務を負う場合において、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がなかったときは、3,000万円又は会社法第425条第1項各号の金額の合計額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。
- ・ 社外取締役又は業務執行取締役でない取締役の任期満了時において、再度当社の社外取締役又は業務執行取締役でない取締役に選任され就任したときは、この契約は何らの意思表示を要せず当然に再任後も効力を有するものとする。

<社外取締役の機能及び役割ならびに独立性に関する基準又は方針及び選任状況に対する考え方>

当社は、独立性に関して当社が独自に定める要件を満たした各社外取締役が、取締役会や各委員会において、多様かつ豊富な経験や幅広い見識、専門的知見にもとづく経営に関する活発な意見交換及び議論を通じて、経営判断に至る過程において重要な役割を果たすとともに、取締役会による経営に対する実効性の高い監督の実現に寄与することを期待しています。また、各社外取締役は、これらの期待を踏まえて、取締役としての役割・責務を果たしており、当社として社外取締役の選任方針及び選任状況は適切と認識しています。なお、独立性に関する基準又は方針については、前述の<取締役共通の資格要件>及び<社外取締役の追加資格要件>に記載のとおりです。

⑤ その他当社の定款規定について

<剰余金の配当等の決定機関>

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を確保するため、会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めています。

<株主総会の特別決議要件>

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めています。

<取締役の選任の決議要件>

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款で定めています。

<取締役・執行役の責任免除>

当社は、会社法第423条第1項の取締役・執行役の責任について、同法第424条（総株主の同意による免除）の規定にかかわらず、取締役及び執行役が職務を遂行するにあたり、それぞれに期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨を定款で定めています。

⑥ 監査委員会監査、内部監査、会計監査の状況及び相互連携ならびに内部統制部門との関係

<監査委員会監査の状況>

監査委員会は、法令及び取締役会の制定による監査委員会規定にもとづき、当年度に6回開催した監査委員会での審議、ならびに、各監査委員の活動（指名委員会・報酬委員会への陪席、当社の執行役及び使用人あるいは主要子会社の取締役・監査役・使用人の職務執行についての確認もしくは報告の受領、等）及び監査委員会の職務を補助すべき使用人（補佐役）に行わせる活動（重要な経営執行にかかる会議への陪席、執行役の決裁書類等の閲覧、等）を通じて、執行役及び取締役の職務執行の監査を行いました。監査委員会はまた、会計監査人からその「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等にしながら整備している旨の通知を受け、期初に監査計画の説明を受けた上でその内容を確認し、その報酬等に同意をし、四半期財務報告のレビューを含む期中及び年度末の監査の手続と結果についての報告を受け、その内容を評価する等の方法により、会計監査人の適格性及び独立性を評価し会計監査人が行う監査の相当性の評価を行いました。

<内部監査の状況>

当社の内部監査を行う組織としてリスク&コントロール部が設置されています。リスク&コントロール部は、ソニーグループの主要関係会社に設置された内部監査部門と連携の上、グローバルに統制の取れた内部監査活動の遂行を目的として、ソニーグループとしての内部監査方針を定め、グループの内部監査体制の整備・拡充に努めています。リスク&コントロール部及び各内部監査部門は、ソニーグループのガバナンスの一翼を担う機能として、独立性と客観性を保持した監査を行うことにより、グループにおける内部統制システムやリスクマネジメントの有効性などの評価を行い、ソニーグループの経営体質の強化・経営能率の増進、企業イメージを含む重要資産の保全ならびに損失の未然防止に寄与しています。

リスク&コントロール部及び各内部監査部門は、それぞれ担当する部署・関係社を対象に、年度初めに行われるリスク評価をベースに、当社のマネジメントあるいは監査委員会からの特命事項も含め、年間の監査計画を立案し、内部監査を実施しています。個別の内部監査は、予め定めた監査手続に則り実施され、監査報告書発行後も、監査結果にもとづく改善計画が完了するまでフォローされます。

また、執行側の一機能でありながらも、客観的かつ公正不偏な内部監査を遂行するため、その独立性を担保する仕組みとして、当社のリスク&コントロール部の責任者の任免について、監査委員会の事前同意を要件としています。その上で、主要関係会社の内部監査部門の責任者の任免については、リスク&コントロール部の責任者による事前同意を要求しています。

主要関係会社の内部監査部門には、リスク&コントロール部に対して重要事項の報告と発行した監査報告書の写しの提出が義務付けられており、リスク&コントロール部は、これらの監査報告書をまとめ、定期的に、監査委員会、CFO及び担当執行役に報告しています。

会計監査人には、内部監査活動（計画と実績）の状況説明と監査結果の報告を定期的に行っています。一方、会計監査人が発行した監査報告書については、内部監査計画の立案時及び内部監査を実施する際に、適宜活用しています。

<会計監査の状況>

当社はPwCあらた監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けています。当年度において当社の会計監査業務を執行した、PwCあらた監査法人の公認会計士の氏名は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 木村浩一郎*、岩尾健太郎*、井野貴章*

* 連続して監査関連業務を行った年数については、7年以内であるため記載していません。

また、ソニーの会計監査業務にかかる補助者の構成は以下のとおりです。

公認会計士 89名、会計士補等 84名、その他 102名

<内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係>

監査委員会は、各監査委員又は監査委員会を補助する使用人（補佐役）が直接行う監査活動に加えて、内部監査部門及びソニーグループの内部統制を担当する各部門と連携して行う「組織監査」を行っており、監査委員会又は適宜開催するその他の会議等を通じて上記各部門より定期的に報告を受け、また必要に応じて調査の依頼をしその経過及び結果について報告を受けています。

⑦ 社外取締役による監督と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は指名委員会等設置会社における取締役会の構成員として、ソニーグループの経営に関する基本方針その他重要事項を決議するほか、経営に対する実効性の高い監督の実現に取り組んでいます。取締役会が選定したメンバーにより構成される監査委員会は、法令及び取締役会が制定する監査委員会規定にもとづき、執行役及び取締役の職務執行の監査、ならびに会計監査人の監督を行っています。監査委員会は、上記⑥に記載のとおり、内部監査、会計監査及び内部統制部門との相互連携を取った上で、その監査活動の状況を取締役に定期的に報告する等により、取締役会の職務である経営に対する実効性の高い監督に向けた取り組みの重要な一翼を担っています。

(2) 取締役及び執行役の報酬等の額

① 当社から取締役及び執行役に対して支給されている報酬等の額

	基本報酬		業績連動報酬		株式退職金	
	人数	支給額	人数	支給額	人数	支給額
	名	百万円	名	百万円	名	百万円
取締役 (うち、社外取締役)	10 (*1) (9)	151 (136)	— (—)	— (*3) (—)	1 (1)	32 (*5) (32)
執行役	8 (*2)	470	6	534 (*4)	—	—
合計	18	621	6	534	1	32

(注) *1 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては取締役としての報酬は支給していませんので、上記の取締役に
には執行役を兼務した取締役2名は含まれていません。

*2 前年の定時株主総会開催日に退任した執行役2名を含んでいます。

*3 当社は、執行役を兼務しない取締役に対して業績連動報酬を支給していません。

*4 上記の2015年度業績連動報酬は、2016年6月に支給した金額です。なお、2014年度の業績連動報酬について、
執行役全員8名は全額返上しました。

*5 上記の株式退職金は、退任予定の取締役1名に対して2016年7月に支給する予定の金額です。株式退職金の
の制度内容については、以下の「③ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」をご参照
ください。

6 上記のほか、ストック・オプション付与を目的として新株予約権を発行しており、当年度において執行役
分として397百万円の会計上の費用を計上しました。新株予約権の内容については、前述の「1 株式等
の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

② 当社及び子会社から取締役及び執行役に対して支給されている個人別の報酬等の額

氏名	役位	基本報酬	業績連動報酬	株式退職金	合計	ストック・ オプション 付与数 (*1)
		百万円	百万円	百万円	百万円	万株
平井 一夫	当社取締役 (*2) 当社代表執行役 社長 兼 CEO	219 (*3)	294	—	513	20
吉田 憲一郎	当社取締役 (*2) 当社代表執行役 副社長 兼 CFO	62	85	—	147	12
鈴木 智行	当社執行役 副社長	51	85	—	136	5

(注) *1 上記のストック・オプションについて、2015年度において付与された新株予約権の付与日現在の1株当
り加重平均公正価値は1,331円です。なお、当該1株当たり加重平均公正価値は、ブラック・ショール
ズ・オプション・プライシング・モデルにもとづいていくつかの想定値を使用している見積もられています。
詳細は、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『18 株価連動型報奨制度』に記載のとおりです。ま
た、当該1株当たり加重平均公正価値は、新株予約権を行使した際に実際に各執行役が得られる1株当
りの財産上の利益を表すものではありません。新株予約権を行使した際に実際に各執行役が得る財産上の
利益は、行使時点での当社株式の市場価格が新株予約権の行使価額を上回るかどうかによって異なり、また、行
使期間などの制約があるため、当該新株予約権の付与により各執行役が当該公正価値と同等又はそれ以上
の財産上の利益を得ることは全く保証されていません。さらに、当該1株当たり加重平均公正価値は、会
計上の費用計上のために用いている数字であり、当該価値が当社による当社株式の市場価格に対する見込
みを表すものではありません。

*2 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては取締役としての報酬は支給していません。

*3 平井代表執行役の基本報酬は、米ドル建てで設定されており、2015年度においても減額措置を継続して
おります。なお、上記報酬の他にFRINGE・ベネフィット相当額及びそれにもなう所得税額の一部補填等
(15百万円)をソニーが負担しています。

③ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

報酬委員会によって定められた個人別の報酬等の内容の決定に関する方針は、次のとおりです。

<取締役報酬について>

取締役の主な職務がソニーグループ全体の経営に対する監督であることに鑑み、グローバル企業であるソニーグループの経営に対する監督機能の向上を図るため、グローバルな観点で優秀な人材を当社の取締役として確保するとともに、その監督機能を有効に機能させることを取締役報酬決定に関する基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬の構成を

- ・ 定額報酬
- ・ 株式退職金

とし、各報酬項目の水準及び構成比については、前述の方針に沿った設定を行うものとする。

具体的には第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査にもとづき、適切な報酬水準とする。

また、執行役を兼務する取締役に対しては取締役としての報酬は支給しないものとする。

株式退職金については、在任年度ごとに報酬委員会にて定められるポイントを取締役に付与し、退任時にその累積数に当社普通株式の株価を乗じて算出される金額とする。退任する取締役は、この支給された退職金を用い、当社普通株式を購入することとする。

<執行役報酬について>

執行役がソニーグループの業務執行の中核を担う経営層であることに鑑み、会社業績の一層の向上を図るため、グローバルな観点で優秀な人材を当社の経営層として確保するとともに、短期及び中長期の業績向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを執行役報酬決定に関する基本方針とする。

具体的には、執行役の報酬の構成を

- ・ 定額報酬
- ・ 業績連動報酬
- ・ 株価連動報酬
- ・ 株式退職金

とし、各報酬項目の水準及び構成比については、業績及び株主価値への連動を重視し、前述の方針に沿った設定を行うものとする。

具体的には第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査にもとづき、担っている職責に応じ適切な報酬水準とする。業績連動報酬については、営業利益等のグループ連結業績及び担当職務に関する業績達成度を支給内容決定の基礎とし、標準支給額に対し、原則0%から200%の範囲で支給額が変動するものとする。

株式退職金については、在任年度ごとに報酬委員会にて定められるポイントを執行役に付与し、退任時にその累積数に当社普通株式の株価を乗じて算出される金額とする。退任する執行役は、この支給された退職金を用い、当社普通株式を購入することとする。

(3) 株式の保有状況

- ① 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
73銘柄 89,351百万円

- ② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
2014年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
オリンパス(株)	34,487,900	153,988	当社関連事業推進及び関係維持・強化等のための政策投資等
(株)ジャパンディスプレイ	10,700,000	4,622	同上
(株)WOWOW	115,000	883	同上
(株)テレビ朝日ホールディングス	297,000	595	同上
(株)テレビ東京ホールディングス	60,000	132	同上

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)タムロン	3,129,850	8,097	当社関連事業推進及び関係維持・強化等のための政策投資等 (退職給付信託に抛出しており、当社は議決権の行使に関する指図権を有する)
(株)UKCホールディングス	2,234,820	4,655	同上
日本電産(株)	249,184	1,990	同上
日本光電工業(株)	502,000	1,644	同上
東映アニメーション(株)	260,000	923	同上
(株)バイテック	717,000	718	同上
大日本スクリーン製造(株)	691,000	629	同上
ニチコン(株)	300,000	337	同上
日本ケミコン(株)	834,000	295	同上
(株)ニッキ	400,000	174	同上
北野建設(株)	279,000	95	同上
日本電気硝子(株)	3,000	2	同上

2015年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
オリンパス(株)	17,243,950	75,442	当社関連事業推進及び関係維持・強化等のための政策投資等
(株)ジャパンディスプレイ	10,700,000	2,354	同上
(株)テレビ朝日ホールディングス	297,000	600	同上
(株)WOWOW	230,000	549	同上
(株)テレビ東京ホールディングス	60,000	123	同上

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)タムロン	3,129,850	5,775	当社関連事業推進及び関係維持・強化等のための政策投資等 (退職給付信託に拠出しており、当社は議決権の行使に関する指図権を有する)
(株)UKCホールディングス	2,234,820	4,990	同上
日本光電工業(株)	1,004,000	2,809	同上
東映アニメーション(株)	260,000	1,308	同上
(株)バイテック	717,000	666	同上
(株)ニッキ	400,000	135	同上
北野建設(株)	279,000	76	同上

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務にもとづく報酬（百万円）	非監査業務にもとづく報酬（百万円）	監査証明業務にもとづく報酬（百万円）	非監査業務にもとづく報酬（百万円）
提出会社	670	0	575	4
連結子会社	524	13	441	18
計	1,194	13	1,016	22

② 【その他重要な報酬の内容】

ソニーが当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているプライスウォーターハウスクーパースに対し支払った監査及びその他のサービスに係る報酬は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
監査証明業務費用（百万円）	2,726	2,545
その他の報酬（百万円）	198	90
合計（百万円）	2,924	2,635

③ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査及びその他のサービスに係る報酬は、事前に監査委員会の同意を得た上で決定しています。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）第95条の規定により、米国において一般に認められた会計基準による用語、様式及び作成方法にもとづいて作成しています。
- (2) 当社の連結財務諸表は、各連結会社がある国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記（1）の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されています。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）にもとづいて作成しています。
また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定にもとづき、2015年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）の連結財務諸表及び2015年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた監査法人による監査を受けています。

なお、従来、当社が監査証明を受けているあらた監査法人は、2015年7月1日より名称を変更し、PwCあらた監査法人となりました。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため以下のような取組みを行っています。

- (1) 当社では、「情報開示に関する統制と手続き（Disclosure Controls and Procedures）」として、主要なビジネスユニット、子会社、関連会社及び社内関連部署から潜在的な重要事項の報告を受け、ソニーグループにとっての重要性に照らして開示の必要性とその内容を検討する仕組みを構築しています。この仕組みの設計・運営と適正な財務報告の担保に関し、ソニーグループの本社機能の一部を所管する責任者により構成される「ディスクロージャーコミッティ」という諮問機関が設置されており、マネジメントを補佐しています。
- (2) 前述の「情報開示に関する統制と手続き」にしたがい、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応するため、グローバル経理センターにおいて米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board、以下「FASB」）、米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission、以下「SEC」）及び会計専門家等から継続的に情報収集を行い、社内規定等を適宜整備しています。
- (3) また、2006年度（2006年4月1日から2007年3月31日まで）からは、財務報告に係る内部統制に関するマネジメントの報告書をSECに提出する年次報告書（Annual report on Form 20-F）に含めることも義務付けられました。これを遵守するため、当社は、内部統制に関する必要な文書化・内部テスト・評価等のグローバルな活動を監督・評価する、本社機能の一部を所管する責任者により構成される組織横断的な運営委員会を設置しています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	2014年度 (2015年3月31日)	2015年度 (2016年3月31日)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金・預金及び現金同等物		949,413	983,612
2 有価証券	*8	936,731	946,397
3 受取手形及び売掛金	*7	986,500	926,375
4 貸倒及び返品引当金		△86,598	△72,783
5 棚卸資産	*4	665,432	683,146
6 未収入金		231,947	206,058
7 繰延税金	*21	47,788	40,940
8 前払費用及びその他の流動資産		466,688	482,982
流動資産合計		4,197,901	4,196,727
II 繰延映画製作費	*5	305,232	301,228
III 投資及び貸付金			
1 関連会社に対する投資及び貸付金		171,063	164,874
2 投資有価証券その他	*8 *13	8,360,290	9,069,209
投資及び貸付金合計		8,531,353	9,234,083
IV 有形固定資産	*9		
1 土地		123,629	121,707
2 建物及び構築物		679,125	655,379
3 機械装置及びその他の有形固定資産		1,764,241	1,795,991
4 建設仮勘定		35,786	69,286
		2,602,781	2,642,363
5 減価償却累計額		△1,863,496	△1,821,545
有形固定資産合計		739,285	820,818
V その他の資産			
1 無形固定資産	*10	642,361	615,754
2 営業権	*10	561,255	606,290
3 繰延保険契約費	*11	520,571	511,834
4 繰延税金	*21	89,637	97,639
5 その他		246,736	289,017
その他の資産合計		2,060,560	2,120,534
資産合計		15,834,331	16,673,390

区分	注記 番号	2014年度（2015年3月31日）	2015年度（2016年3月31日）
		金額（百万円）	金額（百万円）
(負債の部)			
I 流動負債			
1 短期借入金	*12	62,008	149,272
2 1年以内に返済期限の到来する 長期借入債務	*12	159,517	187,668
3 支払手形及び買掛金		622,215	550,964
4 未払金・未払費用		1,374,099	1,367,115
5 未払法人税及びその他の未払税金		98,414	88,865
6 銀行ビジネスにおける顧客預金	*13	1,872,965	1,912,673
7 その他		556,372	574,193
流動負債合計		4,745,590	4,830,750
II 長期借入債務	*12	712,087	556,605
III 未払退職・年金費用	*16	298,753	462,384
IV 繰延税金	*21	445,876	450,926
V 保険契約債務その他	*11	4,122,372	4,509,215
VI 生命保険ビジネスにおける契約者勘定	*11	2,259,514	2,401,320
VII その他		316,422	330,302
負債合計		12,900,614	13,541,502
償還可能非支配持分		5,248	7,478
契約債務及び偶発債務	*27		

区分	注記 番号	2014年度（2015年3月31日）	2015年度（2016年3月31日）
		金額（百万円）	金額（百万円）
(資本の部)	*17		
I 当社株主に帰属する資本			
1 資本金			
普通株式（無額面）			
2014年度末			
－授権株式数 3,600,000,000株		707,038	
発行済株式数 1,169,773,260株			
2015年度末			
－授権株式数 3,600,000,000株			858,867
発行済株式数 1,262,493,760株			
2 資本剰余金		1,185,777	1,325,719
3 利益剰余金		813,765	936,331
4 累積その他の包括利益			
(1)未実現有価証券評価益（純額）		154,153	140,736
(2)未実現デリバティブ評価損（純額）	－	△1,198	
(3)年金債務調整額	△201,131	△371,739	
(4)外貨換算調整額	△338,305	△421,117	
累積その他の包括利益合計	△385,283	△653,318	
5 自己株式			
普通株式			
2014年度末－1,031,323株			
2015年度末－1,047,745株	△4,220	△4,259	
当社株主に帰属する資本合計	2,317,077	2,463,340	
II 非支配持分	611,392	661,070	
資本合計	2,928,469	3,124,410	
負債及び資本合計	15,834,331	16,673,390	

②【連結損益計算書】

区分	注記 番号	2014年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	2015年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 売上高及び営業収入			
1 純売上高		7,035,537	6,949,357
2 金融ビジネス収入	*11	1,077,604	1,066,319
3 営業収入		102,739	90,036
		8,215,880	8,105,712
II 売上原価、販売費・一般管理費及び その他の一般費用			
1 売上原価	*20	5,275,144	5,166,894
2 販売費及び一般管理費	*20	1,811,461	1,691,930
3 金融ビジネス費用	*11	882,990	907,758
4 その他の営業損 (純額)	*20	181,658	47,171
		8,151,253	7,813,753
III 持分法による投資利益		3,921	2,238
IV 営業利益		68,548	294,197
V その他の収益			
1 受取利息及び受取配当金		12,887	12,455
2 投資有価証券売却益 (純額)		8,714	52,068
3 その他		3,475	2,326
		25,076	66,849
VI その他の費用			
1 支払利息		23,600	25,286
2 投資有価証券評価損		852	3,309
3 為替差損 (純額)		20,533	20,565
4 その他		8,910	7,382
		53,895	56,542
VII 税引前利益		39,729	304,504
VIII 法人税等	*21		
1 当年度分		80,751	94,578
2 繰延税額		7,982	211
		88,733	94,789
IX 当期純利益 (損失)		△49,004	209,715
X 非支配持分に帰属する当期純利益		76,976	61,924
XI 当社株主に帰属する当期純利益 (損失)		△125,980	147,791
I 株当たり情報	*22		
当社株主に帰属する当期純利益 (損失)			
－ 基本的		△113.04円	119.40円
－ 希薄化後		△113.04円	117.49円
配当金		-	20.00円

③【連結包括利益計算書】

区分	注記 番号	2014年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	2015年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 包括利益			
1 当期純利益 (損失)		△49,004	209,715
2 その他の包括利益 (税効果考慮後)	*17		
(1) 未実現有価証券評価益		38,718	2,220
(2) 未実現デリバティブ評価損		—	△1,198
(3) 年金債務調整額		△21,187	△171,753
(4) 外貨換算調整額		65,790	△83,899
包括利益 (損失)		34,317	△44,915
II 非支配持分に帰属する包括利益		93,995	75,329
III 当社株主に帰属する包括損失		△59,678	△120,244

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	2014年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	2015年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 当期純利益 (損失)		△49,004	209,715
2 営業活動から得た現金・預金及び現金同等物 (純額) への当期純利益 (損失) の調整			
(1) 有形固定資産の減価償却費及び無形固定資産の 償却費 (繰延保険契約費の償却を含む)		354,624	397,091
(2) 繰延映画製作費の償却費		272,941	299,587
(3) 退職・年金費用 (支払額控除後)		9,638	△6,383
(4) その他の営業損 (純額)	*20	181,658	47,171
(5) 投資有価証券売却損益及び評価損 (純額)		△7,916	△48,857
(6) 金融ビジネスにおける売買目的有価証券の 評価損益 (純額)		△100,729	44,821
(7) 金融ビジネスにおける投資有価証券の 減損及び評価損益 (純額)		△1,397	2,653
(8) 繰延税額		7,982	211
(9) 持分法による投資利益 (純額) (受取配当金相殺後)		2,269	5,045
(10) 資産及び負債の増減			
受取手形及び売掛金の増加 (△) ・減少		33,843	△5,828
棚卸資産の増加 (△) ・減少		113,485	△57,804
繰延映画製作費の増加		△252,403	△318,391
支払手形及び買掛金の減少		△118,577	△49,525
未払法人税及びその他の未払税金の減少		△11,033	△23,607
保険契約債務その他の増加		460,336	403,392
繰延保険契約費の増加		△79,861	△83,774
金融ビジネスにおける売買目的有価証券の増加		△51,565	△107,433
その他の流動資産の減少		16,276	21,299
その他の流動負債の増加・減少 (△)		86,718	△25,751
(11) その他		△112,645	45,457
営業活動から得た 現金・預金及び現金同等物 (純額)		754,640	749,089

区分	注記 番号	2014年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	2015年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 固定資産の購入		△215,916	△375,411
2 固定資産の売却		36,777	26,472
3 金融ビジネスにおける投資及び貸付		△960,045	△1,221,093
4 投資及び貸付 (金融ビジネス以外)		△20,029	△20,830
5 金融ビジネスにおける投資の売却又は償還 及び貸付金の回収		482,537	534,072
6 投資の売却又は償還及び貸付金の回収 (金融ビジネス以外)		49,479	81,535
7 ビジネスの売却		93	17,790
8 その他	*24	△12,532	△72,938
投資活動に使用した 現金・預金及び現金同等物 (純額)		△639,636	△1,030,403
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 長期借入		18,507	19,076
2 長期借入債務の返済		△258,102	△270,669
3 短期借入金増加・減少 (△) (純額)		△51,013	98,153
4 金融ビジネスにおける顧客預り金の増加 (純額)		57,464	165,169
5 転換社債の発行		—	120,000
6 新株の発行		—	301,708
7 配当金の支払		△13,160	△12,751
8 その他		△16,891	△40,564
財務活動から得た又は使用した (△) 現金・預金及び現金同等物 (純額)		△263,195	380,122
IV 為替相場変動の現金・預金及び現金同等物に 対する影響額		51,138	△64,609
V 現金・預金及び現金同等物純増加・減少 (△) 額		△97,053	34,199
VI 現金・預金及び現金同等物期首残高		1,046,466	949,413
VII 現金・預金及び現金同等物期末残高		949,413	983,612

補足情報			
1年間の現金支払額			
法人税等		97,775	138,770
支払利息		21,982	26,166
現金支出をとみなわない投資及び財務活動			
転換社債の株式への転換		118,780	—
キャピタル・リース契約による資産の取得		10,714	14,759
債権売却により繰り延べられた売却代金の回収額	*7	22,512	2,298

⑤【連結資本変動表】

区分	注記 番号	金額（百万円）							
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	累積その他の 包括利益	自己株式	当社株主に 帰属する 資本合計	非支配持分	資本合計
2014年3月31日現在残高		646,654	1,127,090	940,262	△451,585	△4,284	2,258,137	525,004	2,783,141
1 新株予約権の行使		994	994				1,988		1,988
2 転換社債（ゼロクーポン）の 株式への転換		59,390	59,390				118,780		118,780
3 株式にもとづく報酬			873				873		873
4 包括利益									
(1) 当期純利益（損失）				△125,980			△125,980	76,976	△49,004
(2) その他の包括利益 （税効果考慮後）	*17								
未実現有価証券評価益					26,644		26,644	12,074	38,718
年金債務調整額					△21,092		△21,092	△95	△21,187
外貨換算調整額					60,750		60,750	5,040	65,790
包括利益（損失）合計							△59,678	93,995	34,317
5 新株発行費（税効果考慮後）				△517			△517		△517
6 配当金				—			—	△14,108	△14,108
7 自己株式の取得						△101	△101		△101
8 自己株式の売却			△99			165	66		66
9 非支配持分株主との取引及び その他			△2,471				△2,471	6,501	4,030
2015年3月31日現在残高		707,038	1,185,777	813,765	△385,283	△4,220	2,317,077	611,392	2,928,469

区分	注記 番号	金額（百万円）							
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	累積その他の 包括利益	自己株式	当社株主に 帰属する 資本合計	非支配持分	資本合計
2015年3月31日現在残高		707,038	1,185,777	813,765	△385,283	△4,220	2,317,077	611,392	2,928,469
1 新株の発行		150,854	150,854				301,708		301,708
2 新株予約権の行使		975	975				1,950		1,950
3 株式にもとづく報酬			1,516				1,516		1,516
4 包括利益									
(1) 当期純利益				147,791			147,791	61,924	209,715
(2) その他の包括利益 （税効果考慮後）	*17								
未実現有価証券評価損益					△13,417		△13,417	15,637	2,220
未実現デリバティブ評価損					△1,198		△1,198		△1,198
年金債務調整額					△170,608		△170,608	△1,145	△171,753
外貨換算調整額					△82,812		△82,812	△1,087	△83,899
包括利益（損失）合計							△120,244	75,329	△44,915
5 新株発行費（税効果考慮後）			△1,478				△1,478		△1,478
6 配当金				△25,225			△25,225	△20,868	△46,093
7 自己株式の取得						△110	△110		△110
8 自己株式の売却			△12			71	59		59
9 非支配持分株主との取引及び その他			△11,913				△11,913	△4,783	△16,696
2016年3月31日現在残高		858,867	1,325,719	936,331	△653,318	△4,259	2,463,340	661,070	3,124,410

1 会計処理の原則及び手続ならびに連結財務諸表の表示方法

当社は、1961年6月、SECに米国預託証券（American Depositary Receipt）の発行登録を行い、1970年9月、ニューヨーク証券取引所に上場しています。前述の経緯により、当社は米国1934年証券取引所法第13条（Section 13 of the Securities Exchange Act of 1934）にもとづく継続開示会社となり、年次報告書（Annual report on Form 20-F）をSECに対し提出しています。

当社及び当社の連結子会社（以下「ソニー」）の連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法（以下「米国会計原則」）によって作成されています。ソニーが採用している会計処理の原則及び手続ならびに連結財務諸表の表示方法のうち、日本における会計処理の原則及び手続ならびに表示方法（以下「日本会計原則」）と異なるもので重要性のあるものは以下のとおりです。ほとんどの違いは国内会社の会計処理によるもので、そのうち金額的に重要な修正及び組替項目については、米国会計原則による税引前利益（損失）に含まれる影響額を括弧内に表示しています。

(1) デリバティブ

特定の複合金融商品に関する会計基準にもとづき、一部の金融子会社が保有する複合金融商品は当該金融商品全体に対して時価を評価し、その公正価値変動を損益に計上しています。（2014年度 1,499百万円の利益、2015年度 2,586百万円の損失）

(2) 保険事業の会計

新規保険契約の獲得に直接関連し、かつそれに応じて変動する費用のうち、回収できると認められるものについては繰り延べています。伝統的保険商品に関する繰延費用は、保障債務の計算と共通の基礎数値を用いて関連する保険契約の保険料払込期間にわたり償却されます。上記以外の保険商品に関する繰延費用は、見積期間にわたり関連する保険契約の見積粗利益に比例して償却されます。なお、日本会計原則においてはこれらの費用は、発生年度の期間費用として処理しています。（2014年度 23,868百万円の利益、2015年度 3,824百万円の損失）米国会計原則上、保険契約債務等は保険数理上の諸数値にもとづく平準純保険料式等により計算していますが、日本会計原則においては行政監督庁の認める方式により算定しています。（2014年度 77,482百万円の利益、2015年度 94,587百万円の利益）

(3) 営業権及びその他の無形固定資産

営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産は償却をせず、年一回第4四半期及び減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損の判定を行っています。（2014年度 7,814百万円の利益、2015年度 28,932百万円の利益）

(4) 持分法による投資利益（損失）の会計処理区分

持分法による投資利益（損失）は、持分法適用会社の事業の大部分をソニーの事業と密接不可分なものと考えて営業利益（損失）の前に区分して表示しています。なお、日本会計原則において持分法による投資利益（損失）は、営業外収益又は営業外費用の区分に表示されています。

(5) 変動持分事業体の連結

変動持分事業体（以下「VIE」）とされる事業体のうち、ソニーがその第一受益者であると判定されたVIEを連結しています。

(6) 法人税等に関する会計処理

繰延税金資産の帳簿価額は、入手可能な証拠にもとづいて50%超の可能性で回収可能性がないと考えられる場合に、評価性引当金の計上により減額されています。繰延税金資産の回収可能性については、関連するあらゆる肯定的及び否定的証拠を適切に検討することにより、繰延税金資産にかかる評価性引当金計上の要否を定期的に評価しています。また、税務申告時にある税務処理を採用することによって生じる税金費用の減少が、50%以上の可能性で税務当局に認められないと考えられる場合には、税金引当を計上しています。

(7) セール・アンド・リースバック

セール・アンド・リースバック取引において、固定資産を売却した後、賃借人としてリース契約を締結し、オペレーティング・リースとして会計処理する場合、当該固定資産にかかる売却益は、リース契約期間中の最低支払リース料の現在価値を超える部分についてのみ売却時に一括利益計上し、残額は繰り延べております。（2014年度 10,906百万円の利益、2015年度 11,543百万円の利益）

2 営業活動の内容

ソニーは、様々な一般消費者向け、業務向け及び産業向けのエレクトロニクス製品・部品ならびにゲーム機及びゲームソフトを開発、設計、制作、製造、販売しています。ソニーの主要な生産施設は日本を含むアジアにあります。ソニーは、また、特定の製品の製造を外部の生産受託業者に委託しています。ソニーの製品は世界全地域において、販売子会社及び資本関係のない各地の卸売り業者ならびにインターネットによる直接販売により販売されています。ソニーは、映画作品及びテレビ番組の製作又は制作、買付、配給ならびにテレビ及びデジタルのネットワークオペレーションを行っています。ソニーは、また、音楽ソフトの企画、制作、製造、販売ならびに楽曲の詞及び曲の管理及びライセンスを行っています。さらに、ソニーは、日本の生命保険子会社及び損害保険子会社を通じた保険事業、日本のインターネット銀行子会社を通じた銀行ビジネスなどの様々な金融ビジネスに従事しています。以上に加え、ソニーは、日本におけるネットワークサービス関連事業、広告代理店事業に従事しています。

3 主要な会計方針の要約

(1) 主要な会計方針

1 連結の基本方針ならびに関連会社に対する投資の会計処理

ソニーの連結財務諸表は、当社、当社が過半数の株式を所有する子会社、ソニーが支配持分を有するジェネラル・パートナーシップ及びその他の事業体ならびにソニーを主たる受益者とする変動持分事業体の勘定を含んでいます。連結会社間の取引ならびに債権債務は、全て消去しています。ソニーは、支配力を有していないが事業又は財務の方針に重要な影響を行使し得る、すなわち通常20%以上50%以下の持分を有する関連会社への投資に対し持分法を適用しています。また、ソニーが支配持分を有しないジェネラル・パートナーシップ及びリミテッド・パートナーシップに対する投資についても投資先の活動に少なからぬ影響を及ぼす場合（通常3%から5%を超える持分）には、持分法が適用されます。ソニーの持分が極めて僅少であるため、実質的にソニーが投資先の活動に影響を持たないパートナーシップに対する投資には、原価法を適用しています。持分法適用会社に対する投資には、未分配損益に対するソニーの持分額を取得価額に加減算した金額を計上しています。これらの投資に関する損益は税引後の金額で計上され、未実現内部利益を控除した金額が連結営業利益（損失）に含まれています。個別の投資の価値が下落し、その下落が一時的でないと判断される場合には、公正価値まで評価減しています。

連結子会社あるいは持分法適用会社は、公募、第三者割当、あるいは転換社債の転換によりソニーのこれらの会社に対する1株当たりの持分額を超える、あるいは下回る価格で、第三者に対して株式を発行することがあります。このような取引について、ソニーの持分の変動により発生する損益は、持分の変動があった年度に計上しています。

子会社に対する支配権の喪失により発生する損益は、残余持分の公正価値への再評価にしたがって計上される一方、支配権を維持し続ける連結子会社に対する持分の変動については資本取引として処理され、損益は計上されません。

連結子会社及び持分法適用会社に対する投資原価が当該会社の純資産額のソニーの持分を超える場合、その金額は、取得時点における公正価値にもとづき、識別可能な各資産及び負債に配分しています。投資原価が当該被投資会社の純資産額のソニーの持分を超える金額のうち、特定の資産及び負債に配分されなかった部分は、投資額の一部として営業権に計上しています。

2 見積りの使用

米国会計原則にしたがった連結財務諸表の作成は、決算日における資産・負債の報告金額及び偶発資産・負債の開示、報告期間における収益・費用の報告金額に影響を与えるような見積り・予測を必要とします。最も重要な見積りは、投資有価証券の評価、棚卸資産の評価、長期性資産の公正価値、営業権及び無形固定資産の公正価値、企業結合により取得した資産及び引受負債の公正価値、製品保証に関する負債、年金及び退職金制度、繰延税金資産、不確実な税務ポジション、繰延映画製作費、保険関連の債務の算定、評価に使用される見積りを含みます。結果として、このような見積りと実績が大きく異なる場合があります。

3 外貨換算

海外子会社及び関連会社の財務諸表項目の換算において、資産及び負債は決算日の適切な為替相場によって円貨に換算し、収益及び費用はおおむね取引発生時の為替相場によって円貨に換算しています。その結果生じた換算差額は、累積その他の包括利益の一部として表示しています。段階取得に関する企業結合の会計基準にしたがい、過去から保有している資本持分を再評価する際は、累積の外貨換算調整額を損益として認識します。

外貨建金銭債権及び債務は決算日の適切な為替相場によって換算し、その結果生じた為替差損益は当年度の損益に計上しています。

4 現金・預金及び現金同等物

現金・預金及び現金同等物は、表示された金額で容易に換金され、かつ満期日まで短期間であるために利率の変化による価値変動リスクが僅少なもので、取得日から3ヵ月以内に満期の到来する流動性の高い全ての投資を含んでいます。

5 市場性のある負債及び持分証券

売却可能証券に区分された、公正価値が容易に算定できる負債証券及び持分証券は、その公正価値で計上されており、未実現評価損益（税効果考慮後）は累積その他の包括利益の一部として表示されています。売買目的証券に区分される負債証券及び持分証券は公正価値で計上されており、未実現評価損益は損益に含まれています。満期保有目的の負債証券は償却原価で計上されています。売却可能証券又は満期保有目的の個々の証券について、一時的な減損を認識した場合を除き公正価値まで評価減を損益に計上しています。実現した売却損益は平均原価法により計算し損益に反映しています。

ソニーは、個々の有価証券の一時的でない減損を判定するため、投資ポートフォリオを定期的に評価していません。公正価値の下落が一時的であるか否かを判断するにあたっては、公正価値が取得原価を下回っている期間及びその程度、発行企業の財政状態、業績、事業計画及び将来見積キャッシュ・フロー、公正価値に影響するその他特定要因、発行企業の信用リスクの増大、ソブリンリスクならびに公正価値の回復が見込まれるのに十分な期間までソニーが保有し続けることができるか否かなどを考慮します。

公正価値が容易に算定できる売却可能証券の減損の判定において、公正価値が長期間（通常6ヵ月間）取得価額に比べ20%以上下落した場合、その公正価値の下落が一時的でないとして推定されます。この基準は、その公正価値の下落が一時的でない有価証券を判定する兆候として採用されています。公正価値の下落が一時的でないとして推定された場合でも、下落期間又は下落率を上回る、公正価値の下落が一時的であることを裏付ける十分な根拠があれば、この下落は一時的であると判断されます。一方で、公正価値の下落が20%未満又は長期間下落していない場合でも、公正価値の下落が一時的でないことを示す特定要因が存在する場合には、減損が認識されることがあります。

満期保有目的の負債証券に一時的でない減損が発生した場合、損益に認識される一時的でない減損の金額は、この負債証券を売却する意思があるかどうか、又は償却原価まで価値を回復する前にこの負債証券の売却が必要となる可能性の方が高いかどうかによって左右されます。負債証券がこのいずれかの基準を満たす場合、損益に認識される一時的でない減損金額は、減損測定日における負債証券の償却原価と公正価値の差額全額です。これらの2つの基準を満たさない負債証券の一時的でない減損については、損益に認識される正味金額は償却原価とソニーの将来キャッシュ・フローの最善の見積りを、負債証券の減損前における計算上の実効金利を用いて割引くことにより計算される正味現在価値の差額にあたる信用損失です。減損測定日における負債証券の公正価値と正味現在価値の差額は累積その他の包括利益に計上されます。一時的でない減損が損益に認識された負債証券の未実現損益は累積その他の包括利益の独立した項目として計上されます。

6 非上場会社の持分証券

非上場会社の持分証券は公正価値が容易に算定できないため、主に取得原価で計上されています。非上場会社に対する投資の価値が下落すると評価され、その下落が一時的でないとして判断される場合は投資の減損を認識し、公正価値まで評価減を行います。減損の要否の判定は、経営成績、事業計画及び将来の見積キャッシュ・フローなどの要因を考慮して決定されます。公正価値は、割引キャッシュ・フロー、直近の資金調達状況の評価及び類似会社との比較評価などを用いて算定しています。

7 貸倒引当金

回収可能性に疑義のある債権に対して貸倒引当金を計上しています。支払いが遅延している債権に対しては、顧客ごとに未収額の調査を行うことにより、係争あるいはその他回収可能性の問題を有する顧客を把握しています。貸倒引当金の計算にあたり、過去の回収率に加え継続的な信用リスク評価にもとづいて顧客の信用力を判断しています。

8 棚卸資産

モバイル・コミュニケーション（以下「MC」）分野、ゲーム&ネットワークサービス（以下「G&NS」）分野、イメージング・プロダクツ&ソリューション（以下「IP&S」）分野、ホームエンタテインメント&サウンド（以下「HE&S」）分野、デバイス分野、音楽分野及び映画（繰延映画製作費を除く）分野における棚卸資産は、時価を超えない取得原価で評価しており、先入先出法を適用している一部の子会社の製品を除き、平均法によって計算しています。なお、棚卸資産の時価は正味実現可能価額（すなわち、通常の事業過程における見積販売価格から、予測可能な完成又は処分までの費用を控除した額）によって決定されます。ソニーは、正味実現可能価額を算出する際に、通常の売上利益を考慮していません。

9 未収入金

ソニーは、部品組立業者のために組立部品を含む物品を調達しており、未収入金には、この部品組立業者との間の物品手配に関連する債権を含んでいます。当該債権は関連する再購入の際に決済されます。収益又は利益はこれらの取引において計上されません。ソニーは後に完成品もしくは一部組立品として、棚卸資産を部品組立業者から再購入しています。

10 繰延映画製作費

繰延映画製作費は、映画作品及びテレビ番組の両方にかかる直接製作費、間接製作費及び取得費用を含み、未償却残高あるいは見積公正価値のいずれか低い価額により長期性資産として計上されています。繰延映画製作費の償却及び見積分配金債務の計上は、作品ごとの予想総収益に対する各年度の収益割合に応じて行われます。繰延映画製作費は、ソニーの世界的なチャンネル・ネットワークで放映される買付作品から成るテレビ放映権も含み、ライセンス期間が開始されテレビ放映ができる状態にある場合にこれらの放映権が認識されます。テレビ放映権は、未償却残高あるいは正味実現可能価額のいずれか低い価額で表示され、使用見込時期によって短期又は長期性資産として計上され、そして使用見込みにもとづき又は耐用年数にもとづく定額法により、場合に応じて適切に償却されません。繰延映画製作費の公正価値及びテレビ放映権の正味実現可能価額の計算に使用される見積りは、将来の需要と市況に関する前提条件にもとづき設定され、定期的に見直されています。

11 有形固定資産及び減価償却

有形固定資産は取得原価で表示しています。有形固定資産の減価償却費は定額法を採用し、これらの資産の見積耐用年数（建物及び構築物については2年から50年、機械装置及びその他の有形固定資産については2年から10年の期間）にもとづき、計算しています。多額の更新及び追加投資は、取得原価で資産計上しています。維持費、修繕費及び少額の更新、改良に要した支出は発生時の費用として処理しています。

12 営業権及びその他の無形固定資産

営業権及び耐用年数が確定できない非償却性無形固定資産は、年一回第4四半期及び減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損の判定を行います。事象又は状況の変化とは、設定された事業計画の下方修正や実績見込みの大幅な変更、あるいは外的な市場や産業固有の変動などで、それらはマネジメントにより定期的に見直されています。

2016年3月31日において、ソニーは営業権の定性的評価を行わず、減損の可能性を判定するために報告単位の見積公正価値とその報告単位の営業権を含む帳簿価額の比較をとまう二段階の定量的手続を行いました。報告単位とは、ソニーの場合、オペレーティング・セグメントあるいはその一段階下のレベルを指します。報告単位の公正価値がその帳簿価額を上回る場合、その報告単位の営業権は減損していないとみなされ、第二ステップは行われません。報告単位の帳簿価額がその公正価値を上回る場合には、減損金額を測定するため、営業権の減損判定のための第二ステップを行います。営業権の減損判定のための第二ステップでは、報告単位の営業権の公正価値と帳簿価額を比較し、帳簿価額がその公正価値を超過する場合には、その超過分を減損損失として認識します。営業権の公正価値は、企業結合により認識される営業権の価額と同じ手法により決定されます。つまり、あたかも報告単位が企業結合により取得され、報告単位の公正価値が取得のために支払われた対価であるかのように、報告単位の公正価値は未認識の無形固定資産を含む全ての資産、負債に割り当てられます。耐用年数が確定できない非償却性無形固定資産の減損判定では、公正価値と帳簿価額を比較し、帳簿価額がその公正価値を超過する場合には、その超過分を減損損失として認識します。

報告単位及び非償却性無形固定資産の公正価値は通常、割引キャッシュ・フロー分析により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永続成長率、利益倍率、類似企業の決定、類似企業に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定等多くの見積り及び前提を使用します。営業権を持たない報告単位も含めて、報告単位の公正価値の総額に対するソニーの時価総額を考慮し、適切なコントロール・プレミアムとともに、個々の報告単位に配分されない全社に帰属する資産と負債も考慮します。

将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）に使用される前提は、それぞれの報告単位における見込み及び中期計画にもとづいており、過去の経験、市場及び産業データ、現在及び見込まれる経済状況を考慮しています。永続成長率は主に中期計画の3ヵ年予測期間後のターミナル・バリューを決定するために使用されています。映画分野の報告単位など、特定の報告単位においては、より長い見込期間、及び予測期間最終年度の見積キャッシュ・フローに適用される利益倍率を用いた出口価格にコントロール・プレミアムを加味したターミナル・バリューを使用しています。割引率は類似企業の加重平均資本コストにより算出されています。

報告単位の一部が売却される場合、営業権は相対的公正価値法により売却される事業に按分されます。

償却対象となる無形固定資産は、主に特許権、ノウハウ、ライセンス契約、顧客関係、商標、販売、リースその他の方法で市場に出されるソフトウェア、社内利用ソフトウェア、ミュージック・カタログ、アーティスト・コン

トラクト、テレビ放送委託契約からなっています。特許権、ノウハウ、ライセンス契約、商標、販売用ソフトウェア及び社内利用ソフトウェアは、主に3年から10年の期間で均等償却しています。顧客関係、ミュージック・カタログ、アーティスト・コントラクト及びテレビ放送委託契約は、主に10年から40年の期間で均等償却しています。

13 資産計上したソフトウェア

販売、リースその他の方法で市場に出されるソフトウェアの技術的実現可能性を確立することに関連して発生した費用は、その発生時点において、研究開発費として売上原価に計上しています。技術的実現可能性が確立した後、ソフトウェアの完成までに発生した費用については資産計上するとともに、おおむね3年のソフトウェアの見積耐用年数にわたって償却し、売上原価で計上しています。ゲームのソフトウェアの技術的実現可能性は、プロダクトマスターが完成したときに確立します。それ以前に発生した開発費の資産化は、開発の早期段階において技術的実現可能性があるものと認められるものに限定しています。ソフトウェアの未償却原価については、関連するソフトウェア製品の将来の収益獲得により回収可能であるかについて、決算日にて定期的な見直しを行っています。

アプリケーション開発段階で社内利用ソフトウェアのために発生した費用は、資産計上するとともに、見積耐用年数にわたって定額法で主に販売費及び一般管理費として償却しています。初期プロジェクト段階及び導入後に発生した費用は発生時に費用計上しています。

14 繰延保険契約費

新規保険契約の獲得に直接関連し、かつそれに応じて変動する費用のうち、回収できると認められるものについては繰り延べています。繰り延べの対象となる新規契約費用は、保険契約募集手数料（費用）、診査及び調査費用等から構成されます。繰延保険契約費については、資産計上した金額が見込粗利益又は保険料から保険給付金及び事業費を控除した額の現在価値を超えていないことを検証するために、少なくとも年1回、回収テストが行われます。伝統的保険商品に関する繰延費用は、保障債務の計算と共通の基礎数値を用いて関連する保険契約の保険料払込期間にわたり償却されます。非伝統的保険商品に関する繰延費用は、見積期間にわたり関連する保険契約の見込粗利益に比例して償却されます。

15 製品保証引当金

ソニーは、収益認識時点で製品保証引当金を計上しています。製品保証引当金は、売上高、見積故障率及び修理単位あたりのアフターサービス費の見積額にもとづいて計算されています。製品保証引当金の計算に用いられた見積り・予測は定期的に見直されています。

MC分野、G&NS分野、IP&S分野及びHE&S分野の一部の子会社は、一定の対価の受領をともなう製品保証延長サービスを提供しています。このサービスの提供により顧客から受領した対価については、繰延処理を行うとともに、その延長された保証期間にわたって定額法により収益を認識しています。

16 保険契約債務

保険契約債務は、保険契約者に対する将来の予測支払額の現在価値として計上されています。これらの債務は将来の資産運用利回り、罹患率、死亡率及び契約脱退率等の要因についての予測にもとづき平準純保険料式の評価方法により算定されます。これらの見積り・予測は定期的に見直されています。また、保険契約債務には一部の非伝統的な生命保険及び年金保険契約における最低保証部分に対する債務を含んでいます。

17 生命保険ビジネスにおける契約者勘定

生命保険ビジネスにおける契約者勘定に関する負債は、貸借対照表日時点での契約者の給付に生じた契約の価値を表しています。負債は一般的に累積的な積立額に付与利息を加え、契約者の引出額と残高に対して課せられるその他の手数料を差し引いたものです。

18 長期性資産の減損

ソニーは、営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産を除く、保有して使用される長期性資産及び処分される予定の長期性資産について、個々の資産又は資産グループの帳簿価額が回収できなくなる可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、帳簿価額の回収可能性の見直しを行っています。保有して使用される長期性資産については、個々の資産又は資産グループの帳簿価額と個々の資産又は資産グループの現在価値に割引く前の将来見積キャッシュ・フローを比較することにより減損の有無が検討されます。このキャッシュ・フローが、個々の資産又は資産グループの帳簿価額を下回った場合、帳簿価額が見積もられた公正価値を超過する金額について、減損損失が当年度に認識されます。売却以外の方法で処分される予定の長期性資産は、処分されるまでは保有して使用される資産とみなされます。売却される予定の長期性資産は、帳簿価額又は公正価値から売却費用を差し引いた金額のいずれか小さい金額で計上され、減価償却は行われません。公正価値は将来見積キャッシュ・フロー（純額）の現在価値、又は比較可能な市場価格により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支

払・受取時期を含む)、将来見積キャッシュ・フローに固有のリスクを反映した割引率、永続価値(ターミナル・バリュー)を決定する際に適用される永続成長率、適切な市場における比較対象の決定、比較対象に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定など多くの見積り・前提を使用します。

19 公正価値による測定

ソニーは、測定日に市場参加者間で行われる通常の取引において、資産の譲渡の対価として受け取ると想定される金額又は負債を移転する際に支払うと想定される金額である出口価格にもとづき公正価値を測定しています。

公正価値による測定に関する会計基準は、市場における観察可能性の程度にもとづき、評価に使用する基礎データの階層を決定しています。観察可能な基礎データは、独立した情報源から入手した市場データを反映したものです。観察不能な基礎データは、市場参加者が資産あるいは負債を評価する際に通常使用すると想定される仮定を用いてソニーが独自に推定しているものです。過大なコストや手間をかけない範囲で観察可能な市場データが利用可能である場合には、観察可能な市場データが利用されています。全ての公正価値は下記3段階のレベルのいずれかで報告されますが、報告されるレベルは公正価値の測定に重要な影響を及ぼす基礎データのレベルのうち最も低いレベルにもとづき決定されます。公正価値の3段階のレベルは次のとおりです。

レベル1

重要な基礎データが活発な市場における同一の資産・負債の未調整の取引価格

レベル2

重要な基礎データがレベル1以外の観察可能なデータ

例えば、活発な市場における類似商品の取引価格、活発でない市場における同一又は類似商品の取引価格、全ての重要な基礎データが活発な市場で観察可能な場合のモデル計算による評価が含まれています。

レベル3

1つあるいは複数の重要な基礎データが観察不能

ソニーは、活発な市場における取引価格が調整を加えることなく利用可能である場合には、それを利用して公正価値の測定を行い、その項目をレベル1に分類しています。取引価格が利用できない場合には、金利、為替レート、オプションのボラティリティ等、直近の市場もしくは独立した情報源から入手した市場パラメータを使用し、ソニー内部で組成した評価手法にもとづいて公正価値を測定しています。ソニー内部で組成したモデルを使用して評価した項目は、評価に使用した重要な基礎データのうち、最も低いレベルに合わせてレベルの分類が行われず。一部の金融資産・負債については、ソニー内部で組成した価格との比較検証を含む評価手続にもとづいて、証券業者から得た指標価格や投資顧問会社から入手した定性的な基礎データ等の第三者の価格を使用し、公正価値を測定しています。また、ソニーは公正価値を測定する際に、取引相手及びソニーの信用力を考慮しています。ソニーは、ネットィング契約の締結や、与信限度の設定を通じ信用リスクの残高及び取引相手の信用力を積極的にモニターすることに加え、取引相手を各国の大手銀行や主要な金融機関に限定することにより、第三者に対する信用リスクを軽減する努力をしています。

レベル間の移動は、移動が生じた各四半期連結会計期間の期首に生じたとみなしています。

20 デリバティブ

全てのデリバティブは公正価値により貸借対照表上、資産又は負債として総額で計上されています。デリバティブの公正価値の変動は、対象となるデリバティブがヘッジとして適格であるか否か、また適格であるならば公正価値変動もしくはキャッシュ・フロー変動のいずれをヘッジするために利用されているかにもとづき、直ちに損益もしくは累積その他の包括利益の一部として資本の部に計上されています。

特定の複合金融商品に関する会計基準は、デリバティブ商品及びヘッジ活動に関する会計基準にもとづき、分離して個別に会計処理することが要求される組込デリバティブを内包するあらゆる複合金融商品について、公正価値の再評価を選択することを認めるものです。公正価値評価方法の選択は、個別の金融商品ごとに認められ、一度選択した評価方法は変更することができません。一部の金融子会社が保有していた組込デリバティブをともなう複合金融商品は、複合金融商品全体として公正価値で評価しています。複合金融商品は、負債証券として注記8に記載されています。

ソニーが保有するデリバティブはデリバティブ商品及びヘッジ活動に関する会計基準にもとづき、下記のとおり区分され、会計処理されています。

公正価値ヘッジ

認識された資産及び負債、又は未認識の確定約定の公正価値変動に対するヘッジとして指定され、かつ有効なデリバティブの公正価値変動は損益に計上され、関連するヘッジ対象資産及び負債の公正価値変動による損益を相殺しています。

キャッシュ・フローヘッジ

予定取引、又は認識された資産もしくは負債に関連するキャッシュ・フロー変動リスクに対するヘッジとして指定され、かつ有効なデリバティブの公正価値変動は当初、その他の包括利益に計上され、ヘッジ対象取引が損益に影響を与える時に損益に振替えられています。公正価値変動のうち、ヘッジの効果が有効でない部分は直ちに損益に計上されています。

ヘッジとして指定されていないデリバティブ

ヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値変動は直ちに損益に計上されています。

ヘッジの有効性の評価

ヘッジ会計を適用する場合には、ソニーは様々なヘッジ活動を行う際のリスク管理目的及び方針を文書化するとともに、ヘッジとして指定される全てのデリバティブとヘッジ対象との間のヘッジ関係を文書化しています。ソニーは公正価値ヘッジもしくはキャッシュ・フローヘッジとして指定されるデリバティブを貸借対照表上の特定の資産及び負債、又は特定の予定取引と紐付けています。ソニーはまた、ヘッジの開始時及び継続期間中において、ヘッジとして指定されたデリバティブがヘッジ対象の公正価値変動もしくはキャッシュ・フロー変動を相殺するのに高度に有効かどうかの評価を行っています。デリバティブがヘッジとして高度に有効でない認められた場合には、ヘッジ会計は中止されます。ヘッジの効果が有効でない部分があった場合は、その部分は直ちに損益に計上されます。

21 株価連動型報奨制度

ソニーは、株式報酬に関する会計基準にしたがい、株価連動型報奨制度について、公正価値にもとづく評価方法による費用処理を行っています。この費用は主に販売費及び一般管理費として計上されています。公正価値は、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデルを使用し、付与日時点で測定されています。ソニーは見積失効率を控除し、役務提供を受けた期間にわたって、段階的に権利が確定する新株予約権の費用を認識していません。失効率は権利確定期間の大半が経過したストック・オプションプランの経験値にもとづいて見積もられています。

22 収益認識

MC分野、G&NS分野、IP&S分野、HE&S分野、デバイス分野及び音楽分野の収益は、取引を裏付ける説得力のある証拠が存在し、物品が移転もしくはサービスが提供され、販売価格が固定もしくは確定可能であり、回収可能性が合理的に確保された時点で認識されます。移転は物品の所有権及び所有に関わるリスクと便益が実質的に顧客に移転した時点（引渡時点）で生じるものと考えられます。なお、契約上顧客による検収が必要な取引については、検収が完了した時点、又は検収猶予期間が終了した時点で売上を計上しています。また、予想される返品及びセールス・インセンティブを控除して売上を計上しています。主にG&NS分野のサブスクリプション方式による収益は、その加入契約期間に応じて認識されます。

顧客との収益契約には、製品、サービス及びソフトウェアのあらゆる組み合わせから成る複数の提供物が含まれます。その例には、販売促進物を受け取る権利が付与されているエレクトロニクス製品の売上等が含まれていません。少なくとも一つの提供物が従来のソフトウェアや映画における収益認識基準の対象外であるソニーの複数の製品・サービス等を提供する契約に関して、提供済みの製品・サービス等が顧客にとって単独で価値を有し、未提供の製品・サービス等が引渡し又は履行される可能性が高く、それらの製品・サービス等が実質的にソニーの管理下にある場合、それらの提供物は個別の会計単位として識別されます。次に、収益はそれぞれの会計単位の相対的な販売価格にもとづき配分されます。その相対的な販売価格は、初めに売り手固有の客観的証拠（以下「VSOE」）が存在する場合は、そのVSOEにもとづき決定されます。次にVSOEが存在しない場合は、対第三者販売価格による証拠（以下「TPE」）にもとづき決定されます。最後にVSOE及びTPEの両方とも存在しない場合は、見積販売価格（以下「ESP」）にもとづき決定されます。VSOEは個別に販売されている提供物に付けられている価格、もしくは個別に販売されていない場合、関連する権限を持つマネジメントによって設定された価格に限定されます。またそのマネジメントによって設定された価格は一旦設定されると、提供物を個別に市場投入する前に変更されないと想定される価格です。TPEはソニー又はいずれかの競合他社が同じような状況に置かれた顧客にほぼ置き換え可能な製品又はサービスを単独で販売する場合の価格です。ESPはソニーがその提供物を単独で通常販売すると仮定した場合に、ソニーが取引を行う価格です。ESPの決定に際して、ソニーはその提供物の売上、原価、利益率分析及び返品率、競合他社及びソニーの価格決定方法、また顧客の視点等を含む全ての関連する情報を考慮しています。

ソニーが販売する一部のソフトウェアは、顧客に対して無償で限定的オンライン機能を提供しています。これらはソフトウェア全般に付随する一般的な機能であり、重要性がないと考えられます。したがって、これらの限定的オンライン機能を有するソフトウェアに関連する収益は繰り延べていません。

映画分野における収益は、取引を裏付ける説得力のある証拠が存在し、販売価格が固定もしくは確定可能であり、回収可能性が合理的に確保された時点で認識されます。映画分野における劇場映画収益は、劇場での上映に合わせて計上しています。映画作品及びテレビ番組の放映にかかるライセンス契約による収益は、それらの放映に対する制限がなくなり、放映可能となった時点で計上しています。ホームエンタテインメント用のDVD及びブルーレイディスクにかかる売上高は、販売業者が販売可能となった時点で、予想される返品及びセールス・インセンティブを控除して計上しており、エレクトロニック・セルスルー及びビデオ・オン・デマンドからの収入は、作品がデジタル配信プラットフォームで閲覧可能となった時点で収益を認識しています。一部の映画作品及びテレビ番組の放映にかかるライセンス契約には、例えばマネジメントの最良の見積りによる公正価値にもとづいた複数の地域や放映可能期間などによるライセンス料の配分を含みます。テレビ広告収入は、広告が放映された時点で認識されず、テレビチャンネルネットワークに支払われた有料放送料金は、サービスが提供された時点で収益を認識していません。

生命保険子会社が引受ける伝統的保険契約は、ほとんどが長期契約に分類され、主に終身保険、定期保険及び傷害・医療保険契約から構成されています。これらの契約から稼得する保険料収入は、保険契約者からの払込の期日が到来した時点で、収益として認識しています。

利率変動型終身保険、個人年金保険及び生命保険リスクのないその他の保険契約等非伝統的保険契約から受入れた保険料は、生命保険ビジネスにおける契約者勘定に計上しています。これら保険契約から稼得する収益は、保険契約期間にわたり認識される契約管理手数料からなり、金融ビジネス収入に含まれています。

損害保険子会社が引受ける保険契約は、短期契約に分類され、主に自動車保険契約から構成されています。これらの契約から稼得する保険料収入は、保険契約の期間にわたり保障金額の比率に応じて認識しています。

売上は、通常、顧客から徴収し政府機関へ納付される税金が控除された後の純額で計上されます。

23 売手が買手に与えた対価に関する会計処理

セールス・インセンティブもしくは買手に対する対価の支払い、すなわち特定のプロモーション期間中の価格下落を補填する費用、店頭における製品展示スペース確保のために支払われる費用、小売業者が費やした広告宣伝費に関して、ソニーがその一部を負担するものについては売上高の控除として計上しています。なお、ソニーが対価の支払いと交換に識別可能な便益（製品又はサービス）を受け、かつその便益の公正価値が合理的に見積もられ、買手が費消した金額を証明する文書を受け取っている場合は、販売費及び一般管理費として計上しています。2014年度及び2015年度において、買手に対する対価の支払いは、主に販売促進のための無料配送費及び小売業者が費や

した広告宣伝費の一部をソニーが負担する費用であり、販売費及び一般管理費に計上された総額は、それぞれ10,503百万円及び13,178百万円です。

24 売上原価

売上原価に分類される費用は製品の製作と生産に関連するもので、材料費、外注加工費、有形固定資産の減価償却費、無形固定資産の償却費、人件費、研究開発費ならびに映画作品及びテレビ番組に関連する繰延映画製作費の償却費などが含まれます。

25 研究開発費

研究開発費は売上原価に計上されており、研究及び製品の開発にかかる人件費、またその他の直接経費及び間接経費などが含まれます。

研究開発費は発生時に費用化しています。

26 販売費及び一般管理費

販売費に分類される費用は製品の販売促進と販売にかかる費用で、広告宣伝費、販売促進費、運賃、製品保証費用などが含まれます。

一般管理費には役員報酬、人件費、有形固定資産の減価償却費、販売、マーケティング及び管理部門のオフィス賃借料、貸倒引当金繰入額ならびに無形固定資産の償却費などが含まれます。

27 金融ビジネス費用

金融ビジネス費用は、責任準備金の繰入額、繰延保険契約費の償却の他、金融ビジネス子会社の人件費、有形固定資産の減価償却費及び支払賃借料等の営業費用を含んでいます。

28 広告宣伝費

広告宣伝費は選定されたメディアにおいて広告宣伝が行われた時点で費用化しています。

29 物流費用

製品の運賃、荷役料、保管料及びソニーグループ内の運搬費用等の大部分は販売費及び一般管理費に含まれています。例外として、映画分野では、映画の製作又はテレビ番組の制作、及びこれらの配給に必要な構成要素として、上記の費用は売上原価に計上されています。原材料や仕掛品の運賃、仕入受取費用、検査費用及び保管料等のソニーの物流ネットワークに関わるその他の全ての費用は売上原価に含まれています。また、顧客が負担する物流費用は純売上高に含まれています。

30 法人税等

法人税等は、連結損益計算書の税引前利益、子会社及び持分法適用会社の将来配当することを予定している未分配利益について計上される繰延税金負債にもとづいて計算されています。資産・負債の帳簿価額と税務上の価額との間の一時差異に対する繰延税効果について、資産・負債法を用いて繰延税金資産・負債を認識しています。

繰延税金資産の帳簿価額は、入手可能な証拠にもとづいて50%超の可能性で回収可能性がないと考えられる場合、評価性引当金の計上により減額することが要求されます。したがって、繰延税金資産にかかる評価性引当金計上の要否は、繰延税金資産の回収可能性に関連するあらゆる肯定的及び否定的証拠を適切に検討することにより定期的に評価されます。この評価に関するマネジメントの判断は、それぞれの税務管轄ごとの当期及び累積損失の性質、頻度及び重要性、不確実な税務ポジションを考慮した将来の収益性予測、税務上の簿価を超える資産評価額、繰越欠損金の法定繰越可能期間、過去における繰越欠損金の法定繰越可能期間内の使用実績、繰越欠損金及び繰越税額控除の期限切れを防ぐために実行される慎重かつ実行可能な税務戦略を特に考慮します。

ソニーは、税務申告において採用した、あるいは採用する予定の不確実な税務ポジションに起因する未認識の税務ベネフィットに関する資産・負債を計上しています。ソニーは、未認識税務ベネフィットを含む法人税等に関する利息と罰金を、連結損益計算書の支払利息と法人税等にそれぞれ含めています。ソニーの納税額は、様々な税務当局による継続的な調査によって、更正処分などの影響を受ける可能性があります。加えて、いくつかの重要な移転価格税制の案件に関する事前確認申出を受けて、それぞれの国の税務当局同士が現在交渉しています。不確実な税務ポジションから起こり得る結果に対するソニーの見積りは、判断を必要とし、また高度な見積りが要求されます。ソニーは、税務調査の対象となる全ての年度の税務ポジションについて、決算日における事実、状況、及び入手可能な証拠にもとづき評価し、税務ベネフィットを計上しています。ソニーは、税務調査において50%超の可能性をもって認められる税務ポジションに関する税務ベネフィットについて、完全な知識を有する税務当局との合意において50%超の可能性で実現が期待される金額を計上しています。ソニーは、50%以上の可能性で認められないと考えられる場合には、税務ベネフィットを計上していません。しかしながら、税務調査の終了、異なる税務管轄の税務当局間の交渉の結果、新しい法規や判例の公表、又は、その他の関連事象による、税金債務の見積りの減額又は増額によって、ソニーの将来の業績は、影響を受ける可能性があります。結果として、ソニーの未認識税務ベネフィットの金額及び実効税率は、大きく変動する可能性があります。

31 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益（損失）（以下「EPS」）

基本的EPSは各算定期間の普通株式の加重平均発行済株式数にもとづいて計算されます。希薄化後EPSは、新株発行をもたらす権利の行使や約定の履行あるいは新株への転換によって起こる希薄化の影響を考慮して計算されず。当社株主に帰属する当期純損失の場合は全ての潜在株式をこの計算から除いています。

(2) 新会計基準の適用

非継続事業の表示及び企業の構成要素を処分する際の開示

2014年4月、米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board、以下「FASB」）は非継続事業の表示に関する要求を変更し、また、追加の開示を要求する会計基準アップデート（Accounting Standards Update、以下「ASU」）2014-08を公表しました。このASUによると、非継続事業としての表示は、企業の事業及び財務状況に主要な影響を及ぼすような戦略的な事業転換を示す処分があった場合のみ要求されます。また、このASUは非継続事業及び非継続事業の報告要件をみださない企業の重要な構成要素の処分に関して追加の開示を要求しています。ソニーは、2015年4月1日からこのASUを適用しています。このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありませんでした。

(3) 最近公表された会計基準

顧客との契約から生じる収益

2014年5月、FASBは顧客との契約から生じる収益に関するASU 2014-09を公表しました。このASU 2014-09により、収益認識に関する現行の規定は、多くの特定の産業に関する基準を含め、全て置き換えられます。このASU 2014-09は、企業に、約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように収益を認識することを要求しています。2015年8月、FASBはASU 2014-09の適用日を1年延期し、かつASU 2014-09の当初適用日時点の早期適用を容認するASU 2015-14を公表しました。ASU 2014-09は、2018年4月1日以降開始する第1四半期から、ソニーに適用されます（2017年4月1日以降開始する第1四半期からの早期適用も容認されています）。ASU 2014-09は、比較期間を遡及的に修正する方法が適用日時点で利益剰余金等の累積的影響額を調整する方法のいずれかの移行方法で適用されます。ソニーは、現在、ASU 2014-09への移行方法、適用日及び適用がソニーの業績及び財政状態に与える影響を評価中です。

連結範囲の分析に関する改訂

2015年2月、FASBは事業体の連結評価を変更するASU 2015-02を公表しました。この変更は主に、(i)意思決定者やサービス提供者への報酬に関する変動持分の評価、(ii)リミテッド・パートナーシップ又は類似の事業体が変動持分事業体か否かに関する判断、(iii)第一受益者の決定における関係会社及び事実上の代理人の考慮、ならびに(iv)ジェネラル・パートナーがリミテッド・パートナーシップを連結するという仮定の削除に関係しています。このASUは、2016年4月1日からソニーに適用されています。このASUの適用は、ソニーの業績及び財政状態に重要な影響を与えないと予想されています。

クラウドコンピューティング契約に対して支払われる手数料に関する顧客の会計処理

2015年4月、FASBはクラウドコンピューティング契約に対して支払われる手数料に関するASU2015-05を公表しました。このASUは、企業がソフトウェアライセンスの要素を含むクラウドコンピューティング契約を他のソフトウェアの取得と同様に会計処理することを要求しています。ソフトウェアライセンスの要素を含まないクラウドコンピューティング契約は、サービス契約として会計処理されます。このASUは、顧客によるサービス契約の会計処理には影響を与えません。このASUは、2016年4月1日からソニーに適用されています。このASUの適用は、ソニーの業績及び財政状態に重要な影響を与えないと予想されています。

短期保険契約に関する開示

2015年5月、FASBは短期保険契約の開示に関するASU2015-09を公表しました。このASUは、未払保険金に関する負債、損害調査費に関する負債及びそれらの算定に使用された方法や前提の重要な変更に関して、年次報告における追加の開示を要求しています。このASUは、2016年4月1日からソニーに適用されます。このASUは開示のみに影響するため、このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える影響はありません。

繰延税金の貸借対照表上の分類

2015年11月、FASBは繰延税金の表示を変更するASU2015-17を公表しました。このASUでは、連結貸借対照表において全ての繰延税金資産及び負債を非流動項目として分類することを要求しております。このASUは、2017年4月1日からソニーに適用され、期中及び年次報告期間の期首から早期適用が認められております。このASUは将来に向かって、又は遡及的に適用される可能性があります。このASUの適用方法とソニーの業績及び財政状態に与える影響については検討中です。

金融資産及び金融負債の認識及び測定に関する改訂

2016年1月、FASBは金融資産及び金融負債の認識及び測定に関する既存の要求を変更するASU2016-01を公表しました。この改訂は主に、(i)持分法を用いて会計処理される資本性投資以外の非連結子会社に対する資本性投資を、損益を通じて公正価値で測定することの要求、(ii)容易に算定可能な公正価値を有しない資本性投資の代替的な測定方法の提示、(iii)投資の減損が一時的でないことを評価する現行の減損モデルを削除し、減損を識別するための定性的評価を実施すること及び当該投資の公正価値と帳簿価額との差額を減損損失として損益で認識することの要求、(iv)償却原価で測定される金融商品の公正価値の見積りに使用した方法及び重要な仮定に関する開示要求の削除、(v)金融商品の公正価値測定に際して、開示目的上出口価格の概念を使用することの要求、ならびに(vi)金融資産及び金融負債を測定区分(例：公正価値、償却原価、低価法)及び金融資産の形態別(例：貸付金、有価証券)にグループ分けして、財務諸表に対する注記の中で区分表示することの要求、に関連しています。このASUは2018年4月1日からソニーに適用されます。このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える影響は評価中です。

リース会計に関する改訂

2016年2月、FASBはリース会計基準を変更するASU2016-02を公表しました。このASUにより、ほとんど全てのリース資産を貸借対照表上で認識することが要求されます。また、このASUにより、最も古い比較期間から実務的な簡便法を含む修正遡及アプローチが適用されます。このASUは、2019年4月1日からソニーに適用されますが、早期適用も認められています。このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える影響は評価中です。

(4) 勘定科目の組替再表示

2014年度にかかる連結財務諸表の一部の金額を、2015年度の表示に合わせて組替再表示しています。

(5) 過年度調整

2014年度において、ソニーは子会社における収益及び資産にかかる誤りを修正するために過年度の事象に関する調整を行いました。当該誤りは、2011年度から2014年度中に事象が判明するまで継続していました。この調整は全てその他分野に関するものであり、純売上高、売上原価及び販売費及び一般管理費に影響し、税引前利益が合計で5,104百万円減少しています。この調整は当連結会計年度及びそれ以前の期間における連結財務諸表に対する重要性がないと判断しました。

2015年度において、ソニーは子会社における特定のセールス・インセンティブに関する引当の計上誤りを修正するために過年度の事象に関する調整を行いました。当該誤りは、2008年度から2015年度中に事象が判明するまで継続していました。この調整はHE & S分野に関するものであり、純売上高に影響し、税引前利益が合計で8,447百万円増加しています。この調整は当連結会計年度及びそれ以前の期間における連結財務諸表に対する重要性がないと判断しました。

4 棚卸資産

棚卸資産の内訳は次のとおりです。

	2015年3月31日	2016年3月31日
項目	金額（百万円）	金額（百万円）
製品	468,408	448,273
仕掛品	96,700	130,383
原材料・購入部品	100,324	104,490
計	665,432	683,146

5 繰延映画製作費

繰延映画製作費の内訳は次のとおりです。

	2015年3月31日	2016年3月31日
項目	金額（百万円）	金額（百万円）
映画製作：		
既公開	89,993	75,218
完成、未公開	4,498	2,304
製作・開発中	106,240	95,268
テレビ製作：		
既公開	78,510	88,538
製作・開発中	2,952	14,410
テレビ放映権	69,223	62,589
控除： 棚卸資産に含まれる1年以内償却予定のテレビ放映権	△46,184	△37,099
計	305,232	301,228

ソニーは、2016年3月31日現在の既公開作品にかかる未償却残高のうち約92%が、3年以内に償却されると見積もっています。2016年3月31日現在の既公開及び完成作品にかかる繰延映画製作費のうち約117,000百万円は1年以内に償却される予定です。また、未払金・未払費用に含まれる未払分配金債務約145,000百万円は1年以内に支払われる予定です。

6 関連会社に対する投資

投資先である持分法適用関連会社から提供された重要な持分法適用関連会社の財務情報及び連結財務諸表との調整項目を含む情報にもとづく合算・要約財務情報は次のとおりです。

貸借対照表

区分	2015年3月31日	2016年3月31日
	金額（百万円）	金額（百万円）
流動資産	280,485	367,465
固定資産	770,847	773,126
流動負債	208,271	245,731
固定負債及び非支配持分	657,865	709,134
持分比率	20%-50%	20%-50%

損益計算書

区分	2014年度	2015年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
売上高及び営業収入	308,399	358,256
営業利益	34,962	32,884
株主に帰属する当期純利益（損失）	△5,461	8,388
持分比率	20%-50%	20%-50%

2012年6月29日、当社の完全子会社を含む出資グループはEMI Music Publishingの買収を完了しました。この買収を達成するために、出資グループはDH Publishing, L.P.（以下「DHP」）を設立し、DHPはEMI Music Publishingを総額2,200百万米ドルで取得しました。ソニーはNile Acquisition LLCを通じてDHPに対して320百万米ドルを投資し、39.8%の持分を取得しました。Nile Acquisition LLCは、ソニーとソニーの米国音楽出版子会社の第三者投資家との合弁会社で、ソニーが74.9%の持分を保有しています。さらに、DHPはソニーの米国音楽出版子会社と管理サービスを提供する契約を締結しました。ソニーはDHP持分について持分法を適用しています。DHPはVIEと判断されますが、この詳細については注記23に記載しています。

2013年2月25日、ソニーは連結子会社であるエムスリー株式会社（以下「エムスリー」）について、ソニーが保有するエムスリーの株式（886,908株）のうち95,000株を現金対価14,236百万円で第三者への売却を完了しました。この売却にともない、ソニーが保有するエムスリーの株式はエムスリーの発行済株式総数の49.8%となり、ソニーはエムスリーを連結除外しました。2013年9月17日、ソニーは追加でエムスリーの株式155,000株（エムスリーの発行済株式総数の9.75%）を現金対価37,799百万円で第三者への売却を完了しました。上記による売却及びその後のエムスリーによる追加株式発行により、ソニーの株式保有比率は39.36%に減少しましたが、ソニーは引き続きエムスリーの大株主として、同社と医療を含む特定のビジネス分野での協業の可能性を追求していきます。なお、ソニーはエムスリーの残余持分について、持分法を適用しています。

2016年3月31日現在、エムスリーに対するソニーの投資簿価は、エムスリーの純資産に対するソニーの持分相当額を85,519百万円上回っています。この超過額の大部分は、エムスリー残余持分の公正価値への再評価によるものであり、識別可能な有形資産及び無形資産に按分されています。この無形資産は主にエムスリーの医療ウェブ・ポータルに関連しています。超過額のうち特定の資産に按分されなかった残余価値は、投資残高の一部の営業権として認識しています。無形資産として按分された金額は、それぞれの見積耐用年数（主に10年）にわたって定額法で償却し、税効果考慮後の金額を持分法による投資利益に計上しています。

2015年3月31日及び2016年3月31日現在、上記のエムスリーを除き、関連会社の純資産に対するソニーの持分相当額と関連会社に対するソニーの投資簿価との間に重要な差異はありません。

いくつかの関連会社は、東京証券取引所に上場しており、2016年3月31日現在、これらに対するソニーの投資簿価と市場価格の総額はそれぞれ108,421百万円及び365,160百万円です。

2015年3月31日及び2016年3月31日現在、持分法適用関連会社の数は、それぞれ98社及び102社です。

持分法適用関連会社との取引残高及び取引高は次のとおりです。その他の関連当事者との重要な取引高又は取引残高はありません。

	2015年3月31日	2016年3月31日
科目	金額（百万円）	金額（百万円）
売掛金	8,350	9,740
買掛金	1,887	2,044
キャピタル・リース未払金	50,001	21,025

	2014年度	2015年度
科目	金額（百万円）	金額（百万円）
売上高	29,393	33,569
仕入高	1,498	2,259
支払リース料	36,642	32,291

日本のリース会社であるSFIリーシング㈱（以下「SFIL」）は、2010年11月の事業分割後、ソニーが34%を保有し持分法を適用しています。2014年度と2015年度において、ソニーは機械装置の一部についてSFILとの間でセール・アンド・リースバック取引を行いました。詳細は注記9に記載しています。

ソニーサプライチェーンソリューション㈱は、2015年4月1日のロジスティクス事業の一部売却後、ソニーが34%を保有し持分法を適用しています。また、社名を三井倉庫サプライチェーンソリューション㈱に変更しました。三井倉庫サプライチェーンソリューション㈱とその子会社との2016年3月末時点の取引残高及び2015年度における取引高は、それぞれ4,741百万円及び22,576百万円で、これらは主に未払費用と販売費及び一般管理費に含まれています。

2014年度及び2015年度における持分法適用関連会社からの配当金は、それぞれ6,149百万円及び7,282百万円です。

7 金融資産の移転

ソニーは主にエレクトロニクス事業において複数の売掛債権売却プログラムを設定しています。これらのプログラムにより、ソニーは売掛債権を銀行又はスポンサー銀行に関連する特別目的会社に売却することができます。ソニーは2014年度及び2015年度を通じてそれぞれ合計633,190百万円及び53,267百万円の売掛債権の売却を行いました。これらの取引はソニーが売掛債権に対する支配を放棄したことから、金融資産の譲渡に関する会計基準にもとづき、売却として会計処理されます。下記に記載のあるケースを除き、これらの取引における売却損益は僅少です。ソニーは売却した売掛債権に対するサービスを継続していますが、売掛債権回収にかかるコストは僅少であるため、サービス負債を計上していません。2014年度及び2015年度を通じて、下記の売却取引からの現金受領を除いて、サービス報酬を含むこれらの取引に関連したキャッシュ・フローの純額は僅少です。

一部のプログラムにおける取引では、売却代金の一部について、関連する債権が回収されるまで留保し繰り延べることが要求されます。留保し繰り延べた売却代金の一部は当初、割引キャッシュ・フローモデルを使用して公正価値で計上され、その他の流動資産又はその他の資産に含まれます。留保し繰り延べた売却代金の評価においては、キャッシュ・フローの割引率、計上時期及び金額が重要となります。ソニーは、債権が営業活動の成果であり、かつ短期的な債権であることから金利リスクが僅少である場合、これらの債権の回収を、連結キャッシュ・フロー計算書上、営業活動によるキャッシュ・フローに含めています。ただし、以下の映画分野におけるプログラムのように、債権が長期的である場合、もしくは金利リスクが僅少とはいえない場合、これらの債権の回収は連結キャッシュ・フロー計算上、投資活動によるキャッシュ・フローに含めています。

2014年8月において、ソニーは米国のエレクトロニクス事業に関する売掛債権売却プログラムを終了しました。このプログラムにおける取引では、売却代金の一部について、関連する債権が回収されるまで留保し繰り延べることが要求されていました。ソニーが2014年度及び2015年度を通じて売却した売掛債権の合計額ならびにこれらの売却により繰り延べられた売却代金及び繰り延べられた売却代金の回収額は次のとおりです。

項目	2014年度	2015年度
	金額 (百万円)	金額 (百万円)
売却した売掛債権の合計額	50,400	—
繰り延べられた売却代金	16,150	—
繰り延べられた売却代金の回収額	22,512	—

2013年度において、ソニーは米国の映画分野に関する売掛債権売却プログラムを設定しました。このプログラムにおける取引では、売却代金の一部について、関連する債権が回収されるまで留保し繰り延べることが要求されており、2015年3月31日時点及び2016年3月31日時点の残高はそれぞれ30,893百万円、30,291百万円です。ソニーが2014年度及び2015年度を通じて売却した売掛債権の合計額ならびにこれらの売却により繰り延べられた売却代金及び繰り延べられた売却代金の回収額は次のとおりです。

項目	2014年度	2015年度
	金額 (百万円)	金額 (百万円)
売却した売掛債権の合計額	4,237	2,918
繰り延べられた売却代金	4,237	2,918
繰り延べられた売却代金の回収額	—	2,298

上記のうち一部の売掛債権売却プログラムにはVIEが関与しています。(注記23参照)

8 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券に含まれる負債証券及び持分証券は主に金融分野に含まれ、そのうち売却可能証券及び満期保有目的証券に区分されるものの取得原価、未実現評価損益及び公正価値は次のとおりです。

項目	2015年3月31日				2016年3月31日			
	取得原価 (百万円)	未実現 評価益 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 評価益 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)
売却可能証券								
負債証券								
日本国債	1,074,900	147,274	△80	1,222,094	1,136,478	218,863	△6	1,355,335
日本地方債	66,442	465	△16	66,891	60,707	86	△254	60,539
日本社債	108,109	767	△7	108,869	132,739	11,472	△230	143,981
外国国債	34,168	7,397	△111	41,454	35,896	5,724	△160	41,460
外国社債	452,145	13,645	△942	464,848	415,994	5,738	△3,185	418,547
その他	—	—	—	—	884	0	—	884
	1,735,764	169,548	△1,156	1,904,156	1,782,698	241,883	△3,835	2,020,746
持分証券	73,411	127,322	△741	199,992	44,752	70,590	△21	115,321
満期保有目的証券								
日本国債	4,846,986	819,386	△103	5,666,269	5,353,080	2,020,621	—	7,373,701
日本地方債	4,996	428	—	5,424	4,480	522	—	5,002
日本社債	26,848	4,501	—	31,349	61,811	17,382	—	79,193
外国国債	32,682	11,534	—	44,216	42,934	10,631	—	53,565
外国社債	57,783	25	—	57,808	198	24	—	222
	4,969,295	835,874	△103	5,805,066	5,462,503	2,049,180	—	7,511,683
合計	6,778,470	1,132,744	△2,000	7,909,214	7,289,953	2,361,653	△3,856	9,647,750

下記の表は、2016年3月31日現在における売却可能証券及び満期保有目的証券に区分される負債証券の取得原価及び公正価値を、契約上の償還期限別に示したものです。

2016年3月31日	売却可能証券		満期保有目的証券	
	取得原価 (百万円)	公正価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	公正価値 (百万円)
1年以内	172,912	164,603	2,841	2,879
1年超5年以内	375,988	385,222	22,738	23,583
5年超10年以内	304,275	341,233	237,263	279,200
10年超	929,523	1,129,688	5,199,661	7,206,021
合計	1,782,698	2,020,746	5,462,503	7,511,683

2014年度及び2015年度における売却可能証券の売却収入は、それぞれ217,651百万円及び315,043百万円です。これらの売却収入のうち実現総利益はそれぞれ15,656百万円及び67,205百万円であり、実現総損失はそれぞれ32百万円及び186百万円です。2015年度における売却可能証券の実現総利益のうち、46,757百万円はオリンパス株式の売却によるものです。

有価証券に含まれる売買目的証券に区分される持分証券、負債証券の残高は主に金融分野に含まれ、2015年3月31日及び2016年3月31日現在、それぞれ764,473百万円及び799,241百万円あり、2014年度において、ソニーは100,312百万円の未実現評価益、2015年度において、45,841百万円の未実現評価損を計上しました。売買目的有価証券の公正価値の変動は、主に連結損益計算書上、金融ビジネス収入に計上されています。

ソニーは通常の事業において、多くの非上場会社の株式を長期の投資有価証券として保有し、これらは投資有価証券その他に含まれています。非上場会社に対する投資残高は、2015年3月31日及び2016年3月31日現在、それぞれ64,963百万円及び71,750百万円です。非上場会社の持分証券は公正価値が容易に算定できないため、主に取得原価で計上されています。

下記の表は、2015年3月31日及び2016年3月31日現在におけるソニーの保有する投資有価証券のうち、銘柄ごとに継続して未実現評価損となっているものの公正価値と未実現評価損を、投資区分及びその期間別に示したものです。

2015年3月31日	12ヵ月未満		12ヵ月以上		合計	
	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)
売却可能証券						
負債証券						
日本国債	24,699	△80	372	—	25,071	△80
日本地方債	3,772	△5	1,702	△11	5,474	△16
日本社債	8,222	△7	—	—	8,222	△7
外国国債	4,607	△111	—	—	4,607	△111
外国社債	115,523	△887	6,653	△55	122,176	△942
	156,823	△1,090	8,727	△66	165,550	△1,156
持分証券	4,636	△730	9	△11	4,645	△741
満期保有目的証券						
日本国債	19,986	△103	—	—	19,986	△103
合計	181,445	△1,923	8,736	△77	190,181	△2,000

2016年3月31日	12ヵ月未満		12ヵ月以上		合計	
	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)
売却可能証券						
負債証券						
日本国債	2,056	△6	—	—	2,056	△6
日本地方債	38,383	△223	2,929	△31	41,312	△254
日本社債	41,206	△201	3,125	△29	44,331	△230
外国国債	5,882	△147	1,140	△13	7,022	△160
外国社債	127,369	△2,535	30,919	△650	158,288	△3,185
	214,896	△3,112	38,113	△723	253,009	△3,835
持分証券	166	△10	10	△11	176	△21
合計	215,062	△3,122	38,123	△734	253,185	△3,856

2014年度及び2015年度において実現した減損の総額は、それぞれ949百万円及び3,566百万円でした。

2016年3月31日現在、ソニーは上記の表に示される未実現評価損を含む投資の公正価値の下落は一時的であると判断しました。

9 リース

ソニーは、情報関連及びその他の機器、工場施設、事務所、倉庫、従業員の住居施設及びその他の資産の一部を賃借しています。一部の賃借契約には、更新及び購入選択権があります。なお、一部の映画製作に係る資金調達のために、第三者とキャピタル・リース契約を締結しています。また社屋、機械装置についてセール・アンド・リースバック契約を締結しています。

(1) キャピタル・リース

キャピタル・リースに該当するリース資産の内容は次のとおりです。

資産の種類	2015年3月31日	2016年3月31日
	金額（百万円）	金額（百万円）
機械装置及びその他の資産	129,432	123,816
繰延映画製作費	8,647	6,696
償却累計額	△89,470	△96,270
計	48,609	34,242

キャピタル・リースに関して、将来支払われる最低リース料の年度別の金額及びその合計額の現在価値は次のとおりです。

項目	2016年3月31日
	金額（百万円）
2016年度	13,768
2017年度	6,863
2018年度	5,933
2019年度	5,043
2020年度	4,017
2021年度以降	4,578
リース料の最低支払額合計	40,202
控除：利息相当額	2,529
現在価値	37,673
控除：短期リース未払金	13,238
長期キャピタル・リース未払金	24,435

(2) オペレーティング・リース

2014年度及び2015年度のオペレーティング・リースによる賃借料は、それぞれ92,828百万円及び94,000百万円です。2014年度及び2015年度のオペレーティング・リースによる転貸賃借料は、それぞれ1,180百万円及び1,138百万円です。2016年3月31日現在における解約不能のオペレーティング・リースによる転貸契約にもとづいて将来受け取るべき最低賃借料は2,233百万円です。2016年3月31日現在における当初の又は残存する解約不能リース期間が1年を超えるオペレーティング・リースによる最低賃借料は次のとおりです。

年度	2016年3月31日
	金額 (百万円)
2016年度	59,236
2017年度	46,690
2018年度	32,252
2019年度	44,455
2020年度	20,119
2021年度以降	104,020
将来の最低賃借料の支払額合計	306,772

(3) セール・アンド・リースバック取引

2014年度において、ソニーは、SFILとの間で、機械装置に関するセール・アンド・リースバック取引を行いました。売却代金合計8,391百万円の平均2年間の取引は、借入取引として会計処理しており、この収入額は連結キャッシュ・フロー計算書の財務活動の「長期借入」に含まれています。

2015年度において、ソニーは、SFILとの間で、機械装置に関するセール・アンド・リースバック取引を行いました。売却代金合計1,856百万円の平均2年間の取引は、借入取引として会計処理しており、この収入額は連結キャッシュ・フロー計算書の財務活動の「長期借入」に含まれています。

10 営業権及び無形固定資産

2015年度に取得した無形固定資産は123,327百万円です。このうち、123,300百万円が償却対象の資産であり、内訳は次のとおりです。

項目	当年度取得無形固定資産	加重平均償却年数
	取得原価 (百万円)	年数
特許権、ノウハウ、ライセンス契約	29,175	7
販売用ソフトウェア	18,182	3
社内利用ソフトウェア	52,067	5
その他	23,876	9

2015年度に取得した社内利用ソフトウェアは、主に多岐にわたるビジネス・プラットフォームで新たに資産計上されたものです。

償却対象の無形固定資産の内訳は次のとおりです。

項目	2015年3月31日		2016年3月31日	
	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)
特許権、ノウハウ、ライセンス契約	304,686	△190,151	337,675	△223,738
顧客関係	29,401	△6,677	36,925	△12,531
商標	31,903	△13,054	29,825	△12,979
販売用ソフトウェア	114,333	△84,640	126,743	△94,009
社内利用ソフトウェア	451,738	△295,854	448,109	△297,057
ミュージック・カタログ	225,623	△88,816	217,056	△91,303
アーティスト・コントラクト	32,387	△27,174	31,923	△28,857
テレビ放送委託契約	60,036	△11,272	59,607	△15,563
その他	68,897	△52,067	59,218	△47,475
計	1,319,004	△769,705	1,347,081	△823,512

2014年度及び2015年度における無形固定資産償却費は、それぞれ132,228百万円及び125,616百万円です。また、2015年度以降5年間の見積償却費は次のとおりです。

年度	金額（百万円）
2016年度	103,098
2017年度	85,327
2018年度	55,786
2019年度	42,212
2020年度	31,455

耐用年数が確定できない無形固定資産の内訳は次のとおりです。

項目	2015年3月31日	2016年3月31日
	金額（百万円）	金額（百万円）
商標	70,938	70,081
配給契約	18,834	18,834
その他	3,290	3,270
計	93,062	92,185

2014年度及び2015年度におけるセグメント別の営業権の推移は次のとおりです。

項目	MC	G&NS	I P & S	HE & S	デバイス	映画	音楽	金融	その他	合計
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
2014年3月31日 営業権残高 -総額	183,464	150,572	7,202	5,320	37,400	187,307	123,086	3,020	24,360	721,731
減損累計額	-	-	△300	△5,320	-	-	△306	△706	△23,296	△29,928
営業権残高	183,464	150,572	6,902	-	37,400	187,307	122,780	2,314	1,064	691,803
取得 *1	-	-	-	-	-	12,626	-	-	-	12,626
売却及び 処分	-	△617	-	-	-	△54	△4	-	-	△675
減損	△176,045	-	-	-	-	-	-	-	△1,090	△177,135
為替換算 調整	△4,134	4,444	△16	-	362	24,357	9,593	-	39	34,645
その他	1	-	-	-	-	3	-	-	△13	△9
2015年3月31日 営業権残高 -総額	179,331	154,399	7,186	5,320	37,762	224,239	132,675	3,020	24,386	768,318
減損累計額	△176,045	-	△300	△5,320	-	-	△306	△706	△24,386	△207,063
営業権残高	3,286	154,399	6,886	-	37,762	224,239	132,369	2,314	-	561,255
取得 *2	-	-	1,589	-	20,634	12,082	38,487	-	-	72,792
売却及び 処分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
減損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
為替換算 調整	-	△2,106	△138	-	△1,625	△14,804	△9,084	-	-	△27,757
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2016年3月31日 営業権残高 -総額	179,331	152,293	8,637	5,320	56,771	221,517	162,078	3,020	24,386	813,353
減損累計額	△176,045	-	△300	△5,320	-	-	△306	△706	△24,386	△207,063
営業権残高	3,286	152,293	8,337	-	56,771	221,517	161,772	2,314	-	606,290

ソニーは、2015年度の組織変更にともない、ビジネスセグメント区分の変更を行いました。この再編に関連して、従来のその他分野に含まれていたソネット株式会社及びその子会社をMC分野に、メディカル事業をI P & S分野にそれぞれ統合しました。以上のセグメント変更にともない、各分野の過年度の営業権残高を当年度の表示に合わせて組替再表示しています。これらの組替再表示に関する詳細は注記28に記載しています。

(注) *1 2014年度の映画分野における金額はCSC Media Group Ltd. (以下「CSC Media Group」) 取得に関するものです。この取得に関する詳細は注記24に記載しています。

*2 2015年度のデバイス分野における金額はAltair Semiconductor Ltd. (以下「Altair」) 取得、音楽分野における金額はOrchard Media, Inc. (以下「The Orchard」) 取得に関するものです。これらの取得に関する詳細は注記24に記載しています。

モバイル・コミュニケーション分野における営業権の減損

2014年度において、ソニーはMC分野の営業権の減損損失176,045百万円を計上しました。当該営業権の減損は、中国系スマートフォンメーカーの躍進を主な要因として、いくつかの地域における継続的な競争環境の激化を踏まえた特定の地域及び高付加価値ラインアップへの集中、ならびに普及価格帯モデルの削減といったMC分野の戦略を見

直したことによるものです。当該減損損失は、連結損益計算書のその他の営業損（純額）に含まれており、その全額がMC分野に計上されています。なお、公正価値の測定については、注記14に記載しています。

また、ソニーは前述の営業権の減損判定に関連して、MC分野の長期性資産の帳簿価額についても回収可能性を評価しました。その結果、MC分野の長期性資産に減損は発生していないと判断しました。

11 保険関連科目

金融分野に含まれる日本の子会社は、注記1に記載のとおり、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則及び会計実務に準拠して会計記録を保持していますが、米国会計原則とは、いくつかの点で異なります。

これらの相違の主なものは、1) 生命保険事業及び損害保険事業における保険契約の獲得費用は、日本会計原則では発生年度の期間費用として処理されますが、米国会計原則では繰延処理され、通常、関連する保険契約の保険料払込期間にわたって償却されること、及び2) 生命保険事業における保険契約債務について、日本会計原則では管轄の行政当局の認める方式により算定されますが、米国会計原則においては、これらの債務は、計算基礎の一定の変更を施し、平準純保険料式による評価を行って計上されることです。連結財務諸表の作成上、米国会計原則に準拠するため、このような差異は適切に調整されています。

2015年3月31日及び2016年3月31日現在の保険子会社の米国会計原則に準拠しない法定帳簿上の純資産合計は、それぞれ457,268百万円及び510,501百万円です。

(1) 保険契約

金融分野に含まれる生命保険子会社が引受ける保険契約は、ほとんどが長期契約に分類され、主に終身保険、定期保険及び傷害・医療保険契約から構成されています。2014年度及び2015年度における生命保険料収入は、それぞれ693,132百万円及び803,549百万円です。金融分野に含まれる損害保険子会社が引受ける保険契約は、短期契約に分類され、主に自動車保険契約から構成されています。2014年度及び2015年度における損害保険料収入は、それぞれ90,431百万円及び93,928百万円です。

(2) 繰延保険契約費

2014年度及び2015年度の繰延保険契約費の償却費は、それぞれ56,530百万円及び92,203百万円です。

(3) 保険契約債務

保険契約債務は、主として個人保険契約に関連しており、保有する契約から将来発生が予測される債務に見合う額が引当てられています。これらの債務はマネジメントの高度な判断と見積りを必要とし、将来の資産運用利回り、罹患率、死亡率及び契約脱退率等についての予測にもとづき平準純保険料式の評価方法により算定されます。保険契約債務は1.0%から4.5%の範囲の利率を適用して計算されており、市場環境や期待投資利益などの要素が反映されています。保険契約債務の見積りに使用される罹患率、死亡率及び契約脱退率は、保険子会社の実績あるいは保険数理上の種々の統計表に拠っています。通常は、これらの前提条件は契約時に固定されますが、前提条件と実績が大きく異なる場合、あるいは前提条件を大きく変更する場合には、ソニーは保険契約債務の追加計上を必要とする可能性があります。

2015年3月31日及び2016年3月31日現在の保険契約債務は、それぞれ4,111,894百万円及び4,497,951百万円です。

(4) 生命保険ビジネスにおける契約者勘定

生命保険ビジネスにおける契約者勘定は、勘定預り金累積元本に付与利息を加えたものから、引出額、経費及び危険保険料を差し引いた額を表しており、ユニバーサル保険及び投資契約等から構成されています。ユニバーサル保険には、利率変動型終身保険及び変額保険が含まれています。利率変動型終身保険に対する付与利率は1.9%から2.0%です。変額保険については、保険契約の価値は投資ユニットの観点から表示されます。各ユニットは資産ポートフォリオに関連しており、ユニットの価値の増減は、関連する資産ポートフォリオの価値にもとづいています。投資契約には、主に一時払養老保険契約、一時払学資保険契約及び年金開始後契約が含まれています。投資契約に対する付与利率は、0.1%から6.3%です。

生命保険ビジネスにおける契約者勘定の内訳は次のとおりです。

項目	2015年3月31日	2016年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
ユニバーサル保険	1,555,700	1,634,642
投資契約	591,951	638,737
その他	111,863	127,941
合計	2,259,514	2,401,320

12 短期借入金及び長期借入債務
短期借入金の内訳は次のとおりです。

項目	2015年3月31日		2016年3月31日	
	金額 (百万円)	摘要	金額 (百万円)	摘要
無担保借入金	56,008	加重平均利率：年4.64%	86,467	加重平均利率：年7.70%
債券貸借取引受入担保金	—		62,805	加重平均利率：年0.01%
担保付コールマネー	6,000	加重平均利率：年0.10%	—	
短期借入金合計	62,008		149,272	

2016年3月31日現在、簿価48,691百万円の投資有価証券が、国内の金融子会社の短期の債券貸借取引62,805百万円に対する担保として設定されています。この取引は、契約の解除による清算に該当する場合、純額決済することができます。

また、国内の金融子会社において為替決済、デリバティブ等の取引の担保として簿価34,749百万円の有価証券及び投資有価証券を差し入れています。

長期借入債務の内訳は次のとおりです。

項目	2015年3月31日		2016年3月31日	
	金額 (百万円)	摘要	金額 (百万円)	摘要
無担保借入金 (借入先：主として銀行)	425,437	利率：年0.29%から5.10%まで 返済期限：2015年から2024年まで	237,850	利率：年0.27%から5.47%まで 返済期限：2016年から2024年まで
無担保社債 (未償却ディスカウント控除後)	30,000	利率：年1.57% 満期：2015年	—	
無担保社債 (未償却ディスカウント控除後)	24,999	利率：年1.75% 満期：2015年	—	
無担保社債	10,000	利率：年0.55% 満期：2016年	10,000	利率：年0.55% 満期：2016年
無担保社債	45,000	利率：年0.66% 満期：2017年	45,000	利率：年0.66% 満期：2017年
無担保社債	10,000	利率：年0.43% 満期：2018年	10,000	利率：年0.43% 満期：2018年
無担保社債	150,000	利率：年0.86% 満期：2018年	150,000	利率：年0.86% 満期：2018年
無担保社債	16,300	利率：年2.00% 満期：2018年	16,300	利率：年2.00% 満期：2018年
無担保社債	50,000	利率：年2.07% 満期：2019年	50,000	利率：年2.07% 満期：2019年
無担保社債	10,000	利率：年1.41% 満期：2022年	10,000	利率：年1.41% 満期：2022年
無担保転換社債型 新株予約権付社債	—		120,000	利率：ゼロクーポン 満期：2022年 期限前償還可能 転換価額：5,008円

項目	2015年3月31日		2016年3月31日	
	金額 (百万円)	摘要	金額 (百万円)	摘要
担保付借入金	20,000	利率：年0.10% 満期：2016年	40,000	利率：年0.10% 満期：2016年から2019年まで
キャピタル・リース 未払金等	66,880	利率：年0.36%から8.07%まで 支払期間：2015年から2025年まで	43,248	利率：年0.36%から9.99%まで 支払期間：2016年から2024年まで
預り保証金	12,988		11,875	
小計	871,604		744,273	
控除：1年以内に返 済期限の到来する額	159,517		187,668	
長期借入債務合計	712,087		556,605	

2016年3月31日現在、簿価44,241百万円の有価証券及び投資有価証券が、国内の金融子会社の長期借入金40,000百万円に対する担保として設定されています。

2012年3月に、ソニーは、エリクソン保有のソニー・エリクソン持分50%の取得等の資金に充当するため、複数の銀行から1,365百万米ドルの無担保長期借入（6年、10年満期）を行いました。この借入は、日本企業による海外M&A支援等を目的として創設された、国際協力銀行の「円高対応緊急ファシリティ」を活用したものです。この借入契約では、将来において当社及びその完全子会社が電話機能を有する携帯端末に関する事業を実施しなくなった場合、借入金残高の全額を期限前に一括弁済する義務が生じます。2016年3月、借入総額1,365百万米ドルのうち、682百万米ドルを返済しました。その結果、2016年3月31日現在の借入残高は683百万米ドルとなりました。

2015年7月21日、ソニーは、発行価額120,000百万円、2022年満期の130%コールオプション条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（ゼロクーポン）（以下「本社債」）を発行しました。本社債の新株予約権の行使期間は、2015年9月1日から2022年9月28日までであり、当初の転換価額は5,008円です。標準的な希薄化防止条項とは別に、合併や会社分割などの組織再編や上場廃止等による繰上償還が行われる前の一定期間に転換価額は減額されます。減額される金額は、転換価額減額開始日及び本社債の要項に定める当社普通株式の参照株価に応じて、一定の方式にしたがって決定されます。減額された後の転換価額の上限は5,008円、下限は3,526.5円です。転換価額は、各事業年度の1株当たり配当額が25円を上回る場合にも調整されます。ソニーは、2020年7月21日以降、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、20連続取引日にわたり当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、その選択により、残存する本社債の全部を額面金額の100%で繰上償還する権利を有します。本社債は、組込デリバティブの分離会計を必要とされていません。本社債には、重大な不利益を及ぼす財務制限条項は存在しません。

また、その他の短期借入金及び長期借入債務に、重大な不利益を及ぼす財務制限条項やクロスデフォルト条項は存在しません。

長期借入債務の各年度の返済予定額は次のとおりです。

年度	2016年3月31日
	金額（百万円）
2016年度	187,668
2017年度	82,616
2018年度	202,151
2019年度	75,474
2020年度	4,429
2021年度以降	191,935
合計	744,273

2016年3月31日現在、ソニーの未使用コミットメントラインは523,043百万円であり、契約している金融機関から通常180日を超えない期間で借入れることができます。さらにソニーは838,040百万円のコマーシャルペーパー・プログラムを設定しています。このプログラムにより、ソニーは通常270日を超えない期間でコマーシャルペーパーを発行することができます。

13 銀行ビジネスにおける住宅ローン及び顧客預金

(1) 銀行ビジネスにおける住宅ローン

ソニーは通常の事業を通じて金融債権を取得し、また保有しています。ソニーが保有する金融債権の大部分は銀行ビジネスにおける住宅ローンによって構成され、その他個別に重要性のある金融債権はありません。

銀行ビジネスに含まれる子会社は、債務者ごとに資金状況や延滞状況に応じた区分にもとづき、住宅ローンの信用状況をモニタリングしています。債務者の延滞状況は日常的に確認し、区分については四半期ごとに見直しています。

住宅ローンに対応する貸倒引当金は、上述の区分と担保の状況に応じて設定されています。銀行ビジネスにおける住宅ローン残高及びこれに対応する貸倒引当金の残高は、2015年3月31日現在でそれぞれ1,074,386百万円及び1,037百万円、2016年3月31日現在でそれぞれ1,235,311百万円及び910百万円です。2014年度及び2015年度において、銀行ビジネスにおける住宅ローンの償却及び貸倒引当金の変動で、重要なものはありません。

また、2015年3月31日及び2016年3月31日現在、銀行ビジネスにおける住宅ローンのうち、未収利息の計上を行っていない債権及び延滞が発生している債権で、重要なものはありません。

(2) 銀行ビジネスにおける顧客預金

金融分野に含まれる銀行ビジネスにおける顧客預金は、その全額が利付預金です。2015年3月31日及び2016年3月31日現在、契約額が100百万円以上の定期預金の残高は、それぞれ256,391百万円及び247,766百万円です。これらの顧客預金は主に満期日以前に引き出し可能なため、流動負債に分類されています。

2016年3月31日現在の残存期間が1年を超える定期預金残高は次のとおりです。

年度	2016年3月31日
	金額（百万円）
2017年度	13,882
2018年度	9,101
2019年度	9,982
2020年度	13,750
2021年度	8,626
2022年度以降	51,827
残存期間が1年を超える定期預金残高合計	107,168

14 公正価値による測定

注記3に記載のとおり、公正価値による測定に関する会計基準にもとづき、ソニーが保有する資産及び負債は下記のとおり区分され、会計処理されています。

(1) 継続的に公正価値測定されている資産・負債

ソニーが各金融商品の公正価値測定に利用している評価手法、それが通常どの公正価値のレベルに分類されているかは以下のとおりです。

売買目的有価証券、売却可能証券及びその他の投資

活発な市場における取引価格が利用可能である場合、有価証券の公正価値の階層はレベル1に分類されます。レベル1の有価証券には、上場持分証券が含まれています。取引価格を利用できないもしくは市場が活発でない有価証券については、価格モデル、類似の特徴をもつ有価証券の取引価格あるいは割引キャッシュ・フローモデルを使用して公正価値を見積もり、主にレベル2に分類されます。レベル2の有価証券には、公社債の大部分など、上場されている金融商品ほどには活発に取引されていない取引価格により評価された負債証券が含まれています。取引量が少ないもしくは評価に使用する基礎データの観察可能性が低い有価証券については、レベル3に分類しています。レベル3の有価証券には、通常、レベル1・レベル2に分類されなかった複合金融商品やプライベートエクイティ投資が含まれています。

デリバティブ

上場されているデリバティブで、その取引価格を使用して公正価値が測定されているデリバティブは、レベル1に分類されます。しかしながら、上場されているデリバティブ契約は少数であり、ソニーが保有するデリバティブの多くは、容易に観察可能な市場パラメータを評価の基礎として利用したソニー内部のモデルによる評価を行っています。利用しているパラメータには、活発に価格が形成されているものや、価格情報提供者のような外部業者から入手したものが含まれています。デリバティブの種類や契約条項に応じて、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデル等の評価手法により公正価値を測定するとともに、その手法を継続的に適用しています。ソニーは、開発後一定期間を経過しているようなデリバティブ商品について、金融業界において広く受け入れられている評価モデルを使用しています。これらのモデルは、満期までの期間を含むデリバティブ契約の条項や、金利、ボラティリティ、取引相手の信用格付け等の市場で観察されるパラメータを使用しています。さらに、これらのモデルの多くは、その評価方法に重要な判断を必要としないものであり、モデルで使用している基礎データ自体も活発な価格付けが行われる市場で容易に観察可能なものであるため、主観性の高いものではありません。これらの手法で評価されている金融商品は、通常、レベル2に分類されています。

ソニーは、金利スワップの公正価値を決定するにあたり、市場において観察可能で、該当する金融商品の期間に対応する金利のイールドカーブを使用した将来見積キャッシュ・フローの現在価値を使用しています。ソニーは、外国為替のデリバティブについて、直物相場、時間価値及びボラティリティ等、市場で観察可能な基礎データを利用した先物為替予約や通貨オプションの評価モデルを使用しています。これらのデリバティブは、そのデリバティブ資産・負債の公正価値の測定に際して、主に観察可能な基礎データを使用しているため、レベル2に分類されています。

2015年3月31日及び2016年3月31日現在、ソニーにおいて継続的に公正価値で測定されている資産・負債の公正価値は、次のとおりです。

項目	2015年3月31日							
	金額（百万円）							
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	連結貸借対照表計上科目			
有価証券					投資有価証券その他	その他流動資産・負債	その他固定資産・負債	
資産								
売買目的有価証券	452,830	311,643	—	764,473	764,473	—	—	—
売却可能証券								
負債証券								
日本国債	—	1,222,094	—	1,222,094	3,124	1,218,970	—	—
日本地方債	—	66,891	—	66,891	1,474	65,417	—	—
日本社債	—	105,363	3,506	108,869	27,030	81,839	—	—
外国国債	2,861	38,593	—	41,454	136	41,318	—	—
外国社債	—	455,357	9,491	464,848	139,540	325,308	—	—
持分証券	199,874	118	—	199,992	—	199,992	—	—
その他の投資*1	9,306	4,606	74,641	88,553	—	88,553	—	—
デリバティブ資産*2	—	30,407	—	30,407	—	—	29,951	456
資産合計	664,871	2,235,072	87,638	2,987,581	935,777	2,021,397	29,951	456
負債								
デリバティブ負債*2	612	47,712	—	48,324	—	—	23,092	25,232
負債合計	612	47,712	—	48,324	—	—	23,092	25,232

項目	2016年3月31日							
	金額（百万円）							
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	連結貸借対照表計上科目			
有価証券					投資有価証券その他	その他流動資産・負債	その他固定資産・負債	
資産								
売買目的有価証券	501,448	297,793	—	799,241	799,241	—	—	—
売却可能証券								
負債証券								
日本国債	—	1,355,335	—	1,355,335	5,084	1,350,251	—	—
日本地方債	—	60,539	—	60,539	6,515	54,024	—	—
日本社債	—	140,635	3,346	143,981	5,727	138,254	—	—
外国国債	—	41,460	—	41,460	2,309	39,151	—	—
外国社債	—	402,694	15,853	418,547	124,680	293,867	—	—
その他	—	—	884	884	—	884	—	—
持分証券	115,200	121	—	115,321	—	115,321	—	—
その他の投資*1	7,179	4,027	13,463	24,669	—	24,669	—	—
デリバティブ資産*2	437	17,391	—	17,828	—	—	17,257	571
資産合計	624,264	2,319,995	33,546	2,977,805	943,556	2,016,421	17,257	571
負債								
デリバティブ負債*2	668	48,467	—	49,135	—	—	20,680	28,455
負債合計	668	48,467	—	49,135	—	—	20,680	28,455

(注) *1 その他の投資には、複合金融商品やプライベートエクイティ投資が含まれています。

*2 デリバティブ資産・負債は総額で認識及び開示されています。

一部の売買目的有価証券及び売却可能証券は活発な市場における取引価格が利用可能になったため、レベル1へ移動しました。2014年度及び2015年度の移動額はそれぞれ3,460百万円及び3,556百万円です。また、一部の売買目的有価証券及び売却可能証券は活発な市場における取引価格が利用できなくなったため、レベル1から移動しました。2014年度及び2015年度の移動額はそれぞれ13,376百万円及び2,716百万円です。

2014年度及び2015年度におけるレベル3に分類されている資産・負債の公正価値の変動は、次のとおりです。

項目	2014年度		
	金額 (百万円)		
	資産		
	売却可能証券		その他の投資
	負債証券		
日本社債	外国社債		
期首残高	1,011	6,807	75,837
実現及び未実現損益			
損益に含まれる金額*1	—	522	1,397
その他の包括利益 (損失) に含まれる金額*2	△5	593	153
購入	2,500	15,222	522
償還	—	△4,653	△3,268
レベル3からの移動*3	—	△9,000	—
期末残高	3,506	9,491	74,641
損益に含まれる金額のうち、年度末に 保有する資産の未実現利益*1	—	—	1,397

項目	2015年度			
	金額 (百万円)			
	資産			
	売却可能証券			その他の投資
	負債証券			
日本社債	外国社債	その他		
期首残高	3,506	9,491	—	74,641
実現及び未実現損益				
損益に含まれる金額*1	6	458	—	△2,653
その他の包括利益 (損失) に含まれる金額*2	30	△791	—	△2,316
購入	2,798	11,214	1,000	657
売却	△3,000	△4,872	—	—
償還	—	△641	△116	△56,866
レベル3への移動*4	2,002	1,498	—	—
レベル3からの移動*3	△1,996	△504	—	—
期末残高	3,346	15,853	884	13,463
損益に含まれる金額のうち、年度末に 保有する資産の未実現損失*1	—	△56	—	△2,653

(注) *1 連結損益計算書上、金融ビジネス収入に含まれています。

*2 連結包括利益計算書上、未実現有価証券評価益に含まれています。

*3 取引価格が利用可能となったため、一部の社債がレベル3から移動しました。

*4 証券業者から入手した指標価格にもとづく公正価値と内部で組成した価格との間に重要な乖離が生じ、また基礎データの観察可能性が低下したため、一部の社債がレベル3へ移動しました。

レベル3の資産には、主として日本の主要株価指標（日経平均株価）にもとづき価格が変動する複合金融商品、プライベートエクイティ投資及び市場における取引価格が利用できず、基礎データの観察可能性が低い国内外の社債が含まれています。その公正価値を測定するにあたり、ソニーは主に証券業者から得た指標価格等の第三者の価格に調整を加えることなく使用しています。ソニーは、その公正価値の検証のため、主として市場参加者が公正価値の測定に通常使用すると想定される仮定を用いてマネジメントが行う重要な判断や見積りを含む内部の価格モデルを使用しています。

(2) 非継続的に公正価値測定されている資産・負債

ソニーは特定の事象が生じた場合に非継続的に公正価値測定される資産及び負債を保有しています。

2014年度及び2015年度において公正価値で測定されている資産・負債は、次のとおりです。

項目	2014年度			
	金額（百万円）			
	見積公正価値			損益 計上額
	レベル1	レベル2	レベル3	
資産				
長期性資産の減損	—	—	768	△18,926
営業権の減損	—	—	0	△177,135
				△196,061

項目	2015年度			
	金額（百万円）			
	見積公正価値			損益 計上額
	レベル1	レベル2	レベル3	
資産				
長期性資産の減損	—	—	19,680	△92,544
				△92,544

長期性資産の減損

2014年度において、ソニーはHE & S分野で液晶テレビ関連資産の減損損失を4,929百万円計上しました。この減損は主に有形固定資産及び一部の無形固定資産の見積公正価値の減少を反映しています。液晶テレビ資産グループでは、日本・欧州・北米の液晶テレビ市場環境の継続的な悪化や為替の悪影響を、当該資産グループに関連する長期性資産に対応する将来キャッシュ・フロー見込みに反映させた結果、減損損失の計上が必要になりました。

2014年度において、ソニーはその他分野におけるディスク製造事業資産グループの減損損失を8,608百万円計上しました。日本及び米国以外の、主に2015年3月に追加の構造改革を開始した欧州に起因するキャッシュ・フローの低下予想及びディスクメディアの想定以上の市場縮小の加速を将来キャッシュ・フロー見込みに反映させた結果、減損損失の計上が必要となりました。

2015年度において、ソニーはデバイス分野で電池事業資産グループの減損損失を30,643百万円を計上しました。競合他社との競争激化といった要因を踏まえ、ソニーは事業及び市場トレンドを踏まえた戦略の精査を行った結果、長期性資産の計上金額の全額を回収する十分な将来キャッシュ・フローが得られないと判断したため、減損損失を計上しました。

2015年度において、ソニーはデバイス分野でカメラモジュール事業資産グループの減損損失を59,616百万円計上しました。将来の需要見込みの減少といった要因を踏まえ、ソニーは事業及び市場状況の戦略的見直しを行った結果、長期性資産の計上金額の全額を回収する十分な将来キャッシュ・フローが得られないと判断したため、減損損失を計上しました。

公正価値の測定にあたって考慮された、資産の状況、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来見積キャッシュ・フロー固有のリスクを考慮した割引率といった重要な基礎データは観察不能であるた

め、当該公正価値測定はレベル3に分類されています。ディスク製造事業の長期性資産の公正価値測定は、10%の割引率及び $\Delta 5\%$ から $\Delta 9\%$ の見積収益成長率が使用されています。電池事業の長期性資産の公正価値測定は、10%の割引率及びゼロから14%の見積収益成長率が使用されています。また、カメラモジュール事業の長期性資産の公正価値測定は、10%の割引率及びゼロから108%の見積収益成長率が使用されています。カメラモジュールの高水準の見積収益成長率は、近いうちに導入される新製品からの売上見込みを反映したものです。

営業権の減損

注記10に記載のとおり、2014年度において、ソニーはMC分野の営業権の減損損失176,045百万円を計上しました。ソニーは、将来見積キャッシュ・フローの現在価値にもとづいて、MC報告単位の公正価値を測定しています。公正価値を測定するにあたって考慮された、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来見積キャッシュ・フロー固有のリスクを考慮した割引率といった重要な基礎データは観察不能であるため、当該公正価値測定はレベル3に分類されています。MC報告単位の公正価値測定は、12%の割引率及び $\Delta 3\%$ から11%の見積収益成長率が使用されています。

(3) 金融商品

公正価値で計上されない金融商品のレベル別見積公正価値は次のとおりです。

項目	2015年3月31日				
	金額（百万円）				
	見積公正価値				簿価
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	合計
資産					
銀行ビジネスにおける住宅ローン	—	1,181,554	—	1,181,554	1,074,386
資産合計	—	1,181,554	—	1,181,554	1,074,386
負債					
長期借入債務（1年以内に返済期限の到来する長期借入債務を含む）	—	878,609	—	878,609	871,604
生命保険ビジネスにおける契約者勘定に含まれる投資契約	—	586,331	—	586,331	591,951
負債合計	—	1,464,940	—	1,464,940	1,463,555

項目	2016年3月31日				
	金額（百万円）				
	見積公正価値				簿価
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	合計
資産					
銀行ビジネスにおける住宅ローン	—	1,369,157	—	1,369,157	1,235,311
資産合計	—	1,369,157	—	1,369,157	1,235,311
負債					
長期借入債務（1年以内に返済期限の到来する長期借入債務を含む）	—	755,631	—	755,631	744,273
生命保険ビジネスにおける契約者勘定に含まれる投資契約	—	677,375	—	677,375	638,737
負債合計	—	1,433,006	—	1,433,006	1,383,010

現金・預金及び現金同等物、コールローン、定期預金、受取手形及び売掛金、コールマネー、短期借入金、支払手形及び買掛金、及び銀行ビジネスにおける顧客預金は主として短期取引であり、おおむね公正価値で計上されているため、上記の表から除かれています。また、注記8に記載されている満期保有目的証券についても上記の表から除かれています。

現金・預金及び現金同等物、コールローン及びコールマネーはレベル1に分類されます。定期預金、短期借入金及び銀行ビジネスにおける顧客預金は、レベル2に分類されます。連結貸借対照表の有価証券及び投資有価証券その他に含まれる満期保有目的証券は、公社債の大部分など、上場されている金融商品ほどには活発に取引されていない取引価格により評価された負債証券が含まれ、主にレベル2に分類されます。

連結貸借対照表の投資有価証券その他に含まれる銀行ビジネスにおける住宅ローンの公正価値は、将来キャッシュ・フローを見積もり、LIBORベースのイールドカーブに一定のリスクプレミアムを加味した割引率で割り引いて算定しています。1年以内返済予定分を含む長期借入債務及び生命保険ビジネスにおける契約者勘定に含まれる投資契約の公正価値は、市場価値又は類似した負債をソニーが新たに借入れる場合に適用される利子率を使って、将来の返済額を現在価値に割引いた金額で見積もられています。

15 デリバティブ及びヘッジ活動

ソニーは通常の事業において取得した、金融資産・負債を含む金融商品を所有しています。これらの金融商品は外国為替レートの変動及び金利変動に起因する市場リスクにさらされています。これらのリスクを軽減するため、ソニーは一貫したリスク管理方針にしたがい、先物為替予約、通貨オプション契約、金利スワップ契約（金利通貨スワップ契約を含む）を含むデリバティブを利用しています。金融分野においては、資産負債の総合管理（以下「ALM」）の一環として、その他のデリバティブも利用しています。これらのデリバティブは信用度の高い金融機関との間で取引されており、ほとんどの外国為替にかかる契約は米ドル、ユーロ及びその他の主要国の通貨で構成されています。これらのデリバティブは主として貸借対照表日より6ヵ月以内に決済日もしくは行使日を迎えるものです。金融分野においてALMの一環として利用されている一部のデリバティブを除き、ソニーは、売買もしくは投機目的でこれらのデリバティブを利用していません。金融分野においてALMの一環として利用されているデリバティブ取引は、あらかじめ定められたリスク管理方針にしたがい、一定の極度の範囲内で行われています。

ソニーが保有するデリバティブは下記のとおり区分され、会計処理されています。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ及びそのヘッジ対象はともに公正価値で連結貸借対照表に計上されています。また、公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動は損益に計上され、ヘッジ対象の簿価変動による損益を相殺しています。

2014年度及び2015年度において、これらの公正価値ヘッジに非有効部分はありませぬ。また、公正価値ヘッジの有効性評価から除外された金額はありませぬ。

キャッシュ・フローヘッジ

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動は、当初その他の包括利益に計上され、ヘッジ対象取引が損益に影響を与える時点で損益に振替えられています。

2015年度において、損益に含まれた非有効部分の金額は僅少です。また、キャッシュ・フローヘッジの有効性評価から除外された金額はありませぬ。なお、2014年度において、キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブはありませぬでした。

ヘッジとして指定されていないデリバティブ

ヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値変動は、直ちに損益に計上されています。

ソニーが保有するデリバティブの利用目的及び区分は下記のとおりです。

先物為替予約及び通貨オプション契約

ソニーは主として、予定された連結会社間の外貨建て取引及び外貨建て売上債権・買入債務から生じるキャッシュ・フローの外国為替レートの変動によるリスクを軽減するため、先物為替予約、買建て通貨オプション契約及び売建て通貨オプション契約を利用しています。なお、売建て通貨オプション契約は主に、買建て通貨オプション契約との組み合わせオプションとして行われており、対応する買建て通貨オプション契約と同月内に行使日を迎えるものです。

また、2015年度においてソニーは外貨建て買入債務から生じるキャッシュ・フローを固定するため先物為替予約を利用しました。これらのデリバティブは、キャッシュ・フローヘッジのヘッジ手段として指定されました。

一方、ヘッジとして指定されていないその他の先物為替予約及び通貨オプション契約の公正価値変動は、その他の収益・費用として直ちに損益に計上されています。

なお、一部の金融子会社が保有する先物為替予約、通貨オプション契約及び通貨スワップ契約の公正価値変動は、金融ビジネス収入として直ちに損益に計上されています。

金利スワップ契約（金利通貨スワップ契約を含む）

金利スワップ契約は、主に資金調達コストの引き下げ、資金調達手段の多様化、金利及び外国為替レートの不利な変動ならびに公正価値変動がもたらす借入債務及び売却可能負債証券にかかるリスクを軽減するために利用されています。

金融分野で締結している一部の金利スワップ契約は、固定金利付き売却可能負債証券の公正価値変動に起因するリスクを軽減するために利用されています。これらのデリバティブは、金融分野の固定金利付き売却可能負債証券にかかる公正価値変動リスクに対するヘッジとしてみなされることから、公正価値ヘッジのヘッジ手段として指定されています。

一部の金融子会社がALMの一環として保有する金利スワップ契約の公正価値変動は、金融ビジネス収入として直ちに損益に計上されています。

上記以外のヘッジとして指定されていない金利スワップ契約は、変動金利付き借入債務の金利変動に起因するリスク軽減のために利用されており、その公正価値変動は、その他の収益・費用として直ちに損益に計上されています。

その他の契約

一部の金融子会社がALMの一環として保有する株式先物契約、その他の外国為替契約及び複合金融商品の公正価値変動は、金融ビジネス収入として直ちに損益に計上されています。

組込デリバティブをともなう複合金融商品は、組込デリバティブを分離せず、複合金融商品全体として公正価値で評価しています。複合金融商品は、負債証券として注記8に記載されています。

ソニーの保有するデリバティブの公正価値は次のとおりです。

ヘッジとして指定された デリバティブ	科目	公正価値 (百万円)		科目	公正価値 (百万円)	
	デリバティブ資産	2015年 3月31日	2016年 3月31日	デリバティブ負債	2015年 3月31日	2016年 3月31日
金利契約	前払費用及び その他の流動資産	11	16	流動負債 その他	954	665
金利契約	その他の資産 その他	207	33	固定負債 その他	23,899	22,605
外国為替契約	前払費用及び その他の流動資産	40	1			
計		258	50		24,853	23,270
ヘッジとして指定されて いないデリバティブ	科目	公正価値 (百万円)		科目	公正価値 (百万円)	
	デリバティブ資産	2015年 3月31日	2016年 3月31日	デリバティブ負債	2015年 3月31日	2016年 3月31日
金利契約				流動負債 その他	-	38
金利契約	その他の資産 その他	222	538	固定負債 その他	1,178	5,850
外国為替契約	前払費用及び その他の流動資産	29,899	16,803	流動負債 その他	21,526	19,309
外国為替契約	その他の資産 その他	28	-	固定負債 その他	155	-
株式契約	前払費用及び その他の流動資産	-	437	流動負債 その他	612	668
計		30,149	17,778		23,471	25,865
デリバティブ合計		30,407	17,828		48,324	49,135

2014年度及び2015年度における、デリバティブの連結損益計算書への影響額は次のとおりです。

公正価値ヘッジとして指定された デリバティブ	科目	損益に計上された金額（百万円）	
		2014年度	2015年度
金利契約	金融ビジネス収入	△8,271	△8,300
外国為替契約	為替差損（純額）	△9	3
計		△8,280	△8,297

キャッシュ・フローヘッジとして 指定されたデリバティブ	科目	損益に計上された金額（百万円）	
		2014年度	2015年度
その他の包括利益に計上された損益			
外国為替契約	-	-	1,914
計		-	1,914
累積その他の包括利益からの組替額 （有効部分）			
外国為替契約	為替差損（純額）	-	△8
外国為替契約	売上原価	-	△3,104
計		-	△3,112

ヘッジとして指定されて いないデリバティブ	科目	損益に計上された金額（百万円）	
		2014年度	2015年度
金利契約	金融ビジネス収入	△3,579	△5,499
金利契約	為替差損（純額）	883	-
外国為替契約	金融ビジネス収入	△1,942	4,166
外国為替契約	為替差損（純額）	13,375	△14,501
株式契約	金融ビジネス収入	△2,725	3,267
計		6,012	△12,567

デリバティブの種類別の想定元本を含む追加情報は次のとおりです。

種類	2015年3月31日		2016年3月31日	
	想定元本 （百万円）	公正価値 （百万円）	想定元本 （百万円）	公正価値 （百万円）
外国為替契約				
先物為替予約	1,335,811	11,654	1,030,020	△5,118
買建て通貨オプション	9,920	202	211	2
売建て通貨オプション	568	△3	210	△2
通貨スワップ	754,056	△3,872	729,632	△99
その他の外国為替契約	83,980	305	75,157	2,712
金利契約				
金利スワップ	402,049	△25,591	436,739	△28,571
株式契約				
株式先物契約	21,903	△612	72,794	△231

全てのデリバティブは貸借対照表上、資産又は負債として総額計上されていますが、一部の子会社は国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」）マスター契約を中心としたマスターネットリング契約又は類似の契約を結んでいます。ISDAマスター契約は、複数のデリバティブ契約を結んでいる二者間の契約で、一方当事者について期限の利益喪失事由又は解約事由が発生した場合、これらのデリバティブ契約の中で対象となる契約について解約時の価額を算出し、両当事者間の決済を単一の通貨にて単一の純額決済で行うことができます。

2015年3月31日及び2016年3月31日時点でのデリバティブ資産、デリバティブ負債、金融資産及び金融負債の相殺の影響は次のとおりです。

項目	2015年3月31日			
	貸借対照表上総額 で表示された金額 (百万円)	貸借対照表上相殺されていないマスタ ーネットリング契約にかかる金額		純額 (百万円)
		金融商品 (百万円)	現金担保 (百万円)	
デリバティブ資産				
マスターネットリング契約の対象と なるデリバティブ	26,032	10,387	-	15,645
マスターネットリング契約の対象と ならないデリバティブ	4,375			4,375
計	30,407	10,387	-	20,020
デリバティブ負債				
マスターネットリング契約の対象と なるデリバティブ	43,791	37,820	612	5,359
マスターネットリング契約の対象と ならないデリバティブ	4,533			4,533
計	48,324	37,820	612	9,892

項目	2016年3月31日			
	貸借対照表上総額 で表示された金額 (百万円)	貸借対照表上相殺されていないマスタ ーネットリング契約にかかる金額		純額 (百万円)
		金融商品 (百万円)	現金担保 (百万円)	
デリバティブ資産				
マスターネットリング契約の対象と なるデリバティブ	10,251	6,990	312	2,949
マスターネットリング契約の対象と ならないデリバティブ	7,577			7,577
計	17,828	6,990	312	10,526
デリバティブ負債				
マスターネットリング契約の対象と なるデリバティブ	46,328	28,527	8,269	9,532
マスターネットリング契約の対象と ならないデリバティブ	2,807			2,807
債券貸借取引受入担保金	62,805	61,864	-	941
計	111,940	90,391	8,269	13,280

16 年金及び退職金制度

(1) 確定給付制度及び退職金制度

当社及び国内子会社の従業員は、通常、退職時に以下のような退職一時金又は年金の受給資格を付与されます。当社及び一部の子会社では、1年間の従業員個別の貢献を反映したポイントが毎年加算されるポイント制度を採用しています。このポイント制度のもとでは自己都合退職、会社都合退職にかかわらず、過去の勤務にもとづく累積ポイントと累積ポイントをベースに加算される利息ポイントの合計にもとづいて退職金支給額が計算されます。

この年金制度のもとでは、一般的には現行の退職金規則による退職金の65%がこの制度により充当されます。残りの部分については、会社が支払う退職一時金により充当されます。年金給付は退職する従業員の選択により一時払いあるいは月払いの年金として支給されます。年金基金へ拠出された資金は、関係法令にしたがい数社の金融機関により運用されています。

2012年4月1日より、当社及びほぼ全ての国内子会社は、終身年金を有期年金に変更するなどの現行年金制度の改定を行いました。また、確定拠出年金制度を導入し、2012年4月1日以降の入社者は確定給付年金制度には加入しません。

いくつかの海外子会社は、ほぼ全従業員を対象とする確定給付年金制度あるいは退職一時金制度を有し、拠出による積立てを行うか又は引当金を計上しています。これらの制度にもとづく給付額は、主に現在の給与と勤続年数によって計算されます。

2014年度及び2015年度の純期間退職・年金費用の内訳は次のとおりです。

純期間退職・年金費用（△収益）：

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2014年度	2015年度	2014年度	2015年度
勤務費用	24,350	24,670	3,188	3,504
利息費用	11,583	8,689	13,040	12,096
年金制度資産期待運用収益	△19,252	△20,853	△12,993	△14,117
会計基準変更時差異の償却	—	—	10	10
年金数理純損益の償却	9,867	8,588	2,991	4,236
過去勤務費用の償却	△9,614	△9,489	△639	△478
縮小・清算による影響額	—	—	31	354
純期間退職・年金費用	16,934	11,605	5,628	5,605

累積その他の包括利益で認識された年金数理純損益、過去勤務費用及び会計基準変更時差異のうち、2016年度の純期間退職・年金費用として認識されると見込まれる償却費は、それぞれ23,195百万円、9,974百万円及び5百万円です。

退職給付債務及び年金制度資産の変動、年金制度の財政状況の内訳は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2015年3月31日	2016年3月31日	2015年3月31日	2016年3月31日
退職給付債務の変動				
期首退職給付債務	847,446	890,415	313,698	394,704
勤務費用	24,350	24,670	3,188	3,504
利息費用	11,583	8,689	13,040	12,096
従業員による拠出額	—	—	752	676
退職給付制度改定による影響額	—	—	△283	—
年金数理純損失*	48,061	144,416	74,801	△21,868
為替相場の変動による影響額	—	—	7,214	△16,893
縮小・清算による影響額	—	—	△3,932	△1,246
連結範囲の変更による影響額	△4	—	—	—
その他	△2,696	△14	—	—
退職給付支払額	△38,325	△33,892	△13,774	△14,098
期末退職給付債務	890,415	1,034,284	394,704	356,875
年金制度資産の変動				
期首年金制度資産公正価値	654,792	710,602	225,024	280,216
年金制度資産運用収益	74,447	△9,030	54,928	△6,035
為替相場の変動による影響額	—	—	5,752	△13,095
会社による拠出額	7,978	1,951	9,434	7,905
従業員による拠出額	—	—	752	676
縮小・清算による影響額	—	—	△2,989	△504
その他	△1,934	—	—	—
退職給付支払にともなう払出額	△24,681	△24,091	△12,685	△12,822
期末年金制度資産公正価値	710,602	679,432	280,216	256,341
年金制度の財政状況	△179,813	△354,852	△114,488	△100,534

* 2015年度の国内制度における年金数理純損失は、主に割引率と死亡率の見積りの変更に関するものです。

連結貸借対照表計上額の内訳は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2015年3月31日	2016年3月31日	2015年3月31日	2016年3月31日
固定資産	3,005	2,217	4,027	7,102
流動負債	—	—	△4,500	△2,892
固定負債	△182,818	△357,069	△114,015	△104,744
連結貸借対照表に計上した純額	△179,813	△354,852	△114,488	△100,534

累積その他の包括利益で認識した金額（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2015年3月31日	2016年3月31日	2015年3月31日	2016年3月31日
過去勤務費用（△貸方）	△44,394	△34,905	△2,161	△1,443
年金数理純損益	218,462	389,302	94,480	82,850
会計基準変更時差異	—	—	15	7
合計	174,068	354,397	92,334	81,414

全ての確定給付年金制度に関する累積給付債務は次のとおりです。

国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
2015年3月31日	2016年3月31日	2015年3月31日	2016年3月31日
885,479	1,028,690	364,094	331,975

累積給付債務が年金制度資産公正価値を超える年金制度の予測給付債務、累積給付債務及び年金制度資産公正価値は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2015年3月31日	2016年3月31日	2015年3月31日	2016年3月31日
予測給付債務	879,995	1,022,373	330,478	292,171
累積給付債務	876,282	1,018,228	323,221	286,705
年金制度資産公正価値	698,400	666,753	235,343	202,913

2015年3月31日及び2016年3月31日現在の退職給付債務計算上の加重平均想定率は次のとおりです。

項目	国内制度		海外制度	
	2015年3月31日	2016年3月31日	2015年3月31日	2016年3月31日
割引率	1.0%	0.6%	3.1%	3.2%
昇給率	*	*	2.9%	2.1%

* ほぼ全てのソニーの国内制度はポイント制度であり、ポイント制度は昇給率を計算の基礎に組み入れていません。

2014年度及び2015年度における純期間退職・年金費用計算上の加重平均想定率は次のとおりです。

項目	国内制度		海外制度	
	2014年度	2015年度	2014年度	2015年度
割引率	1.4%	1.0%	4.1%	3.1%
年金制度資産の期待収益率	3.0%	3.0%	5.6%	4.8%
昇給率	*	*	3.1%	2.9%

* ほぼ全てのソニーの国内制度はポイント制度であり、ポイント制度は昇給率を計算の基礎に組み入れていません。

ソニーは、これらの想定率を状況の変化に応じて見直しています。

加重平均昇給率は給与関連制度のみを基礎として計算されています。前述のポイント制度は従業員の給与をもとに退職給付支払を行う制度ではないため、計算からは除かれています。

死亡率の見積りは将来の平均余命見込みと制度加入者の種別にもとづきます。ソニーは、2015年度に、各性別の最新の基準死亡率にもとづき死亡率の見積りを変更しました。

年金制度資産の長期期待収益率を決定するため、ソニーは、現在の及び見込みの資産配分に加え、様々な種類の年金制度資産に関する過去及び見込長期収益率も考慮しています。ソニーの年金運用方針は、退職給付債務の性質が長期的であることにより見込まれる債務の増加や変動リスク、各資産クラスの収益とリスクの分散及びその相関を考慮して定められます。各資産の配分は、慎重かつ合理的に考慮した流動性及び投資リスクの水準に沿って、収益を最大化するように設定されます。年金運用方針は、直近のマーケットのパフォーマンス及び過去の収益を適切に考慮して定められているのに対し、ソニーが使用する運用前提条件は、対応する退職給付債務の性質が長期的であるのに合わせて長期的な収益を達成できるように設定されています。

ソニーの年金制度資産における運用方針は、将来の債務支払要求を満たすことができる運用収益を生み出すように策定されています。これらの債務の正確な決済金額は、制度加入者の退職日及び平均余命を含む将来の事象に左右されます。これらの債務は、現在の経済環境及びその他の関連する要因にもとづく年金数理上の前提条件を使用して見積もられます。ソニーの投資戦略は、持分証券のような潜在的に高利回りの資産と確定利付証券のようなボラティリティの低い資産をバランスよく組み込むことで、運用収益要求とポートフォリオにおけるリスク管理の必要性とのバランスをとっています。リスクには特にインフレーション、持分証券資産価値のボラティリティ、年金積立水準に不利に影響し結果としてソニーの拠出額への依存性が増加するような金利の変動が含まれます。潜在的な年金制度資産のリスク集中を緩和するために、業種及び地域間のポートフォリオバランスを考慮しつつ、金利感度、経済成長への依存性、為替、及び運用収益に影響するその他の要因にも配慮しています。2016年3月31日における当社及び大部分の国内子会社の年金制度の政策資産配分は、資産・負債総合管理の結果として、持分証券29%、確定利付証券53%、その他の投資18%となっています。また、海外子会社の加重平均政策資産配分は、持分証券33%、確定利付証券49%、その他の投資18%となっています。

注記3に記載されている公正価値の階層にもとづく、国内及び海外制度における年金制度資産の公正価値は、以下のとおりです。

資産クラス	国内制度			
	金額（百万円）			
	公正価値	公正価値による測定に使用した基礎データ		
	2015年3月31日	レベル1	レベル2	レベル3
現金・現金同等物	5,789	5,789	—	—
持分証券：				
株式 *1	166,164	161,530	4,634	—
確定利付証券：				
政府債 *2	217,359	—	217,359	—
社債 *3	54,639	—	54,639	—
資産担保証券 *4	650	—	650	—
合同運用ファンド *5	122,798	—	122,798	—
コモディティファンド *6	24,621	—	24,621	—
プライベートエクイティ *7	32,584	—	—	32,584
ヘッジファンド *8	80,037	—	—	80,037
不動産	5,961	—	—	5,961
合計	710,602	167,319	424,701	118,582

資産クラス	国内制度			
	金額（百万円）			
	公正価値	公正価値による測定に使用した基礎データ		
	2016年3月31日	レベル1	レベル2	レベル3
現金・現金同等物	17,985	17,985	—	—
持分証券：				
株式 *1	148,658	144,597	4,061	—
確定利付証券：				
政府債 *2	218,851	—	218,851	—
社債 *3	56,779	—	56,779	—
資産担保証券 *4	1,148	—	1,148	—
合同運用ファンド *5	115,902	—	115,902	—
コモディティファンド *6	20,547	—	20,547	—
プライベートエクイティ *7	31,852	—	—	31,852
ヘッジファンド *8	60,395	—	—	60,395
不動産	7,315	—	—	7,315
合計	679,432	162,582	417,288	99,562

*1 2015年3月31日及び2016年3月31日現在、国内株式を約53%及び48%、海外株式を約47%及び52%含みます。

*2 2015年3月31日及び2016年3月31日現在、国内の国債及び地方債を約48%及び51%、海外の国債及び地方債を約52%及び49%含みます。

*3 国内及び海外の社債及び政府系機関債を含みます。

*4 主に不動産担保証券を含みます。

*5 合同運用ファンドは、主に投資信託を含む合同資金による機関投資です。これらは2015年3月31日及び2016年3月31日現在、持分証券を約46%及び44%、確定利付証券を約52%及び54%、その他の投資を約3%及び1%含みます。

*6 商品先物投資のファンドです。

*7 主に米国及びヨーロッパにおけるベンチャー、パイアウト、ディストレスに投資する複数のプライベートエクイティ・ファンドオブファンズを含みます。

*8 単一のヘッジファンドに付随するリスク及びボラティリティを分散及び軽減するために、幅広いヘッジファンドに投資するファンドオブヘッジファンズを主に含みます。

資産クラス	海外制度			
	金額（百万円）			
	公正価値	公正価値による測定に使用した基礎データ		
	2015年3月31日	レベル1	レベル2	レベル3
現金・現金同等物	8,665	8,665	—	—
持分証券：				
株式 *1	44,276	41,194	3,082	—
確定利付証券：				
政府債 *2	69,882	—	69,882	—
社債 *3	33,290	—	25,906	7,384
資産担保証券	328	—	328	—
保険契約 *4	1,936	—	1,936	—
合同運用ファンド *5	86,931	—	86,931	—
不動産及びその他 *6	34,908	—	19,386	15,522
合計	280,216	49,859	207,451	22,906

資産クラス	海外制度			
	金額（百万円）			
	公正価値	公正価値による測定に使用した基礎データ		
	2016年3月31日	レベル1	レベル2	レベル3
現金・現金同等物	4,078	4,078	—	—
持分証券：				
株式 *1	37,769	35,818	1,951	—
確定利付証券：				
政府債 *2	60,835	—	60,835	—
社債 *3	30,425	—	23,425	7,000
資産担保証券	321	—	321	—
保険契約 *4	4,293	—	4,293	—
合同運用ファンド *5	77,456	—	77,456	—
不動産及びその他 *6	41,164	—	17,040	24,124
合計	256,341	39,896	185,321	31,124

*1 主に海外株式を含みます。

*2 主に海外の国債及び地方債を含みます。

*3 主に海外の社債を含みます。

*4 主に年金保険契約あるいは利益分配型年金保険契約です。

*5 合同運用ファンドは、ミューチュアル・ファンド、コモン・トラスト・ファンド、及びコレクティブ・インベストメント・ファンドを含む合同資金による機関投資です。これらは主に海外の持分証券及び確定利付証券で構成されています。

*6 主に不動産私募ファンドを含みます。

それぞれの年金制度資産が区分されている公正価値の階層におけるそれぞれのレベルは、その資産の公正価値測定に用いた基礎データにもとづき決定され、必ずしもその資産の安全性又は格付けを指し示すものではありません。

国内及び海外年金制度資産の公正価値測定に使用される評価方法は以下のとおりです。2014年度及び2015年度における評価方法の変更はありません。この評価方法は通期にわたり一貫して適用されます。

株式は、その個々の株式が取引される活発な市場における終値で評価されます。これらの資産は、通常レベル1に区分されます。

確定利付証券の公正価値は、通常は、価格決定モデル、類似証券の取引価格、あるいは割引キャッシュ・フローを用いて見積もられ、通常レベル2に区分されます。

合同運用ファンドは、ファンドマネジャーから提供され、ソニーが再検討した純資産価値を用いて、通常は評価されます。この純資産価値は、そのファンドの所有する現物資産から負債を差し引き、発行済みの口数で割り出した評価額にもとづいています。これらの資産は、取引価格の有無により、レベル1、レベル2、あるいはレベル3に区分されません。

コモディティファンドは、観察可能な市場データから主に算出されたあるいはそれに裏付けられる基礎データを用いて評価されます。これらの資産は通常レベル2に区分されます。

プライベートエクイティ及び不動産私募ファンドは、市場取引価格が欠如していること、元々流動性に乏しく本質的に長期保有目的の資産であることから、その評価については重要な判断が要求されます。これらの資産は当初は原価で評価され、入手可能な関連性のある市場データを利用し、それらの資産の簿価に調整が必要かどうかを決定することで定期的に見直しを行いません。これらの投資はレベル3に区分されます。

ヘッジファンドは、ファンドマネジャーあるいは証券保管機関の決定する純資産価値を用いて評価されます。これらの投資はレベル3に区分されます。

以下の表は、2014年度及び2015年度の国内及び海外制度におけるレベル3資産の公正価値の変動を要約したものです。

	国内制度			
	金額 (百万円)			
	観察不能な基礎データを用いた公正価値による測定 (レベル3)			
	プライベート エクイティ	ヘッジファンド	不動産	合計
期首残高 (2014年4月1日現在)	26,942	41,108	1,689	69,739
未実現運用収益	5,642	5,796	△101	11,337
購入・売却・償還 (純額)	—	33,133	4,373	37,506
期末残高 (2015年3月31日現在)	32,584	80,037	5,961	118,582
未実現運用収益	157	△3,593	315	△3,121
購入・売却・償還 (純額)	△889	△16,049	1,039	△15,899
期末残高 (2016年3月31日現在)	31,852	60,395	7,315	99,562

	海外制度		
	金額 (百万円)		
	観察不能な基礎データを用いた公正価値による測定 (レベル3)		
	社債	不動産及び その他	合計
期首残高 (2014年4月1日現在)	6,255	8,932	15,187
未実現運用収益	81	△408	△327
購入・売却・償還 (純額)	—	210	210
その他 *	1,048	6,788	7,836
期末残高 (2015年3月31日現在)	7,384	15,522	22,906
未実現運用収益	76	△104	△28
実現運用収益	—	19	19
購入・売却・償還 (純額)	—	3,933	3,933
レベル間の振替 (純額)	—	2,692	2,692
その他 *	△460	2,062	1,602
期末残高 (2016年3月31日現在)	7,000	24,124	31,124

* 主に外貨換算調整額で構成されます。

ソニーは、年金制度資産の公正価値、年金制度資産の期待収益、及び退職給付債務の現在価値を勘案し、マネジメントにより適当と判断された場合に、確定給付年金制度への拠出を行っています。2016年度における拠出額の見込みは、国内制度で約110億円、海外制度で約60億円です。

予想将来給付額は次のとおりです。

年度	国内制度（百万円）	海外制度（百万円）
2016年度	34,129	13,316
2017年度	34,595	13,742
2018年度	37,755	14,192
2019年度	39,943	14,988
2020年度	40,867	15,720
2021年度-2025年度	224,026	89,353

(2) 確定拠出制度

2014年度及び2015年度における確定拠出年金費用は次のとおりです。

	2014年度	2015年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
国内制度	3,199	3,155
海外制度	13,857	12,419

17 資本勘定

(1) 普通株式

2014年度及び2015年度における発行済株式数の増加の内訳は次のとおりです。

項目	株式数（株）
2014年3月31日現在残高	1,044,707,767
新株予約権の行使	948,500
転換社債（ゼロクーポン）の株式への転換	124,116,993
2015年3月31日現在残高	1,169,773,260
新株の発行	92,000,000
新株予約権の行使	720,500
2016年3月31日現在残高	1,262,493,760

2016年3月31日現在、転換社債及び新株予約権が全て転換又は行使された場合に発行される株式数は、39,739,861株です。

当社は会社法に準拠し、取締役会の決議により随時分配可能額まで自己株式を取得することが可能です。なお、2014年度及び2015年度において取締役会による決議にもとづく自己株式の取得は行われませんでした。

(2) 利益剰余金

2016年3月31日現在の当社の分配可能額は、467,311百万円です。2015年度にかかる利益処分額は、すでに連結財務諸表に反映されており、2016年4月28日に開催された取締役会において承認されています。上記の分配可能額は、連結財務諸表に反映されている2016年3月31日に終了した6ヵ月にかかる配当金を含んでいます。

利益剰余金には、持分法適用会社の未分配利益に対するソニーの持分相当額が含まれており、2015年3月31日及び2016年3月31日現在のこの金額は、それぞれ20,986百万円及び29,061百万円です。

(3) その他の包括利益

2014年度及び2015年度における累積その他の包括利益（税効果考慮後）の項目別の変動は次のとおりです。

項目	金額（百万円）			
	未実現 有価証券 評価損益	年金債務 調整額	外貨換算 調整額	合計
2013年度末（2014年3月31日）	127,509	△180,039	△399,055	△451,585
組替前その他の包括利益	53,069	△22,552	67,334	97,851
累積その他の包括利益からの組替額*	△14,351	1,365	△1,544	△14,530
その他の包括利益（純額）	38,718	△21,187	65,790	83,321
控除：非支配持分に帰属するその他の 包括利益	12,074	△95	5,040	17,019
2014年度末（2015年3月31日）	154,153	△201,131	△338,305	△385,283

項目	金額（百万円）				
	未実現 有価証券 評価損益	未実現 デリバティブ 評価損益	年金債務 調整額	外貨換算 調整額	合計
2014年度末（2015年3月31日）	154,153	－	△201,131	△338,305	△385,283
組替前その他の包括利益	45,527	1,914	△174,380	△83,899	△210,838
累積その他の包括利益からの組替額	△43,307	△3,112	2,627	－	△43,792
その他の包括利益（純額）	2,220	△1,198	△171,753	△83,899	△254,630
控除：非支配持分に帰属するその他の 包括利益	15,637	－	△1,145	△1,087	13,405
2015年度末（2016年3月31日）	140,736	△1,198	△371,739	△421,117	△653,318

（注） * 外貨換算調整額は、海外子会社及び関連会社の清算又は売却にともない、累積その他の包括利益から当年度損益へ組み替えられました。

2014年度及び2015年度における累積その他の包括利益からの組替額は以下のとおりです。

項目	金額（百万円）		連結損益計算書に影響する項目
	累積その他の包括利益からの組替額		
	2014年度	2015年度	
未実現有価証券評価損益	△10,515	△19,598	金融ビジネス収入
	△7,942	△47,087	投資有価証券売却益（純額）
	—	3,063	投資有価証券評価損
税効果考慮前	△18,457	△63,622	
税効果	4,106	20,315	
税効果考慮後	△14,351	△43,307	
未実現デリバティブ評価損益	—	△8	為替差損（純額）
	—	△3,104	売上原価
税効果考慮前	—	△3,112	
税効果	—	—	
税効果考慮後	—	△3,112	
年金債務調整額	2,615	2,867	*
税効果	△1,250	△240	
税効果考慮後	1,365	2,627	
外貨換算調整額	△1,544	—	為替差損（純額）
税効果	—	—	
税効果考慮後	△1,544	—	
累積その他の包括利益からの組替額合計 （税効果考慮後）	△14,530	△43,792	

（注）* 注記16に記載のとおり、年金及び退職金に関する償却費は純期間退職・年金費用に含まれています。

(4) 非支配持分との資本取引

2014年度及び2015年度の当社株主に帰属する当期純利益（損失）及び非支配持分との取引による資本剰余金の増減額は次のとおりです。

項目	2014年度	2015年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
当社株主に帰属する当期純利益（損失）	△125,980	147,791
非支配持分との取引にともなう資本剰余金の減少額	△2,483	△12,776
当社株主に帰属する当期純利益（損失）及び非支配持分との取引にともなう資本剰余金の増減額の合計	△128,463	135,015

18 株価連動型報奨制度

ソニーは2014年度及び2015年度において、株価連動型報奨制度にかかる費用として、それぞれ1,286百万円及び1,944百万円を計上しました。2014年度及び2015年度において、株価連動型報奨制度における権利行使によって受け取った現金の総額は、それぞれ1,637百万円及び1,578百万円でした。なお、権利行使にあたり、当社は新株を発行しています。

ソニーは一部の取締役、執行役及び経営幹部社員に対するインセンティブプランとして、新株予約権を発行するストック・オプションプランを有しています。新株予約権は、一般に、付与日から3年間にわたり段階的に権利が確定し、付与日より10年後まで権利行使が可能です。

2014年度及び2015年度において付与された新株予約権の付与日現在の1株当たり加重平均公正価値は、それぞれ1,139円及び1,331円です。2014年度及び2015年度における報奨費用を認識するにあたって、新株予約権の付与日現在の公正価値は、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデルにもとづいて、以下の加重平均想定値を使用して見積もられています。

項目	2014年度	2015年度
加重平均リスク・フリー利率	1.26%	1.07%
加重平均見積権利行使期間	7.35年	7.12年
加重平均見積ボラティリティ	51.69%	42.07%
加重平均見積配当率	1.24%	0.75%

（注）加重平均見積ボラティリティは、新株予約権の加重平均見積権利行使期間における当社普通株式のヒストリカル・ボラティリティです。

2015年度における新株予約権の実施状況は以下のとおりです。

項目	2015年度			
	株式数 (株)	加重平均権利行使 価格 (円)	加重平均残存年数 (年)	本源的価値総額 (百万円)
期首現在未行使残高	16,408,500	3,358		
付与	2,342,000	3,355		
権利行使	720,500	2,190		
資格喪失もしくは期限切れ	2,251,800	3,976		
期末現在未行使残高	15,778,200	3,188	5.32	5,246
期末現在行使可能残高	11,558,300	3,319	3.95	4,133

2014年度及び2015年度において行使されたストック・オプションプランの本源的価値の総額はそれぞれ1,463百万円及び1,338百万円でした。

2016年3月31日現在、権利行使が可能となっていない新株予約権にかかる未認識の報奨費用の総額は、2,944百万円です。この費用が認識されると見込まれる加重平均年数は、2.06年です。

19 構造改革にかかる費用

ソニーは様々なビジネスの業績向上のための活動の一環として、数々の構造改革活動を実施しました。ソニーは、構造改革活動を将来の収益性に好影響をもたらすためにソニーが実施する活動と定義しており、事業や製品カテゴリからの撤退、従業員数の削減プログラムの実施、低コスト地域への生産移管・集約、OEM/ODMの活用、開発・研究組織構造の見直し、販売・間接部門の効率化などの活動が含まれています。構造改革活動は通常、発生から一年以内に完了する短期的性質のものであります。

2014年度及び2015年度における、構造改革に関連する債務の推移は以下のとおりです。

項目	金額 (百万円)			
	退職関連費用	現金支出をともなわない資産の減損・償却及び処分損 (純額)	その他の関連費用	合計
2014年3月31日現在債務残高	31,844	-	13,916	45,760
構造改革費用発生額	53,261	17,169	20,259	90,689
非現金支出費用	-	△17,169	-	△17,169
現金支出による支払・決済額	△48,787	-	△19,937	△68,724
調整額	403	-	△42	361
2015年3月31日現在債務残高	36,721	-	14,196	50,917
構造改革費用発生額	27,401	1,828	7,298	36,527
非現金支出費用	-	△1,828	-	△1,828
現金支出による支払・決済額	△40,261	-	△11,232	△51,493
調整額	△1,330	-	1,473	143
2016年3月31日現在債務残高	22,531	-	11,735	34,266

(注) 構造改革費用に含まれていない重要な資産の減損については注記14をご参照ください。

2014年度及び2015年度におけるセグメント別の構造改革に関連する費用は以下のとおりです。

	2014年度				
	金額（百万円）				
	退職関連費用	その他の 関連費用 *	構造改革費用 合計	構造改革に 関連する資産 の減価償却費	合計
モバイル・コミュニケーション	3,800	1,906	5,706	85	5,791
ゲーム&ネットワークサービス	520	6,752	7,272	-	7,272
イメージング・プロダクツ&ソリューション	6,586	39	6,625	714	7,339
ホームエンタテインメント&サウンド	1,959	1	1,960	-	1,960
デバイス	3,235	3,761	6,996	426	7,422
映画	1,918	-	1,918	-	1,918
音楽	1,530	585	2,115	-	2,115
金融	-	-	-	-	-
その他及び全社（共通）	33,713	24,384	58,097	6,122	64,219
連結合計	53,261	37,428	90,689	7,347	98,036

	2015年度				
	金額（百万円）				
	退職関連費用	その他の 関連費用 *	構造改革費用 合計	構造改革に 関連する資産 の減価償却費	合計
モバイル・コミュニケーション	17,259	3,669	20,928	710	21,638
ゲーム&ネットワークサービス	15	120	135	-	135
イメージング・プロダクツ&ソリューション	78	126	204	-	204
ホームエンタテインメント&サウンド	1,181	26	1,207	-	1,207
デバイス	△10	△81	△91	-	△91
映画	1,594	7	1,601	5	1,606
音楽	1,501	367	1,868	-	1,868
金融	-	-	-	-	-
その他及び全社（共通）	5,783	4,892	10,675	1,017	11,692
連結合計	27,401	9,126	36,527	1,732	38,259

(注) * 現金支出をとみなわない資産の減損・償却及び処分損（純額）が含まれています。

構造改革に関連する減価償却費として開示されているものは、承認された構造改革計画のもとで、償却対象固定資産の耐用年数及び残存価額の見直しを行ったことにより発生した減価償却費の増加分です。資産の減損については、その年度において直ちに費用認識されます。

早期退職プログラム

ソニーは、主としてエレクトロニクス事業に関するセグメントの業績向上及び本社部門における費用削減のため、営業費用の一層の削減を目的とする様々な人員削減プログラムを実施しました。ソニーは、製造拠点の再編措置、開発・研究組織構造の見直し、販売・間接部門の能率化を通して、本社を含めた全社的な合理化を行いました。また、ソニーは人員の配置転換や再就職支援を含めたプログラムを通して、その労働力の再分配と最適化を行っています。上記の表における退職関連費用は、連結損益計算書の販売費及び一般管理費に計上されています。

2014年度においては、MC分野以外について、上記の販売会社及び本社部門における規模の適正化を実質的に完了しました。また、2014年度の第3四半期に、MC分野における製造拠点の再編措置及び本社・間接機能の集約を含む事業運営の合理化によって、従業員数を削減する構造改革活動を開始しました。

2015年度においては、MC分野について、上記の製造拠点の再編措置及び本社・間接機能の集約を含む事業運営の合理化が計画どおりに推移しました。

その他及び全社（共通）

ソニーは2014年度にPC事業収束の結果として、その他及び全社（共通）において19,635百万円の構造改革費用を計上しました。また、PC事業収束にともなって発生した販売会社の規模縮小にともなう構造改革費用8,278百万円が含まれています。（注記25参照）

ディスク製造事業の業績を向上させるべく、ソニーは2014年度に営業費用の削減を目的とする数々の構造改革活動を実施し、6,923百万円の主に早期退職及び製造拠点の再編措置による構造改革費用を計上しました。構造改革費用に含められていないディスク製造事業に関する資産の減損については、注記14をご参照ください。

上記の早期退職プログラムに記載した、エレクトロニクス事業を間接的に支える販売会社及び本社部門の能率化の結果として、ソニーは2014年度及び2015年度にそれぞれ22,345百万円及び7,112百万円の主に早期退職に関連する構造改革費用を計上しました。

20 連結損益計算書についての補足情報

(1) その他の営業損（純額）

ソニーは、取引の性質又はソニーのコアビジネスとの関連性等を考慮し、その他の営業損（純額）を計上しています。

その他の営業損（純額）の内訳は次のとおりです。

項目	2014年度	2015年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
米国本社ビル売却益 *1	△5,991	△6,545
ソニーシティ大崎売却益 *1	△4,914	△4,914
映画分野における音楽出版カタログの売却益	△1,871	-
エムスリー株式売却、再評価ならびに発行にともなう損失（利益） *2	113	△2
子会社及び関連会社株式の取得及び売却にともなう損失（利益）（純額） *3	1,716	△31,778
資産の除売却損（益）及び減損（純額） *4	192,605	90,410
計	181,658	47,171

(注) *1 セール・アンド・リースバック取引により繰り延べられた一部売却益が、リース期間にわたり定額法で償却されています。

*2 注記6参照

*3 注記24, 25参照

*4 注記10, 14, 19及び25参照

(2) 研究開発費

2014年度及び2015年度の売上原価に計上された研究開発費は、それぞれ464,320百万円及び468,183百万円です。

(3) 広告宣伝費

2014年度及び2015年度の販売費及び一般管理費に計上された広告宣伝費は、それぞれ444,444百万円及び391,326百万円です。

(4) 物流費用

2014年度及び2015年度の販売費及び一般管理費に計上された製品の物流費用は、それぞれ65,561百万円及び50,803百万円で、ソニーグループ内での製品運搬費用も含まれています。

21 法人税等

国内及び海外における税引前利益（損失）及び法人税等の内訳は次のとおりです。

項目	2014年度	2015年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
税引前利益（損失）		
当社及び全ての国内子会社	△88,855	149,256
海外子会社	128,584	155,248
計	39,729	304,504
法人税等－当年度分		
当社及び全ての国内子会社	40,321	41,080
海外子会社	40,430	53,498
計	80,751	94,578
法人税等－繰延税額		
当社及び全ての国内子会社	△3,306	△1,745
海外子会社	11,288	1,956
計	7,982	211
法人税等	88,733	94,789

日本の法定税率と実効税率との差は次のとおり分析されます。

項目	2014年度	2015年度
法定税率	36.0%	33.6%
損金に算入されない費用	16.1	1.6
税額控除	△1.4	△2.0
法定税率の変動	△66.7	△3.3
評価性引当金の変動	221.1	10.7
海外関係会社の未分配利益にかかる繰延税金負債の変動	17.4	△0.8
日本における生命保険及び損害保険事業に適用される軽減税率	△24.6	△2.3
海外との税率差	△79.7	△6.9
税金引当にともなう調整	△23.1	0.7
持分法による投資利益（損失）の影響	0.1	0.0
税金費用の期間内配分による戻し入れ	△27.2	—
モバイル・コミュニケーション分野における営業権の減損	159.5	—
その他	△4.2	△0.2
実効税率	223.3%	31.1%

2015年3月、日本において改正税法が制定されました。この改正により、法人税率は引き下げられ、繰越欠損金の使用は、2015年度及び2016年度については課税所得の65%へ、2017年度以降は課税所得の50%へ制限され、また2017年4月1日以降に発生した欠損金の繰越期限は9年から10年へと延長されました。その結果、2015年度以降の法定税率は約33%となります。日本における当社とその連結納税グループは重要な繰越欠損金を保有していますが、繰越欠損金の使用が制限されることによって、日本で課税所得が生じた場合に税金の支払いが発生する可能性があります。さらに、この繰越欠損金の使用制限と比較的短い繰越期限によって、一部の繰越欠損金が期限切れとなるリスクが増加しています。この改正によって、ソニーは税金費用の戻し入れを26,588百万円計上しました。

2016年3月、日本において改正税法が制定されました。この改正により、法人税率は引き下げられ、繰越欠損金の使用は、2016年度については課税所得の60%へ、2017年度については課税所得の55%へ、2018年度以降は課税所得の50%へ制限されました。その結果、2016年度以降の法定税率は約31.5%となります。この改正によって、ソニーは税金費用の戻し入れを10,735百万円計上しました。

税金費用の期間内配分に関する会計基準では、その他の包括利益を含む全ての利益項目を考慮して、継続事業から発生した損失へ配分される税金費用の戻し入れの金額を決定します。2014年度において、日本の当社とその連結納税グループ及びその他の一部の税務管轄では継続事業からの損失を計上した一方で、その他の包括利益を計上しました。その結果、ソニーはその他の包括利益から継続事業へ10,799百万円の税金費用の戻し入れを配分しました。なお、その他の包括利益の区分において税金費用が追加で同額計上されたため、税金引当の総額に変動はありません。上述の税務管轄においては引き続き、繰延税金資産に対して評価性引当金を計上しています。2015年度においては、必要な基準を満たす税務管轄がなかったため、税金費用の期間内配分の規則を適用していません。

繰延税金資産・負債の主な内訳は次のとおりです。

借方（貸方）

項目	2015年3月31日	2016年3月31日
	金額（百万円）	金額（百万円）
繰延税金資産		
税務上繰越欠損金	550,824	483,590
未払退職・年金費用	89,797	131,262
繰延映画製作費	177,741	175,439
製品保証引当金及び未払費用	103,695	96,327
保険契約債務	25,304	27,419
棚卸資産	35,478	38,219
減価償却費	57,140	48,339
繰越税額控除	105,645	145,011
貸倒引当金	9,455	10,179
投資の減損	22,444	47,083
映画分野における前受収益	24,438	16,336
その他	165,552	140,218
総繰延税金資産	1,367,513	1,359,422
控除：評価性引当金	(1,077,622)	(1,055,858)
繰延税金資産合計	289,891	303,564
繰延税金負債		
繰延保険契約費	(150,677)	(144,207)
保険契約債務	(112,996)	(132,521)
映画分野における未請求債権	(83,472)	(99,625)
未実現有価証券評価益	(94,065)	(97,745)
株式交換により取得した無形固定資産	(24,927)	(23,794)
海外関係会社の未分配利益	(35,076)	(33,933)
エムスリー投資	(37,342)	(35,666)
その他	(66,556)	(53,750)
総繰延税金負債	(605,111)	(621,241)
純繰延税金負債	(315,220)	(317,677)

2015年度において、ソニーは、入手可能な肯定的及び否定的証拠を比較衡量した結果、日本における当社とその連結納税グループ、ならびに米国のSony Americas Holding Inc.（以下「SAHI」）とその連結納税グループ、スウェーデンのSony Mobile Communications AB、英国のSony Europe Limited（以下「SEU」）、ブラジルにおける一部の子会社及び他の税務管轄における一部の子会社の繰延税金資産に対して、評価性引当金を引き続き計上しました。

2014年度及び2015年度における評価性引当金の純増減額は、それぞれ50,092百万円の増加、21,764百万円の減少です。

2014年度の評価性引当金の増加は、主に米国のSAHIとその連結納税グループにおいて税額控除の金額が増加したこと及び日本における当社とその連結納税グループにおいて継続的に損失を計上したことによるものです。

2015年度の評価性引当金の減少は、日本の連結納税グループにおいて未払退職・年金費用に対する評価性引当金が増加したものの、主に米国のSAHIとその連結納税グループにおける外貨換算調整額の影響及び、近年の収益力強化や将来の継続的な収益性予測などの入手可能な肯定的及び否定的証拠を比較衡量した結果、一部の国内子会社における地方税の繰延税金資産に対する評価性引当金を戻し入れたことによるものです。

連結貸借対照表の各科目に含まれる純繰延税金資産・負債（評価性引当金控除後）は次のとおりです。

借方（貸方）

項目	2015年3月31日	2016年3月31日
	金額（百万円）	金額（百万円）
流動資産－繰延税金	47,788	40,940
その他の資産－繰延税金	89,637	97,639
流動負債－その他	(6,769)	(5,330)
固定負債－繰延税金	(445,876)	(450,926)
純繰延税金負債	(315,220)	(317,677)

2016年3月31日現在、海外関係会社の未分配利益のうち将来配当することを予定していない333,177百万円に対しては税金引当を行っていません。また1991年11月の(株)ソニー・ミュージックエンタテインメントの公募による株式発行により計上された子会社株式売却益61,544百万円に対しては、税務戦略にもとづき所有株式の処分から発生する重大な課税を見込んでいないため税金引当を行っていません。

2016年3月31日現在の税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の総額は483,590百万円であり、その繰越欠損金は、様々な税務管轄で申告される予定の将来課税所得と相殺することが可能です。繰越可能期間が無期限の152,986百万円を除き、繰越欠損金の大部分は2017年度から2023年度までの間に期限切れとなります。それ以外の繰越欠損金については、税務管轄により最長20年まで繰越することができます。

2016年3月31日現在の繰越税額控除に対する繰延税金資産の総額は、145,011百万円です。繰越可能期間が無期限の21,807百万円を除き、繰越税額控除の大部分は2016年度から2025年度までの間に期限切れとなります。

未認識税務ベネフィットの期首総額と期末総額との調整は次のとおりです。

項目	2015年3月31日	2016年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
期首残高	214,795	157,345
過年度の税務ポジションに関する減少	△2,898	△34,893
過年度の税務ポジションに関する増加	9,532	6,253
当年度の税務ポジションに関する増加	3,740	3,393
解決	△75,272	△12,556
時効による消滅	△4,320	△8,229
外貨換算調整額	11,768	△6,411
期末残高	157,345	104,902
認識された場合、実効税率に影響を与える未認識税務ベネフィットの期末純残高	93,538	49,323

未認識税務ベネフィットの総額の主な増減(解決を含む)は、MC分野、G&NS分野、IP&S分野、HE&S分野、デバイス分野及びその他分野の特定の連結子会社間クロスボーダー取引に関する二国間事前確認制度(Bilateral Advance Pricing Agreements、以下「APAs」)の申請の結果を含む移転価格調整に関連しています。これらのAPAsは、租税条約で規定される二国間相互協議手続にもとづいた、ソニーと二カ国の税務当局間の合意を含んでいます。ソニーは見積もられた税金費用を、通常これらの手続の進捗や移転価格の税務調査の進捗に応じて見直し、必要に応じて見積りを調整しています。加えて、これらのAPAsは政府間協議による合意のため、最終結果がソニーの現時点における50%超の可能性で実現が見込まれる見積評価と異なる場合があります。

2014年度において、ソニーは、290百万円の支払利息及び376百万円の罰金戻し入れの計上を行いました。2015年3月31日現在、ソニーの利息及び罰金に関する負債の残高はそれぞれ6,843百万円及び3,684百万円です。

2015年度において、ソニーは、1,055百万円の支払利息の戻し入れ及び674百万円の罰金の計上を行いました。2016年3月31日現在、ソニーの利息及び罰金に関する負債の残高はそれぞれ5,789百万円及び4,358百万円です。

ソニーは世界中の様々な国、地域で営業活動を行っており、その税務申告書は、定期的に日本及び海外の税務当局の税務調査を受けています。いくつかの国、地域における、税務調査終了、現行の調査の結果、時効による消滅、及びソニーの税務ポジションの再評価などの結果により、今後の12ヵ月間で未認識税務ベネフィットは変動する可能性があります。ソニーは、今後の12ヵ月間で未認識税務ベネフィットが最大3,136百万円減少することを見込んでいます。

ソニーは、引き続き、2008年度から2015年度について、日本の税務当局による税務調査の対象となり、1998年度から2015年度について、米国を含む海外の税務当局による税務調査の対象となります。

22 基本的及び希薄化後EPSの調整表

2014年度及び2015年度における基本的及び希薄化後EPSの調整計算は次のとおりです。

項目	2014年度			2015年度		
	損失 (百万円)	加重平均 株式数 (千株)	EPS (円)	利益 (百万円)	加重平均 株式数 (千株)	EPS (円)
基本的EPS						
当社株主に帰属する当期純利益 (損失)	△125,980	1,114,424	△113.04	147,791	1,237,802	119.40
希薄化効果						
新株予約権	—	—		—	2,109	
転換社債型新株予約権付社債 (ゼロクーポン)	—	—		—	17,972	
希薄化後EPS						
計算に用いる当社株主に帰属す る当期純利益 (損失)	△125,980	1,114,424	△113.04	147,791	1,257,883	117.49

2014年度及び2015年度において、希薄化後EPSの計算から除いた潜在株式数はそれぞれ17,019千株及び11,357千株です。2014年度は、当社株主に帰属する当期純損失を計上したことから希薄化効果がないと認め、全ての潜在株式をこの計算から除外しています。2015年度は、新株予約権の権利行使価格が当期間における当社の普通株式の市場平均株価を上回っている場合は希薄化効果がないと認め、その潜在株式をこの計算から除外しています。2015年7月に発行された転換社債型新株予約権付社債（ゼロクーポン）は、転換仮定法にもとづいて発行時点から希薄化後EPSの計算に含めています。

23 変動持分事業体

ソニーは、適宜、VIEとの間で各種の取り決めを結んでいます。これらの取り決めには、音楽制作事業における複数の合弁契約、米国における音楽出版事業、映画製作資金の調達及び生産の外部委託が含まれています。さらにソニーは、注記7に記載のとおり、VIEをともなう複数の売掛債権売却プログラムを設定しています。ソニーが第一受益者であると判断され、連結されているVIEは次のとおりです。

ソニーの米国における音楽制作子会社は音楽ソフトの制作及び製造に関連する会社との間で複数の合弁契約を締結しています。ソニーはこれらの合弁会社を再検討した結果、これらの合弁会社はVIEであると判断しました。定性的評価にもとづき、ソニーはこれらのVIEに資金を提供する責任を有し、多くの場合これらのVIEが利益を計上するまでの間、全ての損失を負担することから、これらのVIEの経済的成果に最も重要な影響を与える活動を指揮する力を持ち、またこれらのVIEの損失を負担する義務を負うと判断され、結果としてソニーはこれらのVIEの第一受益者と判断されています。ソニーの資産はこれらVIEの債務の返済に使用することはできません。2016年3月31日現在、これらのVIEの保有する資産合計及び負債合計は、総額でそれぞれ28,493百万円及び2,459百万円です。

ソニーの米国における音楽出版子会社は第三者投資家との合弁会社であり、VIEであると判断されました。この音楽出版子会社は音楽作品に関する権利を所有及び取得し、それらの音楽作品を活用及び市販し、著作権使用料や利用料を受領しています。その合弁会社の契約条件において、ソニーはその合弁会社によるあらゆる音楽出版権の取得及びいかなる運転資金の不足に対しても資金を提供する義務を有しています。さらに、第三者投資家は2016年12月15日まで最大17.3百万米ドルの年間配当を受け取ることが保証されています。定性的評価にもとづき、ソニーはその合弁会社に対し資金を提供する義務を負うことから、そのVIEの経済的成果に最も重要な影響を与える活動を指揮する力を持ち、またそのVIEの損失を負担する義務を負うと判断され、結果としてソニーはそのVIEの第一受益者と判断されています。

2016年3月31日現在、ソニーの連結貸借対照表に含まれている、そのVIEの保有する資産及び負債は次のとおりです。

項目	金額 (百万円)
現金・預金及び現金同等物	8,559
受取手形及び売掛金 (純額)	3,709
その他の流動資産	27,472
有形固定資産 (純額)	1,389
無形固定資産 (純額)	61,766
営業権	16,964
その他の固定資産	8,972
資産合計	128,831
買掛金及び未払費用	43,232
その他の流動負債	11,330
その他の固定負債	4,220
負債合計	58,782

ソニー及び第三者投資家は、ソニーが米国における音楽出版子会社を完全子会社化するため、第三者投資家の保有する50%の持分を取得する旨の法的拘束力を有する基本合意書を2016年3月14日に、最終契約を2016年4月18日にそれぞれ締結しました。本取引の実行にともなう第三者投資家に対する支払いは750百万米ドルです。この支払額には、一括支払いの733百万米ドルのほか、ソニーの子会社から第三者投資家に対して支払われることが既に約束されていた分配金が含まれています。本取引の完了は、政府当局及び監督官庁の承認などの取得を含む諸手続の完了が条件となります。

ソニーが重要な変動持分を有するものの、ソニーがその第一受益者ではないVIEは以下のとおりです。

前述のソニーの音楽出版子会社の第三者投資家が2013年7月に実行したリファイナンスに関連して、ソニーは第三者投資家の債権者に対して、第三者投資家の債務不履行の際には、ソニーが最大260.5百万米ドルまで未払いの元本及び利子の返済を行う保証契約を発行しています。第三者投資家の債務は第三者投資家が保有するソニーの音楽出版子会社の50%の持分により担保されています。保証契約の条件にもとづき、ソニーに支払義務が発生した場合には、ソニーはその債権者の担保債権に対する担保権を引き受けます。担保として使用されている第三者投資家の資産は、ソニーが重要な変動持分を有するVIEである別の信託が保有しています。定性的評価にもとづき、ソニーはその信託の活動を指揮する力を有していないことから、ソニーはその信託の第一受益者ではないと判断されています。その信託により保有されている資産には、第三者投資家が保有するその音楽出版子会社の50%の所有持分のみが含まれています。2016年3月31日現在、その信託によって保有されている資産の公正価値は260.5百万米ドルを超えています。

2012年6月29日、当社の完全子会社を含む出資グループはEMI Music Publishingの買収を完了しました。この買収を達成するために、出資グループはDH Publishing, L.P.（以下「DHP」）を設立しました。さらに、DHPはソニーの米国音楽出版子会社と管理サービスを提供する契約（以下「管理契約」）を締結しました。DHPにおける多くの意思決定権限は持分に比例するのではなく、管理契約に組み込まれていることから、DHPはVIEと判断されました。管理契約の下では、ソニー以外の最大出資者が、楽曲の著作権の取得及び保有ならびにライセンス供与を含む、DHPに最も重要な影響を与える活動に関する意思決定に対する承認権限を有しています。これらの承認権限によって、ソニーとソニー以外の最大出資者の両者がこのVIEの活動を指揮する力を共有することになるため、ソニーはこのVIEの第一受益者ではありません。2016年3月31日現在、このVIEに関連する投資187.9百万米ドルと、買掛債務と相殺後の売掛債権1.3百万米ドルのみがソニーの連結貸借対照表に計上されています。ソニーの2016年3月31日時点での最大損失額は、連結貸借対照表に計上されている金額の総額である189百万米ドルです。

ソニーの映画分野における子会社は、長編映画の製作及びテレビ番組の制作、資金調達を行う制作会社と配給契約を締結、また出資を行いました。この投資は原価法で計上されています。事業体における多くの意志決定権限は、経済的損失のリスクにさらされていない制作会社のマネジメントが保有する持分に比例するため、その制作会社はVIEであると判断しました。定性的評価にもとづき、ソニーは活動を指揮する力を有していないことから、このVIEの第一受益者ではないと判断されています。ソニーの2016年3月31日時点での最大損失額は、出資総額及び将来の資金提供債務の合計50百万米ドルです。

注記7に記載のとおり、一部の売掛債権売却プログラムにはVIEが関与しています。これらのVIEは全てスポンサー銀行に関連する特別目的会社です。定性的評価にもとづき、ソニーはこれらのVIEの活動を指揮する力、損失を負担する義務又は残余利益を受け取る権利がないことから、第一受益者ではないためこれらのVIEを連結対象とはしていません。なお、ソニーの最大損失額は僅少と考えられます。

24 企業結合

(1) Game Show Networkの取得

2012年12月、ソニーはGame Show Network（以下「GSN」）の共同投資家がプット権を行使したことにより、234百万米ドルでGSNの資本持分18%を取得しました。これによりソニーの資本持分は合計で58%になりました。この18%の持分について、2013年4月2日、ソニーは支払い額117百万米ドル及び利息4百万米ドルを支払いました。また、2013年12月13日、ソニーは2回目の支払い額117百万米ドル及び利息12百万米ドルを支払いました。上記に加え、2015年4月1日以降、購入・売却条項（バイ・セル条項）がソニー及び共同投資家が有するGSNの資本持分に適用され、毎年4月1日を開始日とする60営業日以内に行使される可能性があります。

(2) ソニーセミコンダクタにおける取得

2015年12月4日に当社及び株式会社東芝（以下、東芝）は、東芝が所有する半導体製造関連施設、設備及びその他関連資産を、当社及び当社の完全子会社であるソニーセミコンダクタ株式会社（以下「SCK」）へ譲渡金額19,000百万円で譲渡する契約を締結しました（以下、本件譲渡契約）。

2016年3月31日、SCKは、本件譲渡契約に従い、東芝から、本件譲渡契約の一部である半導体製造関連施設、設備及びその関連資産を16,700百万円で取得しました。この取得価額は、連結キャッシュ・フロー計算書の投資活動の「その他」に含まれています。SCKはこの取得によって、新たな生産拠点を設立し、CMOSイメージセンサーの生産能力の増強を図ります。取得価額は主に機械装置及びその他の有形固定資産に按分、計上されています。また、SCKは当取得の後、一定期間にわたるCMOSイメージセンサーの製造・供給を東芝より受託しました。これにともない、SCKは東芝から棚卸資産を取得しました。なお、SCKは、2016年4月1日付で名称をソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社に変更しています。

支払われた対価が識別可能な有形資産に全て按分され、負債の引受もされなかったため、この取得に際して営業権は計上されていません。概算の補足情報（未監査）は、この取得の与える影響が軽微なため、開示を省略しています。

(3) The Orchardの取得

2015年4月、当社の完全子会社であるSony Music Entertainment（以下「SME」）は、Orchard Asset Holdings, LLCが保有するThe Orchardの持分49%を22,168百万円（185百万米ドル）で追加取得し、その結果、SMEによるThe Orchardの持分は100%になりました。

2015年4月の取得前は、ソニーはThe Orchardの持分を持分法で会計処理していました。この取得でThe Orchardの支配持分を獲得したため、ソニーは段階取得に関する企業結合の会計基準にしたがい、The Orchardを連結し、この取得前から保有していた51%のThe Orchardの資本持分を公正価値で再評価した結果、2015年度において18,085百万円（151百万米ドル）の利益を連結損益計算書の「その他の営業損（純額）」に計上しました。この取得によりソニーは、営業権36,664百万円（307百万米ドル）と無形固定資産13,806百万円（115百万米ドル）を計上しました。この取引で支払われた対価は、受領した現金を控除して、19,547百万円（164百万米ドル）であり連結キャッシュ・フロー計算書の投資活動の「その他」に含まれています。

概算の補足情報（未監査）は、この取得の与える影響が軽微なため、開示を省略しています。

(4) その他の取得

2014年度においてソニーはその他いくつかの取得を行いました。支払われた対価の合計は、2014年8月14日に現金対価18,900百万円で取得したCSC Media Groupを含めて23,103百万円であり、主として現金で支払われました。CSC Media Groupはケーブル局・衛星放送を通じてテレビ番組を放送している英国最大級の独立系チャンネル会社です。将来変更される可能性がある重要な条件付対価はありません。これらの取得の結果、ソニーは営業権12,626百万円と無形固定資産10,731百万円を計上しました。

2015年度においてソニーはその他いくつかの取得を行いました。支払われた対価の合計は、2016年2月1日に対価25,565百万円で取得したAltairを含めて46,233百万円であり、主として現金で支払われました。AltairはLTE（Long Term Evolution）技術に特化した製品の開発と販売を行っています。将来変更される可能性がある重要な条件付対価はありません。Altairの取引で支払われた現金対価は22,657百万円であり、連結キャッシュ・フロー計算書の投資活動の「その他」に含まれています。これらの取得の結果、ソニーは営業権36,128百万円と無形固定資産14,983百万円を計上し、そのうち営業権17,879百万円と無形固定資産6,600百万円をAltairの取引により計上しました。

これらの取得に関して重要な仕掛研究開発費への価格割当はありません。上記の全ての取得企業及び事業はそれぞれの取得日よりソニーの業績に連結されています。その他の取得は、個別ならびに総計で重要性がないため、業績（概算）は表示していません。

25 事業売却

(1) PC事業

2014年2月6日、ソニーはその他分野に含まれていたPC事業において厳しい事業環境が続いていることを鑑み、戦略の見直しを行い、モバイル領域ではスマートフォン及びタブレットにリソースを集中し、最終的にはPC事業を収束することを発表しました。

同日の2014年2月6日、ソニーと日本産業パートナーズ株式会社（以下「JIP」）は、ソニーのPC事業をJIPの設立する新会社に譲渡することに関する意向確認書を締結しました。

2014年7月1日、ソニーは2014年5月2日に締結した正式契約に従い、JIPが設立したVAIO株式会社にソニーのPC事業及びその関連資産の一部を譲渡する取引を完了しました。PC事業収束にともなう損失は継続して発生しましたが、譲渡取引による重要な追加損益は発生していません。

(2) ロジスティクス事業の一部売却

2015年4月1日、ロジスティクス事業に関する合弁事業開始に関連して、ソニーは、全社（共通）に含まれている日本、タイ、及びマレーシアにおけるロジスティクス事業の一部を、売却価額19,211百万円で三井倉庫ホールディングス株式会社へ売却しました。この売却により、ソニーは、2015年度において、12,284百万円の利益を連結損益計算書の「その他の営業損（純額）」に計上しました。

26 共同契約

ソニーは、主として、映画分野の子会社において、他の1つ又は複数の活動のある参加者と共同で映画又はテレビ作品に対する資金調達、製作及び配給を行うための共同契約を締結し、この子会社と他の参加者が、所有によるリスクと便益を共有しています。これらの契約は共同製作・配給契約となります。

ソニーは、主として、映画又はテレビ作品のうち自社が保有し資金調達する部分のみを資産計上しています。ソニーと他の参加者は、主として、異なるメディア又はマーケットで作品を配給しています。ソニーが作品を配給したメディア又はマーケットで獲得した収益及び発生した費用は、主として、総額を計上しています。ソニーは、主として、他の参加者が作品を配給した際には、獲得した収益及び発生した費用の計上はしていません。ソニーと他の参加者は、主として、全てのメディア又はマーケットでの作品の配給から得た利益を分配しています。映画作品においては、ソニーが純額の受取人の場合、（1）他の参加者が配給したメディア又はマーケットからの利益におけるソニーへの分配金から（2）ソニーが配給したメディア又はマーケットからの利益における他の参加者への分配金を差し引き、純額を純売上高として計上しています。ソニーが純額の支払人の場合、純額を売上原価として計上しています。テレビ作品においては、他の参加者が配給したメディア又はマーケットからの利益のソニーへの分配金を売上として計上し、ソニーが配給したメディア又はマーケットからの利益における他の参加者への分配金を売上原価として計上しています。

2014年度及び2015年度において、これらの共同契約において、他の参加者からソニーに帰属すべき額として、それぞれ23,741百万円、30,888百万円が純売上高として計上され、他の参加者に帰属すべき額として、それぞれ22,983百万円、38,303百万円が売上原価に計上されました。

27 契約債務、偶発債務及びその他

(1) ローン・コミットメント

金融子会社は、顧客に対する貸付契約にもとづき、貸付の未実行残高を有しています。2016年3月31日現在、これらの貸付未実行残高は30,611百万円です。ローン・コミットメントの翌年度以降における支払予定額は見積もることはできません。

(2) パーチェス・コミットメント等

2016年3月31日現在のパーチェス・コミットメント等の残高は、合計で420,250百万円です。これらのうち、主要なものは次のとおりです。

映画分野の一部の子会社は、製作関係者との間で映画の製作及びテレビ番組の制作を行う契約を締結し、また第三者との間で完成した映画作品もしくはそれに対する一部の権利を購入する契約、スポーツイベントの放映権を購入する契約を締結しています。これらの契約は多様な期間にわたりますが、主として3年以内の期間に関するものです。2016年3月31日現在、これらの契約にもとづく支払予定額は138,586百万円です。

注記23及び後述の「(4) 保証債務」に記載のとおり、ソニーは米国における音楽出版子会社を完全子会社化するため、第三者投資家の保有する50%の持分を取得する旨の基本合意書を締結しています。本取引の完了は、規制当局の承認を含む諸手続の完了が条件となります。2016年3月31日現在、この基本合意にもとづく支払予定額は750百万米ドルです。

音楽分野の一部の子会社は、音楽アーティストならびに音楽ソフトやビデオの制作・販売会社との間に長期契約を締結しています。これらの契約は多様な期間にわたりますが、主として5年以内の期間に関するものです。2016年3月31日現在、これらの契約にもとづく支払予定額は54,198百万円です。

G & N S 分野の子会社は、長期番組供給契約を締結しています。これらの契約は多様な期間にわたりますが、主として4年以内の期間に関するものです。2016年3月31日現在、これらの契約にもとづく支払予定額は25,741百万円です。

ソニーは、広告宣伝の権利に関する長期スポンサーシップ契約を締結しています。これらの契約は多様な期間にわたりますが、主に3年以内の期間に関するものです。2016年3月31日現在、当該長期契約にもとづく支払予定額は15,727百万円です。

パーチェス・コミットメントの翌年度以降5年間の各年度及びそれ以降の年度における支払予定額の総額は次のとおりです。

年度	2016年3月31日
	金額（百万円）
2016年度	279,201
2017年度	67,192
2018年度	39,889
2019年度	14,265
2020年度	8,685
2021年度以降	11,018
パーチェス・コミットメント合計	420,250

(3) 訴訟

2009年10月、当社の米国子会社であるSony Optiarc America Inc. は、米国司法省反トラスト局から光ディスクドライブ事業に関する情報の提供を求める命令を受領しました。また、当社は、欧州委員会及びその他の国の当局が光ディスクドライブの競争状況に関する調査を開始したと理解しています。2014年3月、当社は米国司法省から調査が終了した旨の通知を受けました。2015年10月、欧州委員会は当社、当社の日本の子会社であるソニーオプティアーク株式会社その他当社の子会社2社に対して総額31百万ユーロの制裁金の支払いを命じる決定を下しました。かかる決定を受け、当社はかかる決定を不服として、2015年12月に欧州普通裁判所に提訴しました。これまでにその他のいくつかの国の当局による調査は終了しているものの、残る一カ国の当局は引き続き調査を行っているとは当社が理解しています。また、当社及び一部の子会社が独占禁止法に違反していたと主張し、損害賠償その他の救済を求める多くの訴訟（集団訴訟を含む）が、当該製品の直接・間接の購入者により米国その他の地域にて提起されています。なお、それらの訴訟のうち、直接購入者による米国での集団訴訟を含め、これまでにいくつかの訴訟も和解に到っているものの、いくつかの訴訟は引き続き係属中です。しかしながら、これらの調査及び訴訟に照らして、不利な判決、和解その他の解決により最終的に発生し得るこれら全てに関する損害額やその幅について見積りを行うことは現時点においては可能ではありません。

2011年5月、当社の米国子会社であるSony Electronics Inc. は、米国司法省反トラスト局から二次電池事業に関する情報の提供を求める命令を受領しました。また、当社は、欧州委員会及びその他の国の当局が二次電池市場の競争状況に関する調査を開始したと理解しています。当社は、米国司法省から、調査が終了した旨の通知を受けていますが、欧州委員会及びその他の国の当局は引き続き調査を行っているとして理解しています。また、当社及び一部の子会社が独占禁止法に違反していたと主張し、損害賠償その他の救済を求める多くの訴訟（集団訴訟を含む）が、当該製品の直接・間接の購入者により米国その他の地域にて提起されています。なお、それらの訴訟のうち、直接・間接の購入者による米国での集団訴訟については和解に到り、かかる和解案につき、裁判所の承認を得るための手続を進めています。また、かかる訴訟に加え、これまでにいくつかの訴訟は和解に到っているものの、いくつかの訴訟は引き続き係属中です。しかしながら、これらの手続の段階に照らして、不利な判決、和解その他の解決により発生し得るこれら全てに関する損害額やその幅について見積りを行うことは現時点においては可能ではありません。

当社の海外の子会社は、HE & S分野の製品の輸出入に関連して、海外政府当局から関税に関する調査を受けており、ソニーは、かかる調査に対して全面的に協力をしています。しかしながら、この調査に関する手続の段階及びソニーが現在知り得るかぎりの情報に照らして、不利な決定、和解その他の解決により発生し得るこれらの調査に関する損害額やその幅について見積りを行うことは現時点においては可能ではありません。

当社及び一部の子会社は、これらの他にも複数の訴訟の被告又は政府機関による調査の対象となっています。しかし、ソニーが現在知り得るかぎりの情報にもとづき、それらの訴訟その他の法的手続により生じ得る結果は、ソニーの業績及び財政状態に重要な影響を与えることはないと考えています。

(4) 保証債務

ソニーは、ある特定の事象又は状況が発生した場合に、被保証者への支払要求に対して保証を行っております。2016年3月31日現在の保証債務にもとづく将来の潜在的支払債務は、最大で38,565百万円です。保証債務のうち、主要なものは次のとおりです。

注記23に記載のとおり、ソニーは、米国における音楽出版子会社の第三者投資家が債務不履行となった場合、260.5百万米ドルを上限として、第三者投資家の未払利息を含めた債務残高を返済することを合意しています。第三者投資家の債務は、第三者投資家が保有するソニーの音楽出版子会社の50%の持分により担保されています。この合意にもとづき債務残高の返済を行う場合、ソニーは第三者投資家が保有する担保資産を承継することができます。2016年3月31日現在、この担保資産の公正価値は260.5百万米ドルを超えています。ソニーは音楽出版子会社を完全子会社化するため、第三者投資家の保有する50%の持分を取得する旨の基本合意書を締結しました。この基本合意書の条項にもとづき、ソニーは第三者投資家に、一括支払いの733百万米ドルに加え、音楽出版子会社が既に約束していた分配金の17百万米ドルを支払います。本取引の完了は、規制当局の承認を含む諸手続の完了が条件となります。なお、本取引の完了時に、第三者投資家の債務に対する保証債務は消滅します。

上記に加え、ソニーは、ある一定期間において、提供した製品及びサービスに対する保証を行っております。2014年度及び2015年度の製品保証に関する負債の増減額は次のとおりです。

項目	2014年度	2015年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
製品保証に関する負債の期首残高	79,718	75,129
製品保証に関する負債の計上額	87,902	83,227
期中取崩額	△78,356	△81,462
期首残高に対する見積変更額	△13,731	△6,440
外貨換算調整額	△404	△3,511
製品保証に関する負債の期末残高	75,129	66,943

28 セグメント情報

以下の報告セグメントは、そのセグメントの財務情報が入手可能なもので、その営業利益（損失）が最高経営意思決定者によって経営資源の配分の決定及び業績の評価に通常使用されているものです。最高経営意思決定者は、個別の資産情報を使用してセグメント評価を行っていません。ソニーにおける最高経営意思決定者は、社長兼CEOです。

ソニーは、2015年度の組織変更にともない、主にその他分野及びデバイス分野を従来構成していた事業を再編し、業績報告におけるビジネスセグメント区分の変更を行いました。この再編に関連して、従来のもので構成されていた日本のディスク製造事業を音楽分野に、ソネット株式会社及びその子会社をMC分野にそれぞれ統合しました。また、従来のデバイス分野に含まれていた純正車載オーディオ機器をHE & S分野に移管しました。さらに、担当執行役の変更にともない、従来のもので構成されていた医療事業をIP & S分野に統合しました。以上のセグメント変更にともない、各分野の過年度の売上高及び営業収入ならびに営業利益（損失）を当年度の表示に合わせて組替再表示しています。

MC分野では、主として携帯電話の製造・販売、インターネット関連サービス事業などを行っています。G & NS分野には、主として家庭用ゲーム機の製造・販売、ネットワークサービス事業、ソフトウェアの制作・販売などが含まれます。IP & S分野には、主としてデジタルイメージング・プロダクツ事業、プロフェッショナル・ソリューション事業、医療事業が含まれます。HE & S分野には、主としてテレビ事業、オーディオ・ビデオ事業が含まれます。デバイス分野には、主として半導体事業、コンポーネント事業が含まれます。映画分野では主として映画製作、テレビ番組制作、メディアネットワーク事業を行っています。音楽分野では主として音楽制作、音楽出版、映像メディア・プラットフォーム事業を行っています。金融分野では主として日本市場における個人向け生命保険及び損害保険を主とする保険事業ならびに日本における銀行業を行っています。その他分野は、海外のディスク製造事業、PC事業等の様々な事業活動から構成されています。ソニーの製品及びサービスは、一般的にはそれぞれのオペレーティング・セグメントにおいて固有のものであります。

【ビジネスセグメント情報】

セグメント別売上高及び営業収入：

項目	2014年度	2015年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
売上高及び営業収入：		
モバイル・コミュニケーション：		
外部顧客に対するもの	1,409,179	1,121,925
セグメント間取引	1,036	5,548
計	1,410,215	1,127,473
ゲーム&ネットワークサービス：		
外部顧客に対するもの	1,292,146	1,479,775
セグメント間取引	95,883	72,118
計	1,388,029	1,551,893
イメージング・プロダクツ&ソリューション：		
外部顧客に対するもの	720,138	704,468
セグメント間取引	3,712	6,724
計	723,850	711,192
ホームエンタテインメント&サウンド：		
外部顧客に対するもの	1,235,686	1,155,085
セグメント間取引	2,371	3,957
計	1,238,057	1,159,042
デバイス：		
外部顧客に対するもの	725,960	766,757
セグメント間取引	201,120	169,023
計	927,080	935,780
映 画：		
外部顧客に対するもの	876,314	935,827
セグメント間取引	2,367	2,315
計	878,681	938,142
音 楽：		
外部顧客に対するもの	540,504	600,969
セグメント間取引	18,740	16,675
計	559,244	617,644
金 融：		
外部顧客に対するもの	1,077,604	1,066,319
セグメント間取引	6,025	6,750
計	1,083,629	1,073,069
その他：		
外部顧客に対するもの	298,694	242,149
セグメント間取引	87,909	91,092
計	386,603	333,241
全社（共通）及びセグメント間取引消去	△379,508	△341,764
連結合計	8,215,880	8,105,712

G&NS分野におけるセグメント間取引は、主としてその他分野に対するものです。

デバイス分野におけるセグメント間取引は、主としてMC分野、G&NS分野及びIP&S分野に対するものです。

その他分野におけるセグメント間取引は、主として映画分野、音楽分野及びG&NS分野に対するものです。

全社（共通）及びセグメント間取引消去には、ブランド及び特許権使用によるロイヤルティ収入が含まれています。

その他の重要事項：

項目	2014年度	2015年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
持分法による投資利益（損失）：		
モバイル・コミュニケーション	△534	△186
ゲーム&ネットワークサービス	—	—
イメージング・プロダクツ&ソリューション	△70	—
ホームエンタテインメント&サウンド	—	—
デバイス	—	—
映 画	△742	△981
音 楽	3,471	3,801
金 融	△782	△645
その他	2,578	249
連結合計	3,921	2,238

項目	2014年度	2015年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
減価償却費及び償却費：		
モバイル・コミュニケーション	24,128	24,186
ゲーム&ネットワークサービス	18,336	20,798
イメージング・プロダクツ&ソリューション	32,622	28,472
ホームエンタテインメント&サウンド	25,238	21,781
デバイス	87,795	105,975
映 画	19,980	22,375
音 楽	14,644	17,795
金 融（繰延保険契約費の償却を含む）	66,223	102,270
その他	11,507	10,286
計	300,473	353,938
全社（共通）	54,151	43,153
連結合計	354,624	397,091

下記の表は、各セグメントにおける製品カテゴリー別の外部顧客に対する売上高及び営業収入の内訳を含んでいます。ソニーのマネジメントは、各セグメントをそれぞれ単一のオペレーティング・セグメントとして意思決定を行っています。

項目	2014年度	2015年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
モバイル・コミュニケーション	1,409,179	1,121,925
ゲーム&ネットワークサービス		
ハードウェア	733,757	721,829
ネットワーク	351,467	529,318
その他	206,922	228,628
計	1,292,146	1,479,775
イメージング・プロダクツ&ソリューション		
デジタルイメージング・プロダクツ	432,594	418,232
プロフェッショナル・ソリューション	271,903	262,675
その他	15,641	23,561
計	720,138	704,468
ホームエンタテインメント&サウンド		
テレビ	835,068	797,764
オーディオ・ビデオ	396,814	354,946
その他	3,804	2,375
計	1,235,686	1,155,085
デバイス		
半導体	501,015	558,983
コンポーネント	217,935	197,316
その他	7,010	10,458
計	725,960	766,757
映 画		
映画製作	434,253	447,355
テレビ番組制作	252,456	270,115
メディアネットワーク	189,605	218,357
計	876,314	935,827
音 楽		
音楽制作	383,350	412,718
音楽出版	70,959	71,258
映像メディア・プラットフォーム	86,195	116,993
計	540,504	600,969
金 融	1,077,604	1,066,319
その他	298,694	242,149
全社（共通）	39,655	32,438
連 結	8,215,880	8,105,712

【地域別情報】

2014年度及び2015年度における顧客の所在国又は地域別に分類した売上高及び営業収入、2015年3月31日現在及び2016年3月31日現在の有形固定資産（減価償却累計額控除後）は次のとおりです。

項目	2014年度	2015年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
売上高及び営業収入：		
日本	2,233,776	2,317,312
米国	1,528,097	1,733,759
欧州	1,932,941	1,881,329
中国	546,697	540,497
アジア・太平洋地域	1,052,453	959,171
その他地域	921,916	673,644
計	8,215,880	8,105,712

項目	2015年3月31日	2016年3月31日
	金額（百万円）	金額（百万円）
有形固定資産（減価償却累計額控除後）：		
日本	495,502	625,143
米国	85,412	99,743
欧州	38,637	31,738
中国	69,854	19,884
アジア・太平洋地域	41,096	37,042
その他地域	8,784	7,268
計	739,285	820,818

日本、米国ならびに中国以外の各区分に属する主な国又は地域は次のとおりです。

- (1) 欧州： イギリス、フランス、ドイツ、ロシア、スペイン、スウェーデン
- (2) アジア・太平洋地域： インド、韓国、オセアニア
- (3) その他地域： 中近東/アフリカ、ブラジル、メキシコ、カナダ

売上高及び営業収入、有形固定資産（減価償却累計額控除後）に関して、欧州、アジア・太平洋地域、その他地域において個別には金額的に重要性のある国はありません。

報告セグメント間及び地域間の取引は、ソニーのマネジメントが独立企業間価格であると考えている価格で行っています。

2014年度及び2015年度において、単一顧客として重要な顧客に対する売上高及び営業収入はありません。

29 重要な後発事象

(1) 熊本地震

2016年4月、日本の熊本地域において発生した一連の地震により、主にデジタルカメラや監視カメラ向けのイメージセンサー及びディスプレイデバイスの基幹工場である、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社熊本テクノロジーセンターにおける生産活動に支障が生じています。この地震により主にデバイス分野及びI P & S分野の事業に影響が及ぶ可能性があり、2016年度の財政状態及び業績への重要な影響が見込まれます。なお、2016年度に計上されることとなる、固定資産及び棚卸資産等の損害額ならびに保険収益額は現在精査中です。

(2) カメラモジュール開発・製造の一部中止

2016年5月、ソニーは、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社熊本テクノロジーセンターで量産に向けた準備を行っていた外販向けの高機能カメラモジュールについて、長期的観点から事業方針の再検討を行った結果、その開発・製造の中止を決定しました。この中止により、連結業績への重要な影響が見込まれます。なお、2016年度に計上されることとなる、この中止に関連した費用は現在精査中です。

⑥【連結附属明細表】

【社債明細表】

連結財務諸表注記「12 短期借入金及び長期借入債務」に記載しています。

【借入金等明細表】

連結財務諸表注記「12 短期借入金及び長期借入債務」に記載しています。

【資産除去債務明細表】

2016年3月31日現在における資産除去債務の金額に重要性がないため、記載を省略しています。

【評価性引当金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	その他 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒及び返品引当金	86,598	56,687	△66,443	△4,059	72,783
繰延税金資産に対する評価性引当金	1,077,622	154,171	△116,277	△59,658	1,055,858

(注) 1 貸倒及び返品引当金のその他は外貨換算調整額です。

2 繰延税金資産に対する評価性引当金のその他は外貨換算調整額及び法定税率変更の影響です。

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高及び営業収入 (百万円)	1,808,059	3,700,799	6,281,611	8,105,712
税引前利益 (百万円)	138,710	210,904	404,184	304,504
当社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	82,441	115,994	236,128	147,791
基本的1株当たり当社株主に 帰属する四半期(当期) 純利 益 (円)	70.52	95.53	191.98	119.40

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり当社株主に 帰属する四半期純利益 (円)	70.52	26.64	95.25	70.03

② 訴訟

2009年10月、当社の米国子会社であるSony Optiarc America Inc.は、米国司法省反トラスト局から光ディスクドライブ事業に関する情報の提供を求める命令を受領しました。また、当社は、欧州委員会及びその他の国の当局が光ディスクドライブの競争状況に関する調査を開始したと理解しています。2014年3月、当社は米国司法省から調査が終了した旨の通知を受けました。2015年10月、欧州委員会は当社、当社の日本の子会社であるソニーオプティアーク株式会社その他当社の子会社2社に対して総額31百万ユーロの制裁金の支払いを命じる決定を下しました。かかる決定を受け、当社はかかる決定を不服として、2015年12月に欧州普通裁判所に提訴しました。これまでにその他のいくつかの国の当局による調査は終了しているものの、残る一カ国の当局は引き続き調査を行っているとは理解しています。また、当社及び一部の子会社が独占禁止法に違反していたと主張し、損害賠償その他の救済を求める多くの訴訟（集団訴訟を含む）が、当該製品の直接・間接の購入者により米国その他の地域にて提起されています。なお、それらの訴訟のうち、直接購入者による米国での集団訴訟を含め、これまでにいくつかの訴訟も和解に到っているものの、いくつかの訴訟は引き続き係属中です。しかしながら、これらの調査及び訴訟に照らして、不利な判決、和解その他の解決により最終的に発生し得るこれら全てに関する損害額やその幅について見積りを行うことは現時点においては可能ではありません。

2011年5月、当社の米国子会社であるSony Electronics Inc.は、米国司法省反トラスト局から二次電池事業に関する情報の提供を求める命令を受領しました。また、当社は、欧州委員会及びその他の国の当局が二次電池市場の競争状況に関する調査を開始したと理解しています。当社は、米国司法省から、調査が終了した旨の通知を受けていますが、欧州委員会及びその他の国の当局は引き続き調査を行っているとは理解しています。また、当社及び一部の子会社が独占禁止法に違反していたと主張し、損害賠償その他の救済を求める多くの訴訟（集団訴訟を含む）が、当該製品の直接・間接の購入者により米国その他の地域にて提起されています。なお、それらの訴訟のうち、直接・間接の購入者による米国での集団訴訟については和解に到り、かかる和解案につき、裁判所の承認を得るための手続を進めています。また、かかる訴訟に加え、これまでにいくつかの訴訟は和解に到っているものの、いくつかの訴訟は引き続き係属中です。しかしながら、これらの手続の段階に照らして、不利な判決、和解その他の解決により発生し得るこれら全てに関する損害額やその幅について見積りを行うことは現時点においては可能ではありません。

当社の海外の子会社は、HE & S分野の製品の輸出入に関連して、海外政府当局から関税に関する調査を受けており、ソニーは、かかる調査に対して全面的に協力をしています。しかしながら、この調査に関する手続の段階及びソニーが現在知り得るかぎりの情報に照らして、不利な決定、和解その他の解決により発生し得るこれらの調査に関する損害額やその幅について見積りを行うことは現時点においては可能ではありません。

当社及び一部の子会社は、これらの他にも複数の訴訟の被告又は政府機関による調査の対象となっています。しかし、ソニーが現在知り得るかぎりの情報にもとづき、それらの訴訟その他の法的手続により生じ得る結果は、ソニーの業績及び財政状態に重要な影響を与えることはないと考えています。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	2014年度 (2015年3月31日)	2015年度 (2016年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26,091	12,313
受取手形	252	303
売掛金	※1 300,450	※1 286,405
製品	0	0
仕掛品	8,871	9,064
原材料及び貯蔵品	478	414
前渡金	5,073	4,952
前払費用	6,522	7,368
預け金	※1 368,849	※1 344,081
その他	※1 143,055	※1 216,781
貸倒引当金	△90	△160
流動資産合計	859,551	881,522
固定資産		
有形固定資産		
建物	187,534	186,933
減価償却累計額	△136,352	△139,162
建物（純額）	51,182	47,771
構築物	10,575	10,585
減価償却累計額	△8,342	△8,457
構築物（純額）	2,233	2,128
機械及び装置	29,095	37,490
減価償却累計額	△19,930	△21,854
機械及び装置（純額）	9,165	15,636
車両運搬具	19	21
減価償却累計額	△16	△17
車両運搬具（純額）	3	4
工具、器具及び備品	28,895	27,120
減価償却累計額	△22,877	△20,978
工具、器具及び備品（純額）	6,018	6,142
土地	27,115	27,094
リース資産	4,343	4,038
減価償却累計額	△3,880	△3,732
リース資産（純額）	463	306
建設仮勘定	109	152
有形固定資産合計	96,287	99,233

(単位：百万円)

	2014年度 (2015年3月31日)	2015年度 (2016年3月31日)
無形固定資産		
特許権	1,791	1,277
借地権	1,537	1,537
ソフトウェア	46,637	35,489
リース資産	37	32
その他	37,116	36,558
無形固定資産合計	87,117	74,893
投資その他の資産		
投資有価証券	171,642	91,150
関係会社株式	1,906,314	1,937,469
出資金	1	4
関係会社出資金	103,896	102,297
長期貸付金	※1 645,433	※1 522,508
破産更生債権等	950	474
長期前払費用	3,673	4,414
その他	※1 13,981	※1 15,684
貸倒引当金	△39,020	△39,510
投資その他の資産合計	2,806,871	2,634,491
固定資産合計	※2 2,990,275	※2 2,808,616
資産合計	3,849,826	3,690,139
負債の部		
流動負債		
支払手形	778	626
買掛金	※1 191,344	※1 195,020
短期借入金	※1 524,016	※1 54,206
1年内返済予定の長期借入金	46,141	62,902
1年内償還予定の社債	54,999	45,000
リース債務	2,048	1,706
未払金	※1 55,010	※1 61,323
未払費用	※1 123,910	※1 96,071
未払法人税等	70	3,804
前受金	18,154	31,342
預り金	※1 13,909	※1 17,122
前受収益	118	53
賞与引当金	21,358	18,781
製品保証引当金	10	30
その他	15,277	6,592
流動負債合計	1,067,143	594,578

(単位：百万円)

	2014年度 (2015年3月31日)	2015年度 (2016年3月31日)
固定負債		
社債	271,300	226,300
新株予約権付社債	—	120,000
長期借入金	338,783	139,604
リース債務	※1 1,899	※1 205
繰延税金負債	34,375	16,198
退職給付引当金	74,533	62,661
パソコン回収再資源化引当金	838	704
資産除去債務	2,353	2,318
その他	※1 37,646	※1 44,910
固定負債合計	761,726	612,901
負債合計	1,828,870	1,207,479
純資産の部		
株主資本		
資本金	707,038	858,867
資本剰余金		
資本準備金	920,731	1,072,560
その他資本剰余金	1,093	1,081
資本剰余金合計	921,823	1,073,641
利益剰余金		
利益準備金	34,870	34,870
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	277,937	470,489
利益剰余金合計	312,807	505,359
自己株式	△4,220	△4,259
株主資本合計	1,937,448	2,433,609
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	70,856	35,816
評価・換算差額等合計	70,856	35,816
新株予約権	12,652	13,235
純資産合計	2,020,956	2,482,659
負債純資産合計	3,849,826	3,690,139

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	2014年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	2015年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
売上高	※1 2,072,735	※1 2,064,233
売上原価	※1 1,760,688	※1 1,733,879
売上総利益	312,047	330,354
販売費及び一般管理費	※2 321,927	※2 274,823
営業利益又は営業損失(△)	△9,881	55,531
営業外収益		
受取利息及び配当金	※1 211,272	※1 130,845
その他	※1 33,894	※1 23,679
営業外収益合計	245,166	154,524
営業外費用		
支払利息	※1 7,680	※1 4,591
その他	※1 46,216	※1 39,608
営業外費用合計	53,896	44,199
経常利益	181,389	165,856
特別利益		
投資有価証券売却益	—	46,757
関係会社株式売却益	—	7,312
固定資産売却益	※3 69,942	—
特別利益合計	69,942	54,069
特別損失		
関係会社株式等評価損	217,776	—
早期割増退職金	14,950	—
事業収束に伴うたな卸資産処分損	5,475	—
特別損失合計	238,201	—
税引前当期純利益	13,130	219,925
法人税、住民税及び事業税	177	14,892
法人税等調整額	445	△131
法人税等合計	622	14,761
当期純利益	12,509	205,164

③【株主資本等変動計算書】

2014年度

(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	646,654	860,347	1,192	34,870	278,475	△4,284	1,817,254
当期変動額							
新株の発行	60,383	60,383					120,767
剰余金の配当					△13,046		△13,046
当期純利益					12,509		12,509
自己株式の取得						△101	△101
自己株式の処分			△99			165	66
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	60,383	60,383	△99	—	△537	64	120,194
当期末残高	707,038	920,731	1,093	34,870	277,937	△4,220	1,937,448

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	45,529	12,261	1,875,044
当期変動額			
新株の発行			120,767
剰余金の配当			△13,046
当期純利益			12,509
自己株式の取得			△101
自己株式の処分			66
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	25,327	391	25,718
当期変動額合計	25,327	391	145,912
当期末残高	70,856	12,652	2,020,956

2015年度

(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	707,038	920,731	1,093	34,870	277,937	△4,220	1,937,448	
当期変動額								
新株の発行	151,829	151,829					303,659	
剰余金の配当					△12,612		△12,612	
当期純利益					205,164		205,164	
自己株式の取得						△110	△110	
自己株式の処分			△12			71	59	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	151,829	151,829	△12	—	192,552	△39	496,161	
当期末残高	858,867	1,072,560	1,081	34,870	470,489	△4,259	2,433,609	

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	70,856	12,652	2,020,956
当期変動額			
新株の発行			303,659
剰余金の配当			△12,612
当期純利益			205,164
自己株式の取得			△110
自己株式の処分			59
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△35,040	583	△34,458
当期変動額合計	△35,040	583	461,703
当期末残高	35,816	13,235	2,482,659

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

イ 時価のあるもの

決算日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～50年

機械及び装置 4～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間（3年）にもとづく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定債権に対する取立不能見込額と、一般債権に対する貸倒実績率により算出した金額との合計額を計上しています。

(2) 賞与引当金

執行役及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額にもとづき計上しています。

(3) 製品保証引当金

製品販売後の無償サービス費用の支出に備えるため、売上高を基準として過去の経験率にもとづき計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額にもとづき計上しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

(5) パソコン回収再資源化引当金

家庭系使用済パソコンの回収及び再資源化の支出に備えるため、売上台数を基準として支出見込額を計上しています。

4 完成工事高及び完成工事原価の認識基準

当年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しています。工事進行基準を適用する工事の当年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によります。

5 繰延資産の処理方法

支出時の費用として処理しています。

6 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式を採用しています。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日)

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積もるという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものです。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・ (分類1) から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・ (分類2) 及び(分類3)に係る分類の要件
- ・ (分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・ (分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・ (分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

2016年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	2014年度 (2015年3月31日)	2015年度 (2016年3月31日)
短期金銭債権	720,541百万円	770,029百万円
長期金銭債権	648,797	527,071
短期金銭債務	829,897	356,061
長期金銭債務	2,223	550

※2 圧縮記帳

固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額

	2014年度 (2015年3月31日)	2015年度 (2016年3月31日)
国庫補助金等	909百万円	904百万円
保険金等	27	25

3 保証債務等

	2014年度 (2015年3月31日)	2015年度 (2016年3月31日)
債務保証契約	848,895百万円	866,739百万円
経営指導念書等の差入れ (注)	55,373	50,337

(注) 経営指導念書等は、関係会社の信用を補完することを目的とした関係会社との合意書が主なものです。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	2014年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	2015年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	1,747,587百万円	1,748,151百万円
仕入高	1,610,049	1,625,386
営業取引以外の取引による取引高	338,744	187,455

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	2014年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	2015年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
製品保証引当金繰入額	10百万円	30百万円
パソコン回収再資源化引当金繰入額	18	△135
貸倒引当金繰入額	△23	△385
貸倒損失	—	448
賞与引当金繰入額	4,469	4,255
退職給付費用	2,139	△5,255
業務委託費	65,802	61,669
減価償却費	19,825	17,208
開発研究費	92,322	91,266
その他	137,365	105,722

なお、販売費に属する費用のおおよその割合は前年度18%、当年度14%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前年度82%、当年度86%です。

※3 固定資産売却益の内訳

	2014年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	2015年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
土地	73,675百万円	—百万円
建物その他	△3,733	—
計	69,942	—

同一の売買契約において土地と建物等が一体となった固定資産を売却した際、土地部分は売却益、建物等部分は売却損が発生しており、売却損益の合算金額を固定資産売却益に計上しています。

(株主資本等変動計算書関係)

2014年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2014年5月13日 取締役会	普通株式	13,046百万円	12円50銭	2014年3月31日	2014年6月3日

(2) 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となるもの
該当事項はありません。

2015年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2015年10月29日 取締役会	普通株式	12,612百万円	10円00銭	2015年9月30日	2015年12月1日

(2) 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2016年4月28日 取締役会	普通株式	12,614百万円	利益剰余金	10円00銭	2016年3月31日	2016年5月31日

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

2014年度 (2015年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	115,820	504,252	388,432
関連会社株式	10,254	330,340	320,086
合計	126,074	834,592	708,518

2015年度 (2016年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	115,820	375,318	259,498
関連会社株式	10,254	365,160	354,906
合計	126,074	740,478	614,404

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	2014年度 (2015年3月31日)	2015年度 (2016年3月31日)
子会社株式	1,778,762	1,809,350
関連会社株式	1,479	2,045

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めていません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	2014年度 (2015年3月31日)	2015年度 (2016年3月31日)
(1) 流動負債		
繰延税金資産		
未払費用	9,467百万円	4,091百万円
賞与引当金	7,140	5,778
その他	3,247	6,109
繰延税金資産小計	19,854	15,978
評価性引当金	△19,804	△15,971
繰延税金資産合計	51	7
繰延税金負債		
その他	△51	△7
繰延税金負債合計	△51	△7
繰延税金負債の純額	—	—
(2) 固定負債		
繰延税金資産		
繰越欠損金	196,795	166,684
関係会社株式等	142,168	140,334
その他	58,782	56,907
繰延税金資産小計	397,746	363,925
評価性引当金	△396,530	△363,733
繰延税金資産合計	1,215	193
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△33,656	△15,610
その他	△1,934	△781
繰延税金負債合計	△35,590	△16,391
繰延税金負債の純額	△34,375	△16,198

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

	2014年度 (2015年3月31日)	2015年度 (2016年3月31日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
受取配当金等の一時差異に該当しない項目	△869.4	△19.2
評価性引当金	859.4	△5.4
子会社清算にともなう繰越欠損金の引継ぎ	△51.5	—
控除不能外国税額等	19.3	—
連結納税に係る投資簿価修正	12.6	—
その他	△1.3	△1.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.7	6.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2016年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(2016年法律第13号)が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これにともない、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から、2016年4月1日及び2017年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、2018年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.6%になります。この税率変更による影響は軽微です。

また、欠損金の繰越控除制度が2016年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額に、2017年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額に、2018年4月1日

以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことにもなう影響はありません。

(重要な後発事象)

1 共通支配下の取引等

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、分割する資産・負債の帳簿価格ならびに取引の目的を含む取引の概要

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 結合企業（分離先企業）

結合企業の名称 ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社（以下「SSS」）

事業の内容 半導体及び半導体関連商品の企画・設計・製造及び販売

② 被結合企業（分離元企業）

被結合企業の名称 ソニー株式会社

事業の内容 電子・電気機械器具の製造・販売等

2. 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社、SSSを吸収分割承継会社とする吸収分割

3. 分割する資産・負債の帳簿価格

資産 94,001百万円

負債 39,174百万円

4. 取引の目的を含む取引の概要

当社は2015年2月18日に発表した中期経営方針において、株主視点に立った結果責任・説明責任の明確化、持続的な利益創出を念頭においた経営、意志決定の迅速化と事業競争力の強化を徹底するため、従来からグループ会社で運営している事業に加え、当社内の事業部門で運営してきた事業についても、順次分社化していく方針を示しています。

かかる方針に基づき、デバイス分野の一層の強化と持続的な成長を目的とし、2016年4月1日付で、当社が営んでいる半導体事業（ストレージメディア事業部及びエナジー事業部を除くデバイスソリューション事業本部にて行われている事業、ならびにRDSプラットフォーム デバイス&マテリアル研究開発本部の半導体に関する事業。）に関する権利義務を吸収分割の方法により当社100%出資の子会社であるSSSに承継させる会社分割を行いました。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13日）にもとづき、共通支配下の取引として処理します。これにより、当社は承継対象資産、債務、契約その他の権利義務に代えて、SSSの株式を追加取得しますが、その取得原価は移転事業に係る株主資本相当額にもとづいて算定し、移転損益は生じません。

2 熊本地震

2016年4月、日本の熊本地域において発生した一連の地震により、主にデジタルカメラや監視カメラ向けのイメージセンサー及びディスプレイデバイスの基幹工場である、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社熊本テクノロジーセンターにおける生産活動に支障が生じています。この地震により主にデバイス分野及びI P & S分野の事業に影響が及ぶ可能性があり、2016年度の財政状態及び業績への影響は現在精査中です。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却 累計額又は 償却累計額	当期償却額	差引 期末帳簿価額
有形 固定 資産	建物	187,534	1,786	2,387	186,933	139,162	4,593	47,771
	構築物	10,575	30	20	10,585	8,457	135	2,128
	機械及び装置	29,095	10,805	2,410	37,490	21,854	3,242	15,636
	車両運搬具	19	2	—	21	17	1	4
	工具、器具及び 備品	28,895	2,609	4,384	27,120	20,978	2,160	6,142
	土地	27,115	—	21	27,094	—	—	27,094
	リース資産	4,343	122	427	4,038	3,732	175	306
	建設仮勘定	109	328	285	152	—	—	152
	計	287,684	15,682	9,933	293,433	194,201	10,305	99,233
無形 固定 資産	特許権	8,200	420	168	8,452	7,175	919	1,277
	借地権	1,537	—	—	1,537	—	—	1,537
	ソフトウェア	151,336	22,244	55,828	117,752	82,263	16,850	35,489
	リース資産	57	23	26	54	21	11	32
	その他	123,882	12,400	15,073	121,209	84,651	10,071	36,558
	計	285,011	35,087	71,095	249,003	174,111	27,851	74,893

(注) 「当期減少額」の主な内訳は、2015年7月1日のソニービデオ&サウンドプロダクツ(株)会社設立移行に伴う設備等の売却です。内訳は次のとおりです。

(内訳)	建物	ビデオ&サウンド製品の評価室等	630百万円
	機械及び装置	ビデオ&サウンド製品の装置	334百万円
	工具、器具及び備品	ビデオ&サウンド製品の治具・測定器	2,480百万円
	ソフトウェア	ビデオ&サウンド製品 機器組込みソフトウェア	35,151百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	39,110	2,029	1,469	39,670
賞与引当金	21,358	18,781	21,358	18,781
製品保証引当金	10	30	10	30
パソコン回収再資源化引当金	838	—	135	704

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り又は買増し 取扱場所 株主名簿管理人 手数料	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/pn/
株主に対する特典	【2016年実績】 100株以上保有（2016年3月末現在）の株主宛に2016年5月30日付で、以下の内容の「株主特典クーポン」をご案内しました。 クーポンの名称：「株主特典AV」クーポン クーポンの内容：ソニーの公式通販サイト「ソニーストア」及びソニーの直営店舗（ソニーストア 銀座・名古屋・大阪・福岡天神）で、対象商品を割引価格で購入できるクーポン（AV商品15%オフ） 有効期間： 2016年5月30日～2017年3月31日 その他： 譲渡ないし換金はできません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類ならびに確認書
事業年度（2014年度）（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）
2015年6月23日 関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書
2015年6月23日 関東財務局長に提出
- (3) 臨時報告書
2015年6月26日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、同条第2項第9号の2にもとづく臨時報告書です。
- (4) 臨時報告書及びその添付書類
2015年6月30日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、同条第2項第1号にもとづく臨時報告書です。
- (5) 有価証券届出書（一般募集及びオーバーアロットメントによる売出し）及びその添付書類
2015年6月30日 関東財務局長に提出
- (6) 有価証券届出書（その他の者に対する割当）及びその添付書類
2015年6月30日 関東財務局長に提出
- (7) 有価証券届出書（新株予約権付社債）及びその添付書類
2015年6月30日 関東財務局長に提出
- (8) 有価証券届出書の訂正届出書及びその添付書類
2015年7月6日 関東財務局長に提出
2015年6月30日に提出した上記（7）の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。
- (9) 臨時報告書の訂正報告書
2015年7月13日 関東財務局長に提出
2015年6月30日に提出した上記（4）の臨時報告書にかかる訂正報告書です。
- (10) 有価証券届出書の訂正届出書
2015年7月13日 関東財務局長に提出
2015年6月30日に提出した上記（5）の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。
- (11) 有価証券届出書の訂正届出書
2015年7月13日 関東財務局長に提出
2015年6月30日に提出した上記（6）の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。
- (12) 有価証券届出書の訂正届出書
2015年7月13日 関東財務局長に提出
2015年6月30日に提出した上記（7）の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。
- (13) 臨時報告書の訂正報告書及びその添付書類
2015年7月22日 関東財務局長に提出
2015年6月30日に提出した上記（4）の臨時報告書にかかる訂正報告書です。

- (14) 有価証券届出書の訂正届出書
2015年7月22日 関東財務局長に提出
2015年6月30日に提出した上記(6)の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。
- (15) 有価証券届出書の訂正届出書及びその添付書類
2015年7月30日 関東財務局長に提出
2015年6月30日に提出した上記(6)の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。
- (16) 四半期報告書及び確認書
事業年度(2015年度第1四半期) (自 2015年4月1日 至 2015年6月30日)
2015年8月5日 関東財務局長に提出
- (17) 有価証券届出書の訂正届出書
2015年8月5日 関東財務局長に提出
2015年6月30日に提出した上記(6)の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。
- (18) 臨時報告書及びその添付書類
2015年10月29日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、同条第2項第1号及び同条同項第2号の2にもとづく臨時報告書です。
- (19) 有価証券届出書(普通株式新株予約権証券)及びその添付書類
2015年10月29日 関東財務局長に提出
普通株式新株予約権証券は当社第30回普通株式新株予約権として発行したものです。
- (20) 四半期報告書及び確認書
事業年度(2015年度第2四半期) (自 2015年7月1日 至 2015年9月30日)
2015年11月6日 関東財務局長に提出
- (21) 有価証券届出書の訂正届出書
2015年11月6日 関東財務局長に提出
2015年10月29日に提出した上記(19)の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。
- (22) 臨時報告書の訂正報告書
2015年11月19日 関東財務局長に提出
2015年10月29日に提出した上記(18)の臨時報告書にかかる訂正報告書です。
- (23) 有価証券届出書の訂正届出書
2015年11月19日 関東財務局長に提出
2015年10月29日に提出した上記(19)の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。
- (24) 四半期報告書及び確認書
事業年度(2015年度第3四半期) (自 2015年10月1日 至 2015年12月31日)
2016年2月4日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2016年6月17日

ソニー株式会社

取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	木 村 浩 一 郎
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	岩 尾 健 太 郎
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	井 野 貴 章

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソニー株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結資本変動表、連結財務諸表注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第95条の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニー株式会社及び連結子会社の2016年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2016年4月、熊本地域において発生した一連の地震により、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社熊本テクノロジーセンターにおける生産活動に支障が生じている。この地震によりデバイス分野及びI P & S分野の事業に影響が及ぶ可能性があり、2016年度の財政状態及び業績への重要な影響が見込まれている。なお、2016年度に計上されることとなる、固定資産及び棚卸資産等の損害額ならびに保険収益額は現在精査中である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制の統合的枠組み（2013年版）」で確立された規準に基づき、ソニー株式会社の2016年3月31日現在の財務報告に係る内部統制について監査を行った。財務報告に係る有効な内部統制を維持する責任及び内部統制報告書において財務報告に係る内部統制の有効性を評価する責任は経営者にある。当監査法人の責任は、独立の立場から会社の財務報告に係る内部統制に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、米国公開企業会計監視委員会の基準に準拠して統合監査を行った。米国公開企業会計監視委員会の基準は、財務報告に係る有効な内部統制がすべての重要な点において維持されているかどうかの合理的な保証を得るために、当監査法人が監査を計画し、実施することを求めている。統合監査は、財務報告に係る内部統制の理解、開示すべき重要な不備が存在するリスクの評価、評価したリスクに基づいた内部統制の整備及び運用状況の有効性に関する検証と評価、並びに当監査法人が状況に応じて必要と認めたその他の手続の実施を含んでいる。当監査法人は、統合監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した外部報告目的の財務諸表の作成に関する合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。財務報告に係る内部統制は、

(1) 会社の資産の取引及び処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映する記録の維持に関連し、(2) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成するために必要な取引の記録が行われていること及び会社の収入と支出が会社の経営者及び取締役の承認に基づいてのみ行われることに関する合理的な保証を提供し、(3) 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある未承認の会社の資産の取得、使用又は処分を防止又は適時に発見することに関する合理的な保証を提供する方針及び手続を含んでいる。

固有の限界により、財務報告に係る内部統制は、虚偽記載を防止又は発見できない可能性がある。また、将来の期間に向けて有効性の評価を予測する場合には、状況の変化により統制が不適切となるリスク、もしくは方針や手続の遵守の程度が低下するリスクが伴う。

当監査法人は、ソニー株式会社は、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制の統合的枠組み（2013年版）」で確立された規準に基づき、すべての重要な点において、2016年3月31日現在において財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

我が国の内部統制監査との主要な相違点

当監査法人は米国公開企業会計監視委員会の基準に準拠して内部統制監査を行った。我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下の通りである。

1. 我が国で一般に公正妥当と認められる内部統制監査の基準に準拠した場合、独立監査人は経営者が作成した内部統制報告書に対する意見表明を行う。
2. 我が国で一般に公正妥当と認められる内部統制監査の基準に準拠した場合、内部統制の有効性の判断規準として、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みが用いられる。
3. 我が国で一般に公正妥当と認められる内部統制監査の基準に準拠した場合、財務報告に係る内部統制には、財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る内部統制が含まれ、これには持分法適用会社の内部統制も含まれる。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2016年6月17日

ソニー株式会社

取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	木 村 浩 一 郎
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	岩 尾 健 太 郎
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	井 野 貴 章

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソニー株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの2015年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニー株式会社の2016年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2016年4月、熊本地域において発生した一連の地震により、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社熊本テクノロジーセンターにおける生産活動に支障が生じている。この地震により主にデバイス分野及びI P & S分野の事業に影響が及ぶ可能性があり、2016年度の財政状態及び業績への影響は現在精査中である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年6月17日
【会社名】	ソニー株式会社
【英訳名】	SONY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 平井 一夫
【最高財務責任者の役職氏名】	代表執行役 吉田 憲一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表執行役の平井 一夫ならびに代表執行役及び最高財務責任者である吉田 憲一郎は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しています。

当社の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した対外的な報告目的の財務諸表の作成に関する合理的な保証を提供するために整備及び運用されています。また、当社は、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会（The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commissions (COSO)）が公表した「内部統制の統合的枠組み（2013年版）」で確立された規準に基づいて、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。財務報告に係る内部統制は、（1）会社の資産の取引及び処分を、合理的な詳細さで正確かつ適正に反映する記録の維持に関連し、（2）米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成するために必要な取引の記録が行われていることならびに会社の収入と支出が会社の経営者及び取締役の承認に基づいてのみ行われることに関する合理的な保証を提供し、（3）財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある未承認の会社の資産の取得、使用又は処分を防止又は適時に発見することに関する合理的な保証を提供する方針ならびに手続を含んでいます。

内部統制固有の限界により、財務報告に係る内部統制は、虚偽記載を完全に防止又は発見できない可能性があります。また、将来の期間に向けて有効性の評価を予測する場合には、状況の変化により統制が不適切となるリスク又は方針や手続の遵守の程度が低下するリスクを伴います。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は当事業年度の末日（2016年3月31日）を基準日として、当社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価しました。

その際、当社は、財務諸表の重要な虚偽記載につながるリスクを特定し、全社的な内部統制の整備及び運用状況を考慮した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、統制上の要点について内部統制の構成要素が機能していることを評価しました。

当社は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲としました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。重要な事業拠点を選定する際は、財務諸表の重要な虚偽記載につながるリスクを勘案して、重要性の大きい特定の取引又は事象について評価対象としました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当事業年度の末日（2016年3月31日）における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

当社は財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第18条の規定に従い、米国サーベンス・オクスリー法第404条により要求されている内部統制の基準（以下「米国内部統制基準」）に基づき内部統制の評価及び報告を行なっています。当社及び連結子会社が採用している内部統制の評価及び報告基準のうち、日本における内部統制の評価及び報告基準（以下「日本内部統制基準」）と異なるもので重要性のあるものは以下の通りです。

(1) 評価基準

日本内部統制基準では、企業会計審議会により公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に基づいて内部統制の評価を行うことが要求されていますが、米国内部統制基準では要求されていません。

(2) 評価対象となる会社

米国内部統制基準では、当社及び連結子会社についての財務報告に係る内部統制の有効性の評価が要求されていますが、日本内部統制基準では、当社及び連結子会社ならびに持分法適用関連会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価が要求されています。

(3) 「財務報告」の範囲

米国内部統制基準では、財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る対外的な報告の信頼性を確保するための内部統制及び個別財務諸表に係る内部統制は、財務報告に係る内部統制の範囲に含まれていませんが、日本内部統制基準では、評価及び監査の対象となる財務報告に係る内部統制の範囲に含まれます。

(4) 内部統制の枠組み

米国内部統制基準では、適用すべき内部統制の枠組みは特定されておらず、当社では米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が発行した「内部統制の統合的枠組み（2013年版）」で確立された規準に基づいて評価を行っています。日本内部統制基準では、適用すべき内部統制の枠組みが、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」において明記されています。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年6月17日
【会社名】	ソニー株式会社
【英訳名】	SONY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 平井 一夫
【最高財務責任者の役職氏名】	代表執行役 吉田 憲一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社の代表執行役の平井 一夫ならびに代表執行役及び最高財務責任者である吉田 憲一郎は、当社の2015年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

該当事項はありません。